

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条 1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 4月15日
【会計年度】	自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
【発行者の名称】	アルゼンチン共和国 (The Republic of Argentina)
【代表者の役職氏名】	財務省金融局長 Santiago Bausili
【事務連絡者氏名】	弁 護 士 黒 丸 博 善
【住所】	東京都港区六本木六丁目10番 1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	(03)6438-5511
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

本報告書の注記

注(1) 定義および一定の語法

定 義

本有価証券報告書（「本報告書」）中、「アルゼンチン」または「共和国」という場合はすべてアルゼンチン共和国をさし、「政府」という場合はすべて、アルゼンチン中央銀行（「中央銀行」）、アルゼンチン国立銀行（Banco de la Nación Argentina）および海外投資貿易銀行（Banco de Inversión y Comercio Exterior、または「BICE」）を除いたアルゼンチン連邦政府の非金融部門をさすものとする。

以下に記載の用語は、本報告書中以下の意味を有する。

「2005年債務交換」とは、2001年末以来債務不履行となっていた公的債務の、2005年1月から5月に政府によってなされた再編および交換をいう。

「2010年債務交換」とは、2001年末以来債務不履行となっていた公的債務の、2010年4月から12月に政府によってなされた再編および交換をいう。

「BADLAR金利」とは、アルゼンチンの金融機関における名目年金利の調査に基づき中央銀行が公表する100万ペソを超える30日から35日のペソ建定期預金の平均金利をいう。

「消費者物価指数」または「CPI」とは、加重調整された消費財およびサービスのバスケットに基づき計算された指数をいい、本報告書は以下のCPIに言及している。

- 全国都市部CPI（Indice de Precios al Consumidor Nacional Urbano、または「CPI Nu」）： INDEC（国家統計センサス局）は2014年2月に、ブエノスアイレス市およびその近郊のインフレ率のみを測定していた従前の指数に代えて、全国の財の平均価値に基づく全国都市部消費者物価指数データの公表を開始した。
- ブエノスアイレス市CPI： ブエノスアイレス市の居住家計の消費パターンを反映して加重調整された消費財およびサービスのバスケットに基づき、ブエノスアイレス市が公表するCPIの数値。
- サン・ルイス州CPI： サン・ルイス州の居住家計の消費パターンを反映して加重調整された消費財およびサービスのバスケットに基づき、サン・ルイス州が公表するCPIの数値。
- 大ブエノスアイレス圏（「GBA」）CPI： 大ブエノスアイレス圏で実施される調査に基づきINDECが2016年6月に公表を開始したGBA CPIデータによるCPIの数値。
- 全国CPI： INDECおよび39の都市部に置かれたいくつかの州統計局（共和国の各州をカバーする。）により実施される調査に基づき、INDECが2017年7月に公表を開始した全国CPIデータによるCPIの数値。調査結果は、州単位ではなく、全国規模ならびに大ブエノスアイレス圏（2016年6月にCPIの公表を再開済み）、クージョ地域、北東地域、北西地域、中部（パンパ）地域および南部（パタゴニア）地域の6の統計地域単位で報告される。

ある特定の日現在において、「不履行債務」とは、アルゼンチンが当該日現在支払いを怠っている元本または利息に係るアルゼンチン公的債務に、約定利率で計算される元利金の支払遅延金の全額を足し合わせたものをいう。

「国内総生産」または「GDP」とは、関係する期間中にアルゼンチンで生産された最終生産物およびサービスの価値合計をいう。

「支払非継続債務」（non-performing debt）とは、2001年12月に政府により宣言されたモラトリアムの正式な対象とされたアルゼンチンの公的債務（未交換債務を除く。）をいう。アルゼンチンの支払非継続債務

は、ある特定の日現在にアルゼンチンが債務不履行（デフォルト）に陥っているすべての公的債務を包含し、約定利率で計算される元利金の支払遅延金の全額を含む。支払非継続債務には以下も含む。

- () 正式に債務支払停止の対象となっているにもかかわらず、政府が、（きわめて高度な必要性がある場合（例えば75歳以上の高齢市民向けなど）や必需サービスの提供が脅かされる場合など）状況に応じて支払を継続してきた一定の債務。
- () 一部の企業による租税債務の前納により生じた一定の債務。こうした租税の前納に伴い、前納額についてアルゼンチンに対する請求権が生じた。政府は、かかる請求権をアルゼンチンの追加公的債務であると考えており、また政府勘定においてそのように取り扱っている。ただし、かかる請求権は、前納された租税債務の実際の納付期が到来すると同時に租税債務と相殺され、消滅する。そのため、正式に支払停止の対象となっても、かかる請求権に関する政府の債務は不履行に陥らない。

「本和解案」とは、アルゼンチン議会の承認を第1条件、および債権同順位条項に基づく差止命令の解除を第2条件とする、米国その他の国で裁判の対象となっている債権を含む（時効完成前の）未交換債務にかかるすべての請求を和解で処理するための提案をいい、2016年2月5日に財務・財政省のウェブページ上に公開された。本和解案では、和解に向けた2つの枠組みが設けられた。「パリパス・オプション（pari passu option）」は、米国裁判所から債権同順位条項に基づく差止命令を取得した原告向けのオプションであり、その支払額は判決額または未払債権額の全額に所定の割引を適用した金額とされた。「標準オプション（standard option）」は、債権同順位条項に基づく差止命令の取得の有無を問わず未交換債務の全保有者を対象とし、その支払額は対象債券の元本残高の100%にその利息として当初元本の最大50%を加算した額とされた。未交換債務のすべての適格保有者は、公表された手続に従い標準オプションの条件に同意することができ、支払われるべき額が定まりかつ共和国がその合意書に副署する時に、上記の条件に従い共和国を相手方とする拘束力ある基本合意の当事者となる。本和解案は、時効完成済みの元利金にかかる債権は対象としていない。

「未交換債務」とは、2016年までに本報告書に記載されたデータに関し、2005年債務交換および2010年債務交換において交換対象であったが交換されなかった証券に関する不履行債務のうち、2016年2月5日以降も和解に至っていないものをいう。本報告書における未交換債務への言及は、当該請求権の行使に関してアルゼンチンが利用可能な防御の権利の放棄を構成せず、また、それを構成すると解釈されるべきではない。本注記中の「- 防御権の留保」を参照のこと。共和国は、時効完成済みの元利金に係る債権に対して支払いをしておらず、また本和解案は時効完成済みの元利金に係る債権を対象としていない。本報告書に記載する未交換債務は、本報告書において、未払い元本に約定金利で計算される2017年12月31日までの経過未払い利息を足し合わせ、かつ制裁金または延滞利息を含むものと定義する。債務再編に応じなかった和解拒絶（ホールドアウト）債権者との間の未解決の紛争を本和解案に従い和解で処理するにあたり、共和国は、不履行に陥った各発行回の債券につき当初意図されていた償還期後の経過利息（時効完成済みの利息を除く。）および延滞利息を考慮に入れた。未交換債務にかかる債権を和解で処理するための共和国の本和解案に関する情報は、「第3(7) 訴訟手続」を参照のこと。

本報告書中、様々な公的債務証券を示す以下の用語は、以下に記載の意味を有する。

Baade債： 「経済開発のためのアルゼンチン貯蓄債券」および「経済開発のための貯蓄約束手形」。ともに米ドル建てで、インフラや炭化水素などの戦略的部門を対象とした公共投資プロジェクトの資金として共和国が発行する。

Birads債： GDP連動証券の買戻しの資金として共和国が発行する米ドル建債。

Biraes債、Birafs債、Bogatos債、Bonacs債、Bonads債、Boncers債、Bontes債およびBotapos債： 一般目的のために共和国が発行する債券。ユーロ建のBiraes債、スイスフラン建のBirafs債、米ドル建ペソ決済（米ドル連動）型のBonads債を除き、あとの債券はすべてペソ建である。

Bocones債： 年金受給者および供給者に対する債務を再編し、また軍事独裁政権下の被害者の家族に対する賠償金を支払うために、共和国が発行する債券。

Bogar債： 州の債務を再編するために州開発基金が発行する債券。この債券は政府により保証され、一定の州税歳入に対する質権により担保されている。

Bonares債： 政府の一般目的およびCER指数連動債券との交換のために共和国が発行する債券。

Bonarデュアル債： 政府の一般目的のために共和国が発行する米ドル建ペソ決済型の債券。共和国は、（ ）米ドル建の元本残高を発行日現在の適用為替レートでペソ換算した額と、資産計上経過利息を発行日に決定されるレートでペソ換算した額の合算額、および（ ）米ドル建の元本残高と米ドル建の資産計上経過利息の合算額を満期日現在の適用為替レートでペソ換算した額のいずれをも上回る金額を償還しなければならない。

Lebacs債： 原則としてペソ建で中央銀行が発行する債券。

Leliqs債： ペソ建7日満期で中央銀行が発行する流動性証書。Leliqs債は日時ベースで供給され、銀行事業者による自己ポートフォリオとしての購入のみが認められている。

Letes債： 政府の一般目的のために共和国が発行する債券。

国家保証ローン： 2001年に行われた自発的な債券募集の一部をかつて構成した既発債との交換で共和国が保証を付した、租税担保付きのローン。国家保証ローンの貸主は、返済不履行を条件に原債券から回収する権利を留保する。

Nobacs債： ペソ建で中央銀行が発行する中期債券。

ペソ建約束手形2019： BADLAR金利に250ベース・ポイントを加えたものに相当する変動金利(年率)の利付けペソ建約束手形であり、最初の2年間にBADLAR金利に相当する金額が資産計上され、同期間において250ベース・ポイントに相当する利息が支払われる。その後は完全変動金利で支払われる。2019年に償還を迎える。

2017年グローバル債券： 2010年債務交換に基づき国際資本市場において発行された米ドル建グローバル債券。

2035年GDP連動証券(2005)および2035年GDP連動証券(2010)： 2005年債務交換および2010年債務交換それぞれに基づき、国際資本市場においてドル建、ユーロ建、日本円建およびペソ建で発行された長期の政府国債。

2045年準元本維持債： 2005年債務交換に基づき、国際資本市場においてペソ建で発行された長期の政府国債。

防御権の留保

本報告書またはいかなる共和国による連絡も、ある債権が存在しもしくは当該債権に関する共和国の弁済義務が存在することの自認もしくは承諾、当該債権について任意の法域で手続を開始する適格性もしくは当該債権にかかる時効の放棄もしくは不援用の自認、または当該債権（またはその一部）の弁済に関する明示もしくは黙示の約束を構成

するものではない。債権の存否にかかわらず、共和国はその単独裁量で、正当な権限を有する共和国の官吏からその旨の書面通知を受けた場合に限り、共和国の本和解案またはその他のあらゆる目的において、債権に対してその価値を認めることができる。適用ある出訴期限法その他の利用可能なすべての防御権は、あらゆる目的において確保される。ある債権が存在しまたは当該債権の弁済に関して共和国の意思、能力もしくは義務が存在することを内容とする共和国の契約において、本報告書はその証拠とならない可能性がある。共和国の本和解案またはその他のあらゆる目的において債権に価値を帰することは、当該債権が存在しまたは有効であることの自認とはみなされない。また、当該債権を主張する者に対して共和国が本人または代理人により交付した対価は、当該債権にかかる訴訟もしくは手続を終了させ、当該債権に関する権利（もしあれば）のすべてを共和国に確定的に譲渡および帰属させ、かつ（当該債権が存在する場合に）当該債権の存続または共和国の責任にかかる主張立証の可能性を債権の主張者およびその承継人または譲受人（共和国を除く。）から確実に奪うために必要なすべての形式および要件の具備を保証することを内容とする契約の対価とみなされるにとどまる。

為替レート

共和国は、経済指標その他の統計の大半をペソ建てで公表している。2016年1月から2017年12月までの期間中、ペソは中央銀行の限定的な介入のもとで自由に変動した。2017年12月31日の為替レートは、1.00米ドル当たり18.774ペソであった。2018年中、ペソの対米ドル価値は50.3%下落した。外国為替市場に影響を与えた2018年1月1日以降の要因の詳細については、「第3(2) - 概要」を参照のこと。2019年4月4日現在、ペソ/米ドルの参照為替レートは1.00米ドル当たり43.25ペソであった。

以下の表は、記載される期間の、中央銀行が発表したペソ/米ドル（インフレ未調整）の年間最高、最低、平均および期末為替レートを示す。ペソが将来において下落または上昇しないという保証はない。ニューヨーク連邦準備銀行は、ペソの正午買い相場を公表しない。

為替レート(1)

12月31日終了年度	最高	最低	平均(2)	期末
2012年	4.917	4.305	4.552	4.917
2013年	6.518	4.923	5.479	6.518
2014年	8.556	6.543	8.119	8.552
2015年	13.763	8.554	9.269	13.005
2016年	16.039	13.069	14.779	15.850
2017年	18.830	15.174	16.567	18.774
2018年				
1月	19.653	18.416	19.029	19.653
2月	20.160	19.470	19.841	20.115
3月	20.388	20.143	20.238	20.143
4月	20.692	20.145	20.235	20.692
5月	24.948	20.966	23.669	24.948
6月	28.862	24.920	26.534	28.862
7月	28.722	27.147	27.625	27.343
8月	39.608	27.272	30.125	37.125
9月	40.897	36.985	38.590	40.897
10月	40.342	36.197	37.120	36.197
11月	38.875	35.488	36.459	38.022
12月	38.570	36.890	37.885	37.808
2019年				
1月	37.933	37.035	37.407	37.035
2月(2月14日まで)	38.372	37.197	37.751	38.372

(1) 中央銀行の参考為替レート(中央銀行コミュニケA3500)

(2) 終値の平均

出所: 中央銀行

ペソの米ドルへの換算を含む通貨換算は、読者の便宜のためにのみ含まれており、当該金額が特定のレートでまたはいずれのレートでも、特定の通貨に、交換された、交換されえまたは交換されうとの表明であると解釈すべきものではない。

2017年9月28日現在、中央銀行が報告した為替レートは1米ドル当たり17.556ペソであった。

注(2) 統計およびその他の情報の表示

本報告書において表示されるすべての年度情報は、別途記載がない限り、1月1日から12月31日の期間に基づいている。

本報告書中、表中の個々の数字が四捨五入されている場合、合計は数字の総和と必ずしも一致しない。

別途記載がない限り、価格および数値は、表示通貨の現在の価額で記載されており、本報告書において、「ペソ」とはアルゼンチンペソをいい、「ドル」および「米ドル」はアメリカ合衆国の通貨をいい、「ユーロ」は欧州連合の通貨のことをいい、「CHF」はスイスフランをいい、「日本円」または「円」は日本円をいう。

本報告書において共和国またはそのいずれかの省庁または機関の公表から得られたと認識される情報は、共和国の権限で策定された正式な公的文書として記載される。本報告書に記載する一部の統計情報は暫定的なものであり、変更、完成または修正の対象となる可能性がある。

INDEC

本報告書において公表される統計情報は、公式刊行物ならびにINDEC（国家統計センサス局）およびブエノスアイレス市統計・国勢調査総局（Dirección General de Estadística y Censos de la Ciudad de Buenos Aires）を含む数多くの機関から提供される情報を典拠としている。

フェルナンデス・デ・キルチネル政権下において、全国的な公式統計を公表する権限を有するアルゼンチンで唯一の機関であるINDECは、組織および手法の改革を行い、このことはINDECが提供する情報（CPI、GDP、失業および貧困に関するデータを含む。）の信頼性に関して論争を引き起こした。国際通基金（「IMF」）の報告書は、マクロ経済調査にあたり、そのスタッフがインフレの代替測定法を採用していると述べている。これには民間の情報源によるデータが含まれており、2007年から2015年においてINDECが公表したインフレ率を大幅に上回っていた。また、IMFは、アルゼンチンが、国際通貨基金協定が定めた、CPIおよびGDPデータを含む公式データの質に関する改善策の適用を十分に進めていないとして非難した。2014年2月、INDECはCPI Nu（全国都市部CPI）を公表した。この新しい手法により、インフレ統計は民間の情報源による数値に近づくものと期待されたが、公式インフレデータおよび民間の数値の間の差は残った。

2016年1月8日、マクリ大統領は、INDECの技術的および事務的な構造改革を待つため、2016年12月31日を終期として国家統計制度およびINDECにかかる行政上の緊急事態を宣言した。2016年1月12日から6月2日にかけて、政府はインフレを測定するために用いる指標としてブエノスアイレス市CPIまたはサン・ルイス州CPIのいずれかに指定する一連の決定を下した。2016年6月26日、INDECは大ブエノスアイレス圏（GBA）CPIの公表を開始した。

2016年6月29日に、INDECはINDEC報告書を出して2004年の国民総生産（GDP）の計算値を修正し、これが2004年以後の各年についてアルゼンチンの実質GDPの計算基準となっている。それ以外の調整で特筆すべきは、2004年のGDP計算において、INDECが当該年につき、結果として約10%の下方修整をもたらすGDPの構成変更を行った点である。修正後の2004年GDPに基づくその後の年の実質GDPの計算において、INDECは修正されたインフレ計算手法に沿ったデフレーターを使用した。

2016年11月9日、IMF理事会は、共和国がIMF協定の規定に基づく義務に従ったデータの公表を再開したとして、共和国に対する非難決議を撤回した。

2017年7月11日、政府は、全国消費者物価指数（「全国CPI」）の公表を開始した。

全国CPIは、現行の国際基準に従い作成されるもので、個人消費を目的別に分類し、GBA CPIの作成においてかつて用いられた個人消費情報に係る9の要素は12の要素に細分化される。全国CPIの導入により、アルゼンチンの統計実務は、経済協力開発機構（「OECD」）のガイドラインならびに国連、世界銀行、IMF、ラテンアメリカ・カリブ経済委員会および米州開発銀行（「IADB」）を含む国際機関の統計部署で採用されている手法に準じたものとなる。

特に貧困に関する過年度の統計情報の修正および作成について、INDECは、2016年9月の貧困および極貧発生報告書において、かかる2016年報告書中で再表示されたすべての情報を除く2007年1月から2015年12月までの一連の情報に関して引き続き公表を控える旨を記載した。

INDECによるかかる留保は、統計に関する緊急事態宣言前に不完全なままだった一連の情報を完成させるに足る適切な過年度データを取得できないことに由来する。そのため、欠測期間日にわたる信頼性あるデータを欠くことを主な理由として、かかる欠測期間日にわたる貧困および極貧水準の報告書を再構成することもできない。大統領令第181/15号および第55/16号によりINDECに委譲された権限を充実させるため、INDECは、データの取得手順、当該データの分析手順、指標の精緻化およびその公表手順を適切に設定するための研究を委託した。

国家公共会計

歴史的に、中央銀行およびサステナビリティ保証基金 (Fondo de Garantía de Sustentabilidad) (「FGS」) から政府への移転は、経常歳入として「その他非課税歳入」項目に計上されてきた。2016年以降、(プロフォルマベースでは2015年より)、政府は中央銀行およびFGSから得た利益を、基礎的財政収支の計算に関与しない財務収益に分類している。「第3(5) - 概要」を参照のこと。

一定の手法

CERおよびCVS： 本報告書に含まれる一部のデータは、安定化指数 (Coeficiente de Estabilización de Referencia、「CER」) および給与変動指数 (Coeficiente de Variación Salarial、「CVS」) に基づいてインフレ調整済みである。CERは計算上の単位値であり、そのペソ建て値は、CPI (用いるべき指標として政府が指定したものの) に関連付けられる。CERに基づく金融商品の名目価額はCER調整後価額に換算され、金融商品の利息はCER調整後残高に基づいて計算される。CVSは計算上の単位値であり、そのペソ建て値は公共部門および民間部門の賃金指標の変動に基づいて決定される。CVSに基づく金融商品の名目価額はCVS調整後価額に換算され、金融商品の利息はCVS調整後残高に基づいて計算される。CERおよびCVSに関連付けられている共和国債券への調整および支払いは、これら指標の再表示または改定による影響を受けない。

輸出： 輸出は()貿易の目的では、財貨がFOB条件でアルゼンチンを出国した時点でアルゼンチン税関総局 (Dirección General de Aduanas) からINDECに報告される統計に基づき、および()国際収支の目的では、本船渡し条件 (「FOB条件」) のもとで収集された統計に基づき、算出される。

輸入： 輸入は()貿易の目的では、財貨が運賃保険料込条件 (「CIF条件」) でアルゼンチンに入国次第、アルゼンチンの税関からINDECに報告される統計に基づき、および()国際収支の目的では、出荷地においてFOB条件のもとで収集された統計に基づき、算出される。

インフレーション： インフレ率は、経済における財貨およびサービス価格の変動率を総合的に測る尺度を提供する。インフレ率は一般に、別途指定する場合を除き、2つの期間のCPIの変動率として測定される。特定日現在のCPIの変動年率は、当該日現在の指標と12か月前同日現在の指標とを比較して計算される。アルゼンチンのCPIはINDECにより算出される。2016年1月、マクリ政権は国家統計制度およびINDECに係る行政上の緊急事態を宣言した。「- INDEC」を参照のこと。

不完全雇用率： 不完全雇用率とは、測定日の前週において労働時間が35時間未満でさらに労働を望むアルゼンチンの労働人口の割合を示す。

失業率： 失業率とは、測定日の前週において少なくとも、報酬を得て1時間以上または、報酬を得ないで15時間以上の労働をしていないアルゼンチンの労働人口の割合を示す。労働人口とは、アルゼンチン全土の主要都市において、測定日の前週において少なくとも、報酬を得て1時間以上または、報酬を得ないで15時間以上の労働をした人口および失業しているが積極的に仕事を探している人口の合計を指す。

国際収支： 2017年6月に、政府は、国際通貨基金 (「IMF」) の国際収支および対外資産負債残高マニュアル第6版の分類基準に準拠した新しい国際収支統計の報告手法を採用した。「第3(3) - 概要」を参照のこと。

注(3) データの公表

アルゼンチンは、利用加盟国の情報の適時性と質を改善するために考案されたIMFの特別データ公表基準（「SDDS」）の利用国である。SDDSは利用加盟国に、事前に、データが発表される日付、いわゆる「アドバンス・リリース・カレンダー」を示すスケジュールを提供することを要求している。アルゼンチンに対し、SDDSに基づくデータ発表の正確な日付または「締切り日」は、事前にインターネット上で、IMFの公表基準掲示板のもとに発表される、アドバンス・リリース・カレンダーを通して公表される。統計の編集の透明性を高めるための全てのメタデータの方法論の要約もまたインターネット上で、IMFの公表基準掲示板のもとに提供される。インターネットのウェブサイトは<http://dsbb.imf.org>に表示される。共和国、政府または共和国もしくは政府に代わって活動するいかなる機関も、本報告書に関して、ウェブサイト上に含まれる情報に対しいかなる責任も認めず、その内容は参照により本報告書に紐込まれることを意図しない。

注(4) 将来の見通しに関する記述

本報告書には、将来の見通しの記述が含まれている。将来の見通しの記述は、歴史的な事実ではなく、共和国の意見および予測についての記述を含むものである。この記述は、共和国の現状の計画、見積りおよび予測に基づいている。したがって、こうした記述に過度の信頼を置くべきではない。将来の見通しの記述は、その記述が作成された日現在のみを物語っている。共和国は、そのいずれも新たな情報または将来の出来事に照らして更新する義務を負っていない。

将来の見通しの記述には、固有のリスクおよび不確実性を内包する。多くの重要な要因により、実際の結果が将来の見通しに含まれるそれとは大幅に異なるものとなる可能性がある。本報告書に含まれる情報は、そうした違いをもたらし得る重要な要因を特定する。かかる要因には以下のものを含むが、それに限られない。

不利な国内要因。例えば、

インフレ上昇

国内における金利上昇

為替レートの不安定性

以上のいずれも経済成長の低下、またはアルゼンチンの外貨準備高の減少に繋がる可能性がある。

不利な外部的要因。例えば、

外国投資の減少。アルゼンチン経済から経済成長に必要な資本を奪うこととなる可能性がある。

国際価格の変動（商品価格を含む）および国際的な高金利。いずれもアルゼンチンの経常収支の赤字と歳出を増大させる可能性がある。

アルゼンチンの貿易相手国の景気後退および低経済成長。アルゼンチンからの輸出を減少させ、アルゼンチンの国際競争力を低下させ、アルゼンチン経済の収縮を引起し、間接的に租税歳入およびその他の公的部門歳入を低下させ国家財政に悪影響を及ぼす可能性がある。

その他の不利な要因。例えば、

気候事象。

国際的および国内の敵対行為および政治的不透明性。

目下進行中の複数の法域における訴訟および仲裁手続における、アルゼンチンに対して不利な判決および裁定。

第1【募集（売出）債券の状況】

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額 (1)	2005年 債務交換 (包括式) における 交換元本額 (2)	2010年 債務交換 (包括式) における 交換元本額 (3)	2017年 12月31日 現在残余 未償還額	上場証券 取引所名 又は 登録証券業 協会名
第4回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(1996)	1996年12月	500億円	0円	46,145 百万円	2,76 百万円	1,079 百万円 (*)	-
第5回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(1999)	1999年12月	200億円	0円	19,500 百万円	410 百万円	90 百万円	-
第6回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(2000)	2000年6月	600億円	0円	56,337 百万円	2,934 百万円	729 百万円 (**)	-
第7回 アルゼンチン 共和国 円貨債券(2000)	2000年6月	615億円	0円	58,815 百万円	1,780 百万円	905 百万円 (***)	-

(1) 債務不履行による支払期日到来元本金額を含む。2015年12月31日現在、この債務に対する支払期日到来元本支払債務は総額180億米ドル、および支払期日到来利息支払債務は総額100億米ドル（利息に対する利息を含まない。）であった。

(2) 2005年債務交換の結果、4つの円貨債券の未償還元本の全額（当時）のうち94.41%に相当する額が2005年交換債券（2005年6月2日発行）に交換された。「第3(6)(b)-2010年債務交換」を参照のこと。

(3) 2010年債務交換の結果、4つの円貨債券の未償還元本の全額（当時）のうち73.81%に相当する額が2010年交換債券に交換された。「第3(6)(b)-2010年債務交換」を参照のこと。

(*) 2016年7月、共和国は、7億4,500万円分の第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）を買い戻し、残余未償還額は3億3,400万円となっている。ただし、本報告書日現在、このことは大券に反映されていない。

(**) 2016年7月、共和国は、1億7,000万円分の第6回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）を買い戻し、残余未償還額は5億5,900万円となっている。ただし、本報告書日現在、このことは大券に反映されていない。

(***) 2016年7月、共和国は、1,000万円分の第7回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）を買い戻し、残余未償還額は8億9,500万円となっている。ただし、本報告書日現在、このことは大券に反映されていない。

債券の名称	発行年月	券面総額 (4)	償還額	2010年 債務交換 (包括式) における 交換元本額	2017年 12月31日 現在残余 未償還額 (4)	上場証券 取引所名 又は 登録証券業 協会名
第8回 アルゼンチン 共和国 円貨債券 (元本維持債) (2005)	2005年6月	21,037,843,000 円	0円	245,488,000 円	17,264,643,000 円	-
第9回 アルゼンチン 共和国 円貨債券 (元本削減債) (2005)	2005年6月	5,840,497,000 円	0円	167,908,000 円	5,672,589,000 円	-

(4) 金額は当該債券の当初名目金額である。

2005年債務交換で円貨債券およびユーロ円債との交換で発行されたユーロ建とアルゼンチン・ペソ建の元本維持債および元本削減債、ならびにペソ建の準元本維持債はすべて、2010年債務交換の交換対象となった。2010年債務交換では対象債券が追加され、2010年債務交換債のうち円貨債券およびユーロ円債との交換で発行された金額を特定することができなくなった。そのため、これらの債券についての情報はここに開示されていない。

第2【外国為替相場の推移】

(1)【最近5年間の会計年度（又は事業年度）別為替相場の推移】

記載を省略（アルゼンチンペソと日本円との為替相場は、日本国内において発表されていない。アルゼンチンペソの米ドルとの為替相場については、上記「本報告書の注記 - 注記(1) - 為替レート」ならびに下記「第3(3) (e) 外国為替相場および外貨準備」を参照のこと。）

(2)【当会計年度（又は事業年度）中最近6月間の月別為替相場の推移】

記載を省略

(3)【最近日の為替相場】

記載を省略

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(1)【概要】

位置、地域、地形、人口等

アルゼンチン共和国は23の州とブエノスアイレス市から成り立っている。南米の南東地域に位置し、領土の点ではラテンアメリカにおいて2番目、世界では8番目に大きい国である。南極地域において領土権を主張する地域（約97万平方キロメートル）および、近年認識されたアルゼンチンの南大西洋における主権の伸張を除く一定の南大西洋諸島（約5,000平方キロメートル）を含め、約380万平方キロメートル（150万平方マイル）の領土を有する。「 - (b) - マルビナスの主権問題」および「 - 大陸棚問題」を参照のこと。

最も人口密度の高い居住地域と主要な農業生産地域はアルゼンチンの中央部を横切る広大な温暖帯に位置している。国勢調査が行われた直近の年である2010年のアルゼンチンの人口は約4,010万人であった。2017年現在、INDECは人口を合計4,400万人と推計している。2010年現在アルゼンチンの人口のうち約91.0%が都市部に居住し、その人口の約46.2%（約1,850万人）が大ブエノスアイレス圏と言われるブエノスアイレス市およびブエノスアイレス市周辺の極度に人口密度の高い都市部の居住者であった。2001年から2017年までの期間に、アルゼンチンの人口は年平均で推定1.1%増加し、2010年現在、15歳以上の人口では、識字率は98%であった。下の表は2014年（比較データの入手が可能な直近の年度）のデータを用いて、国民総所得（「GNI」）の数値およびその他特定の統計値を以下の表において比較する。

	人口						
	アルゼンチン	ブラジル	チリ	コロンビア	メキシコ	ペルー	米国
1人当たりGNI(1)(米ドル)	11,970	8,840	13,540	6,310	9,040	5,950	56,810
平均寿命(年)(2)	76	75	79	74	77	75	79
幼児死亡率 (出生数に占める比率)(%) (3)	1.0	1.4	0.7	1.3	1.3	1.2	0.6
成人識字率(2)							
(15歳以上の人口に占める比率)(%)	98	92(4)	96(5)	94	94	94	未詳

(1) 2016年のデータ。世界銀行アトラスの方式により算出。

(2) 別途記載のない限り2015年のデータ。

(3) 2016年のデータ。

(4) 2014年のデータ。

(5) 2013年のデータ。

出所：世界銀行世界発展指標

政治および外交

(a) 憲法、国家組織および政党

アルゼンチンの憲法は、1853年に制定され、統治の三権分立制を規定している。すなわち、大統領を長とする行政府、二院制議会からなる立法府、および最高裁判所を頂点とする司法府からなる。1994年に直近の憲法改正が行われた。各州およびブエノスアイレス市は独自の憲法を有し、州民が政府から独立した知事および議員を選ぶ。政府は、

共和政統治制度を擁護するため、および外国の侵略があった場合などの一定の緊急事態には、州政府の行政に直接介入できる。

行政府

大統領および副大統領は、任期を4年として直接選挙により選ばれ、最長で2期連続の在任が可能であり、公職を退いた1期後に再選されることも可能である。大統領は国政の運営を監督し、全体として、あるいは一部分かを問わず、法律に拒否権を行使できる。国会は各議院の3分の2の多数の投票により大統領の拒否権行使を無効とすることができる。内閣府は、国政の運営を担い、国会の承認に付される政府年度予算を作成する。大統領は内閣総理大臣を選任するが、両院はその絶対多数の議決により内閣総理大臣を解任できる。本報告書中、「行政権」という場合はすべて、本項記載の行政府を指すものとする。

国会

国会は上院および下院で構成されている。

上院： 上院は各州およびブエノスアイレス市に対して各々3名ずつ選出され、72議席により構成されている。各選挙区より選出される上院議員3名のうち2名は、当該選挙区において最高得票の政党を代表し、3人目の上院議員は2番目に得票した政党を代表する。上院議員は普通選挙により選出され、任期は6年間である。2年毎に上院議席数の3分の1が改選される。上院の直近の選挙は2017年10月に実施された。

下院： 下院は各選挙区の人口に応じて配分された257議席で構成される。下院議員は普通選挙により選出され、任期は4年間である。2年毎に下院議席数の2分の1が改選される。直近の下院選は2017年10月に実施された。

司法制度

司法制度は連邦および州の第一審裁判所、控訴裁判所および5人までの裁判官を擁する最高裁判所により構成されている。

司法官審議会(Consejo de la Magistratura)は、弁護士、司法当局の代表者、議員、行政府および学会の代表者による独立の委員会で構成されている。この組織は、司法府の運営、最高裁判所の裁判官を除く裁判官に対する弾劾手続の開始、および裁判官の選任を監督する。訴追陪審(Jurado de Enjuiciamiento)は、司法官審議会により開始された裁判官の罷免手続きを決定する。

大統領は、上院の承認を条件とするがすべての最高裁判所の裁判官を任命する。上院の承認を条件として、すべての連邦裁判所の裁判官も大統領により任命されるが、司法官審議会から提出された人物の名簿より選任されなければならない。最高裁判所の裁判官およびすべての連邦裁判所の判事は、75歳を定年として任命される。すべての司法上の任命には、常に上院の3分の2以上による承認が必要である。大統領による命令に従い、現在は候補者の身元と追加関連情報が公表され、また、行政府は各推薦が上院に提出されるのに先立ち意見を求める公示期間を設けている。

2名の裁判官の退任後、最高裁判所には2015年12月現在3名の裁判官が在職していた。マクリ大統領は最高裁判所裁判官にオラシオ・ダニエル・ロザーティおよびカルロス・フェルナンド・ローゼンクランツを指名した。指名された両名は2016年6月に上院により承認された。本報告書日現在、最高裁判所には承認を受けた5名の裁判官が在職していた。ローゼンクランツは、2018年10月1日に最高裁判所長官に就任した。

近年の政情

アルゼンチンは、不適切な経済運営とマルビナス諸島をめぐる英国との短期戦争の敗北が要因となり、最後の軍市政権が終焉を迎えた1983年以来、文民統治を維持している。1983年、ラウル・アルフォンシン氏が大統領に選ばれた。1989年、ラウル・アルフォンシン氏の後任としてカルロス・メネム氏が大統領となった。メネム大統領は、大統領の任期を6年から4年に短縮した1994年憲法改正の直後、1995年に任期を4年として再選された。

比較的安定した10年間を経て、アルゼンチンは、2001年および2002年より前例のない社会的、経済的および政治的な危機に直面した。「2 - 経済の歴史および背景」を参照のこと。この危機の間に、アルゼンチンの経済は著しく縮小し、貧困と失業率は過去最高レベルに達した。1999年10月に就任したフェルナンド・デ・ラ・ルア大統領の政権は、経済成長を回復させることができず、2001年下半年、深刻化した景気後退は高まる社会不安を増幅させた。

広範囲に及ぶ暴動や抗議運動が続き、その結果、デ・ラ・ルア大統領とその内閣の全員が2001年12月19日と20日に辞任を余儀なくされた。2001年12月から2002年1月までの間に、国会は憲法に従いエドゥアルド・ドゥアルデ氏を含む3名の後継の大統領を指名した。同氏は、所定任期の満了に先立ち2003年4月27日に選挙を実施するよう要求した。ネストル・キルチネル元サンタクルス州知事が選出され、2003年5月25日に大統領として宣誓就任した。キルチネル大統領の任期は2007年12月10日に満了となった。同大統領の在任期間は、経済の発展、貧困および失業率の削減、債務不履行となったアルゼンチン債券の債権者の大半との大規模な債務再交渉により特筆される。

2007年10月28日、キルチネル大統領の妻で、ペロン党会派の勝利戦線から立候補したクリスティーナ・E・フェルナンデス・デ・キルチネル女史が大統領に選出された。フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は2011年10月23日に任期を2015年12月10日に終了する4年間とする2期目の再選を果たした。

2015年11月22日に、アルゼンチン史上初めての大統領選の決選投票で、統一戦線「変革」の候補者であるマウリシオ・マクリ氏が51.3%の投票を獲得して大統領に選出された。2017年10月22日に、国および州議会の中間選挙が行われ、統一戦線「変革」が上院9議席増（上院定員72議席うち合計24議席を確保）および下院21議席増（下院定員257議席のうち合計108議席を確保）となり国会での勢力を伸ばした。

本報告書日現在、統一戦線「変革」は下院の少数派連合の第一党であり、上院ではペロン党の様々な会派と合わせて多数派を維持していた。次の大統領選挙および議会選挙は2019年10月に予定されている。

政党

以下にアルゼンチンの主な政党を列挙する。

統一戦線「変革」：2015年に結党され、主に下記を含むいくつかの政党の同盟である。

- 共和党建議連合（「PRO」）
- 急進市民連合（「UCR」）
- 市民同盟（「ARI」）

正義党またはペロン党：1940年代にホアン・ペロン元大統領の尽力により結党され、以下の党派を含む。

- 勝利戦線：2017年の議会選挙のために市民連合に改称した。
- ペロニスタ戦線

改革戦線（「FR」）：2013年に正義党の分派として結党された。2015年の大統領選では、改革戦線と前コルドバ州知事のファン・マニエル・デラソタが、改革更新連合（「UNA」）同盟を形成した。

これらに加えて、サンティアゴ・デル・エステロ州、サンルイス州およびカタマルカ州と地方に基盤のある政党を含め、いくつかの州の政党が国会に相当数の議席を有している。

次の表は表示された各年に行われた選挙後における下院および上院の政党別構成を示している。

	下院(1)			上院(2)		
	2013(6)	2015	2017	2013(6)	2015	2017
政党:						
正義党	127	98	95	38	40	33
勝利戦線/ 市民連合(3)	117	81	65	31	40	8
ペロニスタ戦線/ 正義党(4)	10	17	30	7	-	25
変革	-	87	108	-	14	24
急進市民連合	41	41	40	13	8	12
PRO連合(5)	18	41	55	3	6	9
ARI/市民同盟/ その他(5)	3	5	13	1	-	3
改革更新連合	-	28	-	-	-	-
改革戦線(6)	16	-	20	-	-	-
その他(7)	52	44	34	17	18	15
合計	257	257	257	72	72	72

- (1) 表示された各年に選出された議員が就任した各年の12月10日現在の下院の構成。
- (2) 表示された各年の12月31日現在のの上院の構成。
- (3) 当該会派の議員は正義党の総数に含まれる。2015年に下院に当選したフリオ・デビードは総数に含まれるが、現在は資格停止中である。
- (4) 当該会派の議員は正義党の総数に含まれる。下院では、この連立のメンバーには正義ブロック、コンコルディア刷新戦線、連邦コルドバおよびトゥクマンの正義の議員が含まれる。上院では、この連立のメンバーには正義ブロック、ラ・パンパ正義党、正義チュプトおよびみんなのチュプトの議員が含まれる。
- (5) 2015年および2017年の選挙において、この連立のメンバーは「変革」の総数に含められた。下院では、この連立のメンバーにはPRO、ARI/市民同盟、急進市民連合、カタマルカ市民社会戦線、正義社会党およびみんなの飛躍の議員が含まれる。上院では、この連立のメンバーにはPRO、急進市民連合、カタマルカ市民社会戦線、サンルイス進歩および生産と労働の議員が含まれる。
- (6) この連立のメンバーには新しいアルゼンチンのための連邦同盟ブロック、みんなのチュプト、コルドバ労働と生産および労働と尊厳の議員が含まれる。
- (7) 主に各1名の議員が代表となるその他の登録政党および特定の州の地方政党を含む。2013年については、2011年に結成された中道左派同盟の前進拡大戦線も含む。

出所：アルゼンチン上院および下院

2009年12月2日に国会で可決した政治改革法案に従い、アルゼンチンにおける選挙は以下の規則に従っている。

選挙戦のための私的献金は個人のみが行うことができる。さらに、政府は国の財源の50%をメディア広告のため全候補者に公平に分配し、残りの50%を前回選挙で各政党が獲得した割合に応じて分配する。

大統領候補および国会議員候補を選出する予備選挙は公開されなければならない、義務であり、同時に行われる。政党への所属に関わらず、すべての国民が自ら選択する予備選挙で投票することができる。

候補者は全国選挙を戦うため、大統領予備選挙で最低1.5%の票（連立も含む。）を獲得しなければならない、法案で定められた一定数の党員の支持を有していなければならない。

選挙運動への献金に関する現在の司法捜査については、「 - - 近年の政情」を参照のこと。

(b) 外交および国際機関

アルゼンチンはさまざまな国と外交関係を結び、いくつかの国際機関に加盟している。アルゼンチンは国連の原加盟国であり、米州機構（「OAS」）の設立メンバーでもある。さらに、以下に列挙する機関を始めとする国際機関の加盟国でもある。

国際通貨基金（「IMF」）
世界銀行グループ
国際金融公社
米州開発銀行（「米州開銀」または「IADB」）
アンデス開発公社（「CAF」）
ラプラタ河流域開発基金（「FONPLATA」）
中米経済統合銀行（「CABEI」）
国際農業開発基金（「IFDA」）
世界貿易機構（「WTO」）
国際労働機構
金融活動作業部会および南米マネーロンダリング対策金融活動作業部会（「GAFISUD」）
保険監督者国際機構
証券監督者国際機構
世界関税機関
ラテンアメリカ統合連合（「ALADI」）

G-20

アルゼンチンは、G-20が設立された1999年からその加盟国である。G-20は、世界経済に関する主要な問題について、先進国と新興国の間での議論を促進する非公式会議である。G-20はその加盟国にとって国際経済協力のための重要な会議である。

二国間投資協定（BIT）

アルゼンチンは、現在効力を有している51件の二国間投資協定の当事国である。2001年 - 2002年の危機およびこの危機に対処するために政府が採用した基本措置を受け、投資家から、アルゼンチンに対するいくつかの仲裁手続が投資紛争解決国際センター（「ICSID」）仲裁規則および国連国際商取引法委員会（「UNCITRAL」）規則に基づきICSIDに、ならびに個々のBITに従い常設裁判所に申し立てられた。本報告書日現在、これらの手続の大部分がすでに裁定または和解に至っている。「7 - ICSIDにおける仲裁」を参照のこと。

金融安定理事会

金融安定理事会（「FSB」）は、世界の金融システムにつき監督し推薦をおこなう国際機関である。FSBIは、金融システムを強化し国際金融市場の安定性を高めることを目的としており、その目的を、加盟国の国の金融当局と国際標準の設定団体が、国際的な金融の安定を促進するために規制上、監督上およびその他の金融部門の政策の進展に向け作業するように、当該当局および団体の間の調整を行うことにより実行している。FSBIは、部門および管轄区域を越えてのこうした政策の継続的な実施を後押しすることにより公平な競争の場の育成を目的としている。

アルゼンチンは2009年よりFSBの加盟国であり、中央銀行が代表を務めている。2015年にFSBの代表構成の見直しによりアルゼンチンは総会で2つめの議席を獲得した。

G-24

アルゼンチンは、国際通貨・開発金融関連事項に関する24カ国政府間グループ（G-24）が設立された1971年から24カ国グループの加盟国である。このグループの目的は、通貨および開発問題、特に、IMF委員会および開発委員会のアジェンダについての問題、に関し発展途上国の立場を調整し、国際通貨制度改革に関する交渉で発展途上国の代表者の権限および関与の向上を確保することである。

メルコスール

アルゼンチンは、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイと共に1991年3月に正加盟国または「加盟国」として創設した南米共同市場（「メルスコール」）の創設メンバーである。2012年7月に創設メンバー（パラグアイを除く。）は、ベネズエラ共和国をメルコスールの正加盟国として承認し、2013年12月にパラグアイがベネズエラの正加盟国としての地位を承認した。メルコスールへの加盟に関して2012年に受諾した責務に従い4年の設定期間内にメルコスールの規則を実施に移すことができなかつたとみなされ、2016年12月2日にベネズエラの正加盟国としての地位が一時的に他の加盟国により停止され、2017年8月5日、創設メンバーは、メルコスールの民主主義条項を運用してベネズエラの資格停止を延長した。2015年7月に、ボリビアがメルコスールの正加盟国となるための議定書に署名したが、ブラジル、パラグアイおよびボリビアの国会による批准待ちの状態である。承認をもって、ボリビアは4年の期間をかけてメルコスールの法令を徐々に取り入れることとなる。

チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ガイアナおよびスリナムはメルコスールの準加盟国である。この地域との貿易の約80%には関税が課せられていない。

メルスコール条約に基づき、メルスコールの創設メンバーは以下の誓約を行った。

- (1) 加盟国間の貿易に対する輸入税、関税およびその他の障壁を、場合により数年かけて除去または大幅に削減することにより、財貨、サービスおよび製造部品の移動が自由な共通市場を創設する。
- (2) 非加盟国との間の貿易に関し共通の対関税を設定する。
- (3) 第三国および圏外ブロックに対する共通の貿易政策の採用。

1994年12月に、地域を1つの関税連合に変換する目的で、メルコスールの創設メンバーは共通の対関税を実施することに合意した。1995年1月1日付で、共通対関税制度は施行されたが、各加盟国は一定の項目を当該制度から除外することが認められていた。除外項目を維持できる除外期間は、アルゼンチンおよびブラジルにつき2021年12月31日まで、ウルグアイにつき2022年12月31日まで、パラグアイにつき2023年12月31日までそれぞれ延長されている。

メルコスール加盟国は、国境管理の撤廃政策の推進に向けた、非関税障壁と関税の例外項目ならびに国家の貿易体制との間の調和を図ることはまだ完全にはできていない。

メルコスールは、エネルギー、運輸、通信、教育、保健、社会発展、司法、科学およびテクノロジーなどのいくつかの分野を含む加盟国間での統合プロセスをさらに発展させることを目的とした域内の組織および機関を創設している。また、メルコスールの居住者は、ブロック加盟国の領土内において特別居住制度および就業許可制度からの恩恵を受けている。

2015年12月から、メルコスールは()EUとの貿易協定、()欧州自由貿易連合(「EFTA」)との貿易協定、()カナダとの自由貿易協定および()韓国との貿易協定を含むいくつかの協議に取り組むことで、ほぼ棚上げとなっていた地域貿易の課題に向けて再始動している。

また、インド、メキシコおよびペルーと既存協定の改定交渉に着手し、モロッコ、レバノンおよびチュニジアと協議開始を見据えた枠組み合意を成立させ、シンガポールと自由貿易協定の覚書を交わし、日本と非公式会談を進めている。さらにメルコスールは、太平洋同盟との正式な協力体制を前進させた。「 - - 外交および国際機関 - メルコスール」を参照のこと。

南米諸国連合(「UNASUR」)

南米諸国連合(Unión de Naciones Suramericanas)は、南米12か国(アルゼンチン、ボリビア、ブラジス、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイおよびベネズエラ)により、当該諸国および諸国民年の統合および団結を高めるため2011年に設立された組織で、政治的対話(「民主主義条項」を含み、同条項により民主的秩序の破壊もしくは破壊のおそれ、または憲法秩序の侵害があった国家はUNASURへの加盟資格を停止されうる。)、社会政策、教育、エネルギー、インフラおよび環境を優先事項にあげることで社会経済的不平等の解消を目指している。UNASURにおいては、経済金融協議が国際準備金、金融セーフティ・ネット、貿易および経済成長などの地域益に関する経済的課題の分析を担当する。UNASURの近況については「 - - 外交および国際機関 - UNASUR」を参照のこと。

アジアインフラ投資銀行

2017年6月、アルゼンチンは、アジアインフラ投資銀行(加盟国が関与するエネルギー、輸送および電気通信のプロジェクトに融資することを目的とする。)に対して加盟を申請した。

マルビナスの主権問題

アルゼンチンは、マルビナス、ジョージアおよび南サンドイッチ諸島およびその周辺海域をその固有の領土であると繰り返し確認している。

これらの領土が英国により不法占拠されているために、主権問題に晒されている。これは国連総会決議において10度も認められている。また、非植民地化特別委員会における30度超の決議、ならびにOASおよびその他国際組織および地域フォーラムおよび準地域フォーラムにおける宣言により承認されている。とりわけ、国連総会は、アルゼンチンおよび英国との間で主権紛争の存在を認め、両政府に対し、可能な限り早く平和的解決を見出すよう協議の再開を求めた。

地域および国際的組織の多くは、アルゼンチンおよび英国が、国連総会の低減する紛争解決手続きを踏む間に、一方的に現状変更を踏み切る結果となるような決議の採択を控えるように双方に働きかける国連決議31/49の規定順守の重要性を重ねて訴えている。

本報告書日現在、英国は主権問題の平和的解決に向けた協議の再開を受け入れていない。

大陸棚問題

2016年3月11日および2017年3月17日、大陸棚限界委員会（「CLCS」）は、領海を超えてアルゼンチン領有権の自然的拡張が及ぶ海底区域の海床および海底で構成される大陸棚の拡張限界について、アルゼンチンの申請に対する勧告を全会一致で承認した。

1982年国連海洋法条約（「UNCLOS」）に基づき、沿岸国に対して大陸棚の外境界の設定に関して行われるCLCSの勧告には拘束力はないが、かかる勧告に基づき沿岸国が設定した大陸棚の限界は最終的であり、かつ拘束力を有する。

CLCSの勧告について、いかなる国も異議を唱えていない。アルゼンチンによる大陸棚の拡張境界に関するCLCSへの申請には本土、島および南極の領土が含まれていた。指定された限界区域の表面積は約70平方マイルである。

マルビナス、南ジョージアおよび南サンドウィッチ諸島の大陸棚については、CLCSが主権問題の存在を認定した。そのため、UNCLOSおよびその手続規則に則り、CLCSはアルゼンチンが申請した同区域の大陸棚限界の分析または検討を行わず、紛争が解決するまで分析を先送りした。CLCSはまた、アルゼンチンも締結国である1951年12月1日付の南極条約（改訂済）で定められた特別な領有関係を考慮して、南極地方の大陸棚の検討も先送りした。

UNCLOS第77条に従い、天然資源の探査および開発に関して沿岸国が大陸棚に対する主権的権利を有するものとされる限りにおいて、CLCS勧告および拡張された大陸棚に対するアルゼンチンの権利の承認は、経済的に有益な影響を及ぼすと予想される。

最近の動向

2018年中、アルゼンチンの経済はいくつかの外的および内的要因から悪影響を受け、最終的に投資家の信頼は危機的状況に陥った。これに対応して、政府は経済改革を加速し、また多国間金融機関の支援を手配した。経済改革を運営する政府の能力は、2019年10月に実施されるアルゼンチン大統領選挙を前に停滞気味の国内政治に起因する要素により、さらに制約されている。

近年の政情

2018年4月、アルゼンチンの司法当局は、キルチネル政権およびフェルナンデス・デ・キルチネル政権時代に連邦企画省が与えた公共契約に伴う賄賂およびリベート授受の嫌疑の解明に向けて、犯罪捜査を開始した。このいわゆる「ノートブック捜査」で、アルゼンチンの連邦裁判所は現在、元官僚および財界人が全国規模で行った疑いのある犯罪の捜査を進めている。捜査を所管する裁判所は今日までに、フェルナンデス・デ・キルチネル前大統領を含む前政権政府の上級幹部および数名の財界人を訴追している。

2018年6月、マクリ政権は、国際通貨基金（「IMF」）との36か月の予備的なスタンドバイ取決め（「SBA」）を公表した。さらに2018年6月、マクリ大統領は、金融省を解体して財務省金融局長に権限および職責を移管すること、ならびに鉱業関連の権限および職責をエネルギー省から生産・労働省に移管することを公表した。2018年9月、マクリ政権はSBAの運用により、運営費用を削減して政策展開に向けた戦略的行政再編を実施するための一連の措置を公表した。政府は、セーフティ・ネットであるもっとも脆弱な社会部門への社会的支出を維持し、また2019年の財政収支を制御する目的のもと歳出および歳入の両面に影響する財政措置を実施した。同様に中央銀行は、金利の引上げおよびマネーサプライの増加の抑制により金融政策を引き締め、一方で為替非介入ゾーン内でペソの自由変動を認めている。「(4) - 金融政策」を参照のこと。アルゼンチンの2018年経済危機の直接的な原因は、輸出を激減させた干ばつ、米国の国内金利の上昇に連動する国際金利の上昇、および長期的な不均衡の縮減に向けた措置について主要国が合意を形成できなかったことに伴う国際貿易まわりの不確実性と関連していた。アルゼンチンの財政不均衡、財政

赤字補填における対外収入への依存、ならびに外的要因に対する経済の吸収力および適応力を長く制限してきた重度の硬直性により、現在危機は深刻さを増している。

外交および国際機関

G-20

アルゼンチンは2018年のG-20の議長を務めた。ブエノスアイレスで2018年11月30日および12月1日に開催されたサミットで、G-20の首脳は仕事の未来、開発のためのインフラ、持続可能な食料の未来およびジェンダーの平等という柱に焦点を当てた宣言を採択した。サミットはまた、明確な貿易目標を設定し、世界貿易機構（WTO）の機能改善に向けたG-20首脳の政治的支援の確認し、既存の世界的課題や気候変動対策への取組みについて話し合うための機会を提供した。

メルコスール

2018年10月、ジャイル・ボルソナロがブラジルの大統領に当選し、2019年1月1日に就任した。ブラジル新政権から出される各種発表において、メルコスールの取決めに基づき協調商業政策を要求する現行取決めが再検討される可能性がある。

UNASUR

2018年4月18日、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、チリ、パラグアイおよびペルーは、組織の適切な機能を保証するための条件が整いUNASURが当初の目的に回帰するまでの間、UNASURの各種機関および支部への参加を停止することを決定した。

(2)【経済】

近時の経済動向

経済の歴史および背景

背景

1800年代末から1900年代初めにかけて、アルゼンチンは大繁栄期を迎え、国民1人当たりGDPは多くの西ヨーロッパ諸国の水準にまで上昇した。かかる成長期に、アルゼンチン経済はその輸出農産物に対する持続的な海外の需要に過度に依存した。

しかし大恐慌と第2次世界大戦の到来はアルゼンチン経済に劇的な変化をもたらし、対外貿易の減少はアルゼンチンから主要な収入源を奪った。政府はこうした展開に対応して経済政策を大幅に転換し、国家主導の資本主義と輸入代替のモデルを採用した。したがって、国による景気への介入が顕著となった。

1940年代初めに、政府は多くの基幹産業・サービスを国有化し、アルゼンチンの産業と農業において自給自足を目指し、その経済を外国との競争から守るために、輸入障壁を引き上げた。石油・電力から通信・金融事業に至るまで政府の関与は増大した。

1950年代に新たに世界的繁栄の時代が到来したものの、経済における政府の役割は依然大きく、アルゼンチンの成長は他の発展途上国と比較して低いものとなった。

1970年半ばまでに製造業が経済の最大構成要素となったものの、国の輸出は引き続き農産物が大半を占めた。アルゼンチン経済の成長は依然として低水準であった。

1976年に、政府は輸入代替モデルからの転換を開始し、輸入障壁を引き下げ、対外借入れへの規制を緩和した。中央銀行によるクローリング・ベッグ為替相場体制の採用は、1977年から1981年にかけてペソ高ならびに公的部門および民間部門の対外債務負担を招来した。こうした政策の転換にもかかわらず、1981年から1990年にかけて、経済成長は以下により弱まった。

政治の不安定

国有企業の多額の助成金

高いインフレーション

定期的な通貨の切下げ

非効率的な税金徴収システム

非効率的な生産

1981年から1990年にかけての年平均実質GDP縮小率は0.7%であった。政府は同期間中の財政赤字を主に中央銀行からの信用供与ならびに二国間および多国間での海外債権者からの借入れで埋めた。政府に対する中央銀行からの信用供与の増加によりマネー・サプライの増加が抑制されず、これにより高いインフレ水準になった。1981年から1990年にかけて、年平均インフレ率は876.0%であった。さらに1982年、政府は、対外債務の不履行に陥った。

1980年代に、政府は経済安定化のためにいくつかの経済政策を採用した。かかる政策は当初いくらかの成功を収めたが、最終的には失敗に終わり、また経済に対する政府の持続的かつ強度な関与がその競争力を阻害した。こうした要因と高水準のインフレ、政府の政策の頻繁な変更および不安定な金融市場とが相まって、アルゼンチン経済の実質成長の達成を妨げた。

経済の自由化： 1989年半ば、メネム政権はハイパーインフレーションと深刻な景気後退に苦しむ経済を引き継いだ。海外債権者との関係は緊張し、民間銀行債務は二度の繰延べの対象となり、再び延滞利息を累積し、IMFおよび

世界銀行（世銀）とのプログラムは失効し、世銀と米州開発銀行（IADB）に対する返済はしばしば遅滞した。メネム政権の緊急の課題は物価の安定と海外債権者との関係の改善であった。

経済の安定化とハイパーインフレーションの歯止めは何度が失敗した後、メネム政権は経済の自由化と金融面の規律の実施を模索する経済政策を採用した。兌換制度として知られるようになった新しい経済政策は、1991年兌換法およびその関連措置を中心とするものであった。その主な特徴は以下のとおりである。

ペソをドルに連動（ペッグ）させかつマネタリー・ベースを外貨準備に関連付けした固定為替相場制。これにより中央銀行の金融政策手段は制限された。

民営化、規制緩和、貿易自由化の政策

海外債権者との関係の改善（1992年のブレイディのリストラ策による国債の大部分の借換えを含む。）

兌換制度と政府の自由市場政策は一時的に物価の安定をもたらし、アルゼンチン経済の効率と生産性を引き上げ、外国からの巨額な投資を引き寄せた。実質GDPは1991年には9.1%、1992年には7.9%成長した。1993年から1998年にかけて、実質GDPは、1994年のメキシコ金融危機に端を発した資本流出を主な要因とする1995年の2.8%の減少にもかかわらず、平均年率で4.8%成長した。

こうしたことにもかかわらず、兌換制度は以下のような重大な弱点を有していた。

柔軟性に欠ける金融政策： 中央銀行から金融面の裁量を取り上げたことにより、兌換制度は、経済活動の低迷に対応して景気を刺激するための金融政策の活用を制限することとなった。

外国資本への依存： 外国資本流入の急激な減少は、しばしば政府の支配が及ばない要因により引き起こされるものであり、マネー・サプライを悪いタイミングで縮小させるおそれを伴った。アルゼンチン経済を対外貿易に解放して大幅な赤字を招いたことにより、および政府の経常的な財政赤字に伴い外国資本から巨額の資金調達をしたことにより、アルゼンチンの外国資本への依存は高まった。

外的ショックに対する脆弱性： 外国資本への依存は、資本の流出入に対する政府規制の解除と相まって、アルゼンチン経済を外的ショックに対して脆弱にした。

特定の経済部門への過度の依存： 実質的なペソ高およびペソと米ドルのペッグ制の結果、この期間の経済成長はサービス部門、特に金融および公的サービス部門によりもたらされ、生産ベースの製造業および産業部門は遅れを取った。さらに、農業部門の生産量増加による貢献は、国際的な商品価格の低下により相殺された。

失業の上昇： 経済成長にもかかわらず、建築・製造などの労働集約的部門の成長が比較的低かったため失業水準が上昇した。

1994年のメキシコ財政危機に端を発する経済低迷期に、兌換制度の弱点が明らかとなった。メキシコのクローリング・ペッグ為替相場の崩壊は、投資家の新興市場に対する信頼を損なうとともに、兌換体制の持続可能性に関する懸念を投げかけた。この信頼喪失が誘発した純資本流入の急減により、1995年に資本が流出に転じ、アルゼンチンの銀行システムの流動性危機が引き起こされた。その結果、アルゼンチンは兌換制度を実施して以来初の景気後退に陥った。

メキシコ危機の後、アルゼンチン経済は1990年代前半に記録していた成長水準まで回復した。1996年から1998年にかけて、GDPは平均年率で5.8%成長した。しかし、政府は赤字を埋めるために借入れに大きく依存し、借入先は手始めに国外の資金供給元から果ては国内の銀行や新興の民間年金基金にまで及んだ。1997年の第4四半期始め、アジアやロシアの地域金融危機、米国の金利上昇および商品価格の下落を含む外的要因により、資本フローがマイナスに転じ、経済活動が急減し、究極的に2001年の経済危機の引き金となった。

危機および回復の始まり：2001年および2002年

2001年下半期に、ペソ切下げが差し迫ったとの認識の拡大が大規模な銀行預金の取付けを引き起こし、アルゼンチン経済からの資本流出が大幅に加速した。アルゼンチンの銀行制度における預金残高は2001年下半期に20.3%減少し、同時期に中央銀行の外貨準備は42.1%低下した。

兌換制度を保護し金融部門の崩壊を回避する最終的な取組みとして、2001年12月、政府は銀行預金引出しに関し、1人につき1か月当たりの厳格な制限（corralitoとして知られる。）を課し、ペソ建ておよび米ドル建ての要求払い預金の約600億米ドルについて預金者が金融機関から引出す権限を実際に制限した。アルゼンチンにおける特定の外国為替取引にも厳格な制限を課した。その直後に、政府は国債の大部分について利息および元金の支払いを延期すると宣言した。

大きな社会不安はデ・ラ・ルア政権を早期退陣に導くとともに政治危機を誘発し、その結果2002年1月にエドゥアルド・ドゥアルデ氏が大統領に選ばれた。国会は2002年国家緊急事態・改革法（「国家緊急事態法」）を可決し、これによりペソ・米ドル間の為替平価が正式に終了し、兌換制度が廃止された。国家緊急事態法および一連の大統領令の制定を通じて、ドゥアルデ政権は以下の措置を実施した。

多国間信用機関向け債券を除き、アルゼンチンのソブリン債の支払いを停止することを承認。

兌換制度の廃止直後に採用された二重為替相場制を廃止。これに代えて他通貨に対してペソの価値が変動することを認める単一為替相場制を導入した結果、米ドル・ペソ為替レートは2002年に240.1%上昇した。

一定の米ドル建て資産および負債を次の為替レートでペソ化する「非対称の」転換を発令：金融機関その他の債権者に対して負う民間部門の負債（個人および会社の米国建て負債）につき1.00米ドル当たり1.00ペソ、国または州の金融機関のポートフォリオを構成する公共部門のすべての米ドル建て負債証券につき1.00米ドル当たり1.40ペソ、およびすべての米ドル建て銀行預金につき1.00米ドル当たり1.40ペソ。

中央銀行憲章を改定し、中央銀行が通貨を増刷すること、政府に一定の短期貸出しをすること、および流動性困難に陥った金融機関に対する最後の貸手として行為することを容認。

銀行預金引出しについて2002年12月まで追加規制（corralon）を設定。すべての定期預金が実際に凍結され、強制繰延べの対象とされた。

また、外国為替取引について以下を含む追加規制が導入された。

銀行口座に保有できる1か月の米ドル額を制限。

アルゼンチン国外への外貨の送金を制限。

対外貿易取引を規制。

経済危機は2002年上半期にピークを迎えた。この間、アルゼンチン史上最悪の経済活動水準の落込みを伴って経済活動が破綻し、歳入が減少し、インフレが急進し、金融システムの流動性危機が悪化した。外国為替市場の管理に飽き足らず、政府は輸出収入を強制的に本国送金させた。厳しい為替管理と国の貿易収支の大幅黒字により外国通貨が確実に市場に供給され、その結果同年の下半期にはペソ高に動いた。

2002年半ばまでには、外国為替市場管理の強化に合わせた外貨準備の売却と資本の移動とを組み合わせた政策により、ペソの安定化に成功した。2002年下半期に、実質GDPの縮小は2001年下半期比で6.7%にまで減速し、アルゼンチンは経常収支で50億米ドルの黒字を計上した。2002年12月31日現在の状況は以下のとおりであった。

ペソが1ドル当たり3.36ペソのペソ高となった。これに対して2002年6月26日は最安の3.87ペソであった。

INDEC（国家統計センサス局）により測定されたインフレ率は2002年12月31日に終了した下半期で8.0%であった。これに対して2002年6月30日に終了した上半期は30.5%であった。2002年中、INDECにより測定されたインフレ率は40.9%で、卸売物価指数（WPI）に基づくインフレ率は118.0%であった。これは大きな値ではあるものの、同年中にペソの対米ドル価値が240.1%超も下落したことを勘案すると比較的低位水準であった。

中央銀行の外貨準備は、2002年6月30日の96億米ドルから105億米ドルに増加した。

2002年下半期中の景気改善にもかかわらず、同年通期のGDPは2001年比で10.9%減少した。

ペソ高を継続させないように、中央銀行は2002年11月から2003年1月まで課していた一部の為替規制を緩和した。景気の改善、とりわけアルゼンチン経済からの資本流出の減少により、政府は2002年11月に銀行口座引出し規制の解除にも着手できるようになった。

1998年に始まった経済の危機および景気後退は2002年末までに底打ちしたかに見えた。しかし、回復の道は険しく、経済活動の水準は1990年代始めのそれと同程度に著しく停滞した。また、この回復は主に危機を管理することを目指した一連の経済政策の結果にすぎず、持続可能な長期的経済成長を生み出すために必要とされる構造改革は織り込まれていなかった。

キルチネル政権：2003年から2007年

2002年下半期に始まった経済回復は2003年いっぱい続き、GDPは2003年に8.8%成長した。この改善は、主にアルゼンチンの輸出への需要増加によりもたらされ、消費者および投資家の信頼改善に刺激されて国内生産を増加させ、輸入産品から国内産品への切り替えも増やした。キルチネル政権の初年度中、準通貨（経済危機の間にアルゼンチンの州が発行した地方債）が流通から回収され、銀行預金に係る規制が解除された。同年中、名目ベースで総銀行預金額が24.0%増加したことにより、金融システムへの信頼回復が裏付けられた。

アルゼンチン経済は2004年、2005年、2006年および2007年にかけてそれぞれ9.0%（2016年6月29日より前にINDECが公表したデータを用いて計算した、2003年から2004年にかけての変動率を表す。）、8.9%、8.1%および9.0%の成長を続けた。この間、中央銀行の外貨準備は2003年12月31日現在の414億ペソから2007年12月31日現在の1,455億ペソまで増加した。キルチネル政権の財政・貿易政策は、財政黒字と貿易黒字を生み出すことを目指した。2004年、2005年および2006年の各年にアルゼンチンは貿易黒字を計上し、また輸出の寄与による徴税額の増加を主因として財政黒字も生み出した。2007年から2008年半ばにかけては、需要増加と供給抑制の結果インフレ圧力が高まった。

フェルナンデス・デ・キルチネル政権：2008年から2015年

ネストル・キルチネル前大統領の夫人であるクリスティーナ・E・フェルナンデス・デ・キルチネル女史が、2007年12月10日にアルゼンチンの大統領に就任した。2011年に再選され、その任期は2015年12月まで延長された。

2003年から2007年までにアルゼンチンで見られた力強い景気回復は、2008年上半期中に失速し始めた。フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、2007年12月に国家緊急事態法の1年間の延長を求め、これにより政権は国会の承認なしに幅広い課題を統べる権限を得た。フェルナンデス・デ・キルチネル政権は、経済成長率の維持を目指す景気刺激型の財政金融政策、価格統制、関税制限、助成金および輸出税を含む前政権の介入主義的な経済政策を継続し、これを徐々に拡充していった。

2008年3月、農産品に対する一連の輸出税引上げにより、農家との5か月闘争が勃発した。2008年第3四半期までに、アルゼンチン経済は景気後退局面に入り、世界金融危機の深刻化がこれに追打ちをかけた。2008年11月、国会は

アルゼンチンの民間年金制度を国有化する法律を承認し、同法に基づいて、広範な上場会社の高額な株主持分を含む民間年金基金の保有資産が、ANSES（国家社会保障機構）が所管する新しい公的制度の一部をなす別口の基金に移管された。アルゼンチンでは2008年に銀行預金の引出しと資本流出についてもひと騒ぎがあった。アルゼンチンからの資本流出を制限するために、景気後退が始まったのと同時期に中央銀行が金利を引き上げ、これを受けて景気後退はさらに悪化した。

2009年半ばまでに国家財政は急速に悪化し、景気後退の影響を限定化するための政府の取組みに伴い同年上半期中に公共部門歳出は同歳入の2倍のペースで増加した。民間の推計によれば、2009年上半期中に経済活動は2.5%から6.0%の範囲で縮小した。フェルナンデス・デ・キルチネル政権は、2009年6月に行われた国会議員の中間選挙で国会上下両院の支配を失った。

2009年第4四半期中には産業の活動増加を主因として経済活動の回復が始まったものの、国家財政は引き続き停滞していた。社会保険料および中央銀行やANSESなどの政府機関からの移転支出を含む特別歳入が主な材料となって、2009年に公共部門歳入は19%増加した。一方で2009年中には引き続き社会的緊張が高まった。反体制派・左派連合の要求に応じて、政府は、稼得が基準月額を下回る公式経済部門労働者向けの家族手当および非公式経済部門労働者や失業者向けの所得支援を織り込んだ貧困対策プログラムの拡充を発表した。

2009年終盤、政府は緊急命令（Decreto de Necesidad y Urgencia）を発して中央銀行準備金を対外債務の支払いに充当できるようにした。中央銀行の外貨準備のこのような転用に中央銀行のマルティン・レドロード総裁が抵抗したことにより政権と中央銀行が対立し、最終的に2010年1月のレドロード氏の辞任に至り、自己統治性、政治的安定性および債務の維持可能性という新たな課題が持ち上がった。

財政赤字の一部を補填するため中央銀行が対政府融資の作業を進めたため、2010年始めにインフレ圧力が急速に高まった。INDECは2010年2月、12か月平均インフレ率が9.1%に達したと報告したが、一方で民間の調査は同期間のインフレ率を20%から25%と推計した。同時に、産業の生産増加に伴い経済は回復の兆しを見せ始めた。アルゼンチン経済は2010年に10.1%成長し、2005年以来の高い成長水準に達した。この成長は、商品価格の高騰、賃金の急上昇、ペソ高および高いインフレ水準が主に牽引し、これらは耐久性設備の建設および投資の増加を後押しした。民間消費の増加は、同年中の政府助成金および交付金（政権の貧困対策プログラムに基づくものを含む。）の継続的な増額による部分が大きかった。対照的に経常収支は2010年中に悪化し、主要な外貨獲得源である貿易黒字が2010年に20%以上縮小したことから経常黒字は2009年の82億米ドルから2010年には15億米ドルまで落ち込んだ。

2010年6月、政府は未交換債務を繰り延べるため2010年債務交換を実施し、その承諾率は81%であった。アルゼンチンの不履行債券のうち約92%が2005年と2010年の債務交換を通じて繰り延べられたが、こうした債務繰延措置を経てもなお未交換債務の元金総額約61億米ドルの未処理残高があり、和解拒絶（ホールドアウト）債権者との間で訴訟が続いた。

中央銀行は2011年中も、特に外貨購入と対政府融資を通じて景気刺激型の金融政策を継続した。中央銀行はまた、中央銀行証券（Lebac債およびNobac債）の発行によりペソを下支えして引き続き不胎化に取り組んだ。

2011年10月の再選後すぐ、フェルナンデス・デ・キルチネル政権は、外貨供給を増やし外貨需要を減らす意図のもと一連の資本・為替管理に乗り出した。2011年12月に終了する12か月の期間において、資本流出は推計で250億米ドル（中央銀行の外貨準備のほぼ半分）に達した。その結果米ドル需要が高まり、公式の為替レートおよび非公式のそれとの乖離が拡大した。

エネルギー部門への投資が僅少なまま数年が過ぎ、また政府の緊急措置の一環で電気および天然ガスの料金が2002年以降凍結され続けたことから、アルゼンチンは2011年にエネルギー不足にも見舞われ始めた。2008年から2011年ま

の間、エネルギーの対外貿易赤字が増えたことに伴いエネルギー部門と輸送部門への助成金が156%増加した。公共部門は、2010年の31億ペソの黒字に対して2011年は307億ペソの赤字を計上した。

2011年10月の総選挙でフェルナンデス・デ・キルチネル率いる与党の支配が戻った国会の支持を得て、政府は2012年も介入主義的な政策を継続した。財政黒字と対外黒字の縮小および減速する経済活動を受けて、2012年4月、政府は中央銀行憲章の改定を発表し、これにより中央銀行の政策決定裁量が拡大されるとともに金融機関への追加的介入手段が設定され、また社会的衡平に適合した経済成長を促すという新たな目的が憲章中に包含された。2012年5月、国会はスペインのRepsol S.A.（「Repsol」）が過半を所有する国内最大の石油会社YPF S.A.（「YPF」）の株式の51%を国有化する法案を承認した。

2012年半ばには、新たな外貨取得規制が導入された。外貨準備の積み増しに向けた政府の取組みは、対外債務返済のために米ドルを蓄積し、かつ世界市場の状況悪化または国内経済活動の急減といった事象に伴う通貨危機を回避するためのバッファーを設けるという2大目標を軸に推進された。

2012年には経済活動に著しい鈍化が見られ、実質GDPは、2011年が6.0%の拡大であったのに対し2012年は1.0%の縮小であった。この年は社会不安の悪化も著しく、景気の急激な後退、高インフレの常態化および為替管理の規制強化に伴う不安の高まりを反映して国内全域で大規模な反政府抗議活動が行われ、また2003年以来初の24時間ゼネストも実施された。

2012年中、中央銀行の財政出動に一部依存した景気刺激型の財政政策が景気の後退と税収増加幅の縮小を回避できず、プライマリー・バランスが急速に悪化して2011年の49億ペソの黒字から44億ペソの赤字となり、1996年以来初の赤字転落となった。2012年に総財政赤字がGDPに占める割合は推計で2.1%であった。

収まりを見せない社会不安に直面して、2013年1月にフェルナンデス・デ・キルチネル政権は、一定の所得基準額にみえない家庭に児童手当を給付する2つのプログラムを通じて、社会的移転を増やしていくことを発表した。インフレ鎮静化に向けて継続的に取り組む中で、政府は約500種の産品（食品、飲料、洗剤およびトイレ用品を含む。）の価格を当初3か月の期間にわたって凍結すると宣言し、これを受けて一連の価格凍結が2014年まで続けられた。2013年に経済は緩やかな成長を見せ、実質GDPは前年比で2.3%成長した。もっとも、同期間中に貧困率も推計で20%超上昇した。

2014年1月、外貨準備が300億米ドルを切ったことから、中央銀行は名目で1日当たり7%のペソ安を許し、これは2001年から2002年の危機以来最大の変動幅であった。その後すぐに政府は一部の為替管理の緩和を発表した。インフレ緩和に取り組む中で、政府は2014年1月に「思慮価格（Precios Cuidados）」プログラムもスタートさせ、様々な家庭向け必需品その他の産品について価格統制を敷いた。

2014年2月、政府およびRepsolは、YPFの株式国有化に関するRepsolへの代価支払条件について合意に達した。総額58億米ドルにのぼる代価支払は、満期の異なるアルゼンチンのソブリン債の交付により実施された。法律第26,932号で承認されたこの合意により、RepsolがICSIDに申し立てていた本件に係る請求は和解で処理された。

2014年5月に政府は、ソブリン債権者の会合であるパリクラブの構成国との間で、2001年から2002年の経済危機の間に政府が履行しなかった未払債券のうち同クラブの構成国が保有するものに関して、和解契約を結ぶに至った。当該契約の条件に従い、5年の期間をかけてすべての未払債券を償却していく。「(6) (b) - パリクラブ」を参照のこと。

2014年半ばまでに、INDECのデータによりアルゼンチン経済が景気後退局面にあることが明らかになった。当該データは、IMFの規定に従った統計データが提供されていないとのIMFによる対アルゼンチン問責決議（2013年）に応

じて、2014年2月にINDECが確立した新しい手法に基づくものであった。この新しい手法によりINDECの統計データは民間ソースが推計するそれに近付いたが、公式データと民間推計値の差異はなお残っていた。

2014年6月、政府は連邦地方裁判所（「連邦地裁」）の決定により、2005年および2010年の債務交換に基づいて発行された債券（「2005年および2010年の債務交換債」）に対して返済を行う場合は、和解拒絶（ホールドアウト）債権者に対しても按分支払いをしなければならなくなった。政府は、裁判所の差止め処分のため、ニューヨーク州法に基づき発行された一部の繰延債の保有者に対する支払いを阻止された。これらの事象によりアルゼンチンは国際資本市場にアクセスできなくなり、国際収支危機のリスクが高まった。

2014年8月、失業の増加と実質賃金の下落を引き金とする24時間ストライキにより、公共交通機関および主要サービスが停止した。国内の製造業、鉱業およびライフライン部門は消費者および企業のマインド低下、長引く高インフレならびにアルゼンチンにとって最大の輸出市場であるブラジルでの需要減退に直面することとなり、2013年第3四半期に始まった産業の生産減少傾向が2014年いっぱい継続した。2014年10月までに、公式為替レートと非公式のそれとの乖離が80%にまで拡大した。2014年、政府の社会的給付および年金支払いの増加を主因として歳入の増加を上回るペースで総歳出が増加したことにより、財政赤字は引き続き拡大した。

2014年半ばから2015年3月までの間に、非公認為替レートで提供される米ドルのプレミアムは80%から55%にまで縮小した。このプレミアムの低下は、中央銀行と中国人民銀行が交わした103億米ドルの3年の通貨スワップ協定および中央銀行が発行した米ドル建て地方債によりもたらされた一時的な改善を反映したものであった。しかし、政府は根底にある財政的・対外的な不均衡に対処することができなかった。2014年に総財政赤字は1,097億ペソまで膨れ上がり、2013年比で70%増加した。全体では、プライマリー支出が41.8%増加し、特にエネルギー助成金や社会的助成の形でなされた民間部門への移転がこの赤字拡大を牽引した。2014年に実質GDPは2.5%縮小した。

アルゼンチンは2001年のソブリン債の不履行以降グローバル資本市場から締め出され、それから10年以上の間、中央銀行にとって国際的に高騰した商品価格に支えられる貿易黒字が外貨準備の主要調達源であり続けた。しかし、対外的競争力という長年の課題、商品価格の下落およびアルゼンチンの主要な製造業輸出先であるブラジルの景気後退により2014年には輸出が悪化した。全体で2014年に輸出収入は10%減少した。輸入も実質的に減少したが、貿易黒字は60億米ドルにまで縮小した。中央銀行が中国人民銀行と締結した通貨スワップ協定に基づくものを含めた2014年の外貨流入は、外貨準備を増加させ、2010年以来初めて年単位での国際収支改善につながった。

2015年、政府は10月の総選挙を前に、財政拡大を優先して大規模な歳出を続けた。政府の継続的な歳出拡大は、2015年第1四半期に始まったアルゼンチン経済の穏やかな回復に貢献した。インフレが鈍化する中、2015年上半期には金融緩和が進められた。2015年の間に貨幣供給量が増加し、その増加率は2014年の20.5%と比べて30.2%となった。この2014年と2015年の差は、中央銀行の不胎化政策の変更を反映したものであった。すなわち、2014年に中央銀行が946億ペソ規模の不胎化を実施し、またLebac債の利息を引き上げたのに対し、2015年にはLebac債の利率の低下に伴い金融機関が中央銀行証券への投資を減らしたことから、不胎化額は87億ペソまで減少した。消費を活性化する取組みの中で、2015年7月には最低賃金が31.4%上昇し、2014年9月以来初めての大幅な賃金上昇となった。

2015年半ばまでに、中国が重要な貿易相手国（ブラジルに次いでアルゼンチンの2番目の輸出先）となり、特に国際資本市場にアクセスできない政府にとっては重要な外貨獲得先となった。そのため、人民元の切下げを受けて政府は2015年8月、外貨準備の保全および通貨危機の回避に向けて為替管理を強化した。2015年12月の退任前のペソ切下げを回避するため、フェルナンデス・デ・キルチネル政権は2015年11月に為替管理をさらに強化し、また金利を引き上げた。

政府の基本政策とそのアルゼンチン経済への影響（2011年から2015年）

フェルナンデス・デ・キルチネル政権は、2001年から2002年の経済危機に対応するための一時的な緊急措置として導入された政策（為替管理、輸出税、電気・天然ガス料金の凍結を含む。）を転換することができなかった。価格統制および輸入代替や一部製品の輸出を抑制するための措置を通じた政府の経済介入の増加、および生産活動に対する租税負担の増加は、アルゼンチンの商品輸出や製造活動全体の競争力の上昇トレンドに水を差す効果を伴った。同時に、国内企業の国有化、厳格な資本統制およびこれに関連する実質的なペソ高が投資を抑制した。政権が景気変動の全過程で定期的に景気刺激型の金融・財政政策を用いたことは、慢性的な高インフレを招来した。国内貯蓄および国内資本市場の発展は、マイナスの実質金利の賦課に伴い衰勢に向かった。一貫性のないマクロ経済政策および未交換債務保有者との未解決訴訟がもたらしたマクロ経済的な不均衡が、共和国の国際資本市場へのアクセスを制限し、結果として公債の返済に向けた中央銀行のペソ建て融資および中央銀行の外貨準備の流用に対する政府の依存度が高まった。フェルナンデス・デ・キルチネル大統領の政策は次第にアルゼンチン経済の信用を蝕み、投資不足、資本流出および中央銀行の外貨準備の継続的な減少をもたらした。

フェルナンデス・デ・キルチネル政権の政府基本方針およびその主な効果は、以下のとおりであった。

景気刺激型金融政策および為替管理： 景気刺激型の金融政策および網羅的な為替管理は、ペソ相場の自由変動に対する後ろ向きな姿勢と相俟って、実質のペソ高とアルゼンチンの生産競争力の低下をもたらした。

景気刺激型の金融政策によりインフレが高騰（INDECの測定ベースで2011年の9.5%から2014年の24.0%に、サン・ルイス州のCPIに基づく場合で2011年の23.3%から2014年の39.0%に上昇）した。

インフレ圧力に対処するための規制強化： 加速度的なインフレに対応するため、フェルナンデス・デ・キルチネル政権は、需要を制御するよりむしろ供給の管理を目指す手段に訴えた。これらの手段には裁量的助成金、輸出制限および価格統制が含まれた。これらの手段は相対価格の歪みを助長し、またエネルギー部門を含むアルゼンチン経済の主要部門に対する長期投資を抑制した。

投資の抑制： 実質のペソ高および為替管理は、投資全般に悪影響を及ぼした。エネルギー部門では、大ブエノスアイレス圏（居住者数約1,500万人）で2001年から2002年の危機以降凍結され続けたライフライン料金を改定しながらない政府の姿勢が、投資不足を悪化させた。かつてエネルギーの正味輸出国であったアルゼンチンが、2011年には正味輸入国になり、総エネルギー輸入は2014年に65億ドルおよび2015年に47億米ドルとなった。料金調整への躊躇およびエネルギー消費助成の決定は、エネルギー部門に直接および間接の移転を生み、その額は2011年の503億ペソから2015年の1,612億ペソまで増加した。

公的歳出の拡大： エネルギー部門および輸送部門に対する大規模助成政策に伴う公共部門の歳出増加、公共部門での雇用創出による雇用の増加、年金給付の拡充および社会福祉給付の急増は、2003年から2009年にかけて財政黒字を食いつぶし、結果的に基礎的財政収支の赤字の膨張が2012年に始まり（GDPの0.2%）、2015年12月までに同年GDPの1.8%に膨らんだ。

中央銀行の融通に対する依存： フェルナンデス・デ・キルチネル政権は、膨らむ財政赤字（2011年の49億ペソの黒字が2015年には1,048億ペソの赤字となった。）を埋めるために中央銀行に依存した。政府への融通金はインフレ圧力をさらに高め、また政府の外国債務の支払いをするため中央銀行がドル建ての準備金を頻繁に使ったことで外貨準備が大きく目減りした。中央銀行の外貨準備は、2011年12月31日現在の464億米ドルと比べて2015年12月31日現在は256億米ドルであった。

マクリ政権：2015年から2017年

アルゼンチンでは2015年10月25日に大統領選挙および国会議員選挙が実施され、2015年11月22日に行われた2人の大統領候補による決選投票により（「変えよう同盟」から出馬した）マウリシオ・マクリ氏がアルゼンチン大統領に選出された。2015年12月10日にマクリ政権が発足した。

発足直後から、マクリ政権は対外貿易および外国為替改革、金融および財政政策上の措置、エネルギー部門改革、一定の社会経済的な必要への対応を趣旨とする措置、ならびにアルゼンチン経済の生産性および競争力の向上を趣旨とする措置を含むいくつかの重要な経済および政策改革を実施してきた。

対外貿易および外国為替改革

キルチネル政権およびフェルナンデス・デ・キルチネル政権は、いくつかの経済部門とりわけ農業部門に対して輸出関税その他の規制を課していた。マクリ政権は小麦、とうもろこし、牛肉、鉱業、石油および地域産品に対する輸出関税を撤廃し、また大豆の輸出関税を35%から30%に5%引き下げた。また、ほとんどの産業の輸出に課されていた5%の関税も撤廃した。2017年2月17日、マクリ政権は2017年4月1日付でコンピュータ、コンピュータ部品およびその付随製品（プリンタやスキャナ等）への輸入関税を撤廃した。ただし、「 - - 財政政策」を参照のこと。財貨の輸入および海外で履行されるサービスの支払いに関して、マクリ政権は為替市場へのアクセス規制を廃止した。さらに輸入者には、フェルナンデス・デ・キルチネル政権下で課されていた為替市場へのアクセス制限により蓄積された輸入品に係る未払商事債務を弁済するための共和国発行の短期債務証券が提供された。マクリ政権は、フェルナンデス・デ・キルチネル政権下で課されていた一定の通貨管理を含むすべての為替規制を撤廃した。これらの改革により、為替市場について高度の柔軟性および簡便なアクセスが提供された。「(3) 外国為替取引の制限およびその他規制」を参照のこと。

金融政策

マクリ政権は発足直後から、未交換債務の保有者との間で未払債権の和解に取り組み、財務大臣が未交換債務の未払額を減らすための債務繰延・償却プログラムを策定した。2016年2月、共和国は一部の未交換債務の保有者と未払債権に関する和解に向けた基本合意に達し、また米国の裁判所で係争中の者を含めた他の未交換債務の保有者に対しても、国会の承認および債権同順位に基づく差止めの取消しの2点を条件として和解案を提示した。2016年3月2日、連邦地裁は、未交換債務の保有者との和解に関するすべて立法的障害が除去されることを第1条件、および債権同順位に基づく差止命令の取得者のうち2016年2月29日までに政府と基本合意に至った者に対して共和国が当該合意の所定の条件に従い全額弁済をすることを第2条件として、債権同順位に基づく差止めの取消しに応じた。2016年4月13日、連邦地裁の同決定は第2巡回区控訴裁判所により支持された。2016年3月31日、アルゼンチン国会は和解に関するすべての立法上の障害を除去し、本和解案を承認した。アルゼンチンは、2016年4月22日に国際資本市場で総額165億米ドルの債務証券を発行し、元金ベースで約42億米ドル相当の未交換債務の保有者との合意に基づく和解金支払いを履行するために純手取金から93億米ドルを充当した。2016年3月2日の決定に付された条件の成就が確認され、本連邦地裁は債権同順位に基づくすべての差止めの取消しを決定した。

2016年4月以降、アルゼンチンは、2016年2月の和解案の条件に従い、未交換債務の保有者との間で請求権の和解処理を続けている。

2016年12月22日、2016年2月の和解案に回答せずかつ債権同順位条項（パリパス条項）への継続的違反を主張する一部の債権者が関与する事案において、連邦地裁は、アルゼンチンが合意債権者や新規発行債券に対する支払いを

行っている一方で、依然として原告の債券に対する支払いがみられないとしつつ、継続的な債権同順位（パリパス条項）違反は存在しないと判断した。この判決の中で、連邦地裁は、ニューヨーク州法に準拠する未交換債務に関する債権は、ニューヨーク州法に従い6年後に時効を迎えるとの判断も示した。「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

財政政策

マクリ政権は、財政勘定の安定および基礎的財政収支の赤字減少に向けた施策に着手した。マクリ政権は以下に取り組んだ。

年金改革： 2016年6月29日、国会は、最弱者層を保護しつつアルゼンチンの年金制度の持続可能性および予測可能性を改善するための法案を通過させた。「(e) - 退職者向けプログラムおよび年金改革法」を参照のこと。

税制改革： 2017年12月27日、アルゼンチン国会は、財政収支の正常化に向けたアルゼンチンの中長期的な努力を維持しつつアルゼンチン税制の一部の抜け穴や非効率性を除去し、脱税を減らし、個人に適用される所得税の範囲を拡大することを意図した一連の改革（「税制改革」）を承認した。「(5) (b) 税制」を参照のこと。

財政協定： 2017年12月22日、国会は「財政コンセンサス」としても知られる財政協定を承認し、財政法律第27,429号を制定した。この制度は、連邦政府と23のアルゼンチン地方政府法域（22州およびブエノスアイレス市）の間で2017年11月16日に署名された協定に基づいて設定され、経済活動、生産性および雇用の持続可能な成長を支援する。財政コンセンサスには、歪曲効果のある課税を5年の期間（2018年から2022年）をかけてGDPの1.5%分減らす旨の誓約、連邦政府に対する23の署名主体による訴訟の放棄、ならびに大ブエノスアイレス圏基金への反復的な連邦政府拠出を廃止することと引き換えにブエノスアイレス州に支給される補償金（2018年に210億ペソ、2019年に440億ペソおよび2020年以降に440億ペソ相当額（インフレ調整後））が盛り込まれている。財政コンセンサスはまた、税制改革、年金制度改革および財政責任法など2017年12月にマクリ政権によって実施されたその他の政策改革を基礎付けた。財政責任法については「(5) (f) 州との財政関係」を参照のこと。

エネルギー部門改革

エネルギー部門への過少投資、非効率的に適用される助成金および2001年から2002年の経済危機以降インフレ状況にもかかわらず凍結され続ける電気および天然ガスの料金が何年も解消されず、アルゼンチンは2011年にエネルギー不足に見舞われ始め、その影響はやがてアルゼンチン経済にも及んだ。アルゼンチンは2010年にはエネルギー輸出超過国であったが、転じて2011年以降は毎年エネルギー輸入超過国となっている。

深刻化するエネルギー危機に対して、マクリ政権は国の電力供給システムに係る緊急事態を宣言し、これを2017年12月31日まで維持し、国内向け電力を確実に供給するための措置をとることを政府に許可した。

連邦のすべての公共事業体と協力して電力供給システムの質および安全を保証するための連携的プログラムの立案および実施を、エネルギー鉱業省に対して指示。

最弱者層の必要をみたく設定された「社会的」料金を提供しつつ、投資を奨励しサービスを改善するために電力、天然ガスおよび送給水サービスの助成金を廃止および料金改定を導入（「料金の総合的見直し」）。

再生可能資源によるエネルギー生成の増加を奨励するため、特に大きな税優遇措置を受けられるプログラムを新設。さらに2017年8月、エネルギー鉱業省は、大口顧客が自家発電を行いまたは民間電力業者から再生可能エネルギーを直接購入することができる制度を承認した。

これらの措置の結果、()エネルギー省は合計約5,000MWhの41件の新規火力発電プロジェクト(このうち28件は2017年12月31日現在稼働済み)、および再生可能エネルギー合計約4,500MWhの様々な発電源による21州147件の再生可能エネルギー・プロジェクトに許可を出し、()2018年3月31日に終了した12か月の年ベースでガス生産は3.4%増、ならびに同期間中の掘削済みガス井の数が18%増および掘削機の稼働数が25%増(その大半はヴァカ・ムエルタ地層内)となり、()2017年のエネルギー部門への投資が2016年比で20%増の120億米ドルとなり、ならびに()風力エネルギー、ソーラーエネルギーおよびバイオマス・バイオガスのプロジェクトを含む設備容量で合計3,799.2MWhの再生可能エネルギー・プロジェクトが認められている。

エネルギー部門に改革をもたらすための政府による当初の取組みの一部は、アルゼンチンの裁判所で争われ、裁判上の差止め、または政府の取組みを制限する決定もしくは天然ガス料金の値上げおよび天然ガス助成金の削減への道筋の意見を提出できる拘束力のない公聴会を開催するよう政府に指示する決定が出された。かかる非拘束的な公聴会を開催した後、エネルギー省は天然ガスの井戸元価格を改定して2016年10月に発効させ、また規制対象送電セグメントに対する電力価格を改定して2017年11月に発効させた。

2017年中、連邦下級裁判所の差止めにより、ブエノスアイレス州およびチャコ州の末端利用者(エンドユーザー)電力料金の値上げも停止された。さらに、いくつかの州で自治体または州レベルで販売業者向け料金表が争われている。

2017年中、エネルギー長官および国家ガス規制局(ENARGAS)はさらに規制を改定し、天然ガス販売会社が料金を段階的に引き上げていく(30%を2017年4月1日に、40%を2017年12月1日に、および残りの30%を2018年4月1日に値上げする。)ことが発表され、輸送システムの受配ポイント(「PIST」)における全国改訂ガス価格およびガス輸送・販売料金が設定され、ならびに任意の登録月に天然ガス消費を2015年同月比で20%以上節約した居住者ユーザー向けに天然ガス代を10%割り引く優遇施策が導入された。

電力の送電・販売料金について、全国の送電・販売会社が料金を段階的に段階的に引き上げていく(販売収益の30%を2017年2月1日に、18%を2017年12月に、およびその他の18%を2018年2月1日に値上げする。)ことも発表された。「 - - 概要」を参照のこと。

2016年中、電力卸売市場におけるエネルギー末端価格(輸送および販売費用を除いたもので、ブエノスアイレス市内のエンドユーザーに対する請求料金が約45%を占める。)の対前年の上昇率は228%(平均価格で95ペソ/MWhから313ペソ/MWh)にのぼり、天然ガスの末端価格の上昇率は98%(平均価格で21ペソ/MMBtuから41ペソ/MMBtu)であった。

2017年中、輸送および販売費用を除いた電力卸売市場におけるエネルギー末端価格の対前年の上昇率は83%(平均価格で313ペソ/MWhから573ペソ/MWh)にのぼり、天然ガスの末端価格の上昇は68%(平均価格で41ペソ/MMBtuから69ペソ/MMBtu)であった。

社会経済的な必要への対応を趣旨とする措置

就任以来、マクリ大統領は、一部の社会的セクターにおける不利な状況の影響を軽減することを目指して様々な措置を発表しており、それには以下が含まれる。()50万人超える自営業者の子について、被雇用労働者の被扶養家族と同額の手当を受給する資格を認め、また、短期労働者は雇用されていない月を含め通年で手当を受給できるよ

うにする。()格差解消児童手当(Asignación Universal por Hijo)をローカル・プログラムと共存させ、複数のプログラムについて参加資格を認めるようにする。()最低保証年金を受給する退職者および格差解消児童手当または妊婦手当の受給者が一部の日用品(食品、衣料および洗剤など)を購入した際に支払った付加価値税(VAT)を、1か月300ペソ(価格変動に基づいて調整される。)を上限として還付する。()単一課税(monotribute)社会的プログラムの対象者の年間所得制限を引き上げる。()学業を修了し様々な分野の訓練を受ける豊富な機会を一定の受給者に提供することを目的としたプログラム。

また、2016年12月、国会は、所得税の目的上の最低所得基準額を引き上げ、公共機関の職員に支払われる平均賃金の増加を参考にして同基準額を継続的に自動調整することを承認した。また、国会は、近年のインフレーションの影響を考慮して、所得税の税率区分の修正を承認した。この自動調整により、2018年、独身者の最低所得基準額は28.855ペソに、および子供のいる既婚者の最低基準額は39.495ペソに引き上げられた。

さらに2016年12月14日、主たる措置として2019年12月31日までの社会的緊急事態を宣言する法律第27,345号が可決された。

2017年3月23日、政府は国有銀行(アルゼンチン国立銀行、ブエノスアイレス州銀行およびブエノスアイレス市銀行)による中所得層向け住宅担保ローンを拡充するためのプログラムを実施すると発表した。返済期間が最長30年の住宅担保ローンでは、購買力ユニット(Unidades de Valor Adquisitivo、または「UVA」と同じ金利で融資を受けることができる。「 - - 財政政策」を参照のこと。

生産性、競争力および透明性の向上を趣旨とする措置

就任以来、マクリ大統領は、アルゼンチン経済の生産性、競争力および透明性の向上を目指して様々な措置を発表しており、それには以下が含まれる。

航空部門の発展： 2016年9月21日、政府は「プラン・インテグラル(総合航空業計画)」という建設計画を発表した。これは、民間航空部門の発展の推進を目指し、2017年から2020年の期間にわたる220億ペソ超の投資を含む。

生産活動の推進： 2016年10月、中小企業法(「SME法」)を補完する規則の施行を通じて、中小企業(「SME」)に対する以下を含む租税優遇措置が導入された。()SMEに対するみなし最低法人所得税を撤廃した。()SMEは、金融取引に関して納めた租税を法人所得税から控除し、付加価値税(VAT)の月額納付を90日間延期し、投資額の10%を所得税納付額から控除することができる。()SMEは、納税目的で使用できる税額控除債券の形で投資に係る付加価値税の還付を受ける。

官民パートナーシップ法： 2016年11月16日、国会は官民パートナーシップ法を承認した。同法は、民間投資家が公共部門と連携して行うインフラ・プロジェクトに係る特別な制度を定める。「 - (g) - 経済における国家の役割 - 民・官のパートナーシップ」を参照のこと。

企業奨励法： 2017年4月、生産性を向上させるため、国会は企業奨励法(Ley de Emprendedores)を制定し、これには一定の会社の設立手続の簡素化、利害関係人への財務的便宜の付与、および生産活動を強化するためのゼロ金利融資の提供が盛り込まれた。

産業界における労働者包摂プログラム： 2017年5月3日、政府は産業界における労働者包摂プログラム(「PIL」)を発表した。同法は、一定の社会的(労働者)プログラムの受益者を雇用する会社に対して、被用者の給与の一部を填補することで金銭的なインセンティブを提供する。この措置は登録労働者を増やすことを目的としている。

企業犯罪責任法： 2017年11月8日、国会は、とりわけ利害関係人、代理人、取締役、支配人、被用者または代表者が犯した行政関与汚職およびクロスボーダー汚職の犯罪に関する法人事業体の刑事責任について定める法案を可決した。同法で有責とされる会社には様々な制裁が科され、これには不正に取得した利益額の2倍から5倍の範囲の罰金または最長10年の全面的な活動停止が含まれる。さらに同法案は、アルゼンチンの市民またはアルゼンチンを本拠とするアルゼンチンの会社がアルゼンチン国外で犯した汚職事件について、アルゼンチン刑法上の刑事責任を拡張する。

最近5年間の経済の動向

(a) 国内総生産

国内総生産（GDP）は、国内で生産された最終の製品およびサービスの総価値の指標である。名目GDPは実勢価格で最終製品の総価値を評価する。実質GDPは特定年の固定価格で最終製品の総価値を評価し、インフレの影響を除外した過去のGDPとの比較を可能とする。アルゼンチンの実質GDP値は、ペソ建てで、INDEC報告書により補正された2004年の固定価格を基準に評価される。その他の調整の中でも、2004年のGDP算出においてINDECは当該年につき、結果として約12%の下方修整をもたらしたGDPの構成変更を行った。補正後の2004年GDPに基づくその後の年の実質GDPの算出において、INDECは修正されたインフレ算出手法に合致したデフレーターを使用した。

本項目で以下に記載する情報は、INDEC報告書に含まれる統計に基づいている。

以下の表は、表示年度中の実勢価格に基づく名目GDPおよび1人当たりGDPの推移を示す。

名目GDPおよび1人当たりGDPの推移

(実勢価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(3)	2017年(3)
名目GDP(百万ペソ)(1)	3,348,308	4,579,086	5,954,511	8,188,749	10,555,846
GDP(百万米ドル)(1)	611,129	564,009	642,416	554,064	637,178
1人当たりGDP(米ドル)(1)	14,481	13,218	14,894	12,711	14,467
ペソ/米ドル為替レート(2)	5.48	8.12	9.27	14.78	16.57

(1) 本表中のGDPの数値は名目基準で表示されている。

(2) 指定期間の平均の名目為替レート。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

以下の表は、表示年度中の2004年固定価格に基づくアルゼンチンの歳出別実質GDPに関する情報を示す。

歳出別実質GDPの内訳

(百万ペソ、2004年固定価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(1)	2017年(1)
消費:					
公共部門消費	87,916	90,505	96,792	97,065	99,165
民間消費	525,675	502,764	521,146	515,774	533,721
消費合計	613,591	593,270	617,938	612,839	632,886
総投資	146,057	136,190	140,905	134,022	148,703
財貨・サービスの輸出	149,447	139,017	135,156	142,310	142,912
財貨・サービスの輸入	190,183	168,350	176,281	186,377	214,333
純輸出/(輸入)	(40,735)	(29,333)	(41,125)	(44,068)	(71,421)
棚卸資産引当金	1,495	2,179	3,769	643	11,184
統計上の誤差	-	-	-	4,901	7,205
実質GDP	720,407	702,306	721,487	708,338	728,557

(1) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

歳出別実質GDPの内訳

(実質GDP合計に占める比率(%)、2004年固定価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(1)	2017年(1)
消費:					
公共部門消費	12.2	12.9	13.4	13.7	13.6
民間消費	73.0	71.6	72.2	72.8	73.3
消費合計	85.2	84.5	85.6	86.5	86.9
総投資	20.3	19.4	19.5	18.9	20.4
財貨・サービスの輸出	20.7	19.8	18.7	20.1	19.6
財貨・サービスの輸入	26.4	24.0	24.4	26.3	29.4
純輸出/(輸入)	(5.7)	(4.2)	(5.7)	(6.2)	(9.8)
棚卸資産引当金	0.2	0.3	0.5	0.1	1.5
統計上の誤差	-	-	-	0.7	1.0
実質GDP	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

歳出別実質GDPの推移

(前年からの変動率(%)、2004年固定価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(1)	2017年(1)
消費:					
公共部門消費	5.3	2.9	6.9	0.3	2.2
民間消費	3.6	(4.4)	3.7	(1.0)	3.5
消費合計	3.9	(3.3)	4.2	(0.8)	3.3
総投資	2.3	(6.8)	3.5	(4.9)	11.0
財貨・サービスの輸出	(3.5)	(7.0)	(2.8)	5.3	0.4
財貨・サービスの輸入	3.9	(11.5)	4.7	5.7	15.0
純輸出/(輸入)	(44.6)	28.0	(40.2)	7.2	62.1
棚卸資産引当金	185.5	45.7	72.9	(82.9)	1,638.6
統計上の誤差	-	-	-	-	47.0
実質GDP	2.4	(2.5)	2.7	(1.8)	2.9

(1) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

以下の表は、表示年度中の2004年固定価格に基づくアルゼンチンの歳出別総投資に関する情報を示す。

総投資の内訳

(百万ペソ、2004年固定価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(3)	2017年(3)
天然資源その他(1)	528	529	537	529	547
製造用耐久性設備					
機械類および設備:					
国産	23,926	21,605	23,108	22,876	24,208
輸入	35,173	33,804	35,554	35,075	41,852
合計	59,099	55,408	58,662	57,951	66,059
輸送用製品					
国産	13,521	10,273	10,698	10,530	10,053
輸入	7,479	6,160	5,724	8,229	9,067
合計	21,000	16,433	16,422	18,759	19,121
製造用耐久性設備合計	80,099	71,841	75,084	76,710	85,180
建設(2)	65,429	63,819	65,284	56,783	62,976
総投資合計	146,057	136,190	140,905	134,022	148,703

(1) 研究開発および育成生物資源を含む。

(2) 採掘探査を含む。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

総投資の内訳

(総投資合計に占める比率(%)、2004年固定価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(3)	2017年(3)
天然資源その他(1)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
製造用耐久性設備					
機械類および設備：					
国産	16.4	15.9	16.4	17.1	16.3
輸入	24.1	24.8	25.2	26.2	28.1
合計	40.5	40.7	41.6	43.2	44.4
輸送用製品					
国産	9.3	7.5	7.6	7.9	6.8
輸入	5.1	4.5	4.1	6.1	6.1
合計	14.4	12.1	11.7	14.0	12.9
製造用耐久性設備合計	54.8	52.8	53.3	57.2	57.3
建設(2)	44.8	46.9	46.3	42.4	42.4
総投資合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (1) 研究開発および育成生物資源を含む。
(2) 採掘探査を含む。
(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

総投資の推移

(前年からの変動率(%)、2004年固定価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(3)	2017年(3)
天然資源その他(1)	6.7	0.2	1.4	(1.4)	3.4
製造用耐久性設備					
機械類および設備：					
国産	5.4	(9.7)	7.0	(1.0)	5.8
輸入	(3.5)	(3.9)	5.2	(1.3)	19.3
合計	(0.1)	(6.2)	5.9	(1.2)	14.0
輸送用製品					
国産	7.8	(24.0)	4.1	(1.6)	(4.5)
輸入	33.5	(17.6)	(7.1)	43.8	10.2
合計	15.7	(21.7)	(0.1)	14.2	1.9
製造用耐久性設備合計	3.6	(10.3)	4.5	2.2	11.0
建設(2)	0.8	(2.5)	2.3	(88.0)	706.8
総投資合計	2.3	(6.8)	3.5	(4.9)	11.0

- (1) 研究開発および育成生物資源を含む。
(2) 採掘探査を含む。
(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

(b) 産業構造、主要部門の状況および鉱工業生産指数の推移

以下の表は、指定期間中のアルゼンチンの実質GDPの経済部門別内訳を示す。

	部門別実質GDP				
	(百万ペソ、2004年固定価格)				
	2013年	2014年	2015年	2016年(3)	2017年(3)
第一次産業：					
農業・畜産・狩猟	46,058	47,565	51,282	48,649	50,492
水産	2,157	2,184	2,239	2,236	2,556
林業・伐木および関連サービス	1,511	1,520	1,614	1,749	1,751
鉱業・採取(石油・ガスを含む。)	22,405	22,755	23,130	21,862	21,112
第一次産業合計	72,131	74,024	78,266	74,496	75,911
第二次産業：					
製造	130,926	124,309	125,261	118,748	122,348
建設	22,346	21,895	22,554	20,029	22,084
電気・ガス・水道	11,718	11,949	12,477	12,640	12,500
第二次産業合計	164,990	158,152	160,292	151,417	156,932
サービス：					
運輸・倉庫・通信	53,754	54,168	55,811	57,685	59,248
商業・ホテル・飲食	109,311	102,447	105,842	103,764	106,115
金融・不動産・業務・賃貸サービス	98,924	97,803	99,428	98,481	102,087
行政・教育・保健・社会的・個人向けサービス	94,638	96,264	99,027	100,932	102,044
家事サービス(1)	4,247	4,259	4,275	4,244	4,199
サービス合計	360,875	354,941	364,382	365,106	373,693
輸入税加算および銀行業務調整控除(2)	122,412	115,189	118,547	117,318	122,020
実質GDP合計	720,407	702,306	721,487	708,338	728,557

(1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。

(2) 本表の第一次および第二次産業の生産高は生産に用いる輸入品に課される関税を含んでいないが、実質GDPを確定するにはこれを考慮しなければならない。実質GDPを確定するために、輸入税が本項目に計上されている。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

部門別実質GDP

(実質GDPに占める比率(%)、2004年固定価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(3)	2017年(3)
第一次産業：					
農業・畜産・狩猟	6.4	6.8	7.1	6.9	6.9
水産	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
林業・伐木および関連サービス	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
鉱業・採取(石油・ガスを含む。)	3.1	3.2	3.2	3.1	2.9
第一次産業合計	10.0	10.5	10.8	10.5	10.4
第二次産業：					
製造	18.2	17.7	17.4	16.8	16.8
建設	3.1	3.1	3.1	2.8	3.0
電気・ガス・水道	1.6	1.7	1.7	1.8	1.7
第二次産業合計	22.9	22.5	22.2	21.4	21.5
サービス：					
運輸・倉庫・通信	7.5	7.7	7.7	8.1	8.1
商業・ホテル・飲食	15.2	14.6	14.7	14.6	14.6
金融・不動産・業務・賃貸サービス	13.7	13.9	13.8	13.9	14.0
行政・教育・保健・社会的・個人向けサービス	13.1	13.7	13.7	14.2	14.0
家事サービス(1)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
サービス合計	50.1	50.5	50.5	51.5	51.3
輸入税加算および銀行業務調整控除(2)	17.0	16.4	16.4	16.6	16.7
実質GDP合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。

(2) 本表の第一次および第二次産業の生産高は生産に用いる輸入品に課される関税を含んでいないが、実質GDPを確定するにはこれを考慮しなければならない。実質GDPを確定するために、輸入税が本項目に計上されている。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

2013年、実質GDPは2.4%成長した。この成長は主に内需により牽引され、アルゼンチンの輸出に対する需要の低迷を相殺した。公共部門消費の5.3%増および民間消費の3.6%増ならびに投資の2.3%増に刺激され、総消費は3.9%増加した。サービス部門は1.9%増加し、2013年の実質GDPの50.1%を占めた。サービス部門内では金融サービスが最大の伸びを見せた。2012年比で、第一次産業部門は農業・畜産・水産・林業の増加を主因として6.1%成長し、また第二次産業部門は製造業の1.5%増を主因として1.2%成長した。

2014年、実質GDPは2.5%減少した。この経済の縮小は、輸出の減少、金融部門の不確実性の高まりおよび外国為替市場のボラティリティが原因であった。総投資は6.8%減少し、財貨・サービスの輸出は7.0%減少し、総消費は3.3%減少した。サービス部門は1.6%減少し、2014年の実質GDPの50.5%を占めた。しかし、サービス部門内では行政サービスが成長を遂げた。2013年比で、第二次産業部門は製造業の5.1%減を主因として4.1%減少したが、第一次産業部門は農業・畜産・水産・林業の3.1%増を主因として2.6%成長した。

2015年、実質GDPは2.7%成長した。この成長は、公共部門消費の6.9%増および民間部門消費の3.7%増ならびに総投資の3.5%増により牽引された総消費が4.2%増加したことに刺激された。サービス部門は2.7%増加し、2015年の実質GDPの50.5%を占めた。サービス部門内では、行政サービスが最大の伸びを見せた。2014年比で、第一次産業部門は5.7%成長し、また第二次産業部門は1.4%成長した。

2016年、実質GDPは1.8%減少した。この減少は、総投資の4.9%減および総消費の0.8%減によるものであったが、財貨・サービスの輸入は5.7%増加した。第二次産業部門、第一次産業部門およびサービス部門はすべて2015年と比べ縮小した。第二次産業部門は5.5%減少し、第一次産業部門は4.8%減少し、サービス部門は0.2%成長したが、運輸・倉庫・通信および行政・教育・保健・社会的・個人向けサービスの小部門はプラス成長を示し、経済の縮小を一部緩和した。

2017年、実質GDPは2.9%成長した。この成長は、総投資の11.0%増および総消費の3.3%増に刺激された。サービス部門は2.4%増加し、卸売・小売サービスおよび不動産・業務・賃貸サービスが成長を促した一方、行政・教育・保健・社会的・個人向けサービスの伸びは遅めで、2016年の実質GDPの14.2%と比べ、2017年の実質GDPの14.0%を占めた。2016年比で、第二次産業部門は3.6%成長し、第一次産業部門は1.9%成長した。

以下の表は、指定期間中のアルゼンチンの部門別実質GDP成長率を示す。

部門別実質GDP成長率

(前年からの変動率(%)、2004年固定価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(3)	2017年(3)
第一次産業：					
農業・畜産・狩猟	11.1	3.3	7.8	(5.1)	3.8
水産	22.9	1.2	2.5	(0.1)	14.3
林業・伐木および関連サービス	7.0	0.6	6.2	8.3	0.1
鉱業・採取(石油・ガスを含む。)	(4.0)	1.6	1.6	(5.5)	(3.4)
第一次産業合計	6.1	2.6	5.7	(4.8)	1.9
第二次産業：					
製造	1.5	(5.1)	0.8	(5.2)	3.0
建設	(0.1)	(2.0)	3.0	(11.2)	10.3
電気・ガス・水道	0.5	2.0	4.4	1.3	(1.1)
第二次産業合計	1.2	(4.1)	1.4	(5.5)	3.6
サービス：					
運輸・倉庫・通信	2.4	0.8	3.0	3.4	2.7
商業・ホテル・飲食	2.2	(6.3)	3.3	(2.0)	2.3
金融・不動産・業務・賃貸サービス	1.3	(1.1)	1.7	(1.0)	3.7
行政・教育・保健・社会的・個人向けサービス	1.9	1.7	2.9	1.9	1.1
家事サービス(1)	2.2	0.3	0.4	(0.7)	(1.1)
サービス合計	1.9	(1.6)	2.7	0.2	2.4
輸入税加算および銀行業務調整控除(2)	3.4	(5.9)	2.9	(1.0)	4.0
実質GDP合計	2.4	(2.5)	2.7	(1.8)	2.9

(1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。

(2) 本表の第一次および第二次産業の生産高は生産に用いる輸入品に課される関税を含んでいないが、実質GDPを確定するにはこれを考慮しなければならない。実質GDPを確定するために、輸入税が本項目に計上されている。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

第一次産業

2013年、第一次産業部門合計は、農業・畜産・狩猟の11.1%増を主因として2012年と比べ6.1%増加した。2014年、第一次産業部門合計は、農業・畜産・狩猟の3.3%増を主因として2013年と比べ2.6%増加した。2015年、第一次

産業部門合計は、農業・畜産・狩猟の7.8%増を主因として2014年と比べ5.7%増加した。2016年、第一次産業部門合計は、農業・畜産・狩猟の5.1%減を主因として2015年と比べ4.8%減少した。2017年、第一次産業部門合計は、農業・畜産・狩猟の3.8%増を主因として2016年と比べ1.9%増加した。

農業・畜産・狩猟

アルゼンチンはほぼすべての農産物および畜産物を自国生産に依存しており、加工穀物、穀物、食肉および魚介を含む1次産品の主要輸出国である。穀物生産は主に大豆、とうもろこしおよび小麦で構成される。2016年から2017年にかけてのシーズン中、大豆、とうもろこしおよび小麦が農業生産高合計のそれぞれ40.2%、36.2%および13.5%を占めた。2013年、2014年、2015年、2016年および2017年中、アルゼンチンの農業・畜産・狩猟部門が実質GDPのそれぞれ6.4%、6.8%、7.1%、6.9%および6.9%を占めた。

鉱業・採取（石油・ガスの生産を含む。）

鉱業・採取産業部門は、主に貴金属および半貴石、石炭、石油およびガスの探査および生産で構成される。歴史的に、アルゼンチンの鉱業は経済に占める割合が小さく、2013年、2014年、2015年、2016年および2017年は実質GDPのそれぞれ3.1%、3.2%、3.2%、3.1%および2.9%を占めた。

アルゼンチンは、2018年6月に発行されたBP世界エネルギー統計レビュー2018年版によれば、2017年生産量に基づく、世界第2位の天然ガス産出国であり、また中南米で第4位の原油産出国である。YPF株式の51%を国有化してからは政府がYPFを支配しており、2017年12月31日現在アルゼンチンに112の油田およびガス田を保有している。YPFは民間のパートナーと連携して、主にネウケン州およびリオ・ネグロ州に位置するヴァカ・ムエルタ地層でシェールオイルやシェールガスを含む非在来型資源の探査・開発に関するプロジェクトにも従事している。「 - (g) - 経済における国家の役割 - 石油・ガス産業」、「 - - 経済の歴史および背景 - フェルナンデス・デ・キルチネル政権：2008年から2015年」、「 - 政府の基本政策とそのアルゼンチン経済への影響（2011年から2015年）」および「 - マクリ政権：2015年から2017年」を参照のこと。

アルゼンチンの石油・ガス産業およびエネルギー部門は、キルチネル政権およびフェルナンデス・デ・キルチネル政権の時代に、価格統制、輸出規制および国内価格を国際価格水準より低く維持するためのその他の手法を含む厳しい規制の対象となった。こうした政策の結果、国際石油価格が下落した際には、国内価格を維持するために石油生産者に対して助成金が支払われている。マクリ政権はかかる手法の廃止を進めている。「 - (g) - 経済における国家の役割 - 石油・ガス産業」を参照のこと。

第二次産業

製造

アルゼンチンの製造業は主に、食品および飲料、化学製品および化学物質、普通金属、ゴムおよびプラスチック製品、自動車、トレーラーおよびセミトレーラーならびに衣料品の生産で構成される。アルゼンチンに重大な悪影響を及ぼした2001年から2002年の経済危機は2002年のGDPを10.9%縮小させ、この部門にも大きな悪影響を及ぼした。輸入代替政策を採用して2002年にこれに着手したことは、この部門の平均年率4.8%の成長に貢献した。2003年から2008年にかけて、成長はペソ切下げの影響や生産促進型の投資を通じて競争力を高めた製造品の増加に下支えされた。同期間中は化学製品、航空機および船舶などの工業製品、ならびに穀物および畜産品などの農産品の製造も輸出に貢献した。2017年中、製造部門は実質GDPの16.8%を占めた。

2013年、製造部門は2012年比で1.5%成長した。この成長の主因は以下のとおりであった。

化学製品・化学物質の5.2%増。2013年の製造部門における成長全体の45.7%を占めた。

自動車・トレーラー・セミトレーラー生産の8.4%増。2013年の製造部門における成長全体の29.5%を占めた。

非金属鉱物の8.0%増。2013年の製造部門における成長全体の22.2%を占めた。

これらの増加は、金属製品部門の5.0%減により一部相殺された。

2014年、製造部門は2013年比で5.1%縮小した。この縮小の主因は以下のとおりであった。

自動車・トレーラー・セミトレーラー生産の20.6%減。2014年の製造部門における縮小全体の22.9%を占めた。

機械類・設備生産の12.3%減。2014年の製造部門における縮小全体の15.3%を占めた。

金属製品の13.6%減。2014年の製造部門における縮小全体の11.9%を占めた。

2015年、製造部門は2014年比で0.8%成長した。この成長の主因は以下のとおりであった。

食品・飲料の3.9%増

ゴム・プラスチック製品の7.0%増

什器類の10.6%増

これらの増加は、普通金属生産の12.0%減および自動車・トレーラー・セミトレーラーの10.1%減により一部相殺された。

2016年、製造部門は2015年比で5.2%縮小した。この縮小の主因は以下のとおりであった。

普通金属の8.6%減

自動車・トレーラー・セミトレーラーの14.1%減

食品・飲料の2.4%減

衣料品の11.7%減

製造部門では、出版およびメディアを除く全分野で生産高が減少した。

2017年、製造部門は2016年比で3.0%成長した。この成長の主因は以下のとおりであった。

普通金属の14.0%増

機械類・設備の15.6%増

機械類・設備を除く金属製品の13.4%増

自動車・トレーラー・セミトレーラーの11.1%増

建設

アルゼンチン経済は、実質GDPの推移と主に住宅プロジェクトで構成される建設部門との間にある強い相関関係を示している。建設部門は2017年に実質GDPの3.0%を占めた。

2013年、建設部門の活動水準は2012年比で0.1%低下した。2013年に建設部門は実質GDPの3.1%を占めた。

2014年、民間・公共の両部門における失業の悪化を主因として、建設部門の活動水準は2013年比で2.0%低下した。2014年に建設部門は実質GDPの3.1%を占めた。

2015年、建設部門の活動水準は2014年比で3.0%上昇した。民間部門プロジェクトへの投資の増加がその主因であったが、公共部門プロジェクトおよびハイドロカーボン部門での建設活動の落込みにより一部相殺された。2015年に建設部門は実質GDPの3.1%を占めた。

2016年、建設部門の活動水準は2015年比で11.2%低下した。2016年に建設部門は実質GDPの2.8%を占めた。

2017年、建設部門の活動水準は2016年比で10.3%上昇した。2017年に建設部門は実質GDPの3.0%を占めた。

電気・ガス・水道

アルゼンチンの電気は主に複合サイクル発電（ガスおよび蒸気タービンの両方を用いる発電）および水力発電で生産され、補助的にガス、石炭および原子力発電所でも生産されている。電気・ガス・水道部門はアルゼンチン経済のごく一部にすぎず、2017年には実質GDPの1.7%を占めた。

発電量は、2013年、2014年、2015年および2016年は前年比でそれぞれ3.2%、1.1%、3.0%および1.0%増加し、2017年は前年比で0.1%減少した。2013年から2017年にかけて、アルゼンチンは超過的な消費需要に対応するため一部を輸入燃料に依存した。以下の表は、指定期間中のアルゼンチンの電力部門に関する情報を示す。

電気部門主要経済指標

（別途記載する場合を除き、ギガワット/時間）

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
電気部門生産量					
複合サイクル	51,661	51,032	52,565	41,342	61,043
水 力	40,330	40,660	39,840	26,882	39,584
その他(1)	37,829	38,123	41,142	66,906	35,093
輸 入(2)	342	1,390	1,655	1,470	734
総生産量	129,820	131,205	135,202	136,600	136,454
経済部門別需要量					
産 業	38,907	39,028	39,334	37,503	38,246
住 宅	50,389	51,444	55,424	57,067	56,024
商 業	35,938	35,995	37,351	38,541	38,161
総需要量	125,234	126,467	132,110	133,111	132,431

(1) ディーゼル、風力、原子力、ガス、蒸気および太陽エネルギーを含む。

(2) 国内発電量を超える国内需要に対応するための、主にウルグアイからの輸入。

出所：INDECおよび財務省

2015年12月、マクリ大統領は国の電力供給システムに係る緊急事態を宣言し、これは2017年12月31日まで有効であった。この緊急事態により政府は、連邦のすべての公的事業体と協力して、電力供給システムの質および安全の保障に向けた連携的プログラムを立案および実施するための対策など、国内向けの電力を確実に供給することを目的とした措置をとることができた。また、マクリ政権はエネルギー助成金の一部廃止および電気料金的大幅値上げを発表した。詳細は「 - 経済の歴史および背景 - マクリ政権：2015年から2017年」および「 - (g) - 経済における国家の役割 - 石油・ガス産業」を参照のこと。

以下の表は、指定期間中の燃料およびエネルギーの輸出入を示す。

燃料およびエネルギーの輸出入

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
FOB（本船渡し）輸出合計（百万米ドル）	75,928	68,440	56,809	57,930	58,446

燃料およびエネルギー（百万米ドル）	5,562	4,950	2,252	2,035	2,415
FOB輸出合計に占める比率（％）	7.3	7.2	4.0	3.5	4.1
前年からの変動率（％）	(5.2)	(9.9)	(17.0)	2.0	0.9
CIF輸入合計（百万米ドル）	71,293	62,899	57,594	53,505	63,993
燃料およびエネルギー（百万米ドル）	12,464	11,420	6,952	4,912	5,687
CIF輸入合計に占める比率（％）	17.5	18.2	12.1	9.2	8.9
前年からの変動率（％）	9.6	(11.8)	(8.4)	(7.1)	19.6
燃料およびエネルギーの純輸出（輸入）（百万米ドル）	(6,902)	(6,470)	(4,700)	(2,877)	(3,272)

出所：INDECおよび財務省

2017年、燃料およびエネルギーの輸入は、2016年と比べ13.7%増加した。この増加は、主に国際エネルギー価格の上昇によるもので、最近のエネルギー部門改革を通じて達成された輸入量の減少を埋め合わせることはできなかった。「 - - 概要」を参照のこと。

燃料およびエネルギーの輸出入の推移

	(前年からの変動率(％))				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
輸出量の推移	(21.4)	(5.8)	(16.9)	2.3	(7.3)
輸入量の推移	29.0	(5.5)	(2.9)	4.9	(3.0)

出所：INDECおよび財務省

サービス

サービス部門はアルゼンチン経済のもっとも大きな要素であり、実質GDPのうち、2013年に50.1%、2014年に50.5%、2015年に50.5%、2016年に51.5%および2017年に51.3%を占めた。

以下の表は、指定年度中のサービス部門の構成および成長率を示す。

サービス部門の構成

	(単位：百万ペソ、2004年固定価格)				
	2013年	2014年	2015年	2016年(2)	2017年(2)
卸売・小売・修繕業	98,339	91,605	94,850	92,570	94,718
運輸・倉庫・通信サービス	53,754	54,168	55,811	57,685	59,248
不動産・業務・賃貸サービス	71,328	70,964	72,248	72,161	74,400
教育・社会福祉・保健サービス	45,905	46,957	48,480	49,651	50,414
金融サービス	27,596	26,839	27,180	26,320	27,687
他の地域的・社会的・個人向けサービス	18,611	18,253	18,326	18,228	18,452
行政	30,121	31,055	32,220	33,053	33,178
ホテル・飲食	10,972	10,842	10,992	11,194	11,397
家事サービス(1)	4,247	4,259	4,275	4,244	4,199
合計	360,875	354,941	364,382	365,106	373,693

(1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。

(2) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

サービス部門の成長率

(前年からの変動率(%)、2004年固定価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年(2)	2017年(2)
卸売・小売・修繕業	2.5	(6.8)	3.5	(2.4)	2.3
運輸・倉庫・通信サービス	2.4	0.8	3.0	3.4	2.7
不動産・業務・賃貸サービス	0.7	(0.5)	1.8	(0.1)	3.1
教育・社会福祉・保健サービス	2.8	2.3	3.2	2.4	1.5
金融サービス	2.8	(2.7)	1.3	(3.2)	5.2
他の地域的・社会的・個人向けサービス	(1.4)	(1.9)	0.4	(0.5)	1.2
行政	2.6	3.1	3.8	2.6	0.4
ホテル・飲食	-	(1.2)	1.4	1.8	1.8
家事サービス(1)	2.2	0.3	0.4	(0.7)	(1.1)
合計	1.9	(1.6)	2.7	0.2	2.4

(1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む家事労働者により完結されるサービスを含む。

(2) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

サービス部門は、2014年には縮小(1.6%)したものの、2013年から2017年にかけて3.6%成長した。この成長は主に、同期間中に10.2%増加した運輸・倉庫・通信サービス、9.8%増加した教育・社会福祉・保健サービスおよび4.3%増加した不動産・業務・賃貸サービスの成長により牽引された。

2013年、サービス部門は1.9%成長した。この成長は、教育・社会福祉・保健サービス、行政ならびに卸売・小売・修繕業における際立った成長を始め、地域的・社会的・個人向けサービスおよびホテル・飲食を除く小部門がそれぞれに成長した結果であった。

2014年、サービス部門は2013年比で1.6%縮小した。この縮小は主に、卸売・小売・修繕業が減少したことによるものであった。

2015年、サービス部門は2014年比で2.7%成長した。この成長は主に、卸売・小売・修繕業および不動産・業務・賃貸サービスにより牽引された。

2016年、サービス部門は2015年比で0.2%成長した。運輸・倉庫・通信サービスが3.4%増加し、行政サービスが2.6%増加したが、これらのセグメントの成長は、卸売・小売・修繕業が2.4%減少し、金融サービスが3.2%減少したため一部相殺された。2016年にサービス部門は実質GDPの51.5%を占めた。

2017年、サービス部門は2016年比で2.4%成長した。この成長は主に卸売・小売・修繕業の2.3%増および不動産・業務・賃貸サービスの3.1%増により牽引されたが、家事サービスが1.1%減少したため一部相殺された。2017年にサービス部門は実質GDPの51.3%を占めた。

電気通信

電気通信部門は2001年以降成長している。手ごろな携帯電話の料金プランが設定され、また消費者の購買力が改善したことに伴い、アルゼンチンでも徐々に一般的になりつつあるモバイル通信の利用が大幅に増えたことがこの成長に大きく寄与した。

2009年10月、アルゼンチン国会は視聴覚通信サービス法(法律第26,522号、「LSCA法」)を可決し、アルゼンチンの視聴覚メディア産業が約30年にわたり従ってきた法的枠組を改廃した。ライセンス所有規制を課す同法に対し

ては、視聴覚メディア産業の民間会社から、憲法上の権利侵害を含むいくつかの根拠で異議が申し立てられた。2013年10月29日、アルゼンチン最高裁はLSCA法の合憲性を確認した。

2014年12月16日、国会は法律第27,078号（以下「デジタル・アルゼンチン法」）を可決し、国家電気通信法（法律第19,798号）の一部を改廃し、（電気通信市場の規制緩和を定めた）大統領令第764/00号の効力を一部の新規制によって条件付けた。従来の国家電気通信システムに対するもっとも大きな変更として、「プロバイダ（間）の公共戦略的なインフラ使用および接続サービス」という新たな公的任務が設定された。この活動を公的任務と位置付けたことで、プロバイダ（視聴覚通信サービスのプロバイダを含む。）は、他の「情報通信技術（以下「TIC」といい、デジタル・アルゼンチン法は電気通信サービスにこの用語を充てている。）」サービス・プロバイダが自前のサービスを展開できるよう、かかる他のTICサービス・プロバイダに自社のネットワーク・エレメント、その関連資源またはサービスに接続させる義務を課されうることとなった。ネットワークおよびインフラの所有者は、自前でインフラ投資をしない競争者に対してもネットワーク接続を提供する義務を課されうることとなった。

2015年12月まで、アルゼンチンのメディア業界はLSCA法およびデジタル・アルゼンチン法により規律され、2つの異なる取締機関の監視に服していた。すなわち、（a）視聴覚メディア業界はLSCA法と連邦視聴覚通信サービス機構（「AFSCA」）が規律し、（b）電気通信業界はデジタル・アルゼンチン法と連邦情報通信技術機構（「AFTIC」）が規律していた。

2015年12月29日、マクリ政権は、視聴覚メディアと電気通信業界を徐々に同一規制の枠組みの下に収めていくことを目的として、大統領令第267/2015号（「新メディア令」）を発した。新メディア令は、とりわけ、（ ）AFSCAとAFTICに代わってLSCA法およびデジタル・アルゼンチン法を執行する自治的かつ自立的な機関として、通信省（2017年に近代化省の管轄下に置かれた。）の下に国家通信機構（「Enacom」）を新設し、（ ）義務的事業分割要件を含むLSCA法のいくつかの規定を改廃し、（ ）オープン・ブロードキャスト方式テレビサービスと有料テレビサービスの同一地域での提供規制を撤廃した。

2017年1月2日、マクリ政権は、競争下においてネットワークとサービスの統合を加速し、次世代ネットワークの展開および国内全域のブロードバンドインターネット接続の強化を促進する諸規則を採用した。

(c) インフレーションおよび物価の動向

国家統計制度の緊急事態

2016年1月8日、マクリ大統領は2016年12月31日を終期として国家統計制度およびINDECに係る行政上の緊急事態を宣言した。「本報告書の注記 - 注(2) - INDEC」を参照のこと。

価格は、需給水準、経済成長率、金融政策および商品物価を含む数多くの要素により影響を受ける。2011年から2015年まで、アルゼンチンは民間消費および経済活動（輸出ならびに公共投資および民間投資を含む。）の継続的な成長を反映したCPI（消費者物価指数）およびWPI（卸売物価指数）に基づく加速度的なインフレを経験し、これが財貨およびサービスの需要を押し上げる圧力となっていた。

CPI Nu（全国都市部CPI）の月報値を用いた場合、2014年12月現在のCPI Nuの年間変動率は24%であり、その主因は保健（29%）、輸送および通信（28%）、レジャーならびに家庭用設備およびその保守（27%）の価格上昇であった。2014年中のWPIの28.3%の上昇は、主に国内産品価格の上昇および輸入品価格の27.7%の上昇が牽引した。

INDECはCPIまたはWPIの2015年のデータを公表しなかった。2015年中、ブエノスアイレス市のCPIは26.9%上昇し、サン・ルイス州のCPIは31.6%上昇した。2016年中、ブエノスアイレス市のCPIは41.0%上昇し、サン・ルイス州のCPIは31.4%上昇した。2017年中、ブエノスアイレス市のCPIは26.1%上昇し、サン・ルイス州のCPIは24.3%上昇した。

2016年6月26日、INDECはGBA（大ブエノスアイレス圏）CPIの公表を開始した。2016年4月から12月にかけてGBA CPIは16.9%上昇し、2017年1月から6月にかけてGBA CPIは12.0%上昇した。

2017年7月11日、INDECは2017年1月以降の期間を対象に全国CPIの公表を再開した。2017年中、全国CPIは24.8%上昇した。「本報告書の注記 - 注(2) - INDEC」を参照のこと。

以下の表は、ブエノスアイレス市のCPIおよびサン・ルイス州のCPIにより測定された指定期間中のインフレ率を示す。

	インフレ率(1)	
	ブエノスアイレス市のCPIおよびサン・ルイス州のCPIの年率変動の推移 (前期からの変動率(%))	
	ブエノスアイレス市 のCPI	サン・ルイス州 のCPI
2013年	26.6	31.9
2014年	38.0	39.0
2015年	26.9	31.6
2016年	41.0	31.4
2017年	26.1	24.3

(1) 年率は年間累積インフレ率を示す。

出所：サン・ルイス州統計センサス局およびブエノスアイレス市統計センサス総局

以下の表は、INDECにより上記と異なる手法で測定された指定期間中のインフレ率を示す。

インフレ率(1)			
CPIの年率変動の推移			
(別途記載のない限り、前期からの変動率(%))			
CPI			
	CPI Nu	GBA CPI	全国CPI
2014年	24.0	未詳	未詳
1月	3.7	未詳	未詳
2月	3.4	未詳	未詳
3月	2.6	未詳	未詳
4月	1.8	未詳	未詳
5月	1.4	未詳	未詳
6月	1.3	未詳	未詳
7月	1.4	未詳	未詳
8月	1.3	未詳	未詳
9月	1.4	未詳	未詳
10月	1.2	未詳	未詳
11月	1.1	未詳	未詳
12月	1.0	未詳	未詳
2015年	未詳	未詳	未詳
1月	1.1	未詳	未詳
2月	0.9	未詳	未詳
3月	1.3	未詳	未詳
4月	1.1	未詳	未詳
5月	1.0	未詳	未詳
6月	1.0	未詳	未詳
7月	1.3	未詳	未詳
8月	1.2	未詳	未詳
9月	1.2	未詳	未詳
10月	未詳	未詳	未詳
11月(1)	未詳	未詳	未詳
12月(1)	未詳	未詳	未詳
2016年	未詳	未詳	未詳
1月	未詳	未詳	未詳
2月	未詳	未詳	未詳
3月	未詳	未詳	未詳
4月	未詳	未詳	未詳
5月	未詳	4.2	未詳
6月	未詳	3.1	未詳
7月	未詳	2.0	未詳
8月	未詳	0.2	未詳
9月	未詳	1.1	未詳
10月	未詳	2.4	未詳
11月	未詳	1.6	未詳
12月	未詳	1.2	未詳
2017年	未詳	25.0	24.8
1月	未詳	1.3	1.6
2月	未詳	2.5	2.1

3月	未詳	2.4	2.4
4月	未詳	2.6	2.7
5月	未詳	1.3	1.4
6月	未詳	1.4	1.2
7月	未詳	1.7	1.7
8月	未詳	1.5	1.4
9月	未詳	2.0	1.9
10月	未詳	1.3	1.5
11月	未詳	1.2	1.4
12月	未詳	3.4	3.1

(1) 年率は年間累積インフレ率を示す。月報値は当該月の前月比のインフレ率を示す。

出所：INDEC

以下の表は、指定期間中のWPIの変動率を示す。

インフレ率(1)
WPIの年率変動の推移

(別途記載のない限り、前期からの変動率(%))

2013年	14.8
2014年	28.3
1月	5.0
2月	5.1
3月	2.4
4月	1.7
5月	3.6
6月	1.5
7月	1.3
8月	1.6
9月	3.3
10月	1.2
11月	0.9
12月	1.0
2015年	未詳
1月	0.2
2月	0.2
3月	1.0
4月	1.7
5月	1.5
6月	1.3
7月	1.4
8月	2.9
9月	1.4
10月	0.9
11月	未詳
12月	未詳
2016年	34.5
1月	9.0
2月	5.0
3月	2.4

4月	1.5
5月	3.6
6月	2.9
7月	2.7
8月	0.4
9月	0.4
10月	0.6
11月	1.1
12月	0.8
2017年	18.8
1月	1.5
2月	1.7
3月	0.4
4月	0.5
5月	0.9
6月	1.9
7月	2.6
8月	1.9
9月	1.0
10月	1.5
11月	1.5
12月	1.6

(1) 年率は年間累積インフレ率を示す。月報値は当該月の前月比のインフレ率を示す。

出所：INDEC

2016年、中央銀行および政府は、貯蓄および長期融資をインフレの影響から保護することを意図して、2つの新しい金融商品を導入した。2016年4月、中央銀行は通達A第5945号（通達A第6069号により修正再表示された。）により、ブエノスアイレス、コルドバ、ロサリオ、サルタの各市および（サンタフェ・デラ・ヴェラ・クルスからパラナにかけての）海岸地域の1平方メートル当たり平均工事費単価（2016年3月31日現在）に基づく当初価格で、購買力ユニット（Unidades de Valor Adquisitivo、または「UVA」）と称する1つ目の商品を導入した。UVAの価額は、安定化指数（CER）に基づき日次で調整される。2016年9月、政府は法律第27,271号により、アルゼンチンの1平方メートル当たり平均工事費単価に基づく当初価格で、住宅供給ユニット（Unidades de Vivienda、または「UVI」）と称する2つ目の商品を導入した。UVIの価額は、INDECにより公表される「大ブエノスアイレス圏工事費指標（Índice de la Construcción para el Gran Buenos Aires）」に基づき月次で調整される。さらに政府は、取引決済におけるキャッシュの使用を減らして電子的支払いを増やすための措置を実施し、また抵当ローンの手続を簡素化した。

(d) 雇用および労働

失業および不完全雇用

INDECは、主に継続的家計調査（Encuesta Permanente de Hogares、または「EPH」）で収集されたデータに基づき、アルゼンチン人口の社会的、人口統計的、および経済的な特徴を計測するために使用される一連の指標を作成している。INDECのデータの信頼性に関する重要情報については、「本報告書の注記 - 注(2) - INDEC」を参照のこと。

以下の表は、表示期間中の雇用統計を示す。

就業率および失業率(1)

(%)

	2013年 第4 四半期	2014年 第4 四半期	2015年 第3 四半期(*)	2016年 第4 四半期	2017年 第4 四半期
大ブエノスアイレス圏：					
労働力率(2)	47.3	46.5	46.1	47.0	47.9
就業率(3)	44.3	43.2	43.4	43.0	43.8
失業率(4)	6.5	7.2	6.0	8.5	8.4
不完全就業率(5)	8.1	10.0	9.7	11.7	10.6
主要内陸都市：(1)					
労働力率(2)	43.8	43.9	43.4	43.4	44.7
就業率(3)	41.1	41.0	40.9	40.7	42.1
失業率(4)	6.3	6.6	5.7	6.4	5.7
不完全就業率(5)	7.4	8.0	7.5	8.5	9.7
都市部全体：					
労働力率(2)	45.6	45.2	44.8	45.3	46.4
就業率(3)	42.7	42.1	42.2	41.9	43.0
失業率(4)	6.4	6.9	5.9	7.6	7.2
不完全就業率(5)	7.8	9.1	8.6	10.3	10.2

(1) 数値は、31の主要都市を基準としている。EPHの実測のための現行手法は、ラウソン、トレレウ、サンニコラス、ヴィラコンスティチューション、コンコルディア、広域パラナ、広域メンドーザ、広域レシステンシア、広域サン・ファン、ラ・リオハ、サンティアゴ・デル・エステロ、ラ・バンダを除くすべての主要都市に適用されているが、ここに列挙した都市は情報源の制約のため新しい手法の対象とされていない。

(2) 労働力人口は、就業者人口および失業中だが積極的に求職している人口の合計からなる。

(3) 労働力人口に対して就業人口の占める割合。就業中とみなされるためには、最低年齢要件をみだす者が測定日の前週の間になくとも()報酬を得て1時間以上または()報酬を得ないで15時間以上労働していなければならない。

(4) 労働力人口に対して失業人口の占める割合。失業人口は不完全就業人口を含まない。

(5) 労働力人口に対して不完全就業人口の占める割合。労働時間が週35時間未満で、かつより多くの労働を望んでいる労働者は、不完全就業の状態にあるとみなされる。

(*) 2015年第4四半期のデータは未詳。

出所：INDECおよび財務省

非公式経済

アルゼンチンには、主にアルゼンチンの社会保障制度に登録することなく合法事業に従事している被用者、および比率は下がるが未登録事業に従事している被用者で構成される、非公式な経済がある。その性質上、非公式経済は統計情報その他の信頼性ある資料による把握が困難である。

アルゼンチンの非公式部門のうち公式経済の枠外で実施されまたは経済取引の公式基準から乖離した活動が構成する部分は、多くて2分の1にとどまる。これらには、合法的な財貨・サービスの生産や取引を行っているものの、適切な事業許可を受けていない、租税債務を申告しない、労働規制に従わないまたはサプライヤおよびエンドユーザーに対する法定保証を付けない小企業（個人や家族により所有されることが多い。）の活動が含まれる。2017年第4四半期現在、INDECの推計によれば、非公式経済が労働力合計に占める割合は2013年第4四半期現在の33.5%に対して34.2%となった。

以下の表は、アルゼンチンの公式および非公式の経済における労働者の割合（推計値）を示す。

公式および非公式経済(1)

(全体に対する割合(%))

	2013年 第4 四半期	2014年 第4 四半期	2015年 第3 四半期(*)	2016年 第4 四半期	2017年 第4 四半期
公 式	66.5	65.7	66.9	66.4	65.8
非公式	33.5	34.3	33.1	33.6	34.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 数値には、世帯主プログラムの参加者および18歳未満の個人は含まれない。

出所：INDECおよび財務省

(*) 2015年第4四半期のデータは未詳。

以下の表は、指定期間の部門別雇用統計値を示す。

	雇 用			
	(部門別の割合(%)) (1)			
	2013年	2014年	2015年	2016年
第一次産業：				
農業・畜産・水産・林業	5.7	5.7	5.6	5.5
鉱業・採取産業（石油・ガスを含む。）	1.3	1.3	1.4	1.3
第一次産業合計	6.9	7.0	6.9	6.8
第二次産業：				
製 造	20.2	19.9	19.6	19.3
建 設	6.9	6.8	7.1	6.5
電気・ガス・水道	1.0	1.0	1.1	1.1
第二次産業合計	28.0	27.8	27.8	26.9
貿 易	18.0	18.0	17.9	18.3
サービス	47.1	47.2	47.4	47.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 各年の年平均を示す。

出所：INDECおよび財務省

労働規制

1990年代、政府は、アルゼンチンの労働市場の柔軟性および団体交渉のプロセスを向上させるために複数の労働改革政策を実施した。政府は、長期雇用契約や退職金支給を義務化する規制の撤廃などを通じて、経済状態に応じて人員調整を実施する経営者の権限を制約する規制を廃止しようとした。しかし、2008年に始まった世界金融危機を受けて、政府はアルゼンチン経済の生命線とされる一部の部門の雇用を保護するため、一連の政策を実施した。その中で、政府は1990年代に実施した改革の多くを覆す措置をとった。「 - - 概要」を参照のこと。

アルゼンチンの労働組合は、引き続き団体交渉のプロセスに大きな影響力を行使している。地方および連邦のどちらの組合も賃上げを求めて様々なストライキを行っている。ストライキやデモは多くの場合、数日間と短期的ではあるが、交通に重大な影響を与える傾向にあり、経済の様々な部門における生産を一時的に中断させることに成功した。

賃金および労働生産性

雇用・社会保障省は賃金審議会を介して、GDP成長率やインフレ率などのマクロ経済指標に基づきすべての経済部門に共通の単一最低保証賃金を毎年設定している。官民の被用者の最低保証月額賃金は、それぞれ前年比で2013年に25.2%、2014年に27.4%、2015年に31.4%、2016年に32.8%および2017年に25.4%上昇した。

以下の表は、指定年における非公式経済で雇用されている者に関する推定も含めた、アルゼンチンの被用者の平均月額名目賃金を示す。

平均最低保証月額名目賃金

12月31日現在	平均最低保証 月額賃金	基礎バスケット の平均費用(1)	(実勢ペソ)
			平均最低保証 月額賃金 (基礎バスケット 平均費用に対 する割合(%))
2013年	3,035	1,692	1.8
2014年	3,867	未詳(2)	未詳(2)
2015年	5,079	未詳(2)	未詳(2)
2016年	6,748	未詳(2)	未詳(2)
2017年	8,460	14,931	0.6

(1) 貧困線を測定するのに使用される「参考」家族にとって必需的な財貨・サービスのバスケットの平均費用。「参考」家族は、35歳の男性1人、31歳の女性1人、5歳と8歳の2人の子供の4人家族とする。

(2) INDECは2014年、2015年および2016年に当該情報を公表しなかった。

出所：雇用・社会保障省および財務省

以下の表は、指定年度中のアルゼンチンの被用者の名目賃金における変動率を示す。

名目賃金

(前年からの変動率(%))

	民間部門			
	公式	非公式	公共部門	合計
2013年12月	25.2	27.7	26.2	25.9
2014年12月	31.5	40.0	33.9	33.7
2015年12月	30.1	未詳	33.6	未詳
2016年12月	33.0	未詳	32.6	32.9
2017年12月	27.3	31.5	24.9	27.4

出所：財務省（INDECの提供資料に基づく。）

2016年12月、国会は、所得税の課税対象となる最低所得を、公共部門の職員に支払われる平均賃金の増加を参考として継続的に自動調整することを承認した。国会はまた、過去数年のインフレの影響を反映するための所得税バスケットの修正を可決した。

(e) 社会保障制度

年金基金制度の国有化

2008年11月20日、国会は法律第26,425号を承認し、同法は2008年12月9日に発効し、民間年金制度が国有化された。同法に基づき、従来の年金制度は、「賦課型」の構造を有するアルゼンチン統合年金制度に吸収および承継された。この結果、民間の年金基金により管理されていたすべての資金は、広範囲の上場会社に対する多額の株主持分を含め、ANSESにより管理される別口の基金（FGS）に移管された。FGSが保有する資産は、アルゼンチン統合年金制度により社会保障および年金の支払を行う政府の（ANSESを通じた）債務の履行を妨げる予想外の財政赤字を補うことを目的とした、政府への前払金にのみ利用することができる。「(5) - 概要」を参照のこと。

社会保障の枠組み

ANSESは、国政府とは区別される独自の法的地位を有する自律的団体であり、財政上および経済上の自治権を享受している。3つの異なる機関がアルゼンチンの国営国民年金制度を運営する。

国家社会保障機構 (Administración Nacional de Seguridad Social)。一般民の年金基金を監督する。

軍年金基金 (Instituto de Ayuda Financiera para Pago de Retiros y Pensiones Militares)。軍の特別年金基金を運営する。

連邦警察年金基金 (Caja de Retiros, Jubilaciones y Pensiones de la Policía Federal)。連邦の法執行機関職員の特別年金基金を運営する。

ANSESの投資ポートフォリオには政府債券が含まれる。

1994年から1996年にかけて、政府は10の州およびブエノスアイレス市について州年金制度を運営する責任を負っていた。政府はかかる州年金基金をANSESと併合した。

現行の公的社会保障制度は、以下を主として退職者および適格者向けの給付金を提供している。

基礎年金 (Prestación básica universal)。ANSESは、生涯勤続期間の過半において社会保障拠出金を支払いかつ定年に達したすべての個人に対して、その拠出額にかかわらず基礎年金を支払う。かかる給付額は法律により定められており、拠出額に左右されない。

補助年金 (Prestación compensatoria)。ANSESはまた、基礎年金の受給者に対して、本人またはその代理人が1994年7月より前に支払った社会保障拠出金に比例して補助年金を支払う。かかる補助年金の金額は、個人の社会保障拠出額および拠出がなされた期間に基づき決定される。

追加年金 (Prestación adicional por permanencia)。基礎年金および補助年金の受給者はまた、追加年金を受け取る。その給付額は、退職前の10年間における年間平均給与の1.5%に個人が社会保障拠出金を支払った役務年数を乗じた値に相当する。

障害退職者手当 (Retiro por invalidez)。65歳以下の障害者に対する手当である。

高齢者手当 (Jubilación por edad avanzada)。退職者基礎年金の受給資格がない70歳以上の者に対する手当である。

死亡年金 (Pensión por fallecimiento)。死亡した退職者の被扶養者の一部に対する手当であり、退職者の死亡時にその被扶養者が障害のために働くことができない場合に支給される。

格差解消児童手当。ANSESは、非公式経済部門で働いているか、その給与が最低保証月額賃金を下回るかまたは失業中である労働者の18歳未満の子、および障害をもつ子(年齢を問わない。)に月単位の年金を支給する。

ユニバーサル妊娠手当 (Asignación Universal por Embarazo)。ANSESは、医療保険に未加入の妊婦に対して妊娠第12週から月次手当を支給する。

2014年9月、政府は社会保障制度の対象を、これらの給付に係る受給資格年齢に達しまたは2年以内に達するが制度への拠出が必要年数に満たない者にまで拡張した。この拡張が寄与して、2014年中の各年金の増額幅は平均で30.5%となった。「 - - 経済の歴史および背景 - マクリ政権：2015年から2017年」を参照のこと。

アルゼンチンの社会保障制度にはまた、以下の2種の失業対策プログラムが含まれる。

失業者および一定の条件をみたすその被扶養家族に対して一時金または月次給付金を提供する失業保険。

世界銀行が出資する世帯主プログラム。同プログラムに基づき、失業中の世帯主は地域奉仕活動と引換えに給付を受け取ることができる。また世帯主プログラムの受給者は、雇用の質・量改善 (Más y Mejor

Empleo)、職業訓練・雇用保険(Seguro de Capacitación y Empleo)および家庭の社会的包摂化(Familias por la Inclusión Social)の新しい各プログラムを選択することができる。

国民社会保障制度は現在、主に以下の税金により資金供給されている。

被用者の賃金に基づく給与税(通常、被用者については11%、雇用者についてはその業種によって17%から21%)。

年金受給者・退職者社会奉仕機関(Instituto Nacional de Servicios Sociales para Jubilados y Pensionados)に対する強制的被用者拠出(被用者の賃金の3%に相当する)。

被用者の賃金に基づく被用者健康制度税(被用者は3%、雇用者は6%)。

自営業者に適用される単一課税(monotribute)制度(税額は各業種に割り当てられた推定所得の範囲に従って個人毎に決定される)。

現在、ANSESの費用に充当するために配分される他の財源には以下が含まれる。

所得税歳入から1億2,000万ペソ、さらに所得税歳入のうち58億ペソを超える額の20%を加算。

付加価値税歳入の11%。2017年の同歳入の配分先内訳は、6.27%が州およびブエノスアイレス市、残りの93.73%がANSESであった。

ディーゼル燃料、灯油、圧縮天然ガスからの租税歳入の100%ならびにナフサおよび天然ガスからの租税歳入の21%。

単一課税歳入の70%。

タバコに対する緊急課税およびガソリン駆動車に対する内国税歳入の100%。

2018年から、ANSESは金融取引税歳入の100%を収受している。

社会保障収入および支出の推移

2013年から2017年にかけて、社会保障制度の収支は2013年の201億ペソの黒字から2017年の837億ペソの赤字に転落した。この変動の主な理由は、受給者数が増加したこと、および公的社会保障制度の移管に対応するため2008年10月に制定された法律第26,417号(社会保障移管法)が定める自動調整による給付額の増加を主因として社会保障支出の297.1%の純増が生じたことであった。同法は、INDECが公表する賃金指数と税収の両方の変動に応じて半期ベースで調整される最低年金額を保証する。社会保障支出に影響する2018年12月の最高裁判所の決定に関する情報は「(5)-財政政策」を参照のこと。

社会保障収入： 2013年、社会保障収入は2012年比で31.3%増となり、名目賃金および登録労働者数の増加を主因として、2012年の1,798億ペソから2,361億ペソに増加した。2014年、社会保障収入は2013年比で30.3%増となり、2013年の2,361億ペソから3,077億ペソに増加した。2015年、社会保障収入は2014年比で35.0%増となり、2014年の3,077億ペソから4,154億ペソに増加した。2016年、社会保障収入は2015年比で33.9%増となり、課税対象賃金の上昇(2015年比)および拠出金の算定における最大課税基礎額の引上げを含む法制の変更を主因として、2015年の4,154億ペソから5,561億ペソに増加した。2017年、社会保障収入は2016年比で31.9%増となり、課税対象賃金の上昇(2016年比)を主因として、5,561億ペソから7,335億ペソに増加した。

社会保障支出： 2013年の社会保障支出は、33.1%増の3,148億ペソとなった。2014年の社会保障支出は、35.1%増の4,253億ペソとなった。2015年の社会保障支出は、43.8%増の6,115億ペソとなった。2016年の社会保障支出は、44.5%増の8,831億ペソとなった。2017年の社会保障支出は、35.4%増の1兆1,957億ペソとなった。

退職者向けプログラムおよび年金改革法

2016年6月29日、国会は退職者および年金受給者向けの遡及的補償プログラムを承認する法案を可決し、同法は官報への掲載と同時に施行された。このプログラムは、政府の社会保障政策を最高裁判所の判断と一致させることを目的としたものであり、その主な構想には、() 200万人超の退職者に対する給付および30万人超の退職者に対する遡及的補償、ならびに() 退職者適格が認められない65歳超の者すべてにベーシックインカムを保障する格差解消年金(pensión universal)の新設が含まれる。退職者および年金受給者向けの遡及的補償プログラムは、退職者に対して総額470億ペソ以上の遡及的補償請求権を付与し、またすべての潜在的受給者を対象とする支出として最大750億ペソを盛り込んでいる。同法は、このプログラムを賄うために、株主持分を含め、FGSにより保有される資産を売却することができる旨を定めている。「 - 年金基金制度の国有化」を参照のこと。

2017年12月18日、国会は、アルゼンチンの年金制度の持続可能性および予測可能性を改善するための年金改革法を可決した。その趣旨に沿って、退職給付金、年金および格差解消児童手当の自動調整に係る基本算式が2018年3月に修正され、当該期間に報告されるインフレ率(算式上のウェイト付けは70%)と、国の被用者の給与上昇を測定するために労働省が公表する正規被用者の平均課税所得指数(Remuneración Imponible Promedio de los Trabajadores Estables、または「RIPTE」)(算式上のウェイト付けは30%)を組み合わせることで四半期毎の調整を行っていく旨が定められた。年金改革法はまた、格差解消基礎給付(Prestación Básica Universal)の受給者のうち有効な積立てを伴う30年以上の勤務歴がある者に対し、2018年に補充一時金を支給し、最低生活賃金の82%にあたる年金を2018年中に受給者が確実に受け取れるよう保証した。

年金改革法はさらに、法律上の定年年齢を(男性につき)65歳から70歳に、および(女子につき)60歳から70歳に引き上げた。この引上げは、70歳になる前に適用ある年金受給申請の法定要件をみたした被用者には及ばない。公共部門の被用者もこの制度の対象から除外されている。

マクリ大統領は、年金その他の福祉給付の受給者のうち一定のカテゴリに属する者を対象として、年金改革法がかかる受給者に与える影響を緩和するための一時配布金の支給を決定した。

(f) 今後の経済計画

マクリ政権はその就任後、いくつかの経済改革および政策転換を実施し、これらには() ペソの対ドル切下げの原因となった外国為替規制の重要部分の撤廃および金融政策の方向転換、() 国家統計制度に関する緊急事態の宣言およびINDECの構造的・手法的な改革の発表、() 農産品への輸出関税の減額を含む、一部の海外貿易規制の緩和、() エネルギー、天然ガスおよび輸送の居住者ユーザー向け助成金の減額(低所得家庭を除く。)、ならびに() 国の電力供給システムに関する緊急事態の宣言が含まれる。詳細については、「 - - 経済の歴史および背景 - マクリ政権：2015年から2017年」および「 - 最近の動向」を参照のこと。

(g) その他の経済関連情報

経済における国家の役割

国有事業体

政府は、国有企業および国営企業を通じて一定の任務および商業活動を実施しており、それには以下が含まれる。

アルゼンチン最大の航空会社であるAerolíneas Argentinas S.A.(「アルゼンチン航空(Aerolíneas Argentinas)」)およびその関連会社であるAustral Líneas Aéreas Cielos del Sur S.A.(「アウストラール航空(Austral)」)

Banco de la Nacion Argentina (アルゼンチン国立銀行)

Banco de Inversion y Comercio Exterior (「BICE」)

飲料水および公衆衛生の基礎サービスを提供するAgua y Saneamientos Argentinos S.A. (「AYSA」)

国家の郵政事業を行うCorreo Oficial de la República Argentina (「Correo Argentino」)

国有エネルギー会社であるEnergía Argentina S.A. (「ENARSA」)

国有鉄道会社であるOperadora Ferroviaria S.E.

国営のエネルギー会社であるYPF

国家の経済への関与

2001年から2002年の危機の後、政府は1990年代に実施した経済の規制緩和および政府介入の縮小のための多くの措置を覆した。2015年11月にかけて政府が導入した国家的管理のうち、特記すべきものとして以下があった。

従来の民間年金制度を「賦課型」の公的年金制度に統合および改編、ならびに民間の年金基金により管理されていたすべての財源(広範囲の上場会社に対する多額の持分を含む。)をANSESが管理する別口の基金(FGS)に移管

ENARSAの設立、ハイドロカーボン法(以下に定義する。)の制定およびYPFの51%株式の国有化を通じた、石油・ガス産業への直接的関与

政府によるライフライン料金の凍結の維持を含めた、ライフライン企業への規制強化

一部の公共サービス(いくつかの鉄道および水道サービスを含む。)に係るコンセッションの取消し

資本移転その他の金融取引の制限(「(4) (d) 金融部門に対する規制」を参照のこと。)

輸送、農産品およびエネルギー製品の価格統制(「(b) - 第一次産業」を参照のこと。)

農作物に対する輸出関税(「(3) (b) - 貿易の規制」を参照のこと。)

エネルギーおよび輸送部門に対する助成金

輸出規制(「(3) (a) - 貿易の規制」を参照のこと。)

国有化措置

フェルナンデス・デ・キルチネル政権期に、政府は立て続けに国有化措置を講じた。2008年12月、国会は、アルゼンチン航空、アウストラル航空ならびにその子会社であるOptar S.A., Jet Paq S.A.およびAerohandling S.A.の株式はいわゆる「公共利益」であり、それゆえ法律第21,499号(「アルゼンチン国有化法」)に基づく国有化の対象になると宣言した。アルゼンチン国有化法が定める評価基準に基づき、国の評価審判機関はこれらの事業体は概算総額で6億200万米ドルから8億7,200万米ドルの範囲で負の価値を有すると推計した。本件の詳細な議論については、「(7) - ICSIDにおける仲裁」を参照のこと。

石油・ガス産業

2002年から2006年にかけての石油・ガス部門の減産に伴い、政府は、生産者が国内供給を増やし、かつ輸出コミットメントを遵守できるようにするための措置を講じた。これらの措置には当初、租税優遇、ハイドロカーボン探索・採取地域へのアクセスの追加および物流輸送システムの改善が含まれていた。政府はさらにガスや石油などのハイドロカーボン製品について価格統制を敷き、一方で、価格統制による損失を被る生産者を補償してアルゼンチン国内市

場への十分な供給を確保するため石油・ガス部門に助成金を交付した。エネルギー部門への移転額は2013年に954億ペソ、2014年に2,137億ペソ、2015年に1,612億ペソ、2016年に2,355億ペソおよび2017年に1,256億ペソであった。

以下の表は、指定期間中のアルゼンチンにおける原油および天然ガスの確認埋蔵量を示す。

確認埋蔵量

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
原油(1)	374,289	370,374	380,028	380,730	344,525
天然ガス(2)	315,508	328,260	332,217	350,483	336,526

(1) 千立方メートル

(2) 十億立方メートル

出所：エネルギー鉱業省

2012年、政府は石油・ガス産業に対する国家的規制および関与を強化するための一連の措置を講じた。これらの措置には、国内最大手の石油・ガス会社であるYPFの支配持分の国有化が含まれた。

2012年4月、政府はスペインのRepsolグループの支配下にあったYPFの取締役および上級役員の解任を命じ、Repsolが保有していたYPFおよびガス販売会社YPF GAS S.A.の株式の51%を国有化する法案を国会に提出した。手始めに国会は2012年、ハイドロカーボンの生産、産業化、輸送および市場取引がアルゼンチンの公共利益および基本政策のための活動であることを宣言し、かつハイドロカーボンの自給自足を実現するために必要な措置を講じる権限を政府に付与した。国会の承認を受け、Repsolから国が取得した51%の株式は政府が保有し、残りの49%はアルゼンチンの石油産出州の間で分有されている。2014年2月、政府およびRepsolは、YPFの株式国有化に関するRepsolへの代価支払条件について合意に達した。総額58億米ドルにのぼる代価支払は、満期の異なるアルゼンチンのソブリン債の交付により実施された。2014年4月に国会で承認されたこの合意により、RepsolがICSIDに申し立てていた本件に係る請求は和解によって処理された。「(7) - 米国におけるその他の非債権者による訴訟」を参照のこと。

2013年8月、YPFおよびシェブロンは、ネウケン州の約100基の油井に存在する非在来型ハイドロカーボンの共同開発について合意に達した。また、YPFおよびネウケン州は、州のYPFに対するコンセッションを35年延長することについても合意した。

2012年7月、ハイドロカーボン法に基づき、政府は当部門のための計画調整委員会（「ハイドロカーボン委員会」）を設置した。ハイドロカーボン委員会は、原油および天然ガスの基準価格の公表、民間石油ガス会社の価格設定の監視、および対石油部門投資の監督に関する権限を有した。2015年12月、マクリ政権はハイドロカーボン委員会を解散し、その機能および権限をエネルギー鉱業省に移管した。ハイドロカーボン委員会が以前に採択した決定は、エネルギー鉱業省が改廃するまでその効力を維持するものとされた。同省は、旧ハイドロカーボン委員会が設定し、石油・ガス部門で営業する会社に適用される登録および情報開示要件に関するルールを全面的に見直している。

コンセッション（事業運営の委託）

1990年代、国有会社は政府のコンセッションを通じて一部民営化された。コンセッションの成立件数が多かった経済部門には、通信、ハイウェイおよび道路建設、輸送、ならびに石油ガスの開発および生産が含まれた。

ペソ切下げ後の2002年2月、ドゥアルデ政権は（旧）経済省に対して、公共事業および公共サービスに関する再協議のために新設された委員会（「コンセッション委員会」）の権限に基づき公共サービスの運営委託契約について再

協議をするよう指示した。同委員会には、運営委託契約を再協議して対象公共サービスの料金体系を設定する権限、さらに当該サービスの改善ならびに安全性および収益の向上に係る権限が付与された。再協議の初期段階で、コンセッション委員会は、同委員会が委託先の状況を評価できるよう公共サービスの委託先会社計61社のうち58社に対して報告書の提出を求めた。残りの委託先3社、すなわちCorreo Argentino、Thales Spectrum（アルゼンチンの放送電波管理会社）、およびTransportes Metropolitanos General San Martín S.A.（サン・マーティン、ロカおよびベルグラノにおける鉄道運行会社）へのコンセッションは取り消された。コンセッション委員会の設置後、政府はさらに4件のコンセッションを取り消した。

コンセッション委員会の設置時から2015年12月10日までの間、運営委託契約の再協議がまとめられそれが実施された例はほとんどなく、公共料金の料金体系も人件費および運営費の増加を反映した一部の調整が入った他はほぼ改定されないままであった。電力供給事業の委託および多くのガス供給事業の委託に関して料金値上げを盛り込んだいくつかの合意が成立したが、値上げの実施は延期された。料金収入の不足に伴って委託先会社に生じた損失の一部を相殺するため、フェルナンデス・デ・キルチネル政権は委託先会社に運営費用の補填として助成金による資金移転を実施し、また未払いの購入エネルギーに関して電力供給会社から債券を引き受けた。

1990年代にアルゼンチンの公益企業に投資した外国の投資家により、公益企業その他の民営化された旧公共サービスに関する仲裁がICSIDに申し立てられた。ICSIDの仲裁手続の詳細な議論については、「(7) - ICSIDにおける仲裁」を参照のこと。

民・官のパートナーシップ

2016年11月、国会は、新しい民・官パートナーシップ（「PPP」）制度を創設する法律を制定し、これを規制する政府は2017年2月にPPPの全プロジェクトが「国家の公共利益」である旨を宣言した。

新しい民・官パートナーシップ制度は、民間投資家、公的事業者、州、自治体およびブエノスアイレス市が政府に対してインフラ・プロジェクトに係る承認を求めることを認めている。承認される場合、その発案者には当該プロジェクトに関して実施される公開入札のプロセスで優先権が与えられる。新たなPPP制度は、中小企業、内国企業および内国労働者の直接または間接の参加を促すことを目標としており、プロジェクトに関与する財貨およびサービス全体のうち少なくとも33%を国内で賄うことが求められる。「 - - 概要」を参照のこと。

貧困および所得分布

2016年9月22日、INDECは大ブエノスアイレス圏について、2014年に中止された必需的な財貨・サービスのバスケットに係る評価の公表を再開した。

2016年下半年期において、21.5%の人口および30.3%の世帯が貧困線を下回り、また6.1%の人口および4.5%の世帯が極貧線を下回る生活を送っていた。

2017年下半年期において、アルゼンチンの世帯の17.9%および人口の25.7%が貧困線を下回り、また世帯の3.5%および人口の4.8%が極貧線を下回っていた。

2001年まで、国家の貧困レベルの評価は、主に大ブエノスアイレス圏の数値を基準としていた。2001年から2012年まで、政府はブエノスアイレスに加えて他の都市部でも貧困に関する統計を取った。さらに政府は、国家の貧困線の計測の頻度を、5月と10月に行っていた半年毎のスプレッドシート分析から継続的な分析へと変更し、2012年までその結果を四半期毎に発表した。同期間中、継続的な家計調査（Encuesta Permanente de Hogares）により継続的なデータが収集された。この調査は、各対象地域における労働力関連情報を提供する目的で4つの観測点を設け、これに基づいて四半期毎のデータを集計した。貧困データの公表を停止するまで、政府は貧困に関する情報を四半期毎に提供してきた。INDECは2013年、2014年および2015年に貧困データの公表を中止した。

貧困の推計は、貧困レベルの算定に用いる手法に左右される。2012年までアルゼンチンが用いた手法と他のメルコスール加盟国を含む他国が用いるそれとの間には多くの相違がある。とりわけ、貧困の推計はインフレの推計に一部依存する。アルゼンチンのインフレ推計はその方法の要部において異質であり、そのため貧困の推計値もまた大きく異なる可能性がある。政府は、他のソースが公表した貧困データと大幅に乖離したINDECの貧困関連データに依拠していた。本データの信頼性に関する重要情報については、「本報告書の注記 - 注記(2) - INDEC」を参照のこと。

貧困の測定は、個人の生存維持に最低限必要と考えられる財貨・サービスのバスケット（主に食料、衣料品、運輸、保健、住宅および教育で構成される。）を基準としている。政府が助成対象としたバスケットにおける「必需的財貨・サービス」には、天然ガス、電力、バス輸送および郊外・都市部の公共交通機関、鉄道輸送、地下鉄交通、燃料ならびに教育が含まれる。貧困測定のためアルゼンチンが2011年および2012年に利用した手法は、1990年代初めに採用されたものであった。バスケットの物価は1985年に初めて評価され、品目の貨幣価値は、大ブエノスアイレス圏の消費者物価の変動を参照して毎月更新されてきた。この測定は2001年までブエノスアイレスの大都市圏のみを対象としていたが、手法の変更に伴い対象は国内のその他の地域にも拡大した。

以下の表は、アルゼンチンの貧困レベルを示す。

貧 困(1)

(人口に占める比率(%))

下半期	世帯		人口	
2013年	未詳	未詳	未詳	未詳
2014年	未詳	未詳	未詳	未詳
2015年	未詳	未詳	未詳	未詳
2016年	21.5		30.3	
2017年	17.9		25.7	

(1) 貧困線は、一定期間中の必需的財貨・サービスのバスケットに係る推計費用を基準としている。これは、個々人および各世帯の特質により異なる。たとえば、30歳から59歳までの男性で2018年4月に所得が月額5,908.8ペソ未満であった者は、生活が貧困線を下回るとされた。世帯では、4人家族（35歳の男性および31歳の女性の大人2人、5歳および8歳の子ども2人）で2018年4月に合計所得が月額18,258.1ペソ未満であった世帯は、生活が貧困線を下回るとされた。

出所：INDECおよび財務省

2013年から2017年にかけて、アルゼンチン人口の年収上位10%層および上位20%層による国民所得全体への貢献は、それぞれ2.3%ポイント増加した。同期間中、人口の年収下位40%層による国民所得全体への貢献は0.9%ポイント減となった。2017年第4四半期において、アルゼンチン人口の年収上位10%層が国民所得全体の30.4%を、上位20%層が国民所得全体の46.9%を占め、また下位40%層が国民所得全体の14.7%を占めた。

以下の表は、所定日現在の所得分布に関する数値を示す。

所得の分配状況

(国民所得全体に占める比率(%))

所得層	第4 四半期		第2 四半期		第4 四半期	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
下から40%	15.6	15.1	15.7	14.7	14.7	
上記に続く下から20%	16.1	15.8	16.2	15.5	15.2	
上記に続く下から20%	23.6	23.4	23.7	23.1	23.2	
上から20%	44.6	45.6	44.4	46.7	46.9	

所得の分配状況

(国民所得全体に占める比率(%))

所得層	第4 四半期		第2 四半期	第4 四半期	
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	上から10%	28.1	29.1	28.2	30.3

出所：INDECおよび財務省

政府は、アルゼンチンで拡大する貧困および失業に対処するための措置を講じてきたが、2013年から2015年までの公式データを欠くためこれらの貧困対策措置の影響を正確に測定するには至っていない。2017年に救貧目的の措置のために割り当てられた支出は経常費用の8.2%およびGDPの1.7%を占め、それらには特に、世帯主プログラム（Plan Jefes y Jefas de Hogar）に基づく労働者向け社会保障給付の一部増額、地域雇用プログラム（Programa de Empleo Comunitario）の延長、様々な社会的制度の失業受給者に実務教育や雇用促進訓練を奨励し業務支援ツールを提供するいくつかのプログラム、妊娠手当、自営業者に健康保険給付や年金制度へのアクセスを提供するための措置、および家庭の暮らしのためのアルゼンチン信用プログラム（Programa de Crédito Argentino para la Vivienda Única Familiar）の延長が含まれた。

環 境

2002年初頭から、アルゼンチンは環境基準を規制、監視および改善するための様々な措置を講じてきた。これらの措置の大半は、事業会社に対し、より厳しい安全基準をみたくすよう求めている。

2002年、アルゼンチンで一般環境法（Ley General de Medioambiente）が制定され、総合環境政策の策定、環境管理に向けた地方と国のプログラムおよび戦略の調整、持続可能な環境資源利用の指針の作成、経済の開発・成長計画の推進、対環境影響の研究の情報提供および実施、環境基準の設定、比較研究の実施ならびに環境プロジェクトの国際資金調達管理を担う連邦環境審議会（Consejo Federal de Medioambiente）の設置が承認された。さらに、京都議定書の締約国として、アルゼンチンは温室効果ガスの排出削減を目指して様々な規制を実施している。

環境基準の確実な遵守に向けて監視と執行を強化するためにとられた措置には、以下が含まれる。

2007年に制定された法律第26,011号により、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約を承認した。

マタンサ・リアチェロ川流域の持続可能開発プロジェクトが、内閣の環境・持続的開発部会（Secretaría de Ambiente y Desarrollo Sustentable de la Jefatura de Gabinete de Ministros）の監督のもと、その基金の一部をマタンサ・リアチェロ川流域当局の計算機器購入費に割り当てた。2016年3月、政府は、マタンサ・リアチェロ側流域の持続可能開発プロジェクト（Proyecto de Desarrollo Sustentable de la Cuenca Matanza-Riachuelo）に対する総額約10億米ドルの融資について世界銀行と合意した。

都市固形廃棄物管理国家プロジェクト（Proyecto Nacional para la Gestión Integral de los Residuos Sólidos Urbanos）は、持続可能な手法で固形廃棄物問題の解消を実現しようとする初の国家プロジェクトである。同プロジェクトが、独自の計画および総合管理システムの開発に向けた州および自治体へのインセンティブとして、インフラおよび関連システムの開発に技術的・財政的な支援を提供する。

環境保護課（Unidad de Medio Ambiente）が、効率および競争力の改善を通じて環境要因を向上させることで、アルゼンチンの持続可能な産業開発を支援する。

地域開発統合基金（El Fondo integral para el Desarrollo Regional、または「FONDER」）が、雇用創出、輸出拡大および地域市場の開発を目標に、零細・中小企業（「MESME」）のニーズを重視して生産活動やサービスの開発のための資金を提供する。

情報公開法

2016年9月14日、議会は法律第27,275号を可決し、特に政府、検事総長局、司法委員会、議会、中央銀行、アルゼンチンの国有事業体、政府が管理する機関または基金、および公的資金を受けている事業組織または信託の一定の情報に係る公開請求権を設定した。

最近の動向

概要

2018年の当初5か月中、エネルギー価格の上昇、および米ドル高や米国のイールドカーブの上方シフトによるグローバル資金調達へのアクセス縮小が生じる中、アルゼンチン経済は干ばつに伴う農業生産と輸出収益の激減により大きな影響を受けた。これらの要因はペソに悪影響を与え、2018年1月2日から5月31日までの間にペソの対米ドル価値は34.5%下がり、短期債務を借り換える中央銀行の能力について市場の懸念が生じ、アルゼンチンのソブリン・リスク・プレミアムが急騰する結果となった。2018年6月、マクリ政権はIMFと36か月のSBA（スタンドバイ取決め）を交わし、また多国籍機関とその他の融資契約を締結した。SBAやIMFのプログラムで2018年6月にかけて設定された構造的ベンチマークに反して、インフレは沈静化することなく、外貨準備高（純額）は減り続け、経常収支の赤字は高止まりし、その他のプログラム上の目標も達成されなかった。2018年8月、ペソの対米ドル価値が20日間で21.3%下がったことを受け、政府は必要予算を支えるために（ ）SBAに基づく資金アクセスの増枠、（ ）（2020年 - 2021年分の）アクセスの2018年 - 2019年への前倒し、および（ ）SBAに基づく引出しが可能な国内アクセス先の設定を要請した。IMFと合意したプログラムを推進するにあたり、政府は、SBAで検討された経済・政策改革（対外貿易の改革、財政政策上の措置、エネルギー部門の改革、社会経済的な必要に対応する趣旨の措置およびアルゼンチン経済の生産性および競争力を向上させる趣旨の措置を含む。）を加速させた。中央銀行が実施した措置の詳細については、「(4) - 金融政策」も参照のこと。

2018年9月以降、ペソの対米ドル価値は安定している。もっとも、中央銀行の緊縮的な金融政策および主にエネルギーおよび輸送の経済部門に対する既存の助成金の削減を通じて支出を抑制する政府の措置にもかかわらず、2018年8月に生じたペソの内国価格における価値下落の影響が続いていることが一部反映され、高インフレ状態が2018年12月まで続いている。

2018年中、マクリ政権は、アルゼンチン経済の生産性および競争力を向上させることを目指して様々な措置を講じており、これには以下が含まれる。

バイオテクノロジー法 (Ley de Biotecnología) の施行： 2018年1月、マクリ政権は、バイオテクノロジー分野の投資を容易にし、イノベーションを加速し、雇用拡大を促すためのバイオテクノロジー法を施行した。10年以上前に制定された同法は、特に、所得税に係る加速度償却や資本財の取得に係るVAT還付金の早期払戻しを定めている。

国内調達の奨励 (Compre Argentino)： 2018年4月18日、国会は公共調達手続に関する法律を制定した。アルゼンチンの産業を育成し、その生産能力を高め輸出プロファイルを強化するために公共調達を活用して、産業生産および雇用の促進することを目指す。

競争制度 (競争法)： 2018年5月9日、国会は、消費者により良い選択肢を提供し、企業間でその強み、質、価格およびイノベーションに基づく競争が促進されるように競争法を改正した。採用された改正により、市場の透明性が向上し、また独立機関としての全国競争管理局 (Autoridad Nacional de la Competencia) およびカルテルの防止・摘発の主な手段である制裁減免制度が新設される。さらに同法は、明確な基準のもと制裁金を引き上げ、合併の事前規制制度（問題のない事案についての簡易的な手続きを含む。）を導入する。

民・官パートナーシップ法： 2018年の上半期中、政府は道路インフラ・プロジェクトの第一次公開入札を実施し、32の企業連合からの応札があった。2018年6月中にこれらのプロジェクトの業者選定が行われ、

2018年11月に工事が開始された。受注企業は2019年半ばまでに資金を確保する必要がある。しかし、アルゼンチン経済が2018年の終盤の数か月で景気後退に入ったことで、民・官パートナーシップ・プロジェクトの資金調達費用が増大した。「 - (g) - 経済における国家の役割 - 民・官のパートナーシップ」を参照のこと。

労働制度の改正： 2018年4月27日、マクリ政権は労働制度を改正する法案を国会に提出した。法案の主な目的は、様々な生産部門の効率および生産性を改善し、雇用を増やし、投資を呼び込み、雇用費用を減らす点にある。本報告書日現在、国会で法案審議が続いている。

生産的資金調達法： 2018年5月9日に、国会は資本市場規制の大改正を実施した。「(4) (h) - 証券市場に対する規制」を参照のこと。

航空部門の育成： 2018年7月、政府はアルゼンチンで営業する航空会社に対し、30日以上前に購入する国内線往復チケットについて従前の法定最低料金より格安で航空券を販売できる権利を認めた。また、民間航空の改善を目的とするプロジェクトの中でも特に総合航空業計画は、アルゼンチンの30の空港におけるインフラ改修および新しい航空管制技術や物流運用機器の投入を盛り込んでいる。総合航空業計画の発表により、ハブを新設してブエノスアイレス市の空港への依存度を下げるといふ総合航空業計画の目的に沿っていくつかの航空会社が130以上の新規の国内および国際空路を設定し、また一部の既存空路が増便された。

国家緊急事態法の緊急事態期間が終了し、2018年1月1日に天然ガスの井戸元価格規制が撤廃された。2018年6月30日に終了した6か月中、電力卸売市場の末端利用者（エンドユーザー）電気料金（送電・販売費用を除いたもので、ブエノスアイレス市内の居住者エンドユーザーへの請求料金が約55%を占める。）は合計で23%（2017年12月31日現在平均の840ペソ/MWhから2018年6月30日現在平均の1,030ペソ/MWhまで）値上がりし、また天然ガスの居住者エンドユーザー料金は24%（2017年12月31日現在平均の78ペソ/MMBtuから2018年6月30日現在平均の96/MMBtuまで）値上がりした。

2018年5月31日、国会は、電気・ガス・水道料金を2017年11月の価格まで遡及的に引き下げ、将来的な料金引上げに係る政府の権限を制約するための法律を可決した。しかし、マクリ大統領は同日に憲法上の権限を行使して同法について拒否権を発動した。

2018年8月、ペソの急落を受け、政府はエネルギー販売会社に通貨下落の補償を提供するために、2018年4月から2018年9月を適用期間とするエネルギー価格の遡及的値上げ、ならびに金融、商業および不動産部門の大口顧客に対するエネルギー助成金の一部撤廃を発表した。2018年10月、政府は消費者への影響を避けるため、2018年8月に発表したガス価格の値上げ分を国庫から分割払いしていくことを発表した。水道と輸送サービスの料金についても2018年第4四半期に値上げが発表された。

2018年9月、アルゼンチンは、過去11年間の方針を転換してチリへのガス輸出を再開した。2017年と2018年にヴァカ・ムエルタ地域の探査・開発に対して巨額の投資が行われた結果、過剰生産能力が生じた。2018年11月に終了した11か月間中、ガスおよびエネルギーの輸出は、2017年同期の21億米ドルに対して80.5%増加して39億米ドルとなった。

2018年中の政府のエネルギー部門への移転額は、2017年の1,256億ペソに対して1,779億ペソであった。この増加は主に、エネルギー費用の大部分が外貨建てである中でペソの対米ドル価値が下落したことにより生じた。

IMFおよびその他の多国籍組織との合意

2018年6月7日、財務省およびIMF（国際通貨基金）は、SBA（スタンドバイ取決め）の条件に基づく総額約500億米ドルの融資実行について共通認識を形成し、2018年6月20日にIMF理事会がこれを承認した。SBAは、信頼の構築、不確実性の緩和およびアルゼンチン経済の将来性強化を支援してマクリ政権の経済プログラムを助勢することを目的とする。さらに2018年6月7日、マクリ政権は米州開発銀行（IADB）と25億米ドルの融資契約、世界銀行と17億5,000万米ドルの融資契約およびアンデス開発公社（CAF）と14億米ドルの融資契約を締結し、各件とも契約締結から12か月以内に融資が実行される。これらの契約の手取金は、SBAによる供給資金を補う形でインフラ・プロジェクトの資金に充てられる予定である。2018年6月22日、政府はSBAに基づき約150億米ドルの初回引出しを行った。

SBA締結後の2018年8月、アルゼンチンはボラティリティの予測外の急転に直面し、その影響は新興市場全般にも及んだ。2018年9月、マクリ政権はIMFの担当者と、新たな金融ボラティリティや困難な経済状況に直面した場合の追加支援措置について協議した。2018年10月26日、政府および中央銀行により公表された財政金融政策の修正を考慮して、IMF理事会は57億米ドル相当額を引き出すことを政府に許可し、これにより2018年6月以降の実行額は総額で約206億米ドルとなった。また2021年までのプログラム期間について、資産総額で約571億米ドルまでのSBAの増枠および実行の前倒しが承認された。修正されたSBAに基づき、2018年-2019年期のアルゼンチンのためのIMF資金源は189億米ドル増加した。（2018年6月に実行された150億米ドルに加えて）2018年の残余期間のIMFの融資実行額は総額134億米ドルとなり、当初のIMFの支援プログラムから2倍以上増加した。2019年の融資実行計画もほぼ2倍増の228億米ドルであり、2020年-2021年は59億米ドルが計画されている。このプログラムで利用可能な資金源が危機予防目的の取扱いを受ける予定はなく、またIMFの融資を予算の補助に用いる旨の政府の要請も認められた。

財政政策

2018年9月3日、マクリ政権は、2019年の基礎的財政収支の均衡および2020年の基礎的財政収支の黒字化を目指す一連の措置を発表した。これらには、公共部門歳出を減らすための措置および公共部門歳入を増やすための以下を含む措置が併せて盛り込まれている。

将来的な課題により集中的に対応し、かつ公共部門の運営費用を削減するため、省の数を19から10に減らす。観光、環境、近代化、エネルギー、労働、農産業、健康・文化、科学技術の各省は、他省管轄の庁に再編された。

非効率的なエネルギーおよび輸送に係る助成金の規模を縮小し、その大部分を州に移管する。

民間部門の参入増加が期待される分野で、公共部門の資本支出を抑制する。

基本的な公共サービスに影響を与えることなく、公共部門の雇用を削減する。

2019年1月1日付ですべての輸出について輸出関税を再導入し、2020年一杯これを維持する見込みである。

富裕税を引き上げる。

金融取引税の段階的縮小計画を延期する。

社会経済的な必要への対応を趣旨とする措置

2018年9月3日、マクリ政権は継続的なインフレの影響を緩和するため、格差解消児童手当などの社会的プログラムを強化し、また社会の最弱者層の手当てを担う機関のために支援を拡充することを発表した。さらにマクリ政権は、必需的財貨に割引を付与する思慮価格プログラムを全国規模に拡大し、またANSESが退職者および社会的プログラム受給者向けの低金利ローンの提供を再開することを発表した。

金融政策

2016年4月以降、アルゼンチンは未交換債務の保有者との間で、2016年2月の和解案の条件に従いその債権の和解処理を続けている。2018年12月31日現在、和解合意に至っていない未交換債務の未返金元金額は総額約11億2,000万米ドルであり、そのうち和解合意未達かつ時効完成前（共和国の理解による。）の外国法に準拠する未交換債務の未返金元金額は総額約5億600万米ドルであった。「マクリ政権：2015年から2017年 - 金融政策」を参照のこと。

国内総生産

以下の表は、指定期間中の実勢価格に基づく名目GDPおよび1人当たりGDPを示す。

GDPおよび1人当たりGDPの推移

(実勢価格)

9月30日現在

	2017年(3)	2018年(3)
名目GDP(百万ペソ)(1)	9,907,977	13,183,986
GDP(百万米ドル)(1)	617,209	566,022
1人当たりGDP(米ドル)(1)	14,085.87	12,785.78
ペソ/米ドル為替レート(2)	16.05	23.29

(1) 本表中のGDPの数値は名目基準で表示されている。

(2) 指定期間の平均の名目為替レート。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

以下の表は、表示年度中の2004年固定価に基づく歳出別のアルゼンチンの実質GDPに関する情報を示す。

歳出別実質GDPの内訳

(百万ペソ、2004年固定価格)

9月30日に終了する9か月間

	2017年(1)	2018年(1)
消費：		
公共部門消費	97,887	94,966
民間消費	544,746	545,584
消費合計	642,632	640,550
総投資	144,973	147,405
財貨・サービスの輸出	143,492	139,167
財貨・サービスの輸入	209,754	214,111
純輸出/(輸入)	(66,262)	(74,943)
棚卸資産引当金	1,192	(4,161)
統計上の誤差	7,821	11,269
実質GDP	730,356	720,119

(1) 速報値

出所：INDECおよび財務省

以下の表は、表示期間における、2004年固定価格に基づく歳出別のアルゼンチンの総投資に関する情報を示す。

総投資の内訳

(百万ペソ、2004年固定価格)

9月30日に終了する9か月間

	2017年(3)	2018年(3)
天然資源その他(1)	540	556
製造用耐久性設備		
機械類と設備：		
国産	22,846	21,621
輸入	40,551	43,697
合計	63,397	65,317
輸送用製品		
国産	10,052	8,797
輸入	9,377	7,866
合計	19,429	16,663
製造用耐久性設備の合計	82,826	81,980
建設(2)	61,607	64,869
総投資の合計	144,973	147,405

(1) 研究開発および育成生物資源を含む。

(2) 採掘探査を含む。

(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

主要経済部門

以下の表は、指定期間中の経済部門別のアルゼンチンの実質GDPの内訳を示す。

部門別実質GDP

(百万ペソ、2004年固定価格)

9月30日に終了する9か月間

	2017年(3)	2018年(3)
第一次産業：		
農業・畜産・狩猟・林業	58,532	47,073
水産	2,690	2,756
鉱業・採取(石油・ガスを含む。)	20,931	21,331
第一次産業合計	82,154	71,159
第二次産業：		
製造	120,046	117,912
建設	21,952	23,027
電気・ガス・水道	12,644	12,791
第二次産業合計	154,643	153,729
サービス：		
運輸・倉庫・通信	59,487	58,162
商業・ホテル・飲食	104,792	103,308
金融・不動産・業務・賃貸サービス	101,126	105,136
行政・教育・保険・社会的・個人向けサービス	102,322	102,944
家事サービス(1)	4,199	4,178

部門別実質GDP

(百万ペソ、2004年固定価格)

9月30日に終了する9か月間

	2017年(3)	2018年(3)
サービス合計	371,924	373,728
輸入税加算および銀行業務調整控除(2)	121,636	121,502
実質GDP合計	730,356	720,119

- (1) 介護職員、家事使用人および専属運転手を含む国内労働者により完結されるサービスを含む。
(2) 本表の第一次および第二次産業の生産高は生産に用いる輸入品に課される関税を含んでいないが、実質GDPを確定するにはこれを考慮しなければならない。実質GDPを確定するために、輸入税が本項目に計上されている。
(3) 速報値。

出所：INDECおよび財務省

2018年9月30日に終了した9か月中、実質GDPは2017年同期比で1.4%縮小した。この縮小は主に、財貨・サービス輸出の3%減ならびに公共部門消費の3%減に起因した。消費合計は2017年同期比で0.3%減少した。

2018年9月に終了した9か月に、サービス部門は2017年同期比で0.5%増加し、実質GDPの52%を占めた。サービス部門の中では金融サービスが成長を牽引した。

2018年9月に終了した9か月に、第一次産業部門は2017年同期比で13.4%縮小したが、その主因は農業部門に影響した深刻な干ばつであった。第二次産業部門は主に製造部門が牽引して0.6%増加した。

第一次産業

農業・畜産・水産・林業

2017/2018年の収穫期中、深刻な干ばつは農業生産地域の大部分に影響を与えた。2018年3月、政府はブエノスアイレス州、コルドバ、コリエンテス、エントレリオス、サンタフェおよびサンティアゴ・デル・エステロの各州の農業・畜産部門について非常事態を宣言し、生産者は一定の租税優遇措置およびアルゼンチン国立銀行の一定の融資の債務金額に係る支払猶予を享受した。

農業省が2018年4月に公表した2017 - 2018年期の推計値によれば、小麦生産は同期間中に5,150万トンと設定されていた2017年11月の計画から18%減少して合計4,200万トンとなり、また大豆生産は同期間中に5,300万トンと設定されていた2017年11月の計画から29%減少して合計3,760万トンとなった。

インフレーション

以下の表は、表示期間中の卸売物価指数(WPI)および全国CPIを示す。

	CPI	WPI
2018年		
1月	1.8%	4.6%
2月	2.4%	4.8%
3月	2.3%	1.9%
4月	2.7%	1.8%
5月	2.1%	7.5%
6月	3.7%	6.5%
7月	3.1%	4.7%

8月	3.9%	4.9%
9月	6.5%	16.0%
10月	5.4%	3.0%
11月	3.2%	0.1%
12月	2.6%	1.3%
2019年		
1月	2.9%	0.6%

雇用および労働

失業および不完全雇用

2018年第2四半期の失業率はINDEC調べで9.6%となり、2017年第4四半期から2.4%ポイント増加した。労働力率（総人口に対する就業者人口と失業者人口の合計の比率）は46.4%と横ばいであった。大ブエノスアイレス圏の大都市部の失業率は国内でもっとも高い10%となった。2018年の経済後退は雇用が悪影響を与え、失業率は2018年9月30日現在で9%に上昇した。

賃金および労働生産性

2018年8月、公共部門および民間の被用者の最低保証月額賃金が、2017年12月比で12.9%増の10,000ペソに設定された。

2018年において、所得税の課税対象となる最低所得は、独身者について28,855ペソおよび2人の子供がいる既婚者について39,495ペソであった。

貧困および所得分配

2018年1月24日、INDECの大ブエノスアイレス圏における必需的財貨・サービスのバスケット評価により、標準的な家族が必需的財貨・サービスの一式を享受するために必要な額は、2016年12月の13,156ペソに対して2017年12月は16,677ペソであったことが示された。

INDECによれば、2018年8月の世帯当たり必需食料バスケット額は8,347.57ペソであり、これにより必需的財貨・サービスのバスケット額は20,868.9ペソに増加した。

(3)【貿易及び国際収支】

概 要

2017年6月28日から、共和国は、国際通貨基金（IMF）の国際収支および対外資産負債残高マニュアル第6版の分類基準に準拠した新しい手法に基づく国際収支統計を報告し始めた。2017年6月28日付の国際収支統計の公表において、INDECは、新しい手法に従い作成され新たに入手可能となった情報を反映するため、および中央銀行が公表する対外部門のデータとの整合性を維持するために、2006年から2016年までの間に公表してきた情報の再表示を行った。

国際収支勘定は、ある国の居住者とその他の世界各国の居住者との間で行われた取引高を計上するために用いられる。アルゼンチンの国際収支勘定は、以下3つの勘定から構成される。

経常収支： 当事国の国際貿易の一般的な尺度であり、居住者と非居住者との間の第一次所得および第二次所得（財貨および投資収益の経常移転）を表す。

資本収支： 居住者と非居住者との間の非生産・非金融資産に係る貸方および借方への記入ならびに資本の移転を表す。

金融収支： 居住者と非居住者との間の金融資産および金融負債の取得および処分（純額）を計上する。

アルゼンチンの国際収支は、2013年から2017年までの各年度の経常収支において赤字を計上したが、主に金融収支に計上した借入金により資金調達された。

2017年、共和国の経常収支は、316億米ドルの赤字を計上した。この赤字は、主に2016年に計上した122億米ドルの赤字から42億米ドル増加した第一次所得の赤字164億米ドル、および2016年に計上した40億米ドルの赤字から116億米ドル増加した財貨およびサービス貿易の赤字156億米ドルによるものであった。

2017年、共和国の資本収支は、2016年に計上した3億6,600万米ドルの黒字から2億2,700万米ドル減少して、1億3,900万米ドルの黒字を計上した。これは主に、金融機関、非金融法人および家計への資本の移転の減少によるものであった。

2017年、共和国の金融収支は、313億米ドルの純流入を計上した。これは主に、2016年の33億米ドルの流入から2017年は115億米ドルへと増加した、直接投資収支において生じた純負債の増加83億米ドル、および2016年の361億米ドルの流入から2017年は414億米ドルの流入へと増加した、ポートフォリオ投資収支において生じた純負債の増加54億米ドルによるものであった。この純流入の増加は主に、その他の投資に計上した金融資産の純取得の増加98億米ドル（2016年の27億米ドルから2017年は125億米ドルに増加）により一部相殺された。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの国際収支の情報を示す。

国際収支

(単位：百万米ドル)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
	合計	合計	合計	合計	合計
経常収支	(13,124)	(9,179)	(17,622)	(15,105)	(31,598)
財貨およびサービス貿易	(694)	900	(6,600)	(4,035)	(15,611)
財貨(1)	4,635	5,541	(785)	4,416	(5,462)
貸方	75,928	68,440	56,809	57,960	58,639
借方	71,293	62,899	57,594	53,544	64,101
サービス(2)	(5,329)	(4,641)	(5,815)	(8,452)	(10,149)
貸方	13,680	13,396	13,214	13,425	14,752
借方	19,009	18,038	19,029	21,876	24,901
第一次所得収支(所得収支)	(13,165)	(11,614)	(12,105)	(12,192)	(16,388)
雇用者報酬	(65)	(34)	26	(94)	(88)
投資収益	(13,099)	(11,580)	(12,130)	(12,098)	(16,299)
直接投資	(8,979)	(7,300)	(8,145)	(7,166)	(8,682)
ポートフォリオ投資	(2,773)	(2,939)	(2,687)	(3,505)	(5,981)
その他の投資	(1,385)	(1,359)	(1,322)	(1,487)	(1,767)
準備資産	37	17	24	61	130
第二次所得収支(経常移転収支)	734	1,535	1,083	1,123	401
資本収支	33	57	52	366	139
正味外部資金調達需要	(13,091)	(9,122)	(17,570)	(14,739)	(31,459)
金融収支	(16,165)	(9,321)	(18,498)	(13,964)	(31,273)
中央銀行	(9,824)	(2,005)	(12,486)	14,918	9,425
準備金	(11,824)	1,195	(4,906)	14,311	14,556
負債	(2,000)	3,200	7,580	(607)	5,131
預金取扱機関	(1,038)	(815)	(1,493)	1,532	(6,068)
政府	(1,059)	(7,114)	1,000	(29,628)	(33,935)
その他部門	(4,244)	613	(5,518)	(785)	(695)
誤差脱漏純額	(3,074)	(198)	(928)	775	186
備忘項目					
準備資産の取引の増減	(11,824)	1,195	(4,906)	14,311	14,556
中央銀行外貨準備高の推移 為替調整	(12,690)	807	(5,844)	13,745	15,747
	(866)	(388)	(938)	(566)	1,191

出所：財務省

- (1) 財貨はFOBベースで計算されている。
(2) 輸出・輸入の輸送量および保険料を含む。

対外貿易と国際収支の最近の傾向

(a) 経常収支

アルゼンチンの経常収支は、貿易取引収支、第一次所得（雇用者報酬および投資収益）および第二次所得（経常移転）で構成される。2013年から2017年の各年度において経常収支は赤字を計上した。

以下は、2013年から2017年の間に経常収支赤字に最も重要な影響を与えた要因である。

2013年から2015年の期間における商品相場の下落。2013年の貿易赤字は、主にアルゼンチンの輸出価格の下落および輸出量の減少、ならびにアルゼンチンの輸入価格の下落および輸入量の増加によるものであった。

しかしながら、2014年においては、輸入の減少が輸出の減少を上回った。2015年における貿易赤字の大部分はアルゼンチンの輸出価格の下落によるもので、副次的に輸出量の減少が影響した。2016年において、原材料の価格が継続的に下落し、輸出の量的増加（2015年比）によってはこれを相殺しきれなかった。2016年の輸入の減少は、輸入価格の下落によるものであったが、輸入量の増加によって一部相殺された。2017年における貿易赤字は、主に輸入価格の上昇、輸入量の増加および輸出量の減少によるものであったが、輸出価格の上昇により一部相殺された。

利息および配当の支払いによる流出。

非居住者によるサービスに対する居住者の需要の高まりに伴う、主に貨物および旅客運送、観光ならびにロイヤルティに関する流出。

2013年、経常収支は2012年の21億米ドルの赤字から131億米ドルの赤字計上となった。この赤字の増加は主に、財貨およびサービス貿易が2012年の109億米ドルの黒字から2013年は7億米ドルの赤字に転じたことによるもので、2012年比で第一次所得が減少したことにより一部相殺された。財貨の輸入は9.6%増加し、財貨の輸出が5.2%減少した結果、財貨の貿易収支は2012年比で減少した。

2014年、経常収支は2013年の131億米ドルの赤字から92億米ドルの赤字計上となった。この赤字の減少は主に、第一次所得収支の赤字の減少、財貨およびサービス貿易収支の黒字低迷、ならびに第二次所得収支の黒字増加によるものであった。

2015年、経常収支は2014年の92億米ドルの赤字から176億米ドルの赤字計上となった。赤字の増加は、主に2014年比での財貨およびサービス貿易収支の黒字減少、および第一次所得収支の赤字増加によるものであった。2014年比で財貨の輸入は8.4%減少し、それを上回って輸出が17.0%減少した結果、財貨の貿易収支は赤字となった。

2016年、経常収支は2015年の176億米ドルの赤字から151億米ドルの赤字計上となった。この赤字の減少は主に、財貨およびサービス貿易の赤字の減少によるものであった。財貨の輸入は7.0%減少し、財貨の輸出が2.0%増加した結果、財貨の貿易収支は2015年の赤字から黒字に転じた。この財貨貿易の黒字は、サービス貿易の赤字が45.3%増加したことにより一部相殺された。

2017年、経常収支は2016年の151億米ドルの赤字から316億米ドルの赤字計上となった。この赤字の増加は、主に以下によるものであった。

財貨およびサービス貿易収支の赤字156億米ドル。2016年の40億米ドルの赤字から116億米ドル増加したが、これは主に、2016年に財貨収支が44億米ドルの黒字であったのに対し、2017年は55億米ドルの赤字となったことによるものであった。

第一次所得収支の赤字164億米ドル。2016年の赤字122億米ドルから42億米ドル増加したが、これは主に、投資収益の赤字が34.7%増加したことによるものであった。

財貨の貿易

輸出

2013年の財貨輸出は、2012年比で5.0%減少の759億米ドルであった。この減少は主に、輸出量の3.7%減少および価格の1.4%低下によるものであった。

2013年において、

一次産品の輸出は6.7%減少した。これは輸出量の8.6%の減少によるもので、価格の2.1%上昇により一部相殺された。

農業物加工品の輸出は0.8%増加した。この増加は価格の1.3%の上昇および輸出量の0.5%の減少による。

工業製品の輸出は5.7%減少した。この減少は輸出量の0.6%の減少および価格の5.2%の低下による。

燃料およびエネルギーの輸出は20.3%減少した。この減少は輸出量の21.4%低下および価格の1.4%の低下による。

2014年の財貨輸出は、2013年比で9.9%減少の684億米ドルであった。この減少は主に、輸出量の7.7%減少および価格の2.4%低下によるものであった。

2014年において、

一次産品の輸出は20.0%減少した。これは価格および輸出量がいずれも減少したため、価格は11.7%低下し、輸出量は9.4%減少した。

農業物加工品の輸出は2.2%減少した。この減少は輸出量および価格がいずれも減少したため、輸出量は1.5%減少し、価格は0.8%低下した。

工業製品の輸出は11.0%減少した。この減少は輸出量の12.2%の減少によるもので、価格の1.5%上昇により一部相殺された。

燃料およびエネルギーの輸出は11.0%減少した。この減少は価格および輸出量がいずれも低下したことによる。価格は5.7%低下し、輸出量は5.8%減少した。

2015年の財貨輸出は、2014年比で17.0%減少の568億米ドルであった。この減少は主に輸出量の1.7%減少および価格の15.6%低下によるものであった。

2015年において、

一次産品の輸出は6.5%減少した。これは価格の18.5%の低下および輸出量の14.8%の増加によるものである。

農業物加工品の輸出は11.8%減少した。この減少は主に価格の20.0%低下によるもので、輸出量の10.3%の増加により一部相殺された。

工業製品の輸出は21.3%減少した。この減少は価格の2.6%低下および輸出量の19.3%減少による。

燃料およびエネルギーの輸出は54.5%減少した。この減少は価格の45.4%の低下および輸出量の16.9%の減少による。

2016年の財貨輸出は、2015年比で2.0%増加の580億米ドルであった。この増加は主に輸出量の6.8%増加によるものであり、価格が4.5%下落したことにより一部相殺された。

2016年において、

一次産品の輸出は18.0%増加した。この増加は輸出量の22.9%増加によるが、価格の3.9%低下により一部相殺された。

農業物加工品の輸出は0.3%微増した。この増加は主に輸出量の4.4%増加によるもので、価格の4.0%低下により相殺された。

工業製品の輸出は6.4%減少した。この減少は価格の4.1%低下および輸出量の2.3%減少による。

燃料およびエネルギーの輸出は8.8%減少した。この減少は価格の10.9%低下によるもので、輸出量の2.7%増加により一部相殺された。

2017年において財貨輸出は、2016年比で1.2%増加の586億米ドルであった。この増加は主に価格の1.4%上昇によるものであり、輸出量が0.2%減少したことにより一部相殺された。

2017年において、

一次製品の輸出は5.6%減少した。この減少は輸出量の5.0%減少および価格の0.6%低下による。

農業物加工品の輸出は3.4%減少した。この減少は輸出量の3.3%減少および価格の0.1%低下による。

工業製品の輸出は11.7%増加した。この増加は価格の1.7%上昇および輸出量の9.7%増加による。

燃料の輸出は21.1%増加した。この増加は価格の29.9%上昇によるもので、輸出量の6.8%減少により一部相殺された。

近年におけるアルゼンチンの主要な輸出品は、大豆や穀物などの商品、農産物加工品および工業製品である。2017年には、輸出全体の63.9%が（一次産品または加工品のいずれかの）農産物であった。2009年に一時停止となった柑橘類のブラジルへの輸出が2017年に再開された。また、16年間停止されていたレモンの米国への輸出が再開され、メキシコへの輸出も開始した。日本との間では、農産物の輸入促進について合意に達した。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの輸出品の情報を示す。

製品別輸出 (1)

(単位：百万米ドル)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
一次産品：					
穀物	8,312	5,237	4,842	6,976	6,969
種子および油糧種子	4,616	4,211	4,746	3,840	3,152
銅	1,360	1,250	713	987	747
果物	1,071	966	783	914	786
魚類および海産物（未加工品）	1,182	1,256	1,182	1,422	1,706
野菜	451	507	461	725	736
タバコ	325	265	195	374	306
はちみつ	213	204	164	169	184
その他	234	317	216	287	228
合計	17,764	14,214	13,301	15,694	14,813
農産物加工品：					
残余物(2)	12,028	12,845	10,651	10,787	9,828
油脂	5,182	4,316	4,703	4,968	4,860
食肉	2,008	1,935	1,444	1,542	1,939
野菜加工品	1,287	1,021	1,115	1,168	1,160
乳製品	1,450	1,309	862	637	586
製粉製品	904	1,026	871	755	765
飲料、酒類および酢	987	939	929	927	917
皮革	958	1,044	861	746	746
その他	2,198	1,985	1,853	1,832	1,761
合計	27,002	26,420	23,288	23,362	22,562
工業製品：					

輸送機器	10,098	8,345	5,992	5,013	5,785
化成品	4,909	4,982	4,152	4,494	4,391
卑金属	2,542	2,263	1,344	1,267	1,734
宝石および貴金属	2,054	2,068	2,509	2,238	2,518
機械・設備	2,277	1,882	1,376	1,275	1,385
プラスチック	1,287	1,293	950	975	998
海上、河川および航空輸送機	576	313	290	342	583
紙、段ボールおよび印刷物	486	449	387	333	388
ゴムおよびゴム製品	373	339	229	253	298
その他	1,034	889	720	616	689
合計	25,635	22,823	17,949	16,806	18,768
燃料およびエネルギー：					
燃料	5,562	4,950	2,245	1,994	2,477
エネルギー	-	-	1	54	-
合計	5,562	4,950	2,246	2,048	2,477
輸出額合計	75,963	68,407	56,784	57,909	58,621

(1) FOBベースで算定されている。

(2) 残余物とは、農産加工物からの残りの副産物でほかの目的で転売することができるもののことである。

出所：INDECおよび財務省

製品別輸出 (1)

(総輸出に占める比率(%))

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
一次産品：					
穀物	10.9	7.7	8.5	12.0	11.9
種子および油糧種子	6.1	6.2	8.4	6.6	5.4
銅	1.8	1.8	1.3	1.7	1.3
果物	1.4	1.4	1.4	1.6	1.3
魚類および海産物(未加工品)	1.6	1.8	2.1	2.5	2.9
野菜	0.6	0.7	0.8	1.3	1.3
タバコ	0.4	0.4	0.3	0.6	0.5
はちみつ	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
その他	0.3	0.5	0.4	0.5	0.4
合計	23.4	20.8	23.4	27.1	25.3
農産物加工品：					
残余物(2)	15.8	18.8	18.8	18.6	16.8
油脂	6.8	6.3	8.3	8.6	8.3
食肉	2.6	2.8	2.5	2.7	3.3
野菜加工品	1.7	1.5	2.0	2.0	2.0
乳製品	1.9	1.9	1.5	1.1	1.0
製粉製品	1.2	1.5	1.5	1.3	1.3
飲料、酒類および酢	1.3	1.4	1.6	1.6	1.6
皮革	1.3	1.5	1.5	1.3	1.3
その他	2.9	2.9	3.3	3.2	3.0
合計	35.5	38.6	41.0	40.3	38.5
工業製品：					
輸送機器	13.3	12.2	10.6	8.7	9.9
化成品	6.5	7.3	7.3	7.8	7.5
卑金属	3.3	3.3	2.4	2.2	3.0
宝石および貴金属	2.7	3.0	4.4	3.9	4.3
機械・設備	3.0	2.8	2.4	2.2	2.4
プラスチック	1.7	1.9	1.7	1.7	1.7
海上、河川および航空輸送機	0.8	0.5	0.5	0.6	1.0
紙、段ボールおよび印刷物	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7
ゴムおよびゴム製品	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
その他	1.4	1.3	1.3	1.1	1.2
合計	33.7	33.4	31.6	29.0	32.0
燃料およびエネルギー：					
燃料	7.3	7.2	4.0	3.4	4.2
エネルギー	-	-	-	0.1	-
合計	7.3	7.2	4.0	3.5	4.2
輸出額合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) FOBベースで算定されている。

(2) 残余物とは、農産加工物からの残りの副産物でほかの目的で転売することができるもののことである。

出所：INDECおよび財務省

輸 入

2013年、財貨の輸入は、2012年の680億米ドルから9.5%増加して744億米ドルとなった。総輸入の42.0%は中間財および資本財であった。燃料およびエネルギーの輸入は36.5%増加し、乗用車の輸入は31.8%増加した。

2014年、財貨の輸入は、2013年の744億米ドルから11.7%減少して657億米ドルとなった。総輸入の46.8%は中間財および資本財であった。乗用車の輸入は49.4%減少し、資本財の部品および付属品の輸入は17.6%減少し、消費財の輸入は10.1%減少した。

2015年、財貨の輸入は、2014年の657億米ドルから8.4%減少して602億米ドルとなった。総輸入の50.1%は中間財および資本財であった。燃料およびエネルギーの輸入は39.1%減少し、乗用車の輸入は6.2%減少した一方、資本財の部品および付属品の輸入は2.9%減少し、消費財の輸入は2.0%増加した。上記は米ドルの価値による。

2016年、財貨の輸入は、2015年の602億米ドルから7.2%減少して559億米ドルとなった。総輸入の49.4%は中間財および資本財であった。燃料およびエネルギーの輸入は29.2%減少し、乗用車の輸入は33.3%増加した一方、資本財の部品および付属品の輸入は11.4%減少し、消費財の輸入は8.5%増加した。上記は米ドルの価値による。

2017年、財貨の輸入は、2016年の559億米ドルから19.8%増加して669億米ドルとなった。総輸入の48.9%は中間財および資本財であった。燃料およびエネルギーの輸入は17.9%増加し、乗用車の輸入は40.9%増加した一方、資本財の部品および付属品の輸入は14.3%増加し、消費財の輸入は20.9%増加した。上記は米ドルの価値による。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの経済的用途別の輸入品の情報を示す。

経済的用途別輸入(1)

(単位:百万米ドル)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
資本財	11,773	11,977	12,034	12,122	14,907
中間財	19,514	18,766	18,104	15,483	17,837
燃料およびエネルギー	12,464	11,420	6,854	4,856	5,723
資本財の部品および付随製品	15,958	13,142	12,761	11,308	12,922
消費財	7,440	6,685	6,820	7,399	8,945
乗用車	7,063	3,574	3,353	4,468	6,297
その他	229	249	276	216	299
合 計	74,442	65,735	60,203	55,852	66,930

(1) CIFベースで算定されている。この表に記載されたデータは、FOBベースで算定された「国際収支」の表に記載されたデータとは異なる。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの主要な特性別の輸入製品の情報を示す。

製品別輸入 (1)

(単位：百万米ドル)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
機械、装置および電気材料	18,808	16,795	17,081	15,419	18,561
輸送機器	15,040	10,395	9,867	11,520	14,825
工業製品	10,108	9,802	9,457	8,485	9,070
鉱物	13,056	12,099	7,348	5,137	6,184
プラスチック、ゴムおよび プラスチック・ゴム製品	4,207	3,742	3,649	3,187	3,485
常用金属および常用金属製品	3,643	3,432	3,534	2,628	3,573
光学機器、医療・外科用精密機 器、 時計および楽器	1,762	1,699	1,909	1,683	1,884
繊維および繊維製品	1,524	1,385	1,437	1,465	1,562
木材パルプ、紙および段ボール	1,218	1,111	1,179	1,047	1,126
日用品およびその他の製品	1,042	905	915	1,031	1,233
飼料、飲料およびタバコ	944	897	875	923	1,116
野菜加工品	623	618	645	977	1,501
宝石、石膏、セメント、石綿、 雲母、陶磁器およびガラス	568	543	604	580	679
靴、傘、造花およびその他	488	417	477	612	697
家畜および畜産物	198	173	168	243	294
その他の製品	1,213	1,214	1,059	916	1,140
輸入額合計	74,442	65,229	60,203	55,852	66,930

(1) CIFベースで算定されている。この表に記載されたデータは、FOBベースで算定された「国際収支」の表に記載されたデータとは異なる。

出所：INDECおよび財務省

製品別輸入(1)

(総輸入に占める比率(%))

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
機械、装置および電気材料	25.3	25.7	28.4	27.6	27.7
輸送機器	20.2	15.9	16.4	20.6	22.1
工業製品	13.6	15.0	15.7	15.2	13.6
鉱物	17.5	18.5	12.2	9.2	9.2
プラスチック、ゴムおよび プラスチック・ゴム製品	5.7	5.7	6.1	5.7	5.2
常用金属および常用金属製品	4.9	5.3	5.9	4.7	5.3
光学機器、医療・外科用精密機 器、時計および楽器	2.4	2.6	3.2	3.0	2.8
繊維および繊維製品	2.0	2.1	2.4	2.6	2.3
木材パルプ、紙および段ボール	1.6	1.7	2.0	1.9	1.7
日用品およびその他の製品	1.4	1.4	1.5	1.8	1.8
飼料、飲料およびタバコ	1.3	1.4	1.5	1.7	1.7
野菜加工品	0.8	0.9	1.1	1.7	2.2
宝石、石膏、セメント、石綿、 雲母、陶磁器およびガラス	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0
靴、傘、造花およびその他	0.7	0.6	0.8	1.1	1.0
家畜および畜産物	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
その他の製品	1.6	1.9	1.8	1.6	1.7
輸入額合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) CIFベースで算定されている。この表に記載されたデータは、FOBベースで算定された「国際収支」の表に記載されたデータとは異なる。

出所：INDECおよび財務省

貿易の規制

1990年代の初めまで、アルゼンチンは、輸入代替政策を手本とし、高い貿易障壁を有する比較的閉鎖的な経済であった。1960年代から1980年代を通じ、貿易自由化のための改革が何度か実行されたが、1990年代になって初めて政府は大幅な貿易自由化政策を実施した。

1990年代の貿易政策は比較的安定しており、経済のいくつかの部門における少ない輸出税と低い輸入税率によって特徴付けられる。兌換制度が崩壊した2002年以降、政府は、歳入の増加、外貨流出の抑制、基本財貨の価格決定管理（輸出抑制を含む。）および地域産業の保護を目的とした貿易政策を採用した。

2012年、アルゼンチンの非課税障壁の使用および輸入に関する政府の特定の行為に関してWTOの紛争解決機関に訴訟が申し立てられた。紛争は主に以下の2つの措置に関するものであった。(i)輸入者に対し、事前輸入宣誓供述の形式で非自動輸入ライセンスの提出を要求したこと、および(ii)貿易関連要件を課し、外国企業が輸入を制限し、輸入分を同程度の輸出で相殺し、アルゼンチン国内で生産された商品のローカル・コンテンツを増加させることを、アルゼンチンへの輸入、または一定の恩恵を得るための条件とした。WTOの紛争解決機関は、かかる行為が国際貿易規定に違反すると判断した。アルゼンチンは2015年12月31日までにWTOのかかる決定に従うものとされた。2016年1月14日、アルゼンチンは、紛争となった措置を廃止したことをWTOの紛争解決機関に通知した。2016年1月18日、欧州連合およびアルゼンチンは、双方が紛争解決を円滑に進め将来における手順上の紛争範囲を縮小する手続きに関して合意に達したことを紛争解決機関に報告し、当該訴訟は取り下げられた。

貿易の地域分布

アルゼンチンの最大の貿易相手国はブラジルである。アルゼンチンはまた、中国、米国ならびにラテンアメリカおよびヨーロッパ諸国を含むその他の国々とも相当な量の貿易を行っている。

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの輸出の地域分布の情報を示す。

輸出の地域分布(1)

(単位：百万米ドル)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
ブラジル	15,949	13,883	10,098	9,039	9,307
中国	5,837	4,792	5,387	4,669	4,592
米国	4,182	4,082	3,435	4,491	4,517
チリ	3,825	2,794	2,406	2,307	2,622
ベネズエラ	2,157	1,987	1,370	707	245
スペイン	1,669	1,694	1,364	1,648	1,504
ドイツ	1,637	1,537	1,344	1,272	1,165
ウルグアイ	1,845	1,650	1,331	1,162	1,218
カナダ	1,703	1,656	1,292	1,148	1,332
オランダ	1,913	1,575	1,214	1,183	1,392
ペルー	1,421	1,114	720	821	1,073
その他のALADI諸国(2)	5,361	4,548	3,476	3,511	3,674
その他のEU諸国	4,619	4,896	4,326	4,496	4,641
ASEAN諸国	5,097	5,180	4,583	5,803	5,059
中東諸国	3,648	3,179	2,249	2,261	2,493
その他のアジア諸国	4,367	3,855	3,936	4,561	4,106
その他(3)	8,617	8,119	7,327	8,112	8,547
目的地未詳(4)	2,116	1,863	926	688	897
合計	75,963	68,404	56,784	57,879	58,384

備忘項目：

メルコスール(5)	21,250	18,735	13,854	11,891	11,909
ALADI	30,558	25,976	19,401	17,547	18,139

(1) FOBベースで算定されている。

(2) 2017年12月31日現在、ALADI諸国は以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、パナマ、ウルグアイおよびベネズエラ。

(3) その他の全ての国への輸出を含む。

(4) 目的地が特定できない輸出を含む。

(5) 2017年12月31日現在、メルコスールは以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイおよびベネズエラ。メルコスール加盟国についての詳細は、「(1) (b) - メルコスール」を参照のこと。

出所：INDECおよび財務省

輸出の地域分布(1)

(総輸出に占める比率(%))

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
ブラジル	21.0	20.3	17.8	15.6	15.9
中国	7.7	7.0	9.5	8.1	7.9
米国	5.5	6.0	6.0	7.8	7.7
チリ	5.0	4.1	4.2	4.0	4.5
ベネズエラ	2.8	2.9	2.4	1.2	0.4
スペイン	2.2	2.5	2.4	2.8	2.6
ドイツ	2.2	2.2	2.4	2.2	2.0
ウルグアイ	2.4	2.4	2.3	2.0	2.1
カナダ	2.2	2.4	2.3	2.0	2.3
オランダ	2.5	2.3	2.1	2.0	2.4
ペルー	1.9	1.6	1.3	1.4	1.8
その他のALADI諸国(2)	7.1	6.6	6.1	6.1	6.3
その他のEU諸国	6.1	7.2	7.6	7.8	7.9
ASEAN諸国	6.7	7.6	8.1	10.0	8.7
中東諸国	4.8	4.6	4.0	3.9	4.3
その他のアジア諸国	5.7	5.6	6.9	7.9	7.0
その他(3)	11.3	11.9	12.9	14.0	14.6
目的地未詳(4)	2.8	2.7	1.6	1.2	1.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備忘項目:

メルコスール(5)	28.0	27.4	24.4	20.5	20.4
ALADI	40.2	38.0	34.2	30.3	31.1

(1) FOBベースで算定されている。

(2) 2017年12月31日現在、ALADI諸国は以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、パナマ、ペルー、ウルグアイおよびベネズエラ。

(3) その他の全ての国への輸出を含む。

(4) 目的地が特定できない輸出を含む。

(5) 2017年12月31日現在、メルコスールは以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、およびベネズエラ。メルコスール加盟国についての詳細は、「(1) (b) -メルコスール」を参照のこと。

出所：INDECおよび財務省

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの輸入の地域分布の情報を示す。

輸入の地域分布(1)

(単位：百万米ドル)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
ブラジル	19,321	14,474	13,138	13,682	17,988
中国	11,341	10,811	11,861	10,489	12,329
米国	8,069	9,107	7,937	6,985	7,635
ドイツ	3,892	3,533	3,129	3,054	3,229
メキシコ	2,161	1,647	1,828	1,785	2,081
フランス	1,740	1,423	1,453	1,553	1,345
イタリア	1,666	1,638	1,376	1,436	1,675
日本	1,521	1,376	1,222	953	1,057
スペイン	1,371	1,078	960	921	1,452
チリ	970	824	718	685	856
オランダ	1,075	782	456	429	490
その他のALADI諸国(2)	4,830	4,191	3,014	2,769	3,603
その他のEU諸国	3,451	2,897	2,692	2,605	3,336
ASEAN諸国	2,268	2,017	2,032	2,336	2,820
中東諸国	1,291	1,059	537	781	798
その他のアジア諸国	2,639	2,158	2,392	2,079	2,180
その他(3)	6,185	6,015	4,933	2,944	3,470
原産地未詳(4)	651	706	525	425	555
合計(5)	74,442	65,736	60,203	55,911	66,899

備忘項目：

メルコスール(6)	20,397	15,471	14,024	14,895	19,605
ALADI	27,282	21,136	18,698	18,921	24,528

(1) CIFベースで算定されている。

(2) 2017年12月31日現在、ALADI諸国は以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、パナマ、ペルー、ウルグアイおよびベネズエラ。

(3) その他の全ての国からの輸入を含む。

(4) 原産地が特定できない輸入を含む。

(5) この表のデータは「国際収支」の表に記載のデータより更新頻度が少ないため、この表の輸出合計は「国際収支」の表のデータとは異なることがある。

(6) 2017年12月31日現在、メルコスールは以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイおよびベネズエラ。メルコスール加盟国についての詳細は、「(1) (b) - メルコスール」を参照のこと。

出所：INDECおよび財務省

輸入の地域分布(1)

(総輸入に占める比率(%))

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
ブラジル	26.0	22.0	21.8	24.5	26.9
中国	15.2	16.4	19.7	18.8	18.4
米国	10.8	13.9	13.2	12.5	11.4
ドイツ	5.2	5.4	5.2	5.5	4.8
メキシコ	2.9	2.5	3.0	3.2	3.1
フランス	2.3	2.2	2.4	2.8	2.0
イタリア	2.2	2.5	2.3	2.6	2.5
日本	2.0	2.1	2.0	1.7	1.6
スペイン	1.8	1.6	1.6	1.6	2.2
チリ	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3
オランダ	1.4	1.2	0.8	0.8	0.7
その他のALADI諸国(2)	6.5	6.4	5.0	5.0	5.4
その他のEU諸国	4.6	4.4	4.5	4.7	5.0
ASEAN諸国	3.0	3.1	3.4	4.2	4.2
中東諸国	1.7	1.6	0.9	1.4	1.2
その他のアジア諸国	3.5	3.3	4.0	3.7	3.3
その他(3)	8.3	9.2	8.2	5.3	5.2
原産地未詳(4)	0.9	1.1	0.9	0.8	0.8
合計(5)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備忘項目:

メルコスール(6)	27.4	23.5	23.3	26.6	29.3
ALADI	36.6	32.3	31.1	33.8	36.7

(1) CIFベースで算定されている。

(2) 2017年12月31日現在、ALADI諸国は以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、パナマ、ペルー、ウルグアイおよびベネズエラ。

(3) その他の全ての国からの輸入を含む。

(4) 原産地が特定できない輸入を含む。

(5) この表のデータは「国際収支」の表に記載のデータより更新頻度が少ないため、この表の輸入合計は「国際収支」の表のデータとは異なることがある。

(6) 2017年12月31日現在、メルコスールは以下の国を含んでいた：アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイおよびベネズエラ。メルコスール加盟国についての詳細は、「(1) (b) - メルコスール」を参照のこと。

出所：INDECおよび財務省

メルコスール(南米共同市場)諸国との貿易

枠組み

アルゼンチンの他に、メルコスールにはブラジル、パラグアイ、ウルグアイおよび2012年からベネズエラが加盟国として含まれている。2016年12月以降、ベネズエラの正式加盟国としての資格が、他の加盟国により一時停止となった。詳細は「(1) (b) - メルコスール」を参照のこと。2015年7月、ボリビアは、正式加盟国となるための協定書に署名したが、現在もブラジル、パラグアイおよびボリビアの議会による承認が条件となっている。メルコスールの目

的は、貿易障壁の撤廃、マクロ経済政策の調和ならびに共通対外関税および共通対外貿易政策の設定により加盟国の経済を段階的に統合することである。ただし、詳細は「(1) (b) 外交および国際機関」を参照のこと。

貿易

メルコスール加盟国間の貿易は、2010年までの10年において大幅に増加したが、その後減少した。2014年において、域内商業は全メルコスール商業の13.1%で、2006年以来最低レベルであった。この減少は、国内外の経済状況の悪化という状況下で起きている。かかる業績の悪化は広くすべての加盟国に影響をもたらしている。

2017年におけるアルゼンチンのメルスコール加盟国との貿易は、アルゼンチンの貿易総額の25.2%を占める315億米ドルに達した。アルゼンチンのメルスコール加盟国への輸出は119億米ドルで、アルゼンチンの総輸出額の20.4%を占めた一方、メルスコールからの輸入は196億米ドルで、アルゼンチンの総輸入額の29.3%を占めた。アルゼンチンのメルスコールとの貿易収支は、2016年の30億米ドルの赤字から2017年の77億米ドルの赤字となった。これは、主に対ブラジル貿易における40億米ドルの赤字増加および対ベネズエラ貿易における4億900万米ドルの黒字減少による。

ブラジル

ブラジルはアルゼンチンの主要輸出先市場かつ輸入元である。工業製品は当該二国間取引の約80%を占める。2017年、ブラジルからの主要輸入品は、合計48億米ドルに相当する中間財、および49億米ドルに相当する自動車であった。2017年における対ブラジル主要輸出品は合計61億米ドルに相当する工業製品で、これに一次産品が続き、合計16億米ドルに相当した。アルゼンチンの対ブラジル貿易赤字は2016年の46億米ドルから2017年の85億米ドルとなった。これは主に、対ブラジル輸入合計が31.35%増加したことによるが、対ブラジル輸出合計の増加はわずか3.2%であったためである。

2016年との比較で2017年にブラジルからの輸入が増加したのは、資本財の輸入における40.1%の増加および自動車の輸入における43.3%の増加による。

2016年との比較で2017年の輸出が増加したのは、主に工業製品の輸出が6.9%増加したこと、ならびに燃料およびエネルギーの輸出が26.2%増加したことによる。詳細は、「(1) - 外交および国際機関 - メルコスール」を参照のこと。

中国

中国はアルゼンチンの主要な貿易相手国の1つである。中国からの輸入品は、主に化学製品、機械および電子機器、オートバイおよびシリンダー容積の小さいエンジン、ならびに玩具を含む。中国への輸出品には、主に小麦、大豆およびトウモロコシなどの農産物が含まれる。

2017年における中国からの輸入品は、主に資本財（合計39億米ドル相当）ならびに部品および付属品（合計30億米ドル相当）であった。2017年における中国への輸出品は、主に一次産品（合計28億米ドル相当）、これに農産物加工品（合計8億米ドル相当）が続く。アルゼンチンの対中国貿易赤字は、2016年の60億米ドルから2017年の80億米ドルとなった。これは主に中国への輸出合計が2.1%減少したこと、および中国からの輸入合計が17.6%増加したことによる。

2016年との比較で2017年に中国からの輸入が増加したのは、資本財および消費財の輸入が増加したことによる。

2016年との比較で2017年に中国への輸出が減少したのは、主に一次産品が12.3%輸出を減らしたことによる。

米 国

米国は歴史的にアルゼンチンの最も重要な貿易相手国の1つであった。アルゼンチンの対米輸入では資本財および中間財が非常に大きな割合を占める一方で、アルゼンチンの対米輸出では工業製品が大きな割合を占めている。

2017年、米国からの輸入品には、主に総額22億米ドルになる中間財および総額21億米ドルとなる資本財（機械、機器および電子材など）が含まれた。同期間の対米輸出品は、主に総額27億米ドルの工業製品があり、総額9億米ドルで農産物加工品が続いた。アルゼンチンの対米貿易赤字は、2016年の25億米ドルから2017年は31億米ドルとなった。これは主に、米国からの輸入総額が9.1%増加した一方で、米国への輸出総額の増加がわずか0.4%であったためである。

2016年との比較で2017年に米国からの輸入が増加したのは、主に資本財の輸入が12.5%増加したこと、および燃料の輸入が18.4%増加したことによる。

2016年から2017年に米国への輸出が増加したのは主に、一次産品の輸出が15.0%増加したことによる。かかる増加は、燃料およびエネルギーの輸出5.9%減少ならびに農産物加工品の輸出2.8%減少により一部相殺された。

日 本

2013年から2017年までの間、アルゼンチンから日本への輸出は総輸出の1.3%を占め、日本からの輸入は総輸入の1.9%を占めた。貿易収支は全期間を通じて日本の受取り超過であった。

2017年において、日本に対する貿易赤字は、2016年の2億9,600万米ドルから42.2%増加して4億2,100万米ドルとなった。

以下の表は、2012年から2016年までのアルゼンチンの日本との貿易を示す。

年	(単位：百万米ドル)		貿易収支
	輸 出	輸 入	
2013年	1,392	1,521	(129)
2014年	748	1,376	(628)
2015年	573	1,222	(649)
2016年	658	953	(296)
2017年	637	1,057	(421)

サービス貿易

サービス貿易収支は、非居住者がアルゼンチン国内で購入したサービスの額と、アルゼンチン居住者がアルゼンチン国外で購入したサービス（金融サービスを含むが、利息、配当およびその他の収入の支払いは除く。）の金額との対比を計上したものである。たとえば、サービス貿易の赤字は、アルゼンチン居住者がアルゼンチン国外で購入したサービスの価値が、非居住者がアルゼンチン国内で購入したサービスの価値を超えることを指す。アルゼンチンのサービス収支は、財貨貿易に関連する輸送費および保険料を含むため、アルゼンチンの財貨貿易の全体的水準をも部分的に織り込んだものとなっている。

以下はアルゼンチンの2017年のサービス貿易収支の主な要因である。

輸送収支は、2016年の25億米ドルの純流出から増加して2017年には33億米ドルの純流出を計上した。

観光収支は、2016年の47億米ドルの純流出から2017年には60億米ドルの純流出に増加した。

これらの部門で計上された赤字の総額は、2016年の13億米ドルの純流入に対して2017年に専門職・技術・業務サービスにおいて15億米ドルの純流入を計上したことにより一部相殺された。

2013年において、サービス貿易収支に計上された純流出は12億米ドル増加して53億米ドルとなった。これは、サービス収支の流出増加がサービス収支の流入増加を上回ったためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2013年の純流出の増加は以下に起因する。

観光収支の純流出が、2012年の11億米ドルから27.5%増加して2013年は14億米ドルとなった。

専門職・技術・業務サービス収支の純流入が、2012年の16億米ドルから27.1%減少して2013年は12億米ドルとなった。

2014年において、サービス貿易収支に計上された純流出は7億米ドル減少して46億米ドルとなった。これは、サービス収支の流出がサービス支出の流入より多く減少したためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2014年の純流出の減少は以下に起因する。

輸送収支の純流出が、2013年の25億米ドルから32.6%減少して2014年は17億米ドルとなった。

観光収支の純流出が、2013年の14億米ドルから27.3%減少して2014年は10億米ドルとなった。

これらの純流出の減少は、専門職・技術・業務サービス収支の純流入が2013年の12億米ドルから13.5%減少して2014年は10億米ドルとなったことにより一部相殺された。

2015年において、サービス貿易収支に計上された純流出は12億米ドル増加して58億米ドルとなった。これは、サービス収支の流出増加がサービス収支の流入増加を上回ったためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2015年の純流出の増加は以下に起因する。

輸送収支の純流出が、2014年の17億米ドルから26.2%増加して、2015年は22億米ドルとなった。

観光収支の純流出が、2014年の10億米ドルから100.9%増加して、2015年は21億米ドルとなった。

これらの純流出の増加は、専門職・技術・業務サービス収支の純流入が2014年の10億米ドルから4.8%増加して2015年は11億米ドルとなったことにより一部相殺された。

2016年において、サービス貿易収支に計上された純流出は26億米ドル増加して85億米ドルとなった。これは、サービス収支の純流出増加がサービス収支の流入減少により進んだためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2016年の純流出の増加は以下に起因する。

輸送収支の純流出が、2015年の22億米ドルから17.8%増加して、2016年は25億米ドルとなった。

観光収支の純流出が、2015年の21億米ドルから129.4%増加して、2016年は47億米ドルとなった。

2017年において、サービス貿易収支に計上された純流出は17億米ドル増加して101億米ドルとなった。これは、サービス収支の流出増加がサービス収支の流入増加を上回ったためである。具体的には、サービス貿易収支に計上された2017年の純流出の増加は以下に起因する。

輸送収支の純流出が、2016年の25億米ドルから28.4%増加して、2017年は33億米ドルとなった。

観光収支の純流出が、2016年の47億米ドルから27.3%増加して、2017年は60億米ドルとなった。

以下の表は、記載された期間におけるアルゼンチンのサービス貿易の純収支を示す。

サービス

(単位：百万米ドル、現在価格)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
輸 送：					
貨 物	(1,867)	(1,699)	(1,600)	(1,456)	(1,909)
旅 客	(1,814)	(1,169)	(1,852)	(2,095)	(2,341)
その他	1,158	1,194	1,319	1,035	1,011
輸送合計	(2,535)	(1,708)	(2,155)	(2,539)	(3,259)
観 光	(1,408)	(1,023)	(2,055)	(4,713)	(6,000)
ロイヤルティ	(2,149)	(1,925)	(2,016)	(1,940)	(2,089)
専門職・技術・業務サービス	1,187	1,027	1,076	1,313	1,507
その他(1)	(424)	(1,012)	(665)	(574)	(308)
サービス合計	(5,329)	(4,641)	(5,815)	(8,452)	(10,149)

(1) 電気通信、建設、保険、金融、情報、娯楽およびリクレーションサービスならびに一部の政府サービスを含む。

出所：INDECおよび財務省

観 光

2013年、観光部門は、2012年の11億米ドルの純流出に対して14億米ドルの純流出を計上した。この純流出の増加は主に、非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入の9.8%の減少によるものであったが、居住者の海外旅行に関する流出の3.0%の減少により一部相殺された。

2014年、観光部門は、2013年の14億米ドルの純流出に対して10億米ドルの純流出を計上した。この純流出の減少は主に、非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入が9.6%増加した一方で、居住者の海外旅行に関する流出の増加がわずか0.9%であったことによる。

2015年、観光部門は、2014年の10億米ドルの純流出に対して21億米ドルの純流出を計上した。この純流出の増加は主に、居住者の海外旅行に関する流出の16.7%の増加および非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入の0.7%の減少による。

2016年、観光部門は、2015年の21億米ドルの純流出に対して47億米ドルの純流出を計上した。この純流出の増加は主に、居住者の海外旅行に関する流出の38.6%の増加および非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入の0.8%の増加による。

2017年、観光部門は、2016年の47億米ドルの純流出に対して60億米ドルの純流出を計上した。この純流出の増加は主に、居住者の海外旅行に関する流出の17.5%の増加によるものであり、非居住者の訪アルゼンチン旅行に関する流入の増加8.2%を上回った。

以下の表は、記載された期間におけるアルゼンチンの観光情報を示す。

観 光 統 計

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
観光収入(単位：百万米ドル)	4,525	4,960	4,927	4,967	5,375
観光支出(単位：百万米ドル)	5,932	5,983	6,982	9,679	11,375
収支(単位：百万米ドル)	(1,408)	(1,023)	(2,055)	(4,713)	(6,000)

出所：INDECおよび財務省

第一次所得

第一次所得収支は、居住者と非居住者の間における労働力、金融資源および非生産・非金融資産（雇用者報酬ならびに直接投資、ポートフォリオ投資、その他の投資および準備資産から稼得する収益で構成される投資収益を含む。）の一時的な使用の授受に係る対価の支払額および受取額を計上する。

2013年、第一次所得の赤字は、2012年から4.3%減少して132億米ドルとなった。これは主に、直接投資による純流出が6.6%減少したためである。

2014年、第一次所得の赤字は、2013年から11.8%減少して116億米ドルとなった。これは主に、直接投資の配当金支払いによる純流出の18.7%の減少によるもので、ポートフォリオ投資による流出の6.0%の増加により一部相殺された。収益の再投資純額の赤字は、2014年に23.9%減少した。

2015年、第一次所得の赤字は、2014年から4.2%増加して121億米ドルとなった。これは主に、直接投資による純流出が11.6%増加したことによる。直接投資による純流出が増加したのは、直接投資に伴う非居住者への支払いが2014年比で増加したためである。ポートフォリオ投資による純流出は、2014年比で8.6%減少した。

2016年、第一次所得の赤字は122億米ドルとなった。ポートフォリオ投資による純流出は2015年比で30.4%増加したが、雇用者報酬による純流出の減少により一部相殺された。直接投資による純流出は12.0%減少した。

2017年、第一次所得の純流出は、2016年から34.4%増加し164億米ドルとなった。これは主に、ポートフォリオ投資による純流出が2016年比で70.6%増加し、直接投資による純流出が増加したためである。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
第一次所得収支（所得収支）	(13,165)	(11,614)	(12,105)	(12,192)	(16,388)
貸 方	2,427	2,562	2,359	2,825	3,999
雇用者報酬	178	171	216	79	92
投資所得	2,249	2,391	2,144	2,746	3,907
直接投資	818	814	647	700	1,020
ポートフォリオ投資	1,012	1,086	1,070	1,358	1,966
その他の投資	382	473	401	627	791
準備資産	37	17	24	61	130
借 方	15,592	14,176	14,464	15,017	20,387
雇用者報酬	243	205	190	173	180
投資所得	15,348	13,970	14,274	14,844	20,206
直接投資	9,796	8,114	8,793	7,866	9,701
ポートフォリオ投資	3,785	4,024	3,758	4,864	7,947

その他の投資	1,767	1,832	1,724	2,114	2,559
--------	-------	-------	-------	-------	-------

(b) 資本収支

資本収支は、アルゼンチンの居住者と非居住者の間の資本移転ならびに非生産・非金融資産の取得および処分を計上する。

IMFの勧告に従い2017年にINDECが採用した国際収支の報告手法が要求する通り、資本収支は金融収支とは別個に表示される。

2013年から2017年の各年度において、資本収支は黒字を計上した。

2013年、資本収支は、2012年の資本収支に計上した4,790万米ドルの純流入から30.2%減少し、3,340万米ドルの純流入を計上した。この減少は主に、非生産・非金融資産の流入が減少したためである。

2014年、資本収支は、2013年の資本収支に計上した3,340万米ドルの純流入から70.0%増加し、5,680万米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、居住者である金融機関および非金融法人、家計ならびに非営利団体に対する非居住者による債務免除に伴い正味資本移転が増加したことによる。

2015年、資本収支は、2014年の資本収支に計上した5,680万米ドルの純流入から8.6%減少し、5,190万米ドルの純流入を計上した。この減少は主に、資本移転が減少したことによる。

2016年、資本収支は、2015年の資本収支に計上した5,190万米ドルの純流入から604.4%増加し、3億6,580万米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、金融機関および非金融法人、家計ならびに非営利団体に対する債務免除が増加したことによる。

2017年、資本収支は、2016年の資本収支に計上した3億6,580万米ドルの純流入から62.1%減少し、1億3,870万米ドルの純流入を計上した。この減少は主に、金融機関、非金融法人および家計への資本移転が減少したことによる。

(c) 金融収支

金融収支は、居住者と非居住者の間での金融資産および金融負債の取得および処分の純額を計上する。

金融収支には、直接投資フロー、ポートフォリオ投資、金融デリバティブ（外貨準備を除く。）、その他の投資および準備資産（貨幣用の金、特別引出権、IMF準備ポジションおよびその他の準備資産）が含まれる。中央銀行準備金は金融収支の一部を構成する。外国人所有資産によりアルゼンチンで生成された分配所得のうち、所有者の決定が否かにかかわらず、または規制上の障害（送金規制等）により分配されていないものについては、金融収支上生成されたが送金されていない年度の流入として取り扱われる。

2013年に、金融収支は162億米ドルの純流入を計上し、2012年に対して純負債が479.8%増加した。

中央銀行： 2013年、中央銀行は、借入金の純額返済として多国間信用機関に20億米ドルを支払った。中央銀行の外貨準備高は、公的債務を外貨で返済したことを主因として、85億米ドル減少して118億米ドルとなった。

預金取扱機関： 2013年、預金取扱機関は、2012年に預金取扱機関が計上した純流入から348.7%の増加となる10億米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、非居住者貸主が設定する信用枠の利用増加によるものであり、これは直接投資による流入の減少および非居住者向けの信用枠の利用増加により一部相殺された。

政府： 2013年、非金融公共部門は、2012年に計上した21億米ドルの純流出に対して11億米ドルの純流入を計上した。これは主に、デリバティブ金融商品に基づく非居住者会社への支払いが減少したことによるものであった。

その他部門： 2013年、その他部門は、2012年の33億米ドルの純流入に対して42億米ドルの純流入を計上した。資産の純取得は、為替取引および外貨預金の減少に起因する外部資産形成の減少により、2012年から減少した。この減少は、非居住者貸主による融資の返済に伴う純負債の減少により一部相殺された。

2014年に、金融収支は、2013年から42.3%の減少となる93億米ドルの純流入を計上した。

中央銀行： 2014年、中央銀行は20億米ドルの純流入を計上した。これは主に、非居住者貸主からの32億米ドルの借入金および中国人民銀行との通貨スワップによるものであった。中央銀行の外貨準備高は130億米ドル増加して12億米ドルとなった。

預金取扱機関： 2014年、預金取扱機関は、2013年に預金取扱機関が計上した純流入に対して21.5%の減少となる8億1,490万米ドルの純流入を計上した。これは主に、非居住者の預金の減少および非居住者機関向け信用枠の増設によるものであった。

政府： 2014年、非金融公共部門は、前年に計上した11億米ドルの純流入から60億米ドルの増加となる71億米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、多国間、二国間その他の信用機関からの融資の増加によるものであった。

その他部門： 2014年、その他部門は、前年の42億米ドルの純流入から減少して6億1,270万米ドルの純流出となった。この変化は主に、非居住者による直接投資の50.6%の減少および商業融資からの流入の減少によるものであった。

2015年に、金融収支は、2014年から98.5%の増加となる185億米ドルの純流入を計上した。

中央銀行： 2015年、中央銀行は125億米ドルの純流入を計上した。これは主に、非居住者貸主からの76億米ドルの借入金によるものであった。中央銀行の外貨準備高は49億米ドル減少した。この減少は、外貨評価変動に加え、将来におけるペソの下落観測および輸出税の引下げの可能性により、農業部門からの外貨流入額が減少した結果、その他の準備資産（通貨および預金、通貨当局およびその他の事業体の資産に対する権利、有価証券、金融デリバティブ、ならびにその他の資産に対する権利を含む。）が減少したことに起因した。

預金取扱機関： 2015年、預金取扱機関は、2014年に預金取扱機関が計上した純流入から83.3%の増加となる15億米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、直接投資による流入の増加および非居住者貸主が設定する信用枠の利用増加によるものであった。

政府： 2015年、非金融公共部門は、前年に計上した71億米ドルの純流入に対して81億米ドルの減少となる10億米ドルの純流出を計上した。この純流出の増加は主に、多国間、二国間その他の信用機関による融資の減少およびポートフォリオ投資の減少によるものであった。

その他部門： 2015年、その他部門は、前年の6億1,270万米ドルの純流出に対して55億米ドルの純流入となった。この変化は主に、非居住者による直接投資の増加および商業融資からの流入の増加によるものであり、居住者による海外資産（主に外貨および預金）の取得により一部相殺された。

2016年に、金融収支は、2015年から24.5%の減少となる140億米ドルの純流入を計上した。

中央銀行： 2016年、中央銀行は149億米ドルの純流出を計上した。これは主に、総額4億8,000万米ドルのトレジャリー・ビルの売出しならびに長期債および短期債の発行による流入があったものの、総額11億米ドルの借入金の返済によって相殺されたことによるものであった。中央銀行の外貨準備高の増加額は143億米ドルであった。

預金取扱機関： 2016年、預金取扱機関は、2015年に計上した15億米ドルの純流入に対して15億米ドルの純流出を計上した。この純流出は主に、居住者による外国資産の取得（外貨保有および預金）の増加による。

政府： 2016年に、非金融公共部門は、2015年に計上した10億米ドルの純流出に対して296億米ドルの純流入を計上した。これらの純流入は主に、国際資本市場における総額312億米ドルの債務証券の売出しによるものであり、その収入は債務の返済に一部使用された。

その他部門： 2016年、その他部門は、前年の55億米ドルの純流入に対して減少となる7億8,500万米ドルの純流出を計上した。この減少は主に、外国株主への送金を制限していた、過年度にアルゼンチンにおいて維持された外国為替規制が撤廃されたことによる留保された未送金利益の分配に起因して、非居住者会社によるアルゼンチン国内での投資が121億米ドル減少したことによるものであった。

2017年に、金融収支は、2016年から124.0%の増加となる313億米ドルの純流入を計上した。

中央銀行： 2017年、中央銀行は94億米ドルの純流入を計上した。これは主に、総額51億米ドルの国債の売出しならびに長期債および短期債の発行による流入に起因した。中央銀行の外貨準備高の増加額は146億米ドルであった。

預金取扱機関： 2017年、預金取扱機関は、2016年に計上した15億米ドルの純流出から76億米ドルの増加となる61億米ドルの純流入を計上した。この純流入の増加は主に、海外資産（外貨保有および預金）の取得の増加に起因した。

政府： 2017年に、非金融公共部門は、前年に計上した296億米ドルの純流入に対して、43億米ドルの増加となる339億米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、共和国が締結した取引に従った2024年満期のBonares債の売出しによる流入に起因した。共和国は、当該取引に基づき定められた金額を支払うことで当該Bonares債を消却できる権利が付与されている。この増加は、ポートフォリオ投資の流出により一部相殺された。

その他部門： 2017年、その他部門は、前年の7億8,500万米ドルの純流入に対して6億9,500万米ドルの純流入を計上した。

(d) 海外投資

海外投資規制

資本流入の増加を目指し、政府および中央銀行は、貿易収支に影響を与える規制のすべてを廃止した。詳細は、

「 -) - 外国為替取引の制限およびその他規制」を参照のこと。

ポートフォリオ投資および直接投資の推移

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチン経済に対するポートフォリオ投資、直接投資およびその他の投資に関する情報を示す。

ポートフォリオ投資、直接投資およびその他の投資の状況

(単位：百万米ドル)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
金融収支	(16,165)	(9,321)	(18,498)	(13,964)	(31,273)
直接投資	(8,932)	(3,145)	(10,884)	(1,474)	(10,361)
金融資産の純取得（外国会社への債務）	890	1,921	875	1,787	1,156
既発生債務の純額（外国会社への債務）	9,822	5,065	11,759	3,260	11,517
ポートフォリオ投資	(433)	2,339	(437)	(35,255)	(35,922)
金融資産の純取得	497	(25)	93	798	5,502
既発生債務の純額	929	(2,365)	530	36,053	41,424
金融デリバティブの純額	(32)	(168)	(25)	222	(96)
その他の投資	5,056	(9,542)	(2,246)	8,232	550
金融資産の純取得	3,893	1,422	8,814	2,689	12,506
債務発行の純額	(1,163)	10,964	11,060	(5,542)	11,956
外貨準備金	(11,824)	1,195	(4,906)	14,311	14,556

出所：INDECおよび財務省

海外直接投資

アルゼンチンへの直接投資は、兌換制度の導入および海外投資への障壁解除を受けて、1990年代に大幅に増加した。1990年代初頭から半ばにかけての資本流入の大半は、国有企業の民営化により海外の民間資本が集まったことによるものであった。直接投資純額は1999年、1992年から進行していたYPFの完全民営化を以て最高潮に達した。2002年に開始したマクロ経済政策および2012年におけるYPF株式の51%を含む、一部の民営企業の収用の結果、直接投資による資本流入は大幅に減少した。

2013年、直接投資による純流入は、2012年の143億米ドルから37.4%減少して89億米ドルとなった。かかる減少は主に、非居住者によるアルゼンチンへの投資が55億米ドル減少したことによるもので、アルゼンチン居住者によるオフショア投資の1億6,500万米ドル減少により一部相殺された。

2014年、直接投資による純流入は、2013年の89億米ドルから64.8%減少して31億米ドルとなった。かかる減少は主に、非居住者によるアルゼンチンへの投資が48億米ドル減少したこと、およびアルゼンチン居住者によるオフショア投資が10億米ドル増加したことによりもたらされた。

2015年、直接投資による純流入は、2014年の31億米ドルから77億米ドル増加して109億米ドルとなった。かかる増加は主に、非居住者によるアルゼンチンへの投資が67億米ドル増加したこと、およびアルゼンチン居住者によるオフショア投資が10億米ドル減少したことによりもたらされた。

2016年、直接投資による純流入は2015年の109億米ドルから94億米ドル減少して15億米ドルとなった。かかる減少は主に、非居住者によるアルゼンチンへの投資が85億米ドル減少したことによりもたらされた。これは、海外株主への送金を抑制してきた、過年度にアルゼンチンにおいて維持された外国為替制限の撤廃に起因する留保された未送金利益の分配によるものである。かかる減少は、アルゼンチンの居住者によるオフショア投資が9億1,100万米ドル増加したことにより一部相殺された。

2017年、直接投資による純流入は2016年の15億米ドルから89億米ドル増加して104億米ドルとなった。かかる増加は主に、累積利益の再投資が増加したことによりもたらされた。

ポートフォリオ投資

株式、債券およびその他の証券の購入から成るポートフォリオ投資は、非常に流動的かつ短期となる傾向があり、このためとりわけ市場における変動に左右されやすい。

2013年、ポートフォリオ投資による純流入は4億3,300万米ドルとなった。2012年は1億5,000万米ドルの純流出であった。これは主に、非金融民間部門およびその他金融機関による債務証券の発行によるものであり、非金融民間部門およびその他金融機関による国際市場での債務証券の取得が2012年の1億1,900万米ドルから203.4%増加して2013年に3億6,100万米ドルとなったことにより一部相殺された。デリバティブ金融商品による純流入は29億米ドル増加し、2012年の29億米ドルの純流出から2013年は3,200万米ドルの純流入となった。

2014年、ポートフォリオ投資による純流出は23億米ドルとなった。2013年は4億3,300万米ドルの純流入であった。これは主に、政府から総額28億米ドルの債務免除を受けたことによるものであった。デリバティブ金融商品による純流入は1億3,600万米ドル増加し、2013年の3,200万米ドルの純流入から2014年は1億6,800万米ドルの純流入となった。

2015年、ポートフォリオ投資による純流入は4億3,700万米ドルとなった。2014年は23億米ドルの純流出であった。これは主に、非金融民間部門およびその他金融機関により総額18億米ドルの債務証券が購入されたこと、ならび

に政府の債務返済額が2014年の28億米ドルから減少して2015年に16億米ドルとなったことによるものであった。デリバティブ金融商品による純流入は1億4,300万米ドル減少し、2014年の1億6,800万米ドルの純流入から2015年は2,500万米ドルの純流入となった。

2016年、ポートフォリオ投資による純流入は353億米ドルとなった。2015年は4億3,700万米ドルの純流入であった。これは主に、政府により総額3,120万米ドルの債券が発行されたこと、ならびに非金融民間部門およびその他金融機関が海外資産および投資信託への関与を縮小したことによるものであった。デリバティブ金融商品による純流出は、2015年の2,500万米ドルの純流入に対して2億2,200万米ドルの純流出となった。

2017年、ポートフォリオ投資による純流入は359億米ドルとなった。2016年は353億米ドルの純流入であった。これは主に、政府により総額284億米ドルの債券が発行されたこと、ならびに中央銀行、金融機関およびその他の部門により債券が発行されたことによるものであった。デリバティブ金融商品による純流入は9,600万米ドルとなったが、2016年は2億2,200万米ドルの純流出であった。

その他の投資

その他の投資は、非金融公共部門（政府）、非金融民間部門およびその他金融機関（その他部門）、金融部門（預金取扱機関）ならびに中央銀行のその他の資産および負債に関するデータを含み、以下のように分類される。

その他の株式投資

貨幣および預金

融資

保険、年金および標準化された保証手段

商業信用および前渡金

その他の支払 / 受取勘定

2013年、その他の投資は、51億米ドルの純流出を計上した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は2012年の97億米ドルから減少して39億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資も、2012年の20億米ドルの流出から減少して12億米ドルの流出となった。

2014年、その他の投資は、95億米ドルの純流入を計上した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は、2013年の39億米ドルから減少して14億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資は、2013年の12億米ドルの流出に対して110億米ドルとなった。

2015年、その他の投資は、22億米ドルの純流入を計上した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は2014年の14億米ドルから増加して88億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資は、2014年の110億米ドルの流入からわずかに増加して111億米ドルの流入となった。

2016年、その他の投資は、82億米ドルの純流出を計上した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は2015年の88億米ドルから減少して27億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資は、2015年の111億米ドルの流入に対して2016年は55億米ドルの流出となった。

2017年、その他の投資は、5億5,030万米ドルの純流出を計上した。当該期間において、アルゼンチン居住者によるオフショア投資は、2016年の27億米ドルから増加して125億米ドルとなり、また非居住者によるアルゼンチンへの投資は、2016年の55億米ドルの流出に対して2017年は120億米ドルの流入となった。

(e) 外貨準備高および外国為替

外国為替

2002年2月より、ペソは他通貨に対する変動が認められた。名目為替レートが数年変動した後、2012年に米ドルに対するペソの価値は約12.5%下落した。中央銀行による介入およびアルゼンチン居住者による外貨取得の制限措置が強化されたにもかかわらず、2013年および2014年、ペソの価値は米ドルに対してそれぞれ24.6%および23.8%下落した。2015年12月、マクリ政権は為替規制の大部分を撤廃し、中央銀行は外国為替市場の運営強化を目的とした介入を行い変動相場制に移行した。2015年12月16日に通貨規制の大部分が撤廃され、その直後の2015年12月17日、為替レートは1.00米ドル13.76ペソに達し、ペソの価値は約28.8%下落した。2016年および2017年、中央銀行はペソの他の通貨に対する自由な変動を認めた。中央政府による介入は、外国為替市場の秩序ある運営を確実にするための政策に限定された。詳細は、「(4) - 金融政策」を参照のこと。

中央銀行は、2015年の外的衝撃に対して外国為替市場に介入する権限を与えられたが、インフレ目標策を採用し、またインフレ対策の手段としての外国為替レートの使用を放棄する意図を公表した。

以下の表は、記載の期間におけるペソの米ドルに対する為替レートを示す。

名目為替レート(1)

(単位: 1米ドル当たりのペソ)

	平均	期末
2013年	5.48	6.52
2014年	8.12	8.55
2015年	9.27	13.01
2016年	14.78	15.85
2017年	16.57	18.77

(1) 使用されている為替相場は「参照為替レート」である。

出所: 中央銀行

2013年の平均名目為替レートは1.00米ドル5.48ペソであったのに対し、2014年の平均名目為替レートは1.00米ドル8.12ペソであった。2014年12月31日現在の為替レートは、2013年12月31日現在の1.00米ドル6.52ペソから8.55ペソに上昇した。2015年12月31日現在の為替レートは、2014年12月31日現在の1.00米ドル8.55ペソに対して13.01ペソとなった。2016年12月31日現在の為替レートは、2015年12月31日現在の1.00米ドル13.01ペソに対して1.00米ドル15.85ペソとなった。2017年12月31日現在の為替レートは、2016年12月31日現在の1.00米ドル15.85ペソに対して18.77ペソとなった。2018年の為替レートに影響を与える要因の詳細については、「(2) - 概要」を参照のこと。2019年2月8日現在の為替レートは、2017年12月31日現在の1.00米ドル18.77ペソに対して37.86ペソとなった。

外貨準備高

2013年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で29.3%減少の306億米ドルであった。このうち、259億米ドルは外貨預金、24億米ドルは外貨、22億米ドルは金での保有であった。

2014年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で2.6%増加の314億米ドルであった。このうち、192億米ドルは外貨預金、98億2,000万米ドルは外貨、24億米ドルは金での保有であった。

2015年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で18.6%減少の256億米ドルであった。このうち、123億米ドルは外貨預金、111億米ドルは外貨、21億米ドルは金での保有であった。

2016年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で51.7%増加の388億米ドルであった。このうち、131億米ドルは外貨預金、232億ドルは外貨、21億米ドルは金での保有であった。

2017年12月31日現在、中央銀行の外貨準備高は前年比で42.3%増加の552億米ドルであった。このうち、228億米ドルは外貨預金、301億米ドルは外貨、23億米ドルは金での保有であった。詳細は、「(2) - IMFおよびその他の多国籍組織との合意」および「(4) - 金融政策」を参照のこと。

2011年から2015年にかけて、中央銀行は2010年に設立した返済基金を通して、政府が民間債権者へ支払うための貸付、および多国間機関への支払のための貸付を行った。それと入れ替えに、中央銀行は米ドル建て譲渡不能10年満期のトレジャリー・ノートを受領した。2015年12月において、これらの譲渡不能なトレジャリー・ノートの一部はアルゼンチンの市場性のある有価証券と交換された（Bonares22債、Bonares25債およびBonares27債）。

外国為替取引の制限およびその他規制

外国為替管理

2001年におけるアルゼンチン経済および財務制度の悪化、アルゼンチンの対外債務の返済能力欠如、および財政制度における積立レベルの低下により、政府は2001年12月3日付で大統領令第1570/2001号を發布し、一定の金融および為替管理政策を敷いた。これには一定の例外を除く銀行預入資金の積立制限および海外送金の制限が含まれる。

上記政策に加え、2002年2月8日、政府および中央銀行は、海外債務の元利金支払いのための一部の海外送金に事前の承認を要求するようになった。2011年からマクリ政権発足までの2015年12月までの間、政府は国内居住者による外貨の売却および海外資産取得に対する規制を強化し、資金の海外移転可能性に制限を加えた。2012年において、政府はいかなる製品の輸入においても輸入の事前宣誓供述書(Declaración Jurada Anticipada de Importación、または「DJAI」)の形で国内当局の事前承認を必要とする輸入手続きを採用した。DJAIは輸入者にとって輸入品の支払のために外国為替市場にアクセスする前提条件であり、代替支払方法ではそうした取引の費用が大幅に増大するため、アルゼンチンへの財貨輸入に対する重大な障壁となった。

一部の外国為替取引にアルゼンチン税務当局または中央銀行による事前承認を課す2012年に制定した規制と併せて、フェルナンデス・デ・キルチネル政権が実施した政策は単一自由為替相場(Mercado Único y Libre de Cambio、または「MULC」)へのアクセスを著しく制限した。これに対し、公式の対米ドル為替レートからは大きく乖離する非公式の米ドル取引市場が発展した。

現行規制

資本流入の増加を目的として2015年12月に採用した一連の最初の措置に続き、政府および中央銀行は、貿易収支に影響を与える制限を撤廃する追加措置を導入した。これに関連して、2016年8月に中央銀行は、MULCへのアクセスを大幅に緩和した。2016年12月30日、中央銀行は、輸出代金の本国送金義務を撤廃することで、為替管理のさらなる緩和を実施した。2017年1月4日、財務省は、()一定の対外債務によって生成される国内為替市場への資金流入、および()非居住者による資本流入に適用する最低滞留期間義務を廃止した。2017年1月20日、工業生産大臣は、財貨輸出代金の外国為替市場を通じた移動および決済を行わなければならない期限を5年から10年に延長した。

中央銀行は2017年7月1日付で、以下のとおり、残る為替規制の大半を撤廃した。

- () アルゼンチン居住者および非居住者は、MULCに代わる自由相場制(Mercado Libre de Cambio、または「MLC」)への自由なアクセスが可能となった。
- () 為替取引が簡略化され、顧客は納税者識別番号または身分証明書(Documento Nacional Identidad、または「DNI」)のみ提示が求められる。取引は売却契約を通じて形式化する必要はなく、またコンセプト・コードも必要ない。
- () 海外からの入金是国内口座に自動的に計上される。
- () 金融機関および為替取引業者は、全般的な為替ポジションの水準および使用を自由に決定することが認められた。
- () 為替取引実行を遅延させる滞留期間が廃止された。
- () 金融機関および為替取引業者は、アルゼンチン中央銀行のウェブサイトに掲載のブエノスアイレス市で提示されるリテール為替レートに関する情報を、任意に提供することができる。

() 輸出代金をより広範な債務の返済に直接使用することが認められた。

2017年11月、マクリ政権は、アルゼンチン居住者の輸出代金の本国送金義務を撤廃した。アルゼンチン居住者のみに適用されている報告義務は、統計の作成を目的としている。

2011年より課せられていた為替規制は、2017年12月現在、全て撤廃された。

最近の動向

以下の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの国際収支の情報を示す。

国際収支

(単位：百万米ドル)

	9月30日に終了した9か月	
	2017年	2018年
	合計	合計
経常収支	(22,231)	(25,799)
財貨およびサービス貿易	(10,959)	(12,610)
財貨(1)	(3,031)	(4,131)
貸方	44,120	45,655
借方	47,150	49,786
サービス(2)	(7,928)	(8,479)
貸方	10,881	10,507
借方	18,810	18,986
第一次所得収支(所得収支)	(11,660)	(14,067)
雇用者報酬	(69)	(73)
投資収益	(11,590)	(13,994)
直接投資	(6,221)	(5,825)
ポートフォリオ投資	(4,172)	(6,926)
その他の投資	(1,303)	(1,562)
準備資産	105	319
第二次所得収支(経常移転収支)	388	877
資本収支	132	81
正味外部資金調達需要	(22,099)	(25,718)
金融収支	(22,074)	(25,395)
中央銀行	8,309	(5,433)
準備金	10,019	(5,393)
負債	1,710	40
預金取扱機関	(5,386)	(1,510)
政府	(25,310)	(29,643)
その他部門	314	11,192
誤差脱漏純額	26	324
備忘項目		
準備資産の取引の増減	10,019	(5,393)
中央銀行外貨準備高の推移	10,929	(6,052)
為替調整	910	(659)

(1) 財貨はFOBベースで計算されている。

(2) 輸出・輸入の輸送量および保険料を含む。

経常収支

2018年9月30日に終了した9か月における経常収支は、2017年同期の223億米ドルの赤字に対し、258億米ドルの赤字を計上した。赤字の増加は、主に以下によるものであった。

財貨およびサービス貿易収支の赤字126億米ドル。2017年同期に計上した110億米ドルの赤字から16億米ドルの増加となったが、これは主に、2017年9月30日に終了した9か月における財貨の赤字が30億米ドルであったのに対し、2018年同期は41億米ドルの赤字であったことによる。

第一次所得収支の赤字141億米ドル。2017年同期に計上した117億米ドルの赤字から24億米ドルの増加となったが、これは投資収益の赤字が20.7%増加したことによる。

財貨の貿易

2018年1月、アルゼンチンは、米国一般特惠関税制度を再度適用できることとなった。当該制度により、500を超えるアルゼンチンの輸出者は特惠税率を享受している。アルゼンチンは、米国の会社に関連するICSID条約を遵守しなかったため、2012年に当該制度の適用を停止されていた。さらに、2018年4月に米国は、アルゼンチンの鋼鉄およびアルミニウムの米国への輸出について関税を免除することで合意した。

2018年1月、マクリ政権は、中国によるアルゼンチンの食肉輸入に対する制限撤廃について、中国と協定を締結した。

金融収支

2018年9月30日に終了した9か月における金融収支は、2017年同期から15.0%増加して254億米ドルの純流入を計上した。

中央銀行： 2018年9月30日に終了した9か月において、中央銀行は、54億米ドルの純流出を計上した。中央銀行の外貨準備高は、2017年同期から154億米ドル減少した。

預金取扱機関： 2018年9月30日に終了した9か月において、預金取扱機関は、2017年同期に計上した54億米ドルの純流入から39億米ドル減少して、15億米ドルの純流入を計上した。

政府： 2018年9月30日に終了した9か月において、非金融公共部門は、2017年同期に計上した253億米ドルの純流入から43億米ドル増加して、296億米ドルの純流入を計上した。この増加は主に、共和国が締結した取引に基づき定められた金額を支払うことで当該Bonares債を消却する権利が付与された、2024年満期のBonares債および2025年満期のBonares債の売出しによる流入、ならびにSBAに基づくIMFの金融支援による流入に起因した。この増加は、ポートフォリオ投資の流出により一部相殺された。

その他部門： 2018年9月30日に終了した9か月において、その他部門は、前年の3億1,400万米ドルの純流出に対し、112億米ドルの純流出を計上した。この増加は主に、ドル高および米国イールドカーブの上昇傾向に起因して、非居住者によるアルゼンチンへの投資が減少したことによるものであった。詳細については、「(2) - IMFおよびその他の多国籍組織との合意」および「(4) - 金融政策」を参照のこと。

外国為替および外貨準備高

外貨準備高

2018年9月30日現在、中央銀行の総外貨準備資産は、2017年12月30日現在の551億米ドルに対して490億米ドルとなった。この減少は主に、深刻な干ばつが農産物の生産および輸出収益の急激な減少を引き起こし、またドル高および米国イールドカーブの上昇傾向に伴い多額の資本が流出したことによるものであった。この減少は、政府が合意し

たSBAに基づくIMFの金融支援からの流入（融資として会計処理されている。）により一部相殺された。詳細については、「(2) - IMFおよびその他の多国間機関との協定」および「(4) - 金融政策」を参照のこと。

外国為替取引の制限およびその他規制

現行規制

2018年1月11日、大統領令第27/2018号により自由相場制が採用された。これは、為替制度に柔軟性を与え競争を促進するものであり、新規企業が為替取引業者登録機関（Registro de Operadores de Cambio）に登録すれば、為替取引業者として事業を行うことができる。

(4)【通貨・金融制度】

通貨・金融制度および証券市場の概要

(a) 中央銀行

1935年に創設された中央銀行は、アルゼンチンの通貨および金融の職責を有する主たる官庁である。中央銀行はその憲章および金融機関法（Ley de Entidades Financieras、「金融機関法」）に従い運営される。

中央銀行は、中央銀行総裁が率いる10名の理事からなる理事会により統治されている。中央銀行総裁および理事会構成員は大統領により選任され、上院による承認を受ける。任期は6年で再任可能であり、理由がある場合のみ大統領が解任することができる。中央銀行はその憲章の条項に従い、その運営は政府から独立していなければならない。

中央銀行憲章（直近では2012年に改正済）に基づき、中央銀行はとりわけ、

通貨および金融制度の安定、雇用ならびに社会的公平性を伴う経済成長を促進しなければならない。

金利を規制し、貸付業務を規制および指導する権限を与えられている。

金および外貨を含む外貨準備高を維持および管理しなければならない。

適用ある法制に従った為替相場政策を実行しなければならない。

政府の財務代理人として行為し、資本市場が適切に機能するようにし、金融システムおよび外国為替取引に
関係する業務を規制し、金融サービスの消費者の権利を保護しなければならない。

直近12か月間に政府が徴収した歳入の10%に相当する金額を上限として、政府に特別前払金を付与すること
ができる。

「 - - 金融政策」を参照のこと。

(b) 金融政策

通貨単位

アルゼンチンの通貨単位はペソであり、1ペソは100セントをもって構成される。銀行券は、2、5、10、20、50、100、200、500および1,000ペソの額面で発行されている。硬貨の種類は1、5、10、25および50セントならびに1および2ペソである。

経緯

1991年から2001年までのアルゼンチンの金融政策は、ペソ対米ドルを1対1の交換レートにペグ（固定）し、中央銀行に少なくともマネタリー・ベース（流通自国通貨および金融機関の中央銀行へのペソ建預金で構成される。）と等しい外貨準備高を維持することを要求した1991年兌換法に従っていた。兌換制度体制中、ペソは実質ベースで過大評価され、1995年のメキシコ通貨危機および1997年のアジア通貨危機など、アルゼンチン経済に影響を及ぼした外的ショックに対処するために必要な手段を中央銀行は有していなかった。さらに、1995年から、アルゼンチン政府はその業務の資金を調達するために国際資本市場への依存度を高め、ペグ相場のための外貨準備に対する需要をさらに高めることとなった。2001年12月までに、アルゼンチン経済からの継続的な資本逃避により、兌換制度を維持することが不可能になった。2002年1月6日、国会は国家緊急事態法を制定し、同法により、中央銀行の外貨準備高の総額が常にマネタリー・ベースの少なくとも100%と等しくなければならないという要件が撤廃されたことで、兌換制度は事実上廃止された。国家緊急事態法はペソと米ドル間のペグ制を廃止し、行政府に外国為替市場を規制し、外国為替相場を設定する権限を与えた。

2002年に、アルフォンソ・ブラット - ガイ氏が中央銀行総裁に任命された。彼の在任期間（2004年に終了した。）中、中央銀行は、通貨の安定性の回復および中央銀行の外貨準備高の増強を意図した一連の措置を講じた。この措置には、2001年から2002年の危機の間にいくつかの州が発行した準通貨の廃止、2002年にその貸借対照表の不釣り合いなペソ化を命ずる政令により影響を受けた多くの金融機関の資本強化、経済成長の加速の影響を制限するためのインフレ目標の採択、中央銀行の外貨準備高の増強、金融システムによる貸付業務の拡大ならびに、経済成長の資金調達源としての資本市場取引の奨励、が含まれていた。

2004年第4四半期中、中央銀行は外貨準備の蓄積を開始し、マネタリー・ベースの増加を成し遂げるための様々な措置を講じた。

2007年下半年中、信用市場の逼迫に対応し、中央銀行は、為替相場の不安定性の高まりを管理するために外国為替市場に介入し、地方銀行に流動性を供給し、マネタリー・ベースを拡大した。

2008年下半年以降、世界的な金融危機に対応し、中央銀行は、ペソの大幅な下落を回避し、市場に追加の流動性を供給するために市場に介入した。中央銀行の行動には、特に、レボ貸付の利回りの管理、LebacおよびNobacに対する売りオプションの入札実施ならびに金融機関向け外貨預金最低準備率の引下げが含まれていた。これらの手段は、銀行がその流動性比率を適正水準に維持することを可能にし、また、銀行の貸出を促すことを目的とした。

2009年後半に政府は緊急命令（Decreto de Necesidad y Urgencia）を発し、中央銀行が保有する外貨準備を対外債務の支払いに充当できるようにした。2004年にブラット - ガイ氏から引き継いだ中央銀行総裁、マルティン・レドラー氏が、中央銀行の外貨準備をこの用途に向けることに反対し、行政府と中央銀行との間に対立が生じ、最終的には2010年1月にレドラー氏の辞任につながり、自己統治性、政治的安定性および債務の維持可能性に対する懸念を再燃させることとなった。メルセデス・マルコ・デル・ポント女史が中央銀行総裁に任命され、2013年11月18日にその辞任により終了するまでの在職期間の彼女の特徴は、政府の財政的需要に資金提供するとともに、通貨の安定性を代償にして国内需要の拡大による経済成長を促進するという決定に奉仕する金融政策であった。

2010年2月18日に、フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、通貨・金融・為替政策調整審議会（「本審議会」）を創設した。本審議会は、経済財政大臣が議長を務め、加えて財務省からの2名のメンバー（経済政策局長および金融局長）ならびに中央銀行からの3名のメンバー（総裁、副総裁および中央銀行の理事会により任命される理事1名）により構成された。

2012年に中央銀行憲章を改訂後、中央銀行は様々な金融政策に取り組み、政府に継続的な資金供給を行った。ペソへの圧力が進み始め、中央銀行は、実質的に複数の為替相場体制を実施した。これは、輸出には有利で輸入は抑制したが、アルゼンチン居住者による海外旅行には都合がよく、中央銀行の外貨準備高が悪化し続ける原因となった。

マルコ・デル・ポント女史が2013年11月18日に辞任した後、フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、ファン・カルロス・ファブレガ氏を中央銀行総裁に任命した。2014年10月10日に終了したファブレガ氏の体制中、通貨の安定性回復が試みられたが、短命に終わった。しかしながら、外国為替政策は金融省の権限の範囲内に留まり、一貫性のない金融および外国為替政策を引き起こすこととなった。

2014年2月2日に、フェルナンデス・デ・キルチネル大統領は、当時CNVの会長代行であったアレハンドロ・ヴァノリ氏を中央銀行総裁に任命した。2014年および2015年中、中央銀行は政府の財政赤字に対し資金の供給を続けた。中央銀行は、外貨の利用に対する制限を強化し、結果として2014年12月31日現在の314億米ドルから2015年12月31日には256億米ドルへと外貨準備高の減少が継続した。2015年11月に中央銀行は、ペソの大幅下落懸念を払拭するために、国際市場によるレートとは一致しないレートで180日間の先物ドル契約を売却した。

2015年12月現在、中央銀行は、フェルナンデス・デ・キルチネル政権下で実施された政策により生じた歪みを正すために特に以下の一連の措置を採択した。

外国為替市場：ペソは変動可能となり、非公式な多重為替相場体制を廃止し、經常取引のために外国為替送金が行えることとなった。期日の到来した經常支払金を輸入勘定に当てるプログラムが承認され、中央銀行はその外貨準備高をさらに増加させるために人民元のポジションを米ドルにスワップした。

インフレーション：中央銀行はインフレ目標に基づく長期金融政策の実施決定およびその主たる金融政策の手段として短期金利付債券に依存することを公表した。

外貨準備：中央銀行はその貸借対照表を強化し、外貨準備のポジション向上のために、政府の譲渡不能債券を市場性有価証券にスワップできることとなった。

2016年から2017年にかけて、中央銀行は以下の施策を実施した。

金融業界の競争力の向上

貸付および預金の金利の上限を撤廃した。

遊休資金を生産活動に振り当てるための施策を実施した。

被用者が使用者を手にするに際して関与させることなく貸金振込口座を開設できるようにして、金融仲介業の競争を促進した。

銀行の新規支店の開設要件を緩和し、金融サービスを利用しにくかった地域に金融機関が進出できるようにした。モバイル支店および無人端末の設置を承認した。

金融サービスを利用しやすくするため、非課税貯蓄口座、デビットカード、ATMまたはホーム・バンキングからの送金サービスを新設した。

金融業界の対象範囲の拡大：貯蓄および長期融資をインフレの影響から保護することを目的とした2つの新しい金融商品を導入した。「(2) (c) - 国家統計制度の緊急事態」を参照のこと。

監視の強化：パーゼル 規制（規制との整合性評価プログラム、または「RCAP」）における最高水準を達成するため、国際基準に沿った規制・監視活動を実施し、パーゼル基準に沿うよう自己資本要件の一部を調整した。また、州および自治体政府から借入れを行っている事業体に一層厳しい制限を設けた。

インフレーション：2017年1月から、中央銀行は、インフレ・ターゲット体制のアンカーとして7日物レポ参照レートをを用いた正式なインフレ・ターゲット制度を実施した。中央銀行は、アクティブとパッシブのレポ参照レート間のスプレッドによって定義される「金利コリドー」を決定し、そこから金融政策金利を導き出した。

外国為替市場：外国為替に対する残りの制限を廃止し、外国為替規制を全般的に簡素化した。

2018年に向けての中央銀行の政策目的

2017年12月28日に、中央銀行は、2018年に向けて以下を含む一連の政策目的を発表した。

インフレ率を低下させる。

財政収斂期間中に中央銀行から財務省に対して行われた移転をインフレ目標と一致させることに重点を置くよう、金融政策および財政政策を調整する。

準備金を積立てる。

銀行および金融仲介サービスへの利用経路を増加させる。

透明性を向上させる。

慎重な国際基準を採用する。

2018年に中央銀行が講じた措置については、「 - - 金融政策」を参照のこと。

金融政策

2015年12月15日から2017年12月28日までの中央銀行の金融政策は以下のガイドラインに基づいていた。

金融政策実行のための主要手段として短期金利を利用する。2017年は、7日物レポ取引契約（pase）の参照レートの買い呼値および売り呼値のスプレッドに基づくものであった。かかる金利は中央銀行が週次で決定した。金利が設定された後は、流動性需要に従って通貨集計量が調整された。

流動性需要に変動を生じさせない流動性額の変動は、中央銀行が以下の手段を用いて全額を処理する。

レポ取引契約（pase）

有価証券の売買

中央銀行券および中央銀行証券の競争売買

為替相場および外貨準備政策に関しては、管理変動相場制を維持し、為替相場の不安定性を制限し、これにより国内外の重大事象がアルゼンチン経済に及ぼす影響を制限する。

2018年1月1日以降に中央銀行が講じた金融政策に関する措置については、「 - - 金融政策」を参照のこと。

2017年に、中央銀行がペソ建てで発行した債券は、2016年の7,000億ペソから1兆2,000億ペソへ増加した。これは主に、フェルナンデス・デ・キルチネル政権の間に行われていた外国為替管理をマクリ政権が廃止した後、特にインフレの軽減および外貨準備を増やすための海外資産の取得を目的として、中央銀行が金融政策手段として用いたLebacの発行の増加によるものであった。「(3) 外国為替取引の制限およびその他規制」および「 - - 中央銀行の貸借対照表」を参照のこと。

(c) 流動性総額

マネタリー・ベースは、流通自国通貨（銀行が保有する手元現金を含む。）および金融機関が中央銀行に保有するペソ建て預金から構成される。

さらに、中央銀行は外貨併用を考慮した以下の通貨集計量（ペソ建ておよび外貨建て、ペソで表示される。）を用いて、経済の流動性水準を測定している。

M 1 は、流通自国通貨にペソ建て要求払預金および外貨建て要求払預金を加えた合計である。

M 2 は、M 1 にペソ建て貯蓄預金および外貨建て貯蓄預金を加えた合計である。

M 3 は、M 2 にその他すべてのペソ建て預金および外貨建て預金を加えた合計である。

以下の表は、表示日現在におけるアルゼンチンの流動性総額に関する情報を示す。

流動性総額

（単位：百万ペソ）

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
流通通貨(1)	289,208	358,752	478,777	594,616	786,712
M 1	496,728	640,870	804,666	1,033,908	1,243,334
M 2	662,411	859,921	1,133,787	1,662,509	2,151,280
M 3	999,888	1,283,153	1,761,355	2,422,522	3,105,535
マネタリー・ベース	377,197	462,564	623,890	821,664	1,001,113

(1) 銀行の手元現金および準通貨は含まない。

出所：中央銀行

流動性総額

(前期からの変動率(%))

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
流通通貨(1)	22.0	24.0	33.5	24.2	32.3
M 1	24.9	29.0	25.6	28.5	20.3
M 2	25.0	29.8	31.8	46.6	29.4
M 3	25.5	28.3	37.3	37.5	28.2
マネタリー・ベース	22.7	22.6	34.9	31.7	21.8

注(1) 銀行の手元現金および準通貨は含まない。

出所：中央銀行

2013年から2015年間のマネタリー・ベースの増加は、主に中央銀行による政府への継続的な資金提供に牽引されたもので、中央銀行が2007年を通して実施した外国為替購入による収縮的影響を徐々に縮小した。2016年におけるマネタリー・ベースの変動は、主に外貨購入から生じた。2017年におけるマネタリー・ベースの増加は、外貨購入および政府の継続的な資金調達により促進された。このマネタリー・ベースの増加は、Lebacの売却およびレポ取引の利用により一部相殺された。

(d) 金融部門に対する規制

中央銀行は金融部門を規制している。中央銀行は、最低資本金、流動性および支払能力の要件の設定、銀行の合併の承認、一定の増資および株式譲渡の承認、銀行免許の付与および取消しならびにアルゼンチンにおける外国金融機関の支店設立の許可について権限を有している。また、中央銀行は、それらの金融機関に対し定期的な財務報告の提出を求め金融機関の活動および運営を定期的に監視し、金融機関法に従った規制を採用する権限を与えられている。

中央銀行は、主に金融機関監督局を通じて金融部門への規制を行う。金融機関監督局ではアルゼンチンの銀行法の執行、銀行部門に対する会計および財務の報告要件の設定、金融機関の融資慣行の監視および規制ならびに金融機関の外国為替市場への参加および債券その他証券の発行に関する規則の制定に責任を有する。

2011年に、中央銀行はバーゼル 実施のためのロードマップを公表した。それ以来中央銀行は制度全体で重要な国内金融機関の流動性不足に関連したリスクの特定を目的としたこれらの規則を段階的に採用し、バーゼル に基づく包括的な改革措置の実施を開始している。バーゼル に基づく短期の取決めの大半を実施したため、中央銀行の計画の次の段階は、金融部門に適用される一定の規制をバーゼル 基準に一致させること、および銀行部門の流動性を監視する手段を含む一定の補足的措置の導入である。現在、中央銀行は、金融機関による既存指標の遵守を監視し、その結果を6か月ごとに出される財務安定性報告書で公表している。

2016年上半期中、国際決済銀行のバーゼル銀行監督委員会は資本および銀行流動性の規制に関するアルゼンチンの国際基準採択について定期的なレビューを実行した。このレビューの主たる目的は、バーゼル委員会の全メンバーに、これらの基準の一貫した適用を保証することであった。2017年および2018年10月に、バーゼル銀行監督委員会は、アルゼンチンによるこれらの基準採択の進捗状況を反映した報告書を公表した。さらに、2018年11月に、国際決

済銀行は、かかる基準採択の進捗状況を記載し、基準に関する規制の整合性および一貫性を評価し、また規制の結果を分析する報告書を公表した。

(e) 金融部門の構成

2017年12月31日現在、アルゼンチンにおいて営業していた金融機関数は、2013年の82に対して、77であった。以下の表は、表示日現在においてアルゼンチンで営業していた金融機関の数を示す。

金融システムの下で営業している金融機関の種類別の数

12月31日現在

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国有銀行(1)	12	12	13	13	13
民間銀行	54	53	49	50	49
銀行以外の金融機関	15	15	15	14	14
信用機関 (Cajas de Crédito)	1	1	1	1	1
合計	82	81	78	78	77

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

金融システムの下で営業している国内金融機関および外国金融機関の数

12月31日現在

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国内機関(1)	53	52	52	52	52
外資系機関(2)	29	29	26	26	25
合計	82	81	78	78	77

(1) 国有銀行、民間銀行および（信用組合などの）その他の金融機関を含む。

(2) 民間の外国銀行および銀行以外のその他の外国金融機関を含む。

出所：中央銀行

(f) 金融システムの資産および負債

金融システムの純資産は、2013年以来名目額では増加を続けてきた。預金も増加し、2017年末の預金総額は2013年末の預金総額と比べ225.1%増加した。

2010年に中央銀行は、工業部門を刺激するための200年記念生産的資金調達プログラム（Programa de Financiamiento Productivo del Bicentenario、または「BPFP」）を創設した。BPFPを通じて中央銀行は金融機関に長期の担保付資金を提供し、これが転じて企業の借入コストを削減した。BPFPに基づき、各金融機関は借入れ資金に対し9%の年間表面金利を支払い、最終的な債務者にとっての金融コストは全体で9.9%の年間表面利率に設定された。BPFP資金調達プログラムは、生産性、競争力および雇用を向上させ、輸入品の代替品を奨励し、ならびに内国企業による輸出を促進するために設けられていた。2014年12月31日現在、総額82億ペソの借入がBPFPに基づき承認され、そのうち約66億ペソは2015年12月31日現在実行済であった。BPFPによる資金調達は、主として製造業で利用され、サービス業および第一次産業がこれに続いている。2016年から、中央銀行はBPFPに関する情報の公表を中止した。

2012年中、中央銀行は、自国の生産高を引上げ投資を奨励するために、生産的投資に対する信用枠プログラム（「CLPIP」）を開始した。このプログラムが準拠する規則は、銀行業の預金総額の1%以上を占める「大手」金融機関に、共和国、州、ブエノスアイレス市および/またはその他自治体の財務代理人としての事業を行い、その民間部門の預金の最低5%を国内の製造部門で事業を行う会社に貸付けることを要求した。CLPIPに基づき延長された貸

付金は期間を最低36か月および年利上限を15.01%としており、こうした貸付金の半分以上は中小零細企業に付与されていなければならない。当初のプログラムは2015年12月まで数回延長された。

2016年に、CLPIPは生産的資金調達および金融包摂に対する信用枠プログラムに切り替わった。条件を満たすために、金融機関は、2016年下半期中に民間非金融部門預金の最低15.5%をペソ建てで維持することが義務付けられた。この信用枠は2017年上半期中に延長され、民間非金融部門預金におけるペソ建ての最低要件が18%に引き上げられた。2018年12月に、中央銀行はこの信用枠を廃止した。

さらに、2017年に、中央銀行は、金融費用を削減し、利用可能な信用枠の平均年数を延ばそうと、外貨預金の使用に代わる選択肢の数を増やした。これらの措置は、民間部門の輸出前の資金調達を改善するためのものであった。加えて、2017年には、中央銀行は、預金に対する最低準備金要件の引下げにより与信枠を刺激し、UVA調整可能な譲渡可能債務を導入することで、銀行の資金調達を一層推進した。

以下の表は、表示日現在におけるアルゼンチンの金融システムの資産および負債を示す。

金融機関の種類別による金融システムの資産および負債の総額

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国有銀行(1)					
資産	430,439	592,575	752,960	1,154,748	1,327,376
負債	387,754	531,406	667,561	1,040,432	1,189,633
純額	42,685	61,168	85,399	114,316	137,744
民間銀行					
資産	553,831	728,045	1,071,357	1,450,303	2,072,541
負債	478,792	625,877	935,641	1,274,597	1,818,018
純額	75,039	102,168	135,716	175,706	254,523
銀行以外の金融機関					
資産	20,506	19,929	22,998	40,621	68,866
負債	16,541	15,052	17,250	33,436	59,936
純額	3,965	4,877	5,748	7,185	8,930
資産および負債の総額					
資産	1,004,775	1,340,548	1,847,314	2,645,672	3,468,783
負債	883,086	1,172,335	1,620,451	2,348,465	3,067,587
合計(純額)	121,689	168,213	226,863	297,207	401,196

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

金融機関の種類別による金融システムの資産および負債の総額

(前期からの変動率(%))

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国有銀行(1)					
資産	26.3	37.7	27.1	53.4	14.9
負債	25.3	37.0	25.6	55.9	14.3
純額	36.5	43.3	39.6	33.9	20.5
民間銀行					
資産	27.9	31.5	47.2	35.4	42.9
負債	27.1	30.7	49.5	36.2	42.6
純額	33.5	36.2	32.8	29.5	44.9
銀行以外の金融機関					
資産	26.3	(2.8)	15.4	76.6	69.5
負債	28.1	(9.0)	14.6	93.8	79.3
純額	19.2	23.0	17.9	25.0	24.3
資産および負債の総額					
資産	27.2	33.4	37.8	43.2	31.1
負債	26.3	32.8	38.2	44.9	30.6
合計(純額)	34.0	38.2	34.9	31.0	35.0

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

資産

2013年から2017年にかけて、金融システムの資産総額は増加し、名目額では、2013年が27.2%増の1兆48億ペソ、2014年が33.4%増の1兆3,405億ペソ、2015年が37.8%増の1兆8,473億ペソ、2016年が43.2%増の2兆6,457億ペソおよび2017年が31.1%増の3兆4,688億ペソであった。

貸付ポートフォリオおよびリスク・プロファイル

以下の表は、表示日現在における金融部門の金融機関の種類別による貸付に関するデータである。

金融機関の種類別による貸付残高

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国有銀行(1)	205,780	241,043	320,582	359,248	559,421
民間銀行	326,707	329,023	546,389	742,390	1,071,810
銀行以外の金融機関	17,736	16,140	19,074	35,315	59,983
合計	550,223	649,206	886,046	1,136,954	1,691,214

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

金融機関の種類別による貸付残高

(合計に占める比率(%))

12月31日現在

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国有銀行(1)	37.4	37.1	36.2	31.6	33.1
民間銀行	59.4	60.4	61.7	65.3	63.4
銀行以外の金融機関	3.2	2.5	2.2	3.1	3.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

貸付残高の部門別内訳

(単位：百万ペソ)

12月31日現在

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
非金融公共部門	48,438	51,470	75,254	52,825	37,738
金融部門（公共および民間）	13,049	10,729	13,199	26,426	44,306
非金融民間部門	501,853	604,062	819,174	1,085,655	1,655,049
貸倒引当金	(13,117)	(17,054)	(21,581)	(27,953)	(45,879)
合計	550,223	649,206	886,046	1,136,954	1,691,214

出所：中央銀行

貸付残高の部門別内訳

(前期からの変動率(%))

12月31日現在

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
非金融公共部門	21.2	6.3	46.2	(29.8)	(28.6)
金融部門（公共および民間）	26.7	(17.8)	23.0	100.2	67.7
非金融民間部門	30.8	20.4	35.6	32.5	52.4
貸倒引当金	36.7	30.0	26.5	29.5	64.1
合計	29.7	18.0	36.5	28.3	48.7

出所：中央銀行

2013年中、2012年に対し民間および公共部門へのペソ建貸付は33.2%増加し4,982億ペソとなり、民間および公共部門への米ドル建貸付は33.4%減少し37億米ドルとなった。ペソ建の個人向け貸付も2012年に対しすべての範疇で拡大があり、この期間に31.2%増加した。

2014年中、民間および公共部門へのペソ建貸付は2013年比で18.6%増加した。民間および公共部門への米ドル建貸付は2013年の37億米ドルから9.8%減少し、2014年は33億米ドルとなった。また民間部門へのペソ建貸付は2013年の4,570億ペソから2014年には5,496億ペソへと20.3%増加した。

2015年中、民間および公共部門へのペソ建貸付は2014年比で38.4%増加した。民間および公共部門への米ドル建貸付は2014年の33億米ドルから11.9%減少し、2015年は29億米ドルとなった。また民間部門へのペソ建貸付は2014年の5,498億ペソから2015年には7,554億ペソへと37.4%増加した。

2016年中、民間および公共部門へのペソ建貸付は2015年比で14.0%増加した。民間および公共部門への米ドル建貸付は2015年の29億米ドルから214.5%増加し、2016年は92億米ドルとなった。また民間部門へのペソ建貸付は2015年の7,554億ペソから2016年には8,866億ペソへと17.4%増加した。

2017年中、民間および公共部門へのペソ建貸付は2016年比で41.8%増加した。民間および公共部門への米ドル建貸付は2016年の92億米ドルから60.9%増加し、2017年は148億米ドルとなった。また民間部門へのペソ建貸付は2016年の8,866億ペソから2017年には1兆2,930億ペソへと45.9%増加した。

2013年から2017年にかけて、リスク分類は安定しており、その期間を通して回収不能と分類された貸付金は実質的に存在しなかった。

以下の表は、金融システムによる融資に関する情報をリスク分類別および金融機関の種類別に示す。

金融システム資産総額の金融機関種類別のリスク分類

(2017年12月31日現在の融資合計に占める比率(%))

	公営 銀行(7)	民間 銀行	金融 会社	信用 組合	金融 システム
リスク分類:					
正 常(1)	97.7	97.3	92.8	83.6	97.3
潜在的問題債権:					
要注意・支払不十分(2)	0.9	1.0	3.1	4.8	1.0
交渉中または再編中(3)	0.5	0.7	1.6	3.5	0.6
問題債権(4)	0.5	0.8	1.9	5.3	0.7
支払不能(5)	0.5	0.3	0.6	2.7	0.3
回収不能(6)	-	-	-	-	-
合 計	100	100	100	100	100

- (1) 債務者の財務状態から金融債務を履行する能力を有すると証される融資を指す。金融機関監督局は、正常な融資（担保付と無担保とにかかわらず。）につき1%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (2) 債務者の財務状態からその時点で金融債務を履行する能力を有することは実証されるが、是正されない限り将来債務者の債務履行能力を損なうおそれのある外的状況が存在する融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合3%、無保証の場合5%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (3) 一定の金融債務を履行できない旨を宣言した後60日以内に再編交渉に入った債務者への融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合12%、無保証の場合25%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (4) 債務者がその金融債務を履行できないために債権者が重大な財務上の損失を被る結果となる融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合25%、無保証の場合50%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (5) 金融債務を履行する際に支払不能に陥る可能性が高い債務者への融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合50%、無保証の場合100%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (6) 債務者の財務状態から、債務不履行分が回収される可能性が低いと証される融資を指す。金融機関監督局はこの種の融資につき、保証付の場合100%、無保証の場合100%の貸倒引当金を積立てることを要求している。
- (7) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

負 債

2013年から2017年にかけて、金融システムの負債総額は増加し、2013年が26.3%増の8,831億ペソ、2014年が32.8%増の1兆1,723億ペソ、2015年が38.2%増加の1兆6,205億ペソ、2016年が44.9%増の2兆3,485億ペソおよび2017年が30.6%増の3兆676億ペソであった。

預 金

2013年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、26.3%増加し、2013年12月31日現在で7,524億ペソに達した。2013年12月31日現在、非金融公共部門の預金は23.6%増加した。2013年12月31日現在、非金融民間部門の預金は27.4%増加したが、これは要求払預金における21.4%の増加、貯蓄預金口座における27.0%の増加および定期預金における31.1%の増加を反映している。

預金の通貨・部門別の内訳は2013年12月31日現在以下の通りである。

ペソ建預金総額は、2012年同日比で27.2%増加し6,677億ペソとなった。

非金融公共部門によるペソ建預金は、2012年同日比で20.1%増加し1,832億ペソとなった。

非金融民間部門によるペソ建預金は、2012年同日比で30.1%増加し4,845億ペソとなった。

米ドル建預金総額は、2012年同日比で12.0%減少し83億米ドルとなった。

2014年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、30.2%増加し、2014年12月31日現在で9,794億ペソに達した。2014年12月31日現在、非金融公共部門の預金は26.5%増加した。2014年12月31日現在、非金融民間部門の預金は31.5%増加したが、これは要求払預金における32.7%の増加、貯蓄預金口座における36.2%の増加および定期預金における27.7%の増加を反映している。

預金の通貨・部門別の内訳は2014年12月31日現在以下の通りである。

ペソ建預金総額は、2013年同日比で25.8%増加し8,401億ペソとなった。

非金融公共部門によるペソ建預金は、2013年同日比で17.6%増加し2,154億ペソとなった。

非金融民間部門によるペソ建預金は、2013年同日比で28.9%増加し6,247億ペソとなった。

米ドル建預金総額は、2013年同日比で6.4%増加し88億米ドルとなった。

2015年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、38.4%増加し、2015年12月31日現在で1兆3,554億ペソに達した。2015年12月31日現在、非金融公共部門の預金は13.3%増加した。2015年12月31日現在非金融民間部門の預金は47.4%増加したが、これは要求払預金における24.9%の増加、貯蓄預金口座における48.5%の増加および定期預金における60.6%の増加を反映している。

預金の通貨・部門別の内訳は2015年12月31日現在以下の通りである。

ペソ建預金総額は、2014年同日比で37.1%増加し1兆1,517億ペソとなった。

非金融公共部門によるペソ建預金は、2014年同日比で22.6%増加し2,641億ペソとなった。

非金融民間部門によるペソ建預金は、2014年同日比で42.1%増加し8,876億ペソとなった。

米ドル建預金総額は、2014年同日比で20.4%増加し106億米ドルとなった。

2016年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、45.3%増加し、2016年12月31日現在で1兆9,690億ペソに達した。2016年12月31日現在、非金融公共部門の預金は51.8%増加した。2016年12月31日現在、非金融民間部門の預金は43.2%増加したが、これは要求払預金における38.3%の増加、貯蓄預金口座における64.9%の増加および定期預金における14.5%の増加を反映している。

預金の通貨別内訳は2016年12月31日現在以下のとおりである。

ペソ建預金総額は、2015年同日比で21.3%増加し1兆3,975億ペソとなった。

非金融公共部門によるペソ建預金は、2015年同日比で15.3%増加し3,044億ペソとなった。

非金融民間部門によるペソ建預金は、2015年同日比で23.1%増加し1兆930億ペソとなった。

米ドル建預金は、2015年同日比で131.3%増加し245億米ドルとなった。

2017年中、アルゼンチンの銀行システムにおける預金総額は、24.2%増加し、2017年12月31日現在で2兆4,460億ペソに達した。2017年12月31日現在、非金融公共部門の預金は3.6%増加した。2017年12月31日現在、非金融民間部門の預金は30.2%増加したが、これは貯蓄預金口座における70.2%の増加、定期預金における24.7%の増加および要求払預金における13.0%の増加を反映している。

預金の通貨別内訳は2017年12月31日現在以下のとおりである。

ペソ建預金総額は、2016年同日比で25.0%増加し1兆7,462億ペソとなった。

非金融公共部門によるペソ建預金は、2016年同日比で21.0%増加し3,683億ペソとなった。

非金融民間部門によるペソ建預金は、2016年同日比で26.1%増加し1兆3,779億ペソとなった。

米ドル建預金は、2016年同日比で24.9%増加し306億米ドルとなった。

以下の表は、表示日現在における金融部門に対する預金総額に関する情報を示す。

金融機関種別預金高

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国有銀行(1)	349,722	466,142	607,504	919,438	1,062,980
民間銀行	400,108	509,774	744,606	1,044,548	1,374,885
銀行以外の金融機関	2,592	3,471	3,242	5,042	8,133
合計	752,422	979,387	1,355,353	1,969,029	2,445,998

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

金融機関種類別預金高

(合計に占める比率(%))

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
国有銀行(1)	46.5	47.6	44.8	46.7	43.5
民間銀行	53.2	52.1	54.9	53.0	56.2
銀行以外の金融機関	0.3	0.4	0.2	0.3	0.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 国立、州立および自治体の銀行を含む。

出所：中央銀行

部門別および預金種類別預金高

(単位：百万ペソ)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
非金融公共部門	203,214	256,996	291,104	441,890	457,957
金融部門(公共および民間)	1,123	1,747	1,659	5,451	6,053
非金融民間部門	548,086	720,645	1,062,590	1,521,687	1,981,988
要求払預金	133,246	176,858	220,829	305,445	345,060
貯蓄口座	148,992	202,931	301,304	496,770	845,595
定期預金	248,789	317,742	510,385	584,603	728,811
その他	17,058	23,113	30,072	134,869	62,522
預金総額	752,422	979,388	1,355,353	1,969,029	2,445,998

出所：中央銀行

部門別および預金種類別預金高

(前期からの変動率(%))

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
非金融公共部門	23.6	26.5	13.3	51.8	3.6
金融部門(公共および民間)	15.4	55.6	(5.1)	228.7	11.0
非金融民間部門	27.4	31.5	47.4	43.2	30.2
要求払預金	21.4	32.7	24.9	38.3	13.0
貯蓄口座	27.0	36.2	48.5	64.9	70.2
定期預金	31.1	27.7	60.6	14.5	24.7
その他	27.2	35.5	30.1	348.5	(53.6)
預金総額	26.3	30.2	38.4	45.3	24.2

出所：中央銀行

(g) 金利

銀行の貸付に対する金利

2017年12月31日現在、ペソ建貸付に対する年間平均銀行間金利は25.4%（これに対し2016年12月31日は29.1%）であった。当座預金貸越金利は、2016年12月31日現在の31.2%から2017年12月31日現在は26.4%に低下した。年間平均米ドル建銀行間金利は、2016年12月31日現在の2.21%から2017年12月31日現在では2.6%に上昇した。

2017年12月31日現在、個人向け融資のペソ建名目年金利は2016年12月31日現在の39.1%から39.9%に上昇し、ペソ建抵当貸付の平均金利は2016年12月31日現在の19.7%から2017年12月31日現在には18.6%に低下した。

以下の表は、表示日現在における銀行貸付に対する平均金利に関する情報を示す。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
自国通貨					
銀行間貸付金利(1)	13.2	17.9	21.9	29.1	25.4
当座預金貸越(2)	17.2	23.9	24.9	31.2	26.4
外国通貨					
銀行間貸付金利(1)	2.3	1.0	3.2	2.2	2.6

(1) 平均銀行間金利

(2) 当座預金のペソ建貸越に係る平均金利

出所：中央銀行

預金に対する金利

ペソ建定期預金に対する平均名目年金利は、2012年の12.1%から2013年には14.8%に上昇した。米ドル建定期預金に対する平均名目年金利は、2012年の0.60%から2013年には0.61%に上昇した。民間銀行向けペソ建BADLAR金利は、2012年12月の15.4%から2013年12月には20.2%に上昇した。

ペソ建定期預金に対する平均名目年金利は、2013年の14.8%から2014年には20.8%に上昇した。米ドル建定期預金に対する平均名目年金利は、2013年の0.61%から2014年には1.05%に上昇した。民間銀行向けペソ建BADLAR金利は、2013年12月の20.2%から2014年12月には20.0%に低下した。

ペソ建定期預金に対する平均名目年金利は、2014年の20.8%から2015年には21.7%に上昇した。米ドル建定期預金に対する平均名目年金利は、2014年の1.05%から2015年には1.8%に上昇した。民間銀行向けペソ建BADLAR金利は、2014年12月の20.0%から2015年12月には27.5%に上昇した。

ペソ建定期預金に対する平均名目金利は、2015年の21.7%から2016年には24.4%に上昇した。米ドル建定期預金に対する平均名目金利は、2015年の1.8%から2016年には0.9%に低下した。民間銀行向けペソ建BADLAR金利は、2015年12月の27.5%から2016年12月には20.0%に低下した。

ペソ建定期預金に対する平均名目金利は、2016年の24.4%から2017年には19.1%に低下した。米ドル建定期預金に対する平均名目金利は、2016年の0.9%から2017年には0.5%に低下した。民間銀行向けペソ建BADLAR金利は、2016年12月の20.0%から2017年12月には23.2%に上昇した。

以下の表は、表示日現在における平均銀行預金金利に関する情報を示す。

預金およびLebacに対する金利

(名目年金利(%))

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
自国通貨					
貯蓄預金	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
定期預金(1)	14.8	20.8	21.7	24.4	19.1
平均預金金利(2)	10.2	14.3	14.7	16.1	11.9
Lebac(3)	15.7	27.7	28.8	30.0	32.6
外国通貨					
貯蓄預金	0.1	-	-	-	-
定期預金(1)	0.61	1.05	1.8	0.9	0.5
平均預金金利(2)	0.4	0.7	1.2	0.4	0.2
Lebac(3)	未詳	2.8	3.4	1.4	未詳

(1) 全定期預金に対する加重平均金利

(2) 定期預金および貯蓄預金の合計に対する加重平均金利

(3) 全定期Lebacに対する加重平均年金利

出所：中央銀行

「 - - 金融政策」を参照のこと。

(h) 証券市場

アルゼンチンの証券市場においては、国債取引が主流であり、その後会社株式取引、社債取引と続いている。先物（フューチャー）およびオプションなどその他の金融商品の取引は、市場活動のごく一部を占めるにすぎない。

証券市場に対する規制

アルゼンチンの証券市場は、国家証券委員会（Comisión Nacional de Valores、または「CNV」）および株式市場による規制を受けている。CNVは、アルゼンチンの公開証券市場において取引を行う、ブローカー、上場会社、ミューチュアル・ファンドおよび決済機関を含むすべての仲介業者を監督の対象とし、国債の新規発行を除くすべての証券の公募を規制・監督する権限を有する。

2016年12月29日、公募に対する承認を経て、CNVは、Bolsas y Mercados Argentinos（「ByMA」）を証券上場市場として認可した。ByMAは、2017年5月23日にその業務を開始し、これに伴いMERVELに上場されていた証券はすべて自動的にByMAに移管された。現在、主要な市場は、ByMAおよびMercado Abierto Electrónico（「MAE」）である。

1990年代前半に法的枠組みを変更し、コマーシャル・ペーパー、新種の社債ならびに先物およびオプションを含む、アルゼンチン資本市場での新規金融商品の発行・取引を規定した。この時期は、アルゼンチン証券市場は規制が比較的低水準で、その実行は限られていた。2013年11月に国会は、アルゼンチン証券市場に係る開示および規制基準を強化する権限をCNVに与える資本市場法第26,831号を承認した。新たな基準は、決議第622/2013号に基づき施行されるCNV規則の変更を通じて導入される。2018年5月9日に、国会は国内資本市場の発展を規定する生産的資金調達法を制定した。「 - - 証券市場 - 証券市場に対する規制」を参照のこと。

2013年12月31日現在、アルゼンチン証券市場の株式時価総額は、2012年12月31日現在のアルゼンチン証券市場の株式時価総額に対し9%増の5,149億米ドルであった。

2014年12月31日現在、アルゼンチン証券市場の株式時価総額は、主として為替相場の変動により、2013年12月31日現在のアルゼンチン証券市場の株式時価総額に対し12%減の4,552億米ドルとなった。

2015年12月31日現在、アルゼンチン証券市場の株式時価総額は、主として為替相場の変動により、2014年12月31日現在のアルゼンチン証券市場の株式時価総額に対し44.4%減の2,532億米ドルであった。

2016年12月31日現在、アルゼンチン証券市場の株式時価総額は、主として為替相場の変動により、2015年12月31日現在のアルゼンチン証券市場の株式時価総額に対し12.4%増の2,847億米ドルであった。

2017年12月31日現在、アルゼンチン証券市場の株式時価総額は、主として株価の上昇により、2016年12月31日現在のアルゼンチン証券市場の株式時価総額に対し28.7%増の3,663億米ドルであった。2018年のアルゼンチン証券市場の株式時価総額については、「 - - 証券市場 - 証券市場に対する規制」を参照のこと。

ミューチュアル・ファンドおよびFGS

2005年から2008年にかけて、個人、年金基金およびミューチュアル・ファンドは、アルゼンチンの資本市場における最も規模の大きい投資家グループを構成した。

2008年11月20日に、国会は法律第26,425号を承認し、同法は2008年12月9日に発効して民間年金制度が国有化された。同法に基づき、従来の年金制度は、「賦課型」の構造を有するアルゼンチン統合年金制度（Sistema Solidario de Reparto）に吸収および承継された。この結果、民間の年金基金により管理されていたすべての資金は、広範な上場会社の多額の株主持分を含め、ANSESにより管理される別口の基金（FGS）に移管された。FGSが保有する資産は、アルゼンチン統合年金制度により社会保障および年金の支払いを行う政府の（ANSESを通じた）債務の履行を妨げる予想外の財政赤字を補うことを目的とした、政府への前払金にのみ利用することができる。同基金は幅広い金融資産を保有し、これには公共部門証券、会社株式、固定および変動利付商品、債券、投資信託、信託に基づき発行される負債表章証券ならびにモーゲージ債が含まれるがこれらに限定されない。2017年12月現在、同基金の評価額は1兆2,026億ペソであった。有価証券および債券（obligaciones negociables）は引き続きFGSの最も重要な投資対象であり、同基金の総評価額の77.4%を占めた。

FGSの総資産

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
資産（単位：十億ペソ）	329.5	472.2	664.0	875.4	1,202.6
前年からの増加率（%）	34.6	43.3	40.6	31.8	37.4

出所：FGS

FGS特別貸付およびその他のプログラム

2014年に、FGSはアルゼンチン学生支援プログラム（Programa de Respaldo a Estudiantes de Argentina、または「Progresar」）を設立した。このプログラムの主要目標は、教育へのアクセス向上を通じて、危険な状態にある家庭の状況を改善することである。このプログラムは、18歳から24歳までの青年を支援するためのものであり、青年が確実に中等または高等教育を修了するようにし、様々な職場での訓練またはインターンシップを提供することを主たる目的としている。

2016年6月29日、国会は退職者および年金受給者向けの遡及的補償プログラムを承認する法律を制定した。このプログラムは、政府の社会保障政策を最高裁判所の判断と一致させることを目的としたものであり、その主な構想に

は、() 200万人超の退職者に対する給付および30万人超の退職者に対する遡及的補償、ならびに() 退職者適格が認められない65歳超の者すべてに所得を保障する格差解消年金 (pensión universal) の新設が含まれる。このプログラムは、退職者に対して総額470億ペソ以上の遡及的補償を給付し、また潜在的受給者すべてを対象に750億ペソを上限として支出する。同法は、このプログラムの資金を調達するために、株主持分を含め、FGSにより保有される資産を必要な場合に徐々に売却することができる旨を定めている。

国債

取引高という点で、アルゼンチンの債券市場は、政府の有価証券が大半を占めている。公債の総取引高は、2013年が479億米ドル、2014年が580億米ドル、2015年が564億米ドル、2016年が704億米ドル、2017年が1,260億米ドルであった。

政府が発行する国内債券の種類に関する記載については、「(6) 公債」を参照のこと。

社債

社債は、無記名式で発行することができ、本国通貨または外国通貨建であることができる。社債の金利は固定金利または変動金利のいずれかであり、市場条件および発行者の信用力により大きく異なることがある。

株式

アルゼンチンの株式市場はCNVの規制を受ける。認可された市場は、CNVの基準に従い、発行企業がこれらの市場に株式を上場するために従わなければならない規則を制定する。

2013年に、株式の総取引高は2012年の21億米ドルから57.1%増加し33億米ドルとなり、上場会社の数は97社で安定していた。2014年に、株式の総取引高は45.4%増加し48億米ドルとなった。2015年に、株式の総取引高は4.2%増加し50億米ドルとなった。2016年に、株式の総取引高は9.7%減少し45億米ドルとなった。2017年に、株式の総取引高は58.7%増加し71億米ドルとなった。

以下の表は、表示日現在のブエノスアイレス証券取引所における時価総額および一日当たり平均取引高に関する一定のデータを示す。

ブエノスアイレス証券取引所における 時価総額および取引高

(単位：別段の記載がない限り、百万米ドル)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
市場の時価総額 (単位：十億米ドル)	514.9	455.2	253.2	284.7	366.3
一日当たり平均取引高	276.6	317.6	331.6	365.9	624.6
株式	13.4	8.8	20.6	18.1	28.6
社債	8.8	12.0	7.7	8.8	18.5
公債	196.9	240.2	230.4	285.3	504.3
その他(1)	57.5	56.6	72.8	53.7	73.2
総取引高(2)	67,098	76,587	80,887.3	90,328.6	155,317
株式	3,286	4,776	4,976.6	4,495.4	7,133
社債	2,181	2,918	1,871.5	2,179.7	4,579
公債	47,909	58,054	56,403.5	70,416.9	125,988

その他(1)	13,722	10,839	17,635.7	13,236.6	17,618
--------	--------	--------	----------	----------	--------

-
- (1) 投資信託、指数先物、オプションその他を含む。
(2) 各年の総取引高
出所：ブエノスアイレス証券取引所

中央銀行の貸借対照表

以下の表は、表示日現在の中央銀行の貸借対照表に関する情報を示す。

中央銀行
貸借対照表

(単位：別段の記載がない限り、百万ペソ)
12月31日現在

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
資産					
外貨準備:					
金	15,575	20,138	27,401	33,313	39,060
外貨	14,473	84,015	144,744	368,453	521,075
外貨プレースメント	168,967	164,106	159,791	207,294	394,445
その他(1)	439	339	518	5,479	54
外貨準備高総額(2)	199,454	268,597	332,453	614,538	954,635
公債(3)	301,778	481,558	867,621	1,098,212	1,205,212
貸付:					
政府への貸付(一時的な前渡金)	182,600	251,450	331,850	382,230	472,230
金融システムへの貸付	4,664	4,596	2,998	1,439	719
国際機関(4)	15,743	30,137	46,971	65,469	75,725
その他資産(5)	18,653	74,626	225,963	276,400	273,786
資産合計	722,891	1,110,963	1,807,856	2,438,342	2,982,307
負債					
マネタリー・ベース:					
流通通貨(6)	289,208	358,752	478,777	594,616	724,056
ペソ建経常勘定(7)	87,988	103,812	145,113	227,049	223,047
マネタリー・ベース合計	377,197	462,564	623,890	821,664	947,103
預金:					
政府預金	12,166	35,316	5,078	18,726	19,974
その他の預金	69,592	75,229	171,937	246,759	253,710
預金合計	81,758	110,545	177,016	265,485	273,683
国際機関に対する債務	4,599	5,839	8,223	9,887	3,584
中央銀行手形:					
外貨建て	-	5,680	31,273	-	-
ペソ建て	110,547	276,456	385,619	698,425	1,179,920
中央銀行手形合計(8)	110,547	282,135	416,892	698,425	1,179,920
その他負債	41,524	141,564	404,491	508,259	550,013
負債合計	615,624	1,002,648	1,630,510	2,303,720	2,954,302
純資産	107,268	108,315	177,346	134,623	28,005
備忘項目:					
外貨準備(単位:百万米ドル)	30,600	31,408	25,563	38,772	55,163
中央銀行の外貨準備(輸入総額月数)	4.1	4.8	4.1	6.4	9.1
ペソ/米ドル為替レート(9)	6.52	8.55	13.01	15.85	17.31

(1) ラテンアメリカ統合連合(ALADI)との相殺信用契約に基づく取引の純利益を含む。

(2) 短期の外貨建債券および外貨建預金を含む。

(3) 1990年統合債券(1990 Consolidated Treasury Note)、IMF債務などを含む。

(4) 政府勘定からの国際機関への移転およびIMFによる政府への移転を含む。

- (5) 経過勘定などを含む。
- (6) 銀行の手元現金を含み、準通貨は除く。
- (7) 中央銀行におけるペソ建預金準備を含む。
- (8) LebacおよびNobacを含む。
- (9) 中央銀行がその貸借対照表公表のために使用している為替レート。

出所：中央銀行

2017年に、中央銀行がペソ建で発行した債券は、2016年の7,000億ペソから1兆2,000億ペソへ増加した。これは主に、フェルナンデス・デ・キルチネル政権の間に行われていた外国為替管理をマクリ政権が廃止した後、特にインフレの軽減および外貨準備を増やすための海外資産の取得を目的として、中央銀行が金融政策手段として用いたLebacの発行の増加によるものであった。「(3) 外国為替取引の制限およびその他規制」を参照のこと。

最近の動向

金融政策

2018年第1四半期中、アルゼンチン経済は毎月インフレ傾向が続き、2017年12月28日に発表された15%の年間目標を満たすことがますます困難になった。最終的に、中央銀行は金融システムにおける流動性を吸収するために短期ペソ建Lebacに依存したが、インフレを抑えるには不十分で、重大な借換リスクをもたらし、投資家がペソ市場から撤退しようとしたためペソに対する圧力が高まった。2018年4月25日から2018年5月3日までペソが6.8%下落した後、2018年5月に、中央銀行は、米ドルに対するペソのボラティリティを下げ、一連の措置（主要金利の40%への引上げを含む。）を発表した。2018年6月には、ペソに対する圧力の高まりを和らげるため、次の追加措置が発表された。（ ）一定の例外を除き、要求払預金および定期預金にかかる法定準備金を5%漸増させる。（ ）基本的純資産（patrimonio neto básico）と補完的純資産（patrimonio neto complementario）の合計である計算可能責任財産（responsabilidad patrimonial computable）の10%から5%に減額された、金融機関の純海外資産ポジション（日次で測定）を制限する。（ ）米ドル建Letesの流通市場の流動性を拡大するために、金融機関が流通市場でLetesを取得する要件は緩和され、金融機関はその純海外資産ポジションを上記の計算可能責任財産の5%の制限を超えて30%まで増額させることが認められた。ただし、超過分がLetesで構成されている場合に限る。（ ）入札過程を通じた外貨の購入または売却の新しい仕組みが導入された。これは数量またはボラティリティの点で機能障害となる価格差が狭まるまで効力を維持するよう意図されている。

2018年6月から8月まで、中央銀行は、金融市場の流動性の統制およびインフレの抑制を目的として、ペソ建の要求払預金および定期預金にかかる最低準備金を数回増額したことを発表した。

2018年8月7日に、中央銀行の理事会は、中央銀行の総裁、副総裁および経済調査副部長ならびに理事1名で構成される金融政策委員会（Comité de Política Monetaria、または「COPOM」）を創設した。金融政策委員会は、金融政策プログラムの実行に必要なその他すべての要素のうち、参照レート、レボ取引レートおよび中央銀行が発行した有価証券の価格の決定を担当している。同日に、COPOMは、新しい金融政策金利として7日物レボ参照レートから7日物Leliqに切り替え、レートを当初40%に固定することを決定した。これは主に、2018年5月および6月にペソが下落した後、同年6月に前年比29.5%に達したインフレ上昇を考慮して、金融政策手段を微調整する必要があったためである。2018年8月13日および8月30日に、中央銀行は、ペソの継続的な下落およびそれがインフレに与えると予想される影響に対応して、金融政策金利をそれぞれ45%および60%に引き上げ、2018年12月までかかる金利を下げないことを約束した。

2018年8月13日に、中央銀行はLebacの在庫を段階的に廃止することを発表したが、かかる在庫は同日現在約1兆ペソにのぼり、銀行事業体および非銀行事業体により同じ割合で保有されていた。廃止を達成するために、中央銀行は、各入札過程において、同日現在満期を迎えた在庫以下のLebacを提供すると発表した。さらに、提供されるLebacは非銀行事業体のみ利用可能であるが、銀行事業体にはNobacおよびLeIiqのみ提供される。Lebacの在庫の廃止は、金融政策の効率性を改善し、金融システムの発展を促進することを目的としている。

2018年10月1日に、中央銀行は、マネタリー・ベースの成長を目標としてインフレ率の低下を目指す、より簡単なアプローチに移行した。特に、中央銀行は2019年6月までマネタリー・ベースを拡大しないこと、資金需要が高まる12月および6月に季節調整を行うことを発表した。この目標は、実質的に大幅な金融引締をもたらす。

銀行と日々LeIiqの取引を行うことによって金融目標が達成される一方、Lebacは事実上全額償還された。さらに、この目標は最低流動性要件を調整することによって達成される可能性がある。LeIiqの金利は流動性の需要と供給によって設定されるが、2018年第4四半期中60%前後に保たれた。この数量ベースの枠組みは、名目上のアンカーが完全に確立され、インフレ・ターゲット体制が成功裏に実施可能となるまで、依然として有効である。

金融目標は、外国為替介入および非介入措置によって補完されている。中央銀行は、ペソ/米ドルの為替レートが1米ドル34ペソから44ペソまでの間であれば、外国為替市場に介入しないと発表した。この範囲は、2018年12月まで月3%の割合で毎日調整された。2019年1月からは、月2%の割合で毎日調整されている。為替レートが非介入範囲を上回る場合、中央銀行は1日最大1億5,000万米ドルまで外貨を売却するつもりである。これらの売却は不胎化されず、その結果、マネタリー・ベースがさらに縮小することになる。為替レートが非介入範囲を下回る場合、中央銀行は1日最大7,500万米ドルの外貨を購入することができる。準備金の増加に裏打ちされたこのシナリオによるのみ、金融当局はマネタリー・ベースの拡大を決定することができる。

新制度の実施から最初の3か月以内で、中央銀行はその金融目標を達成した。

以下の表は、表示日現在の中央銀行の貸借対照表に関する情報を示す。

中央銀行
貸借対照表

(単位：別段の記載がない限り、百万ペソ)

	9月30日現在	
	2017年	2018年
資産		
外貨準備:		
金	44,084	93,938
外貨	453,396	988,210
外貨ブレースメント	371,382	915,050
その他(1)	1,157	6,880
外貨準備高総額(2)	870,020	2,004,078
公債(3)	1,199,705	2,072,230
貸付:		
政府への貸付(一時的な前渡金)	472,230	502,730
金融システムへの貸付	765	460
国際機関(4)	74,389	181,492
その他資産(5)	301,700	405,147
資産合計	2,918,808	5,166,138
負債		
マネタリー・ベース:		
流通通貨(6)	662,975	753,321
ペソ建経常勘定(7)	205,130	496,336
マネタリー・ベース合計	868,105	1,249,657
預金:		
政府預金	5,585	307,869
その他の預金	249,259	533,506
預金合計	254,844	841,375
国際機関に対する債務	3,454	110,375
中央銀行手形:		
外貨建て	-	-
ペソ建て	1,098,058	797,675
中央銀行手形合計(8)	1,098,058	797,675
その他負債	614,362	1,031,592
負債合計	2,838,824	4,047,921
純資産	79,984	1,118,217
備忘項目:		
外貨準備(単位:百万米ドル)	50,237	49,003
中央銀行の外貨準備(輸入総額月数)	8.3	7.9
ペソ/米ドル為替レート(9)	17.32	40.90

(1) ラテンアメリカ統合連合(ALADI)との相殺信用契約に基づく取引の純利益を含む。

(2) 短期の外貨建債券および外貨建預金を含む。

(3) 1990年統合債券(1990 Consolidated Treasury Note)、IMF債務などを含む。

(4) 政府勘定からの国際機関への移転およびIMFによる政府への移転を含む。

(5) 経過勘定などを含む。

- (6) 銀行の手元現金を含み、準通貨は除く。
- (7) 中央銀行におけるペソ建預金準備を含む。
- (8) LebacおよびNobacを含む。
- (9) 中央銀行がその貸借対照表公表のために使用している為替レート。

出所：中央銀行

証券市場

証券市場に対する規制

2018年5月9日に、国会は、以下の方法によって国内資本市場を発展させることを目的として、法律第27,440号（「生産的資金調達法」）を制定した。（ ）中小零細企業（「MSMEs」）向けの資金調達を増やすために国内資本市場を育成する。（ ）抵当貸付向けの資金を調達することによって住宅の利用機会を促進する。（ ）長期貯蓄を志向および推進する金融商品を増やす。（ ）国家証券委員会（Comisión Nacional de Valores、または「CNV」）の規制権限を強化する。（ ）技術を通して資本市場の連邦化を促進する。

2018年12月31日現在、アルゼンチン証券市場の株式時価総額は、主として米ドルに対するペソの下落により、2017年12月31日現在のアルゼンチン証券市場の株式時価総額に対し24.0%減の2,784億米ドルであった。「本報告書の注記 - 注(1) - 為替レート」を参照のこと。

MSCI新興市場への分類

2018年6月20日に、インデックス・プロバイダーのMSCIは、2019年5月からアルゼンチンを新興市場に再分類することを発表した。しかしながら、MSCIは、インデックスに含めるものを米国預託証券（ADR）等アルゼンチン企業の外国での上場のみに限定する予定である。アルゼンチンは、フェルナンデス・デ・キルチネル政権が資本統制を課した後、2009年にフロンティア市場の地位に格下げされていた。

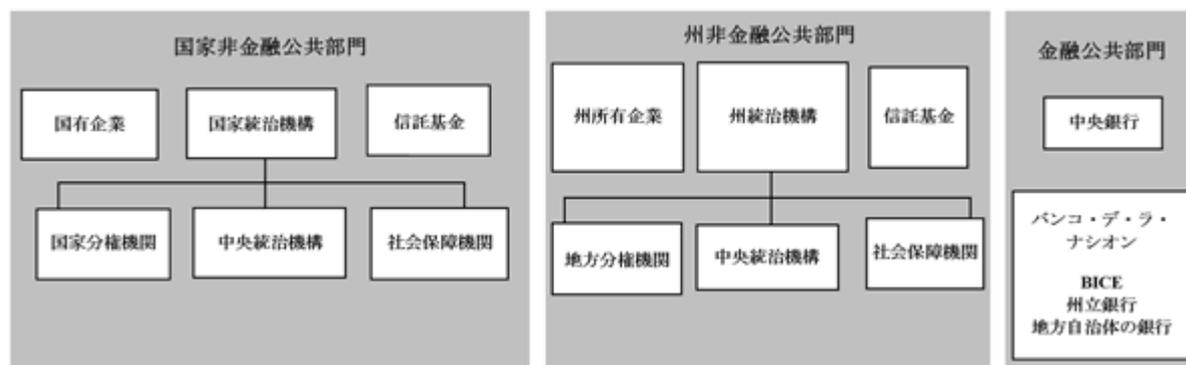
(5)【財政】

財政制度および租税制度の概要

概 要

アルゼンチンの公共部門は、中央政府、州政府および地方自治体から成る。これらの組織は非金融公共部門および金融公共部門に分けられる。非金融公共部門は、国家、州および地方自治体の統治機構、国有企業、一定の公的機関および特別目的信託基金により構成される。また、国家統治機構は、中央統治機構、国家分権機関および社会保障機関（かつての州年金基金を含む。）により構成される。金融公共部門は、中央銀行、バンコ・デ・ラ・ナシオン・アルヘンティーナ（アルゼンチン国立銀行）、BICEおよび10のその他の公的金融機関（州および地方自治体の銀行を含む。）より成る。

以下の図はアルゼンチンの公共部門の組織構成（地方自治体の非金融部門を除く。）を表す。



中央統治機構は、省庁を含め、政府の行政府、立法府および司法府から成る。国家の分権機関は、公共歳入管理庁（AFIP）等、中央統治機構から独立した予算、歳入および歳出を有する政府機関を含む。国家の社会保障機関は、ANSES（国民社会保障機構）（独立機関である。）、軍隊年金基金および連邦警察年金基金より成る。本報告書日現在において、10州およびブエノスアイレス市がその社会保障債務をANSESに移管していた。「(2) (e) 社会保障制度」を参照のこと。これらかつての州の債務は現在、ANSESにより管理されている。

国家公共会計は国家の非金融公共部門の連結成績を反映するものである。しかしながら、中央銀行およびFGSから政府への（資金）移転は2015年12月31日までは政府の経常歳入に含まれていた。マクリ政権は、2016年より（プロフォルマ（想定）ベースでは2014年および2015年より）、中央銀行およびFGSからの政府への移転を基礎的財政収支の項目の下に個別に計上することを決定した。また、政府は、期限通りに履行されずに次会計年度に繰延べられた納入業者に対する債務総額を基礎的歳出中の小項目として個別に計上した。

アルゼンチンの州政府および地方自治体政府は政府から独立し、別個の財政を営んでいる。したがって、州政府および地方自治体政府の財政実績は国家公共会計には反映されていない。しかしながら、中央統治機構は法律上、その歳入の一部を州に移転しなければならず、また随時、州に対してその他の形の財政援助を行っている。「(f) 州との財政関係」を参照のこと。

以下の検討において別途明示する場合を除き、国家公共会計は、歳入および歳出が発生した期間に関係なく、キャッシュフローが実際に起こった期間において計算する現金主義で計上されている。下記の国家公共会計の検討および本報告書全体において、国家の非金融公共部門を「政府」という。さらに、国家の非金融公共部門の財政収支を基礎的財政収支（プライマリー・バランス）という。この基礎的財政収支には、政府が（納入業者等に対する）その

支払債務および支払利息の一部を弁済するために発行する債務証書であるBocones債の発行は反映されていない。国家の非金融公共部門の総合収支には、別途明示する場合を除き、支払利息が含まれる。

2008年11月20日、国会は法律第26,425号を承認し、同法律は2008年12月9日に発効し、民間年金制度は国有化された。同法に基づき、従来の民間年金制度は、「源泉徴収」制度としての構造を有するアルゼンチン統合年金制度に吸収され、承継された。この結果、民間の年金基金により管理されていた全ての資金は、広範な上場会社に対する多額の持分を含め、ANSESにより管理される別口の基金（FGS）に移管された。FGSが保有する資産は、アルゼンチン統合年金制度により社会保障および年金の支払を行う政府の（ANSESを通じた）債務の履行を妨げる予想外の財政赤字を補うことを目的とした、政府への前払金にのみ利用することができる。上記基金の資産価値は2017年12月現在、1兆2,026億ペソに達した。

大統領令第2103/08号により、FGSの受領資金は、証券の中でもとりわけ支払能力が一般に認められている公債または地方債などの金融資産の取得に投資することが要求されている。国家社会保障機構（ANSES(Administración Nacional de la Seguridad Social)）は、経済および社会が公的年金制度に与える財務的影響を緩和し、公的年金制度における余剰金の適切な投資を提供する準備金として機能し、FGSの資金の価値および収益性の維持ならびに公的年金制度の持続可能な発展の維持に貢献し、かつ、かかる制度またはANSESの資金繰りの不足分に対処するような投資を優先している。

FGSは、意思決定機関および管理機関を備えている。意思決定機関は、FGSを運営する執行委員会であり、委員長（ANSESの執行理事が就任する。）、業務担当代理理事ならびに3名の局長（財務省の金融局長、財務局長および経済政策局長）により組織される。FGSの業務担当代理理事は、執行委員会の執行事務局長を務め、さらにその業務部門長も務める。意思決定は単純多数方式の採決で行われ、ANSESの執行理事は拒否権を有する。管理機関は、FGSの審議会（従業員、退職者、実業家、国会議員、省庁の閣僚およびANSESの代表者を含む。）、二部門制の基金管理委員会、FGSの監査局、国家一般監査局、および国家一般監査委員会で構成される。

公共機関の概要

政府は、国有企業および国営企業を通じて一定の任務を遂行し、商業活動を行っており、それには以下のものが含まれる。

アルゼンチン最大の航空会社であるAerolíneas Argentinas S.A.（「Aerolíneas Argentinas」）およびその関連会社であるAustral Líneas Aéreas Cielos del Sur S.A.（「Austral」）

Banco de la Nación Argentina（アルゼンチン国立銀行）

Banco de Inversión y Comercio Exterior S.A.（「BICE」）

飲料水および公衆衛生の基礎サービスを提供するAgua y Saneamientos Argentinos S.A.（「AYSA」）

国家の郵政事業を担うCorreo Oficial de la República Argentina（「Correo Argentino」）

国有エネルギー会社であるEnergía Argentina S.A.（「ENARSA」）

国有鉄道会社であるOperadora Ferroviaria S.E.

国営のエネルギー会社であるYPF

一般会計

(a) 国家公共会計

2016年3月、マクリ政権は、財政実績の報告における透明性の向上を目的とした新たな方式を採用した。財政実績の新たな表示で採り入れられた主要な変更点は、中央銀行およびFGSからの政府に対する移転を財政歳入合計から除外すること、ならびに政府による公的部門内における公債の支払利息を基礎的歳出合計から除外することである。

以下の財政実績の検討の記述中の数値は直後の表中に表示されている数値である。ただし、社会保障税、付加価値税（「VAT」）、所得税、財貨およびサービス税ならびに燃料税による歳入の記述はこの限りでなく、これらはそれぞれ、州との租税配分に基づく歳入（および移転）（「 - (f) 州との財政的關係」を参照のこと。）およびアルゼンチン統合年金制度により義務付けられた年金拠出金を含む「 - (b) 租税制度」に記載の「租税歳入の構成」という表題の表中に記載されている数値に関連する。

2015年より前の年度のデータは、マクリ政権により採用された新方式を反映した修正はなされていない。下記の分析は、2013年、2014年および2015年については財産所得を含むデータ、2016年および2017年についてはアルゼンチン中央銀行およびFGSの政府への移転を経常財政歳入合計から除くデータを使用している。2015年については、比較の目的で新方式に基づくデータも表示されている。

財政実績の推移：2013年 - 2017年

2013年から2017年に、政府は、社会プログラムへの資金拠出および社会保障給付金の増額などを通じた歳出の増加が主な要因となり、基礎的財政収支と総合収支の双方において赤字を記録した。政府が社会保障給付、公的給付金および州への移転を大幅に増加させたため、上記の期間において歳出が拡大した。

国家公共会計

(単位：百万ペソ)

	2013年 (旧方式)	2014年 (旧方式)	2015年 (旧方式)	2015年 (新方式)(1)	2016年 (新方式)(1)	2017年 (新方式)(1)
財政歳入：						
経常歳入：						
国家管理税(2)	404,461	563,416	708,801	708,801	976,663	1,117,613
社会保障税(2)	229,890	300,889	419,419	419,419	558,087	727,254
国有企業運営利益(純額)	(10,025)	(26,012)	(24,627)	(24,627)	(44,011)	(46,641)
その他の租税外歳入(3)	83,504	158,489	194,516	99,345	94,116	150,446
資本収入(4)	59	426	457	457	443	2,770
財政歳入合計(5)	<u>707,889</u>	<u>997,208</u>	<u>1,298,566</u>	<u>1,203,395</u>	<u>1,585,298</u>	<u>1,951,442</u>
基礎的歳出：(6)						
経常歳出：						
国家統治機構の給与	101,643	143,182	199,066	199,066	266,831	333,193
財貨およびサービス	35,760	51,289	69,469	69,469	79,327	104,349
社会保障(7)	272,066	363,385	535,697	535,697	734,717	1,022,541
州への移転	14,605	18,333	27,614	27,614	73,589	82,660
その他の移転(8)	183,748	284,304	374,174	374,174	573,125	599,858
その他の歳出	31,799	44,008	36,456	61,082	19,188	5,049
資本支出	90,747	131,268	160,887	160,887	182,045	207,934
基礎的歳出合計	<u>730,368</u>	<u>1,035,769</u>	<u>1,403,363</u>	<u>1,427,990</u>	<u>1,928,823</u>	<u>2,355,584</u>
基礎的財政収支	<u>(22,479)</u>	<u>(38,562)</u>	<u>(104,797)</u>	<u>(224,595)</u>	<u>(343,526)</u>	<u>(404,142)</u>
支払利息(9)	<u>(41,998)</u>	<u>(71,158)</u>	<u>(120,840)</u>	<u>(79,166)</u>	<u>(131,260)</u>	<u>(224,907)</u>
民営化による収入	-	-	-	-	-	-
非金融公共部門の総合収支	<u>(64,477)</u>	<u>(109,720)</u>	<u>(225,637)</u>	<u>(303,761)</u>	<u>(474,786)</u>	<u>(629,050)</u>

- (1) 新方式に基づき算出され、旧方式で表示された2013年、2014年および2015年のデータとの比較不能の数値。「その他の租税外歳入」には中央銀行およびFGSからの移転は含まれず、「支払利息」には公共部門間の支払利息が含まれない。
- (2) 本表に記載されているデータは「租税歳入の構成」という表題の表のデータとは異なる。これは、州との租税配分に基づく歳入（および移転）を除いているためであり、また、「租税歳入の構成」の表のデータに後れて公表され、したがって、更新された情報を反映しているためである。
- (3) 行政の財貨およびサービスの販売、事業収入、（旧方式において）中央銀行およびFGSからの移転、経常移転ならびにその他の移転を含む。
- (4) 民営化による収入を除く。
- (5) アルゼンチン統合年金制度により義務付けられた年金拠出金を含む。
- (6) 政府はBoconesとして知られる債券の発行により（納入業者等に対する）その一定の支払債務を履行している。Bocones債は現金払いされるというよりも将来において支払われる債券であり、上記の表に表示の期間において基礎的歳出として計上されたり、または非金融公共部門の総合収支の一部として反映されることはない。新表示に基づくBocones債の処理については、「国家公共会計」の表を参照のこと。2013年、2014年、2015年、2016年および2017年に発行されたかかるBocones債の金額は、それぞれ、16億ペソ、13億ペソ、16億ペソ、5億9,000万ペソおよび11億ペソであった。
- (7) 上記の表中で「社会保障」の項目で表示されている金額は現金ベースで算出されているため、発生主義に基づき算出され国家統治機構についての金額と一致する「国家の公共部門歳出の構成」という表題の表の数値とは異なる。
- (8) 民間部門への移転（補助金を含む。）、公共部門への移転（大学への移転等）、世帯主プログラムに基づく移転、国有企業への移転を含む。
- (9) 2005年債務交換および2010年債務交換に基づき発行された債券に対する支払利息を含む。

出所：財務省

国家公共会計

(対名目GDP比(%))

	2013年(8)	2014年(8)	2015年(8)	2016年 (新方式) (9)	2017年 (新方式)(9)
財政歳入:					
経常歳入:					
国家管理税(1)	12.1	12.3	11.9	11.9	10.6
社会保障税(1)	6.9	6.6	7.0	6.8	6.9
国有企業運営利益(純額)	(0.3)	(0.6)	(0.4)	(0.5)	(0.4)
その他の租税外歳入(2)	2.5	3.5	3.3	1.1	1.4
資本収入(3)	-	-	-	-	-
財政歳入合計(4)	21.1	21.8	21.8	19.4	18.5
基礎的歳出:(5)					
経常歳出:					
国家統治機構の給与	3.0	3.1	3.3	3.3	3.2
財貨およびサービス	1.1	1.1	1.2	1.0	1.0
社会保障(6)	8.1	7.9	9.0	9.0	9.7
州への移転	0.4	0.4	0.5	0.9	0.8
その他の移転(7)	5.5	6.2	6.3	7.0	5.7
その他の歳出	0.9	1.0	0.6	0.2	-
資本支出	2.7	2.9	2.7	2.2	2.0
基礎的歳出合計	21.8	22.6	23.6	23.6	22.3
基礎的財政収支	(0.7)	(0.8)	(1.8)	(4.2)	(3.8)
支払利息(8)	1.3	1.6	2.0	1.6	2.1
民営化による収入	-	-	-	-	-
非金融公共部門の総合収支	(1.9)	(2.4)	(3.8)	(5.8)	(6.0)

(1) 本表に記載されているデータは「租税歳入の構成」という表題の表のデータとは異なる。これは、州との租税配分に基づく歳入(および移転)を除いているためであり、また、「租税歳入の構成」の表のデータに後れて公表され、したがって、更新された情報を反映しているためである。

(2) 行政の財貨およびサービスの販売、事業収入、(旧方式において)中央銀行およびFGSからの移転、経常移転ならびにその他の移転を含む。

(3) 民営化による収入を除く。

(4) アルゼンチン統合年金制度により義務付けられた年金拠出金を含む。

(5) 政府はBoconesとして知られる債券の発行により(納入業者等に対する)その一定の支払債務を履行している。Bocones債は現金払いされるといっても将来において支払われる債券であり、上記の表に表示の期間において基礎的歳出として計上されたり、または非金融公共部門の総合収支の一部として反映されることはない。新表示に基づくBocones債の処理については、「国家公共会計」の表を参照のこと。2013年、2014年、2015年、2016年および2017年に発行されたかかるBocones債の金額は、それぞれ、16億ペソ、13億ペソ、16億ペソ、5億9,000万ペソおよび11億ペソであった。

(6) 上記の表中で「社会保障」の項目で表示されている金額は現金ベースで算出されているため、発生主義に基づき算出され国家統治機構についての金額と一致する「国家の公共部門歳出の構成」という表題の表の数値とは異なる。

(7) 民間部門への移転(補助金を含む。)、公共部門への移転(大学への移転等)、世帯主プログラムへの移転、国有企業への移転を含む。

(8) 2005年債務交換および2010年債務交換に基づき発行された債券に対する支払利息を含む。

(9) 新方式に基づき算出され、過年度との比較不能の数値。「その他の租税外歳入」には中央銀行およびFGSからの移転は含まれず、「支払利息」には公共部門間の支払利息が含まれない。

出所：財務省

2013年において、基礎的財政収支の赤字は名目GDPの0.7%に相当し、非金融公共部門の総合収支の赤字は、GDPの1.9%となった。2014年において、基礎的財政収支の赤字は名目GDPの0.8%に相当し、非金融公共部門の総合収支の赤字は、名目GDPの2.4%となった。2015年において、基礎的財政収支の赤字は名目GDPの1.8%に相当し、非金融公共部門の総合収支の赤字は、名目GDPの3.8%となった。新方式に基づき、2016年において基礎的財政収支の赤字は名目GDPの4.2%に相当し、非金融公共部門の総合収支の赤字は、名目GDPの5.8%となった。新方式に基づき、2017年において基礎的財政収支の赤字は名目GDPの3.8%に相当し、非金融公共部門の総合収支の赤字は、名目GDPの6.0%となった。

2013年の財政実績と2012年の財政実績の比較

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、2012年の44億ペソから2013年には225億ペソに増加した。2013年において歳入合計が30.2%増加した一方、基礎的歳出は33.2%の増加となった。歳入合計および基礎的歳出は2013年の当初の予算額を超過して増加した。

財政歳入： 財政歳入は、2012年の5,438億ペソから2013年には7,079億ペソとなり30.2%増加した。この増加は主に、社会保障税、VAT、所得税、外国貿易税およびその他の租税外歳入の増加によるもので、これらは増加額全体の約91.4%を占めた。この財政歳入の増加には以下のものが含まれる。

社会保障負担金からの収入が増加し、増加額全体の約33.8%を占めた。

主にアルゼンチン統合年金制度からの収益の増加および中央銀行の収益の移転の316.7%の増加により、その他の租税外歳入が増加し、増加額全体の約22.7%を占めた。

VAT歳入が増加し、増加額全体の約18.7%を占めた。

所得税収入が増加し、増加額全体の約14.8%を占めた。

外国貿易税収入が増加し、増加額全体の約1.5%を占めた。

基礎的歳出： 2013年において、国家公共部門の基礎的歳出（支払利息を除く。）は、2012年の5,482億ペソから33.2%増加して7,304億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

社会保障支出は2012年の2,046億ペソから33.0%増加して2013年には2,721億ペソとなり、増加額全体の約37.0%を占めたが、この増加は主に、年金収入の継続的な増加によるものであった。2013年中において、最低年金収入は平均31.8%増加した。

その他の移転（対外部門移転、民間部門助成金、および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）は2012年の1,436億ペソから27.9%増加して2013年には1,837億ペソとなり、増加額全体の約22.0%を占めた。この増加は主に、電力およびエネルギー部門への助成金の増加を要因としたものであった。また、その他の移転の増加は、大学に対する支出の増加と、特に一般的子供手当制度および一般的出産手当制度を通じた社会保障給付の増加も要因となった。

資本支出は2012年の618億ペソから46.9%増加して2013年には907億ペソとなり、増加額全体の約15.9%を占めた。この増加は主として、合同連邦基金（Fondo Federal Solidario）（「 - (f) 州との財政的關係 - 歳入移転」を参照のこと。）を通じたインフラ・プロジェクトのための州への移転の増加と、主にPlan Más Cerca, Más Municipio, Mejor País, Más Patriaプランに基づく住宅プロジェクトならびに鉄道インフラの

整備および刷新のための鉄道事業者への財政支援を目的とした政府による直接投資の増加によるものであった。

国家統治機構の給与は2012年の791億ペソから28.4%増加して2013年には1,016億ペソとなり、増加額全体の約12.4%を占めた。この増加は主として、平均23.5%増加した2013年における公務員の給与の2回連続の引上げおよび国家公務員数の4.4%の増加によるものであった。国家公務員の人数は、2012年12月31日現在の37万9,338人から2013年12月31日現在には39万6,138人に増加した。

総合財政収支： 2013年中において基礎的歳出の増加が歳入の増加を上回ったため、非金融公共部門の総合財政赤字は、2012年の556億ペソから2013年には645億ペソに拡大した。

2014年の財政実績と2013年の財政実績の比較

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、2013年の225億ペソから2014年には386億ペソに増加した。歳入合計および基礎的歳出は2014年の当初の予算額を超過して増加した。2014年において歳入合計が40.9%増加した一方、基礎的歳出は41.8%の増加となり、基礎的財政赤字の拡大につながった。

財政歳入： 財政歳入は、2013年の7,079億ペソから2014年には9,972億ペソとなり40.9%増加した。この増加は主に、社会保障税、VAT、所得税、外国貿易税およびその他の租税外歳入の増加によるもので、これらは増加額全体の約93.5%を占めた。この財政歳入の増加には以下のものが含まれる。

社会保障負担金からの収入が増加し、増加額全体の約24.6%を占めた。

主に、2013年の322億ペソから2014年には784億ペソとなった中央銀行の収益の移転の増加およびアルゼンチン統合年金制度からの収益の増加により、その他の租税外歳入が増加し、増加額全体の約26.0%を占めた。所得税収入が増加し、増加額全体の約15.6%を占めた。

VAT歳入が増加し、増加額全体の約15.3%を占めた。

主にペソ対米ドルの名目為替レートの下落により、外国貿易税収入が増加し、増加額全体の約11.9%を占めた。この増加は、原油および燃料製品価格の下落が変動税の税率に影響を与えたためバイオ・ディーゼルの輸出税が減少したことにより一部相殺された。

基礎的歳出： 2014年において、国家公共部門の基礎的歳出（支払利息を除く。）は、2013年の7,304億ペソから41.8%増加して1兆358億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

その他の移転（対外部門移転、民間部門助成金、および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）は2013年の1,837億ペソから54.7%増加して2014年には2,843億ペソとなり、増加額全体の約32.9%を占めた。この増加は主に、電力部門への助成金の増加によるものであった。この増加はまた、特に一般の子供手当および一般的出産手当を通じた社会保障給付の増加も要因となった。

社会保障支出は2013年の2,721億ペソから33.6%増加して2014年には3,634億ペソとなり、増加額全体の約29.9%を占めたが、これは主に、退職者数の増加および年金収入の継続的な増加によるものであった。2014年中において、年金は平均30.5%増加したが、これには、給付の受給資格年齢に達していた、または2年以内に達するが、かかる制度に対する拠出が必要な年数に達していない個人を対象に含める社会保障制度を2014年9月に政府が延長したことによる影響が含まれた。かかる延長は自営業者および個人事業主税（monotributo）制度の対象となる者に対して適用された。

国家統治機構の給与は2013年の1,016億ペソから40.9%増加して2014年には1,432億ペソとなり、増加額全体の約13.6%を占めた。この増加は主として、全体で平均35.8%増加した2014年における公務員の給与の定期

的調整および国家公務員数の3.8%の増加によるものであった。国家公務員の人数は、2013年12月31日現在の39万6,138人から2014年12月31日現在には41万1,045人に増加した。

資本支出は2013年の907億ペソから44.7%増加して2014年には1,313億ペソとなり、増加額全体の約13.3%を占めた。この増加は主として、政府による直接投資の増加と、特に道路の建設および補修ならびに鉄道向け投資の設備の購入およびその他のインフラ計画を目的とした、また、これらより規模は劣るが、天然ガス産業発展刺激策(Programa de Estímulo a la Inyección Excedente de Gas Natural)、発電プロジェクトへの投資、Techo Dignoプログラムを通じた住宅インフラの開発、PRO.CRE.AR(住宅向けクレジットプラン)200周年プログラムを通じた抵当貸付、合同連邦基金(「(f)州との財政的關係 - 歳入移転」を参照のこと。)を通じた州および自治体の経済インフラおよび社会インフラの開発を目的とした、州およびブエノスアイレス市への移転の増加によるものであった。

総合財政収支： 非金融公共部門の総合財政赤字は、2013年の645億ペソに対して、2014年には1,097億ペソとなった。

2015年の財政実績と2014年の財政実績の比較

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、2014年の386億ペソから2015年には1,048億ペソに増加した。歳入合計および基礎的歳出は2015年の当初の予算額を超過して増加した。2015年において歳入合計が30.2%増加した一方、基礎的歳出は35.5%の増加となり、基礎的財政赤字の拡大につながった。

財政歳入： 2015年において、財政歳入は、2014年の9,972億ペソから2015年には1兆2,990億ペソとなり30.2%増加した。この増加は主に、社会保障税、VAT、所得税、燃料税、金融取引税およびその他の租税外歳入の増加によるもので、これらは増加額全体の約96.8%を占めた。この財政歳入の増加には以下のものが含まれる。

社会保障負担金からの収入が増加し、増加額全体の約37.7%を占めた。

主に、アルゼンチン統合年金制度から生み出されFGSにより管理される収益の増加により、その他の租税外歳入が増加し、増加額全体の約11.4%を占めた。

所得税収入が増加し、増加額全体の約19.7%を占めた。

VAT歳入が増加し、増加額全体の約19.3%を占めた。また、主に輸入税の増加により外国貿易税収入も増加したが、この増加は輸出税収入の減少により一部相殺された。

基礎的歳出： 2015年において、国家公共部門の基礎的歳出(支払利息を除く。)は、2014年の1兆358億ペソから35.5%増加して1兆4,034億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

その他の移転(対外部門移転、民間部門助成金、および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。)は2014年の2,843億ペソから31.6%増加して2015年には3,742億ペソとなり、増加額全体の約24.4%を占めた。この増加は主に電力部門に対する助成金の増加によるものであった。その他の移転の増加はまた、特に一般的手当および一般的出産手当を通じた社会保障給付の増加も要因となった。

社会保障支出は2014年の3,634億ペソから47.4%増加して2015年には5,357億ペソとなり、増加額全体の約46.9%を占めたが、この増加は主に、退職者数の増加および年金収入の継続的な増加によるものであった。2015年中において、年金は平均33.0%増加した。

国家統治機構の給与は2014年の1,432億ペソから39.0%増加して2015年には1,991億ペソとなり、増加額全体の約15.2%を占めた。

資本支出は2014年の1,313億ペソから22.6%増加して2015年には1,609億ペソとなり、増加額全体の約8.1%を占めた。この増加は主として、エネルギー、運輸および住宅インフラに対する資本支出によるものであった。

総合財政収支： 非金融公共部門の総合財政赤字は、2014年の1,097億ペソに対して、2015年には2,256億ペソとなった。

2016年の財政実績と2015年の財政実績の比較

2016年3月、マクリ政権は、財政実績報告における新方式を採用した。そのため、2016年の財政実績は、従前の方式を用いて算出された2015年の財政実績と直接比較することはできない。下記の分析は、比較の目的で新方式をベースに表示された2015年の財務実績に基づくもので、かかる2015年の実績は2014年以前の年度について入手できるデータと比較不能である。

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、（新方式に従い算出された）2015年が2,246億ペソであったのに対して、2016年には3,435億ペソに達した。2016年において、財政歳入合計が31.7%増加した一方、基礎的歳出（支払利息を除く。）は35.1%の増加となった。

財政歳入： 2016年において、財政歳入は、（新方式に従い算出された）2015年の1兆2,034億ペソから1兆5,853億ペソとなり31.7%増加した。この増加は主に、租税特赦法（以下に定義される。）に関する罰金を含むその他の租税、社会保障税、VAT、金融取引税、輸入税および所得税からの歳入の増加によるものであった。

基礎的歳出： 2016年において、国家公共部門の基礎的歳出（支払利息を除く。）は、（新方式に従い算出された）2015年の1兆4,280億ペソから35.1%増加して1兆9,288億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

社会保障支出は、（新方式に従い算出された）2015年の5,357億ペソから37.2%増加して2016年には7,347億ペソとなり、歳出の増加額全体の約39.7%を占めた。この増加は、退職者数の増加およびこれに対応する年金支払の増加によるものであった。

その他の移転（対外部門移転、民間部門助成金および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）は、（新方式に従い算出された）2015年の3,742億ペソから53.2%増加して2016年には5,731億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約39.7%を占めた。この増加は主に電力部門に対する助成金の増加によるものであった。また、その他の移転の増加は、特に一般的子供手当および一般的出産手当を通じた社会保障給付の増加ならびに地方輸送業者および電力電気供給持続可能性行動プログラムへの移転も要因であった。2016年3月以降、自営業者および臨時従業員に対する家族手当の対象が拡大された。この方策により、514,000人の子供および家族が対象となった。

国家統治機構における給与は、（新方式に従い算出された）2015年の1,991億ペソから34.0%増加して2016年には2,668億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約13.5%を占めた。

資本支出は、（新方式に従い算出された）2015年の1,609億ペソから2016年には1,820億ペソに増加した。

総合財政収支： 非金融公共部門の総合財政収支は、（新方式に従い算出された）2015年の3,038億ペソの赤字に対して、2016年には4,748億ペソの赤字となった。

2017年の財政実績と2016年の財政実績の比較

基礎的財政収支： 基礎的財政赤字は、2016年が3,435億ペソであったのに対して、2017年には4,041億ペソとなった。2017年において、財政歳入合計が23.1%増加した一方、基礎的歳出（支払利息を除く。）は22.1%の増加となった。

財政歳入： 2017年において、財政歳入は2016年の1兆5,853億ペソから1兆9,514億ペソとなり23.1%増加した。この増加は主に、VAT、社会保障税および所得税からの歳入の増加によるものであった。

基礎的歳出： 2017年において、国家公共部門の基礎的歳出（支払利息を除く。）は、2016年の1兆9,288億ペソから22.1%増加して2兆3,556億ペソとなった。この増加は主に以下の要因によるものであった。

社会保障支出は、2016年の7,347億ペソから39.2%増加して2017年には1兆225億ペソとなり、歳出の増加額全体の約67.4%を占めた。この増加は主に、（無拠出制年金にも影響を与えた）法第26,417号に従い年金支払が増加したことによる。

その他の移転（対外部門移転、民間部門助成金および大学等の自治的な公共団体への移転を含む。）は、2016年の5,731億ペソから4.7%増加して2017年には5,999億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約6.3%を占めた。この増加は主に、特定の助成金（特に運輸部門に対する助成金）の増加によるものであった。2017年中、エネルギー部門への移転は前年と比べて39.9%減少した。また、その他の移転の増加は、特に一般の子供手当および一般的出産手当を通じた社会保障給付の増加、大学に対する移転ならびにガスおよび石油の産出および輸出の促進を目的とした炭化水素投資についての国家計画への移転も要因となった。

国家統治機構における給与は、2016年の2,668億ペソから24.9%増加して2017年には3,332億ペソとなり、基礎的歳出の増加額全体の約15.6%を占めた。資本支出は、2016年の1,820億ペソから2017年には2,079億ペソに増加した。

総合財政収支： 非金融公共部門の総合財政収支は、2016年の4,748億ペソの赤字に対して、2017年には6,291億ペソの赤字となった。

(b) 租税制度

アルゼンチンにおいては、法的な課税権限は国会、州立法府および、一定の限度で、地方自治体に分有されている。

連邦税は国会の法律により授権されなければならないが、行政機関は国会の立法を実施するために必要な規則および命令を発する権限を与えられている。アルゼンチンは連邦歳入法典を有していない。これに代え、随時変更される個別の法律が様々な種類の租税について定める。財務省は連邦歳入の徴収責任を負っている。財務省はこの任務を主として、AFIPを通じて遂行する。

2017年12月27日、アルゼンチン国会は、アルゼンチンの租税制度における一定の抜け穴および非効率性を排除し、脱税を減らし、個人に適用される所得税の対象を拡大し、財政均衡の回復を目指したアルゼンチンの中期および長期の取り組みを持続しつつ投資を促進することを目的とした税制改革について承認した。

これらの改革は、今後の5年間にわたり段階的に施行されていく。これらの改革の財政コストはGDPの0.3%に相当すると見積もられた。かかる改革は、持続的に、アルゼンチン経済の競争力を高め（財政赤字の削減によるものを含む。）、雇用を促進し、貧困を削減することを目的としたマクリ大統領が発表した拡大プログラムの一環を成している。かかる税制改革の主要な要素は以下のとおりである。

連邦政府、州および地方自治体ならびにブエノスアイレス市が発行した債券の売却または処分によりアルゼンチンの税法上の居住者（アルゼンチンに所在する個人および不可分財産）が取得した利息およびキャピタルゲインは所得税の対象となり、その税率は、(a)インデクセーション条項を含まないペソ建債券の場合は5%、および(b)インデクセーション条項を含むペソ建債券または外貨建債券の場合は15%となるが、一定の要件の遵守を条件として、証券取引所における持分証券の売却でアルゼンチンの税法上の居住者（アルゼンチンに所在する個人および不可分財産）により実現された利益は引き続き課税を免除される。

連邦政府、州および地方自治体ならびにブエノスアイレス市が発行した債券の保有者で、アルゼンチンの税法上の居住者でない者は、かかる受益者が非協力的な税務管轄地に居住していない、またはかかる管轄地を通じて資金を経由させていない範囲において、利息およびキャピタルゲインに関してアルゼンチンの所得税の対象とはならない。非協力的な管轄地のリストは行政機関により作成および公表される予定である。Lebacs債はアルゼンチンの非居住者に適用される課税免除から除かれる。「 - - 租税制度」を参照のこと。

法人所得税は段階的に引き下げられ、2018年に30%およびその後の年度において25%となる。源泉徴収税は一定の配当または利益の配分に課せられ、法人所得に対する実効税率の合計は35%となる。

また、税制改革において、社会保障拠出制度、租税に関する行政手続法、租税犯罪法、液体燃料に係る税および物品税に対するその他の変更も定めている。

さらに、2017年12月29日、中級車両（価格帯が38万ペソから90万ペソのもの）に対する10%の税は廃止されたが、高級車両（価格が90万ペソ超のもの）に対する20%の課税は維持された。

本項で表示されているデータは、州との租税配分の歳入（および移転）を含むため、「 - (a) 国家公共会計」の項で表示されているものとは異なる。「 - (f) 州との財政関係」を参照のこと。

租税収入の構成

政府は以下の租税を課している。

物品財貨およびサービスに対するVAT

所得税

社会保障税

外国貿易税

資本税

燃料税

財貨およびサービスに係るその他の租税（消費税および金融取引税等）

伝統的に、政府はその収入の大部分をVAT（付加価値税）、社会保障負担金および所得税から得ている。

2017年12月31日に終了した年度の租税収入は、2016年と比較して25.0%増加し、2兆6,220億ペソであった。この増加は主として以下によるものである。

経済活動および輸入の活発化

租税特赦法上の罰金からの収入

公共部門および民間部門の名目賃金額の増加

製品およびサービスの価格上昇

徴税方法の継続的改善

2017年中、

VAT歳入は、経済活動および消費の活発化により2016年と比べて31.2%増加し、クレジットカードおよびデビットカードによる支払いに係るそれぞれ5%の減税が撤廃されたことによりさらに増加した。VAT歳入の増加は、穀物生産者および輸出業者に対するVATの還付額の増加により一部相殺された。

金融取引税からの歳入は、主に銀行取引が増加したため31.3%増加した。

社会保障税は31.9%増加した。これは主に、課税対象賃金の増加と社会保障拠出について支払われる税額の上限が引き上げられたことによる。

主に法人および個人による予納税額および納税額の増加により、所得税収は28.2%増加した。

外国貿易税は8.6%増加した。輸入税収入は、主に輸入の増加と名目為替レートの上昇を受けて25.3%増加したが、情報・通信の技術および製品の輸入に適用された手数料の減少により一部相殺された。一方、輸出税収入は一定の製品に対する輸出税の撤廃およびその他に対する輸出税の税率の引き下げを受けて7.5%減少した。

租税特赦法の第二段階の適用に関連する歳入により、2017年中に約461億ペソの追加的臨時税収がもたらされた。

以下の表は、表示特定期間中の政府の租税歳入の構成を示す。

租税歳入の構成

(単位：百万ペソ)

	2013年	2014年	2015年	2016年(3)	2017年(3)
VAT	249,006	331,203	433,076	583,217	765,336
金融取引税	57,249	77,651	98,736	133,721	172,838
社会保障税(1)	236,072	307,656	415,410	555,320	733,527
所得税	185,688	269,809	384,536	436,927	555,023
法人所得税	99,346	132,178	185,725	235,866	294,546
個人所得税	79,803	125,503	188,218	174,248	234,117

その他	6,539	12,128	10,593	26,814	26,360
輸入および輸出税	79,940	115,283	113,053	130,080	141,373
資本税(2)	10,471	14,575	18,538	19,976	22,786
燃料税	31,010	44,490	56,478	75,664	102,846
物品およびサービスに対する					
その他の税	21,347	29,020	40,291	59,908	87,765
そ の 他	3,110	5,599	6,931	117,594	56,676
租税規制対応	(1,313)	1,340	1,306	110,721	46,131
その他	4,423	4,260	5,624	6,873	10,544
租税歳入総額(2)	873,893	1,195,287	1,567,050	2,112,408	2,646,993
払 戻 し	(5,394)	(11,215)	(8,831)	(14,983)	(24,953)
純租税歳入	868,499	1,184,072	1,558,219	2,097,425	2,622,040

(1) 2013年、2014年、2015年、2016年および2017年の歳入は、アルゼンチンの包括年金制度による年金負担金を含む。

(2) 租税歳入総額には、一定の状況において払い戻されることとなるVATおよび所得税など、ある年度において徴収され、後日払い戻される特定の租税歳入を含む。かかる払い戻しは、純租税歳入を計算するために租税歳入総額から控除される。

(3) 暫定値。

出所：財務省

租税歳入の構成

(政府の歳入総額に対する割合(%))

	2013年	2014年	2015年	2016年(3)	2017年(3)
VAT	28.7	28.0	27.8	27.8	29.2
金融取引税	6.5	6.5	6.3	6.3	6.6
社会保障税(1)	27.2	26.0	26.7	26.5	28.0
所得税	21.1	22.6	24.5	20.6	21.2
法人所得税	11.2	11.0	11.8	11.1	11.2
個人所得税	9.1	10.6	12.0	8.3	8.9
その他	0.8	1.0	0.7	1.2	1.0
輸入および輸出税	9.2	9.7	7.3	6.2	5.4
資本税	1.2	1.2	1.2	1.0	0.9
燃料税	3.6	3.8	3.6	3.6	3.9
物品およびサービスに対する					
その他の税	2.5	2.5	2.6	2.9	3.3
そ の 他	0.4	0.5	0.4	5.6	2.2
租税規制対応	(0.2)	0.1	0.1	5.3	1.8
その他	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4
租税歳入総額(2)	100.6	100.9	100.6	100.7	101.0
払 戻 し	(0.6)	(0.9)	(0.6)	(0.7)	(1.0)
純租税歳入	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 2013年、2014年、2015年、2016年および2017年の歳入は、アルゼンチンの包括年金制度による年金拠出金を含む。

(2) 租税歳入総額には、一定の状況において払い戻されることとなるVATおよび所得税など、ある年度において徴収され、後日払い戻される一定の租税歳入を含む。かかる払い戻しは、純租税歳入を計算するために租税歳入総額から控除される。

(3) 暫定値。

出所：財務省

以下の情報は、社会保障税を除き、政府により課せられる2017年12月現在の主な租税の略述である。社会保障税の内容については、「(2) (e) 社会保障制度」を参照のこと。

付加価値税 (VAT)

VATは、アルゼンチン内における財貨およびサービスの販売、および海外におけるサービスの実質的な利用がアルゼンチン内で行われた場合の海外でのサービス提供であって、かつ、そのサービスの提供者がVAT課税対象者として登録されている場合におけるかかる海外におけるサービスの提供に対して課せられる。VATは消費財の輸入に対しても課せられる。

2017年12月31日現在、一般VATの税率は21.0%であった。27.0%の増加税率が非居住者向のガス、電気、水道、下水道および電気通信サービスの提供に適用される。10.5%の削減税率が、住宅プロジェクト、家畜およびその他の農産物の販売、資本財の販売ならびに一定の財務収益および費用を含む、一定の場合に適用される。

政府はまた、一定の財貨およびサービスの消費に対して一定の税を課している。以下の表は、一定の製品に対して適用される税率の例を示す。

財貨およびサービスに対する税の構成

製 品	税率(%)
-----	-------

財貨	
タバコ製品	16-75
アルコール飲料	8-20
非アルコール飲料（エキス、濃縮物およびミネラルウォーターを含む。）	4-8
高級品	20
レクリエーション・スポーツ機器（自家用飛行機およびヨットを含む。）	10
電子製品	11
自動車、エンジンおよびオートバイ	10-20
サービス	
保険	0.1-23
衛星電話および携帯電話	4

出所：財務省

金融取引税

金融取引税は例外的措置として2001年に導入され、政府の重要な収入源となっている。この税は特定の限定的な例外を除き、大部分の金融取引の総額に対して課せられる。標準税率は当座預金口座への入出金については0.6%、資金その他の現金の送金については1.2%である。金融取引税は当初は、2002年12月に失効予定だったが、国会が何度も連続してその失効期日を延長した。その結果、当座預金口座への入出金に対する租税は2022年12月31日まで有効となった。かかる税収は、社会保障制度/年金支払に充当されている。

携帯電話税

2010年以降、政府は携帯電話税を徴収しており、「その他の税」に計上されている。この租税は、顧客が携帯電話会社に支払う金額（VATを控除後）の1%に相当する。2017年12月、政府は、携帯電話税を顧客が携帯電話会社に支払う金額（VATを控除後）の5%まで引き上げる法律を制定した。

所得に対する税金

アルゼンチンの居住者およびアルゼンチンに住所を有する法人はその全世界における所得に対して所得税の課税対象となる。非居住者については、アルゼンチンに源泉のある所得に対して所得税の課税対象となる。

国、州および地方自治体当局の収入ならびに非営利団体（生活協同組合、宗教的機関および財団を含む。）は所得税を免除される。政府は、ティエラ・デル・フエゴ島等の一定の地域において行われているプロジェクト、ならびに公共輸送およびごみ収集等の一定の経済活動に対して、税を免除または特別報奨金（優遇税制措置の形式による）を創設した。

アルゼンチンにおいては3種類の所得に対する税金がある。

利益所得税（Impuesto a las ganancias）：所得税の目的におけるアルゼンチンの居住者である個人については、その全世界における所得に対して9%から35%までの税率により課税される。有価証券取引から生じた利益の純額に対しては、15%の税率が適用される。一定の市場を通じた一定の証券の売却から生じたキャピタルゲインは、アルゼンチンの個人の居住者については納税が免除される。代わりに、すべての事業体にはその全世界における所得の純額に対して一律35%の税率で課税される。非居住者である個人および事業体は、アルゼンチンに源泉のある所得に対して35%の税が課される。

くじおよび賭博収益特別税 (Gravamen de emergencia sobre premios de determinados juegos de sorteos y concursos deportivos) : この税率は31%であり、くじおよび賭博による利得の純額の90%に対して課せられる。

名目最低所得税 (Impuesto a la Ganancia Mínima Presunta) : 所得税の課税対象である株式およびその他持分など一定の例外を除き、毎会計年度末日現在、企業および個人が所有する一定の資産の価額に対して、最低基準額の超過分に対して1%の税が課せられる。企業の場合、所得税として内払いされた金額は、二重課税回避のためこの租税より控除することができる。最低所得税率は所得税率を補完する。各年の財政債務は両租税を上回って設定されている。しかしながら、最低所得税が所得税を上回る場合、超過分は10年を限度として将来の所得税支払い義務に充当される。この企業に対する名目最低所得税は、2019年1月1日以降に開始する租税期間については廃止されることになっている。

外国貿易税

外国貿易税は輸出税および輸入税から成る。輸入税はアルゼンチンに消費向けに輸入される物品財貨およびサービスに対して課される。輸入税は従価(すなわち、物品財貨またはサービスの実価)もしくは単価(単位当たりの固定額で算定される。)のいずれかに基づき、またはこれらを組み合わせて賦課される。輸入税の税率は0%から35%の範囲である。アルゼンチンで製造されていない資本財の輸入には2%の税率で課税される一方で、アルゼンチン製のものには一般に14%の税率が課される。繊維、履物およびおもちゃ等の一定の製品は特別税率で課税される。輸出税は2002年に導入された。輸出税は2003年以降、主に、当初数年間に国際的商品価格の高騰およびペソによるアルゼンチンの米ドル建ての輸出品の競争力および価値を高めたペソの下落により、政府の重要な歳入源となっている。国内のインフレーションおよびペソの実質的上昇によりアルゼンチンの輸出は競争力を損なった。

以下が、2017年12月31日現在に施行されている一定の輸出税率に関する説明である。

原油および燃料の輸出については、

1 バレル当りの原油および燃料の国際価格が、71.00米ドルを下回る場合、適用される輸出税は、1%である。

1 バレル当りの原油および燃料の国際価格が原油で71.00米ドルを上回る場合、輸出税は、次の公式に従って計算される。

$$D = \frac{(PI - VC)}{VC} \times 100$$

Dは輸出税、PIは国際価格、VCは値引額(輸出業者に支払われる税控除後の正味最高額: 2017年12月31日現在、値引額は1バレル当り70,00米ドルである。)である。

金属廃棄物の輸出については5%

皮革類の輸出については5%から10%

天然コルクの輸出については5%から10%

紙およびリサイクルの段ボールの輸出については20%

大豆油およびその他の大豆加工製品の輸出については27%

大豆の油料種子の輸出については30%

天然資源ガスの輸出については100%

2013年において、農産物に係る輸出税が輸出税総額に占める割合は36.3%、食料・飲料品に係る輸出税は輸出税総額の35.2%、燃料製品に係る輸出税は輸出税総額の14.0%であった。

2014年において、食料・飲料品に係る輸出税が輸出税総額に占める割合は39.3%、農産物に係る輸出税は輸出税総額の36.2%、燃料製品に係る輸出税は輸出税総額の10.7%であった。

2015年において、食料・飲料品に係る輸出税が輸出税総額に占める割合は40.6%、農産物に係る輸出税は輸出税総額の43.90%、燃料製品に係る輸出税は輸出税総額の2.3%であった。

2016年において、食料・飲料品に係る輸出税が輸出税総額に占める割合は55.2%、農産物に係る輸出税は輸出税総額の41.7%、燃料製品に係る輸出税は輸出税総額の1.5%であった。

2017年において、食料・飲料品に係る輸出税が輸出税総額に占める割合は57.2%、農産物に係る輸出税は輸出税総額の42.2%、燃料製品に係る輸出税は輸出税総額の0.1%であった。

輸出入税による歳入は、2016年の1,302億ペソから8.6%増加し2017年は1,414億ペソになった。輸出税による歳入は、主に大豆および大豆製品の輸出の減少ならびに低い税率の輸出製品の増加と高い税率の輸出製品の減少となった輸出製品の構成の変化により、2017年は2016年比べて7.5%減少した。輸入税による歳入は、輸入の増加（ペソの下落によるペソ建による金額および価格において）により25.3%増加した。

「(2) - 財政政策」を参照のこと。

資本税

資本税には、個人が所有する個人資産の価額に対する租税、信用組合の純資産に対する租税および不動産の売却に対する租税が含まれる。

燃料税

政府はガソリンおよびディーゼル等の液体燃料ならびに圧縮天然ガスを含む種々の燃料の販売に対して租税を課している。2017年末まで、液体燃料の販売に対する租税は一般的に輸入業者、精製業者および販売業者に対して課せられ、税率は燃料の種類により純売上額の17.1%から63%までの幅があった。

租税の執行

アルゼンチンは歴史的に租税徴収率が低かった。政府は脱税防止プログラム（Plan Antievasión）が議会により承認された2003年以降、租税徴収率を高めるための措置を講じている。租税徴収率の改善のために政府が取り入れた最近の取り組みには、以下を含む。

二重課税防止および租税協力協定

アルゼンチンは多くの国々（近年におけるウルグアイ（2012年）、アラブ首長国連邦（2016年）、スイス（2016年）、ブラジル（2017年）およびパナマ（2017年）を含む。）との間で、情報の交換を通じて租税事項の国際協力を促進し、国境を越えた商業取引の透明性を高めるための協力協定に調印している。こうした協定により、書類の形式による租税情報の共有が規定され、および一定の場合相手国の領土において、一国の管轄当局の代表者が事情を聴取し、当該領土での記録の検証ができる。その他の場合、こうした協約は、関税手続きにおける相互の援助を規定している。

アルゼンチンは、経済協力開発機構（OECD）が推進する1988年税行政執行共助条約および2014年当局多国間合意の参加当事国でもある。

2016年12月、アルゼンチンと米国は、脱税に対抗し、透明性を高めることを目的とした租税情報交換協定を締結した。

アルゼンチンは、多数の国と二重課税防止条約を締結している。アルゼンチンがチリに対して国内要件が整った旨を通知したことを受け、アルゼンチンおよびチリの間の二重課税防止条約が2016年10月11日に発効した。

租税特赦法

2016年7月に、アルゼンチンの居住者に自発的な資産の申告を促すため、租税特赦法（Régimen de Sinceramiento Fiscal）が導入された。同法により、アルゼンチン国内または海外にアルゼンチンの税務当局へ申告していない資金または資産を保有するアルゼンチンの税法上の居住者は、（ ）指定の期限日まで当該資産を保有していた証拠を提出できることを条件に、当該資産について脱税の訴追を受けることなく、または当該資産に係る未払租税債務の納付を求められることなく、（現金の場合は2016年10月31日まで、その他の財産の場合は2017年3月31日までに）当該資産を申告すること、および（ ）アルゼンチン国外にある申告済みの財産をアルゼンチンに送ることなく保持することが認められた。未申告の現金および資産の価額に対しては、一定の投資有価証券が保有納税者により購入されている場合を除き、特別税が適用されることとなった。同制度では特に、法を遵守する納税者への恩恵、個人資産税の一部に係る変更、アルゼンチンの会社が支払う配当金に係る10%の源泉所得課税の廃止、および名目最低所得税の2019年1月1日以降の廃止が定められた。現在までにアルゼンチンの23の州のうち20州が上記の制度を実施している。コリエンテス州、チュブ州およびフォルモサ州のみ、まだ租税特赦法を遵守していない。

2017年4月3日までに、1,168億米ドル分の現金資産、不動産および有価証券が送還され、合計1,486億ペソが政府により租税収入として徴収された。

(c) 公共部門歳出の構成

公共部門歳出には一般管理歳出、公債の元利金支払い、公共インフラおよびサービスに対する投資、防衛および安全保障に関する支出、司法制度の管理費用ならびに社会プログラム支出が含まれる。

以下の表は、歳入および歳出の支払いが受領または実行される期間にかかわらず、それらの歳入歳出が発生する期間において計上する発生主義により計算された以下に示す期間の国家統治機構の歳出を示す。この計算方法は、国家の公共会計を計算するためにアルゼンチンが使用する現金主義とは異なるものである。「 - -概要」を参照のこと。

国家統治機構の歳出の構成(1)

(対名目GDP比(%))

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
一般管理	1.0	1.0	1.0	1.2	1.3
防衛および安全保障	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2
司法	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
社会プログラム	13.4	13.4	14.5	14.6	15.1
社会保障(2)	9.4	9.3	10.3	10.8	11.3
文化、教育、科学および技術	1.9	1.9	2.0	1.9	1.9
保健	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
住宅	0.8	0.9	0.8	0.5	0.4
社会福祉	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5
労働	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
経済的インフラストラクチャーおよび					
サービスに対する公共支出	5.1	6.8	5.0	4.7	3.2
公債の元利金支払い(3)	1.3	1.9	1.8	3.7	3.1
合 計	22.4	24.8	24.0	26.0	24.3

(1) この表に記載の未払の金額には、国有企業および信託基金のようなアルゼンチンの国家の非金融公共部門の一部を構成するが、国家統治機構の一部ではない機関の予算額は含まれていない。上記のデータには未交換債務について発生した利息は含まれておらず、かかる利息の一部は2016年4月22日に支払いが行われた。未交換債務は、未払元本および当初予定されていた満期までの約定利率により算出された未払利息のみを含むと定義されており、罰則的または不履行利息は含まれない。アルゼンチンは、時効完成済みの元本または利息に関する請求に対して支払いを行っておらず、本和解案は時効完成済みの元本または利息に対する請求を対象としていない。本和解案に基づく和解拒絶（ホールアウト）債権者との間の係争事案の和解手続きの中で、アルゼンチンは不履行となった各債券シリーズの当初予定された償還期限後に発生した利息（時効完成済みの利息は除く。）も不履行利息と同様に考慮した。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

(2) 本表の「社会保障」項目で表示される金額は、「国家公共会計」の表で表示されるデータと異なる方法を用いて計算されたため、これらのデータは一致していない。

(3) 支払継続債務に基づく。

出所：財務省

国家の公共部門歳出の構成(1)

(対政府歳出総額比(%))

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
一般管理	4.4	3.9	4.2	4.8	5.2
防衛および安全保障	5.5	5.4	5.5	5.0	5.0
司 法	1.6	1.4	1.6	1.5	1.7
社会プログラム	59.8	54.1	60.2	56.1	62.2
社会保障(2)	41.9	37.5	42.7	41.4	46.6
文化、教育、科学および技術	8.5	7.7	8.4	7.3	7.8
保 健	3.8	3.5	3.9	3.5	3.7
住 宅	3.5	3.4	3.2	2.1	1.7
社会福祉	1.7	1.7	1.5	1.4	2.0
労 働	0.5	0.4	0.4	0.3	0.4
経済的インフラストラクチャーおよびサー ビスに対する公共支出	22.7	27.5	20.8	18.2	13.2
公債の元利金支払い(3)	6.0	7.7	7.7	14.4	12.7
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) この表に記載の未払の金額には、国有企業および信託基金のようなアルゼンチンの国家の非金融公共部門の一部を構成するが、国家統治機構の一部ではない機関の予算額は含まれていない。上記のデータには、未交換債務について発生した利息は含まれておらず、かかる利息の一部は2016年4月22日に支払いが行われた。未交換債務は、未払元本および当初予定されていた満期までの約定利率により算出された未払利息のみを含むと定義されており、罰則的または不履行利息は含まれない。アルゼンチンは、時効完成済みの元本または利息に関する請求に対して支払いを行っておらず、本和解案は時効完成済みの元本または利息に対する請求を対象としていない。本和解案に基づく和解拒絶（ホールドアウト）債権者との間の係争事案の和解手続きの中で、アルゼンチンは不履行となった各債券シリーズの当初予定された償還期限後に発生した利息（時効完成済みの利息は除く。）も不履行利息と同様に考慮した。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

(2) 本表の「社会保障」項目で表示される金額は、「国家公共会計」の表で表示されるデータと異なる方法を用いて計算されたため、これらのデータは一致していない。

(3) 支払継続債務に基づく。

出所：財務省

社会プログラムに対する歳出、公共インフラおよびサービスに対する投資ならびに公債の元利金支払いが政府歳出において最も大きな部分を占め、その割合は2013年から2017年までの間において平均で政府歳出総額の88.7%に相当した。

社会プログラムに対する歳出

政府は歳入の大部分を社会プログラムにあてている。2013年から2017年までの間、社会プログラムに対する歳出は平均で国家統治機構の年間歳出の58.5%を占めており、そのうち社会保障給付のみで平均42.0%を占めた。これらの社会プログラムには社会保障制度、文化財およびサービス、教育、科学および技術プログラム、保健制度、低所得住宅プログラム、社会福祉プログラムならびに労働補助金が含まれている。また、現行法に基づき、政府の年間予算の6%が教育、科学および技術に割り当てられなければならない。

公共のインフラストラクチャーおよびサービス

公共インフラの主要プロジェクトには以下のものが含まれる。

鉄道および道路の建設

送電のための電線の敷設および改修

火力発電所のためのガス輸送システムの拡張

水道管および排水路の建設

詳細な情報については、「 - (d) インフラストラクチャー開発」を参照のこと。

2016年11月16日、国会は新たなPPP制度を創設する法律を制定し、2017年2月20日、マクリ政権は主要な施行規則を公表した。「(2) - 経済の歴史および背景 - マクリ政権：2015年から2017年 - 生産性、競争力および透明性の向上を趣旨とする措置」を参照のこと。

2016年12月21日、アルゼンチンの最高裁判所は、サンタクルス州にある「ネストル・キルチネル大統領」ダムおよび「ホルヘ・セペルニック知事」ダムにおける建設工事を差し止めた。最高裁は、法的強制力のある環境への影響に関するアセスメントおよびプロジェクトに関する公聴会が行われていないとし、工事の続行はこれらの手続きが完了することを条件とした。最高裁判所により義務付けられたように、2017年中にこれらのプロジェクトは見直され、国会が開催した公聴会を受けた環境への影響についての報告結果を採り入れた。

公債の元利金支払い

政府は支払継続債務に関して支払われた利息のみを計上している。下記のデータには、未交換債務について発生した利息は含まれておらず、かかる利息の一部は2016年4月およびその後の取引において支払われた。未交換債務は、未払元本および当初予定されていた満期までの約定利率により算出された未払利息のみを含むと定義されている。かかる金額には罰則的または不履行利息は含まれない。アルゼンチンは、時効完成済みの元本または利息に関する請求に対して支払いを行っておらず、本和解案は時効完成済みの元本または利息に対する請求を対象としていない。和解拒絶（ホールドアウト）債権者との間の係争事案の和解手続きの中で、アルゼンチン政府は不履行となった各債券シリーズの当初予定された償還期限後に発生した利息（時効完成済みの利息は除く。）も不履行利息と同様に考慮した。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチン政府の本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。2016年4月以降に発行された債務証券（その手取金の全部または一部は未交換債務に基づく債権の返済に充当された。）について支払われる利息は「公債の元利金支払い」の項目に反映される。2013年には、主にGDP連動証券に関して支払期限が到来したものがなかったため、支払利息は歳出総額に占める割合において6.0%に低下し、名目ベースで見た場合も6.7%減少となった。2014年には、主にBonares債、元本削減債の支払利息ならびに多国間機関に対する債務に関する支払利息の増加により、支払利息は歳出総額に占める割合において7.7%に上昇し、名目ベースで見た場合では94.2%増加した。2015年には、主にBonares債、元本削減債およびトレジャリー・ノートに関する支払いにより、支払利息が歳出総額に占める割合は7.7%と安定しており、名目ベースで見た場合では26.0%増加した。2016年には、主にBonares債、元本削減債およびトレジャリー・ノートに関する支払いならびに2016年4月以降に発行された証券（その一部が未交換債務に基づく債権の返済を目的とする。）から生じた利息により、支払利息が歳出総額に占める割合は14.5%まで上昇し、名目ベースで見ると180%増加した。2017年には、主にBirads債、Bontes債およびトレジャリー・ノートに関する支払いにより、支払利息が歳出総額に占める割合は2016年の14.4%から12.7%まで低下し、名目ベースで見た場合には5.8%増加した。「(6) (a) - 支払継続外貨建債務支払」を参照のこと。

防衛および安全保障

2013年から2015年までにおいて防衛および安全保障に対する政府歳出は比較的安定しており、2013年には歳出総額の5.5%、2014年には歳出総額の5.4%および2015年には歳出総額の5.5%を占めた。2016年および2017年の各年において、防衛および安全保障に対する政府歳出は歳出総額の5.0%となった。

一般管理歳出

2013年には一般管理歳出は政府歳出総額に占める割合において4.4%となったが、名目ベースでは2012年と比べて38.7%増加した。

2014年には一般管理歳出は政府歳出総額に占める割合において2013年の4.4%から3.9%に低下したが、名目ベースでは2013年と比べて33.0%増加した。上記の割合の低下は主に、2014年において一般管理歳出の伸びのペースが他の政府歳出と比べて遅かったことによる。

2015年には一般管理歳出は政府歳出総額に占める割合において2014年の3.9%から4.2%に上昇し、名目ベースでは2014年と比べて36.4%増加した。

2016年には一般管理歳出は政府歳出総額に占める割合において2015年の4.2%から4.8%に上昇し、名目ベースでは2015年と比べて67.9%増加した。

2017年には一般管理歳出は政府歳出総額に占める割合において2016年の4.8%から5.2%に上昇し、名目ベースでは2016年と比べて32.1%増加した。2018年6月、マクリ政権はIMFと36か月のスタンバイ取決めを締結した。「(2) - IMFおよびその他の多国籍組織との合意」を参照のこと。

(d) インフラストラクチャー開発

以下の表は、表示の年度のインフラ開発における政府の歳出（助成金を含む。）の構成を示す。

公共部門歳出の構成

	(対歳出総額比(%))				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
経済的インフラストラクチャーに対する公共部門歳出	22.7	27.5	20.8	18.2	13.2
エネルギー、燃料および鉱業	11.6	18.8	12.2	11.0	6.0
通 信	1.0	0.8	0.8	0.4	0.4
運 輸	7.0	6.6	6.2	5.5	5.6
エコロジーおよび環境	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3
農 業	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5
工 業	0.2	0.3	0.4	0.5	0.4
貿易、観光およびその他のサービス	0.3	0.2	0.3	0.1	0.1

出所：財務省

公共部門歳出の構成

	(対GDP比(%))				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
経済的インフラストラクチャーに対する公共部門歳出	5.1	6.8	5.0	4.7	3.2
エネルギー、燃料および鉱業	2.6	4.7	2.9	2.9	1.5
通 信	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
運 輸	1.6	1.6	1.5	1.4	1.3
エコロジーおよび環境	-	0.1	0.1	0.1	0.1
農 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
工 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
貿易、観光およびその他のサービス	0.1	-	0.1	-	-

出所：INDECおよび財務省

2016年以降、政府はインフラ開発費用を助成金に依存する方針から投資へ依存する方針へと転換している。エネルギー消費に対する助成金が減額された一方、エネルギー部門への民間部門投資の促進のために大幅な改革が導入された。「(2) - 経済の歴史および背景 - マクリ政権：2015年から2017年 - エネルギー部門改革」を参照のこと。同様に、政府は、運輸部門に対する助成金を減らしたが、空港および鉄道の改良などの運輸専用のインフラ建設を通じて投資全体を増加させた。「(2) - 経済の歴史および背景 - マクリ政権：2015年から2017年 - 生産性、競争性および透明性の向上を趣旨とする措置」を参照のこと。

(e) 予 算

内閣の長は国家統治機構の予算を作成する責任があり、予算は次年度以降3年間の国家統治機構の財政実績を予想しなければならない。予算は3年度単位で作成されるが、国会は次年度の予算のみを承認する。予算が承認されて初

めて、政府は割当てられた金額を種々の機関ならびに州およびブエノスアイレス市に対して四半期毎に配布することができる。国家会計検査院 (Auditoría General de la Nación) は国家統治機構およびその機関の予算遵守を監督する責任がある。公共部門財政法は、政府が運営費用を賄うために借入を行うことを禁止している。

2018年の予算は2017年12月27日に承認された。

以下の表は、2018年予算の2017年の実績に対する比較を示す。

予算の比較

	2017年実績	2018年予算	(単位：百万ペソ)	
			差 額	
			(百万ペソ)	(%)
経常歳入	1,950,284.6	2,321,563.4	371,278.8	19.0
租税収入	1,098,862.7	1,258,433.4	159,570.7	14.5
社会保障拠出金	729,005.5	890,638.9	161,633.4	22.2
租税外収入	52,832.6	65,904.3	13,071.7	24.7
行政の物品および サービスの販売	7,358.1	7,625.6	267.5	3.6
資産税	56,876.0	95,955.1	39,079.1	68.7
経常移転	3,691.0	1,265.2	(2,425.8)	(65.7)
その他の収入	1,658.7	1,740.9	82.2	5.0
公共事業体の 営業黒字	-	-	-	-
経常歳出	2,394,864.0	2,772,489.2	377,625.2	15.8
消費支出	445,795.4	498,431.9	52,636.5	11.8
人件費	332,656.7	386,004.5	53,347.8	16.0
物品および サービス	113,138.7	112,427.4	(711.3)	(0.6)
資産税	224,318.1	286,334.2	62,016.1	27.6
社会保障支出	992,858.9	1,210,786.0	217,927.1	21.9
直接税	6,165.8	6,774.6	608.8	9.9
その他の損失	1,400.5	2,036.5	636.0	45.4
経常移転	673,031.0	726,976.3	53,945.3	8.0
公共事業体の 営業赤字	51,294.3	41,149.7	(10,144.6)	(19.8)
基礎的収支	(444,579.4)	(450,925.8)	(6,346.4)	1.4
資本収入	4,276.4	4,275.1	(1.3)	-
資本支出	193,464.5	235,152.2	41,687.7	21.5
実質直接投資	90,159.2	111,760.7	21,601.5	24.0
資本移転	98,617.2	114,842.5	16,225.3	16.5
財政投資	4,688.1	8,549.0	3,860.9	82.4
歳入合計	1,954,561.0	2,325,838.5	371,277.5	19.0
歳出合計	2,588,328.5	3,007,641.4	419,312.9	16.2
基礎的歳出	2,364,022.2	2,721,450.4	357,428.2	15.1
基礎的収支	(409,461.2)	(395,611.9)	(13,849.3)	(3.4)
財政収支	(633,767.5)	(681,802.9)	(48,035.4)	7.6

2018年予算は、2018年のGDPの3.2%に相当する基礎的財政収支の赤字を想定している。この想定上の財政赤字は、主に経常歳入と比べて経常歳出の伸びが小さいことを要因として、2017年に計上された財政赤字のGDPに対する割合の3.9%から減少している。2018年において共和国が計画した国際資本市場での資金調達による手取金は、共和国の同年の支払義務の一部を賄うために充当されており、今後も充当される予定である。

2018年予算は、社会における弱者層のニーズに応えることを目的としてマクリ政権が推進する社会プログラムの拡張を継続しており、これには以下が含まれる。

児童向けプログラム： 2018年予算において、() 青年期向け、在宅学習および幼児のためのスペースについてのプロジェクトを含む健康、教育および奨励策の児童による利用を確保することを目的として、いくつかのプロジェクトを設定した幼児のための全国計画(Plan Nacional de Primera Infancia)の継続的な実施、() 受給要件を満たしているにもかかわらず、まだ恩恵を受けていない児童を対象とした子供手当プログラムの拡張、および() 家族手当の拡張に資金の配分が行われた。

貧困削減への取り組み： 2018年予算において、() 貧困との闘いのために考案された手段であるアルゼンチン就労プログラム(Argentina Trabaja)、女性活用プログラム(Ellas Hacen)およびアルゼンチン学生支援プログラム(Progresar)などの所得移転プログラム、() 雇用を促進し、労働コストを削減するため、労働者が一時的に社会給付(かかる給付は労働者が正規雇用で就いた場合に給料の一部となる。)を維持することを可能にした社会的結合プログラム(Programa Empalme)、および() 地域企業の起業家および従業員の持続可能な収入源となり得るよう、これらの者の取り組みを促進するために毎月の奨励金を提供するプログラムである社会給付補完プログラム(Salario Social Complementario)の導入についての支援が引き続き行われた。

政府サービスの利用： 2018年予算において、政府サービスの容易な利用のためのプログラムであるEl Estado en tu Barrio(身近な国家)政策に対して移転が行われた。2016年以降、同プログラムにおいて約100万の業務が行われた。また、2018年予算において、一般的健康保険保障制度(Cobertura Universal de Salud)の発展および拡張のために資金が配分されたが、この制度は、() 国民による基本的健康保険サービスの利用の改善、() 分割および分断の軽減を目的とした健康保険制度の効率性の改善、異なるサブセクターの最適化および統合、ならびに() 健康保険サービスの高い質の基準の確保、を目的としている。

全体的には、2018年の予算では社会保障支出は2017年と比べて21.9%増加した。

2018年予算では、全国水道計画に関するプロジェクト、道路、鉄道貨物、港湾および水路のインフラならびに都市部公共輸送に関する全国運輸計画、国家住宅・居住地計画、エネルギー部門プロジェクトならびに教育インフラ・プロジェクトを含む様々なインフラ計画への投資のために資金が配分された。

(f) 州との財政関係

アルゼンチンの23の州およびブエノスアイレス市はその相互間および政府から独立した別個の法律上および財政上の団体である。アルゼンチンの連邦制度は公共サービスおよびその他の公共支出に対する重要な責任を州に分配しているが、集権的租税徴収制度に主に依存している。州は主として租税配分制度(以下に定義される。)を通じて、政府からの歳入移転に依存している。「-歳入移転」を参照のこと。租税配分制度に基づき、州は連邦政府に対して

一定の租税を徴収する憲法上の権限を授権し、政府はこれに対して、かかる租税から発生する歳入の一部を州に移転することに同意している。

2013年から2017年までに、州（ブエノスアイレス市を含む。）の年間歳出総額は平均で名目GDPの15.6%であったが、州（ブエノスアイレス市を含む。）の徴収した年間歳入は平均で名目GDPの約14.9%（租税配分額を含む。）であった。

以下の表は、表示期間中の州レベルの財政実績総額の変動の要約を示している。

州およびブエノスアイレス市の歳入および歳出の概要

(単位：百万ペソ)(1)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
歳入					
経常歳入					
管理税					
州税	175,468	241,076	314,666	434,624	591,467
国税					
租税配分	175,827	240,385	329,946	458,030	629,567
その他の国 税	45,794	63,566	85,463	105,109	125,058
国税合計	221,620	303,951	415,408	563,139.4	754,624.9
管理税合 計	397,089	545,027	730,074	997,763.0	1,346,092.2
その他の租税外 収入	27,283	39,878	45,432	58,453	72,277
行政の物品およ びサービスの 販売	2,816	4,102	4,991	7,863	10,313
資産税	1,873	3,225	4,153	11,426	21,854
経常移転	21,983	37,251	48,897	95,162	135,469
経常歳入 合計	451,043	629,483	833,547	1,170,666.2	1,586,006.2
資本収入	29,456	41,981	53,308	60,317	74,447
歳入合計	480,449.7	671,463.4	886,854.6	1,230,982.7	1,660,453.0
歳出					
経常歳出					
消費支出					
州行政賃金	255,621	351,760	500,574	691,635	880,821
消費財	12,043	16,733	23,369	30,226	38,279
サービス	32,958	44,945	66,636	83,990	118,282
消費支出合 計	300,622	413,438	590,579	805,851.0	1,037,381.7
支払利息	7,464	11,590	15,853	32,296	45,638
経常移転	115,478	158,025	211,961	311,018	405,987
経常歳出合 計	423,564	583,054	818,393	1,149,165.7	1,489,007.0
資本支出					
直接投資	50,211	67,342	93,338	114,678	190,199
資本移転	11,220	18,754	22,292	32,528	38,211
財政投資	5,303	6,154	9,100	15,596	25,929
資本支出合 計	66,734	92,251	124,729	162,802.1	254,339.7
歳出合計	490,299	675,305	943,122	1,311,967.8	1,743,346.7
財政収支	(9,799)	(3,841)	(56,267)	(80,985.1)	(82,893.7)

(1) 発生主義に基づき算定したの金額。

出所：財務省

以下の表は、表示期間中の州レベルの財政実績総額の要約を百分率で示す。

州およびブエノスアイレス市の歳入および歳出の概要

(前年度比(%))(1)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
歳入					
経常歳入					
管理税					
州税	44.8	37.4	30.5	38.1	36.1
国税					
租税配分	30.2	36.7	37.3	38.8	37.5
その他の国税	30.2	38.8	34.4	23.0	19.0
国税合計	30.2	37.1	36.7	35.6	34.0
管理税合計	36.2	37.3	34.0	36.7	34.9
その他の租税外収入	25.3	46.2	13.9	28.7	23.7
行政の物品およびサービスの					
販売	12.1	45.7	21.7	57.5	31.2
資産税	77.7	72.2	28.8	175.2	91.3
経常移転	7.0	69.4	31.3	94.6	42.4
経常歳入合計	33.7	39.6	32.4	40.4	35.5
資本収入	40.7	42.5	27.0	13.1	23.4
歳入合計	34.1	39.7	32.1	38.8	34.9
歳出					
経常歳出					
消費支出					
州行政賃金	28.8	37.6	42.3	38.2	27.4
消費財	30.3	38.9	39.7	29.3	26.6
サービス	28.5	36.4	48.3	26.0	40.8
消費支出合計	28.8	37.5	42.8	36.5	28.7
支払利息	31.3	55.3	36.8	103.7	41.3
経常移転	31.9	36.8	34.1	46.7	30.5
経常歳出合計	29.7	37.7	40.4	40.4	29.6
資本支出					
直接投資	45.1	34.1	38.6	22.9	65.9
資本移転	42.4	67.1	18.9	45.9	17.5
財政投資	52.1	16.1	47.9	71.4	66.3
資本支出合計	45.2	38.2	35.2	30.5	56.2
歳出合計	31.6	37.7	39.7	39.1	32.9
財政収支	(31.3)	(60.8)	1,364.9	43.9	2.4

(1) 発生主義に基づき算定した金額。

出所：財務省

州およびブエノスアイレス市の歳入および歳出の概要

(対GDP比(%))(1)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
歳入					
経常歳入					
管理税					
州税	5.2	5.3	5.3	5.3	5.6
国税					
租税配分	5.3	5.2	5.5	5.6	6.0
その他の国税	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2
国税合計	6.6	6.6	7.0	6.9	7.1
管理税合計	11.9	11.9	12.3	12.2	12.8
その他の租税外収入	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7
行政の物品およびサービスの販売	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
資産税	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
経常移転	0.7	0.8	0.8	1.2	1.3
経常歳入合計	13.5	13.7	14.0	14.3	15.0
資本収入	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7
歳入合計	14.4	14.7	14.9	15.0	15.7
歳出					
経常歳出					
消費支出					
州行政賃金	7.6	7.7	8.4	8.4	8.3
消費財	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
サービス	1.0	1.0	1.1	1.0	1.1
消費支出合計	9.0	9.0	9.9	9.8	9.8
支払利息	0.2	0.3	0.3	0.4	0.4
経常移転	3.4	3.5	3.6	3.8	3.8
経常歳出合計	12.7	12.7	13.7	14.0	14.1
資本支出					
直接投資	1.5	1.5	1.6	1.4	1.8
資本移転	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
財政投資	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2
資本支出合計	2.0	2.0	2.1	2.0	2.4
歳出合計	14.6	14.7	15.8	16.0	16.5
財政収支	(0.3)	(0.1)	(0.9)	(1.0)	(0.8)

(1) 発生主義に基づき算定したの金額。

出所：財務省

歳入移転

現在、租税配分制度およびその他のいくつかの特別歳入分配取決めに基づき、政府と州の間において歳入移転が行われている。1988年租税配分法（2002年の改正を含む。）（「租税配分法」）は現行の租税配分制度（「租税配分制度」）について定めている。租税配分法は当初、暫定的措置として意図されたものであったが、1989年末の失効予定時以降、毎年自動的に更新されている。1994年の憲法改正は1996年までに新租税配分法の採択を要求しているが、今日までいかなる法律も採択されていない。1980年代中頃から、政府の行政機関と州およびブエノスアイレス市は歳入移転に関し合意的取決めを堅持し、国会はこれを定期的にそのまま承認している。租税配分法に基づき創設された連邦の機関である連邦税制委員会（Comisión Federal de Impuestos）が租税配分制度の遵守を監視している。

2017年12月31日まで、租税配分法により政府は、下記に記載の特別歳入分配取決めに基づく控除後、所得税歳入の64.0%（下記の5億8,000万ペソを控除後）、付加価値税歳入の89.0%、名目最低所得税歳入の100.0%、個人資産税歳入の93.7%、金融取引に係る税収の30.0%、物品税およびその他の少額の税からの税収を連邦租税配分基金に移転することを要求されていた。2018年1月1日から、財政協定により、租税配分制度に基づく自動分配に従い、所得税歳入に関する64.0%の上限が撤廃された。この撤廃の結果、2018年より、所得税歳入の100%が租税配分基金に組み入れられ、租税配分制度に従い配分されなければならない。さらに、財政協定により、金融取引に係る税収の100.0%がANSESに配分されることになる（過去の連邦租税配分制度からの同歳入の30.0%分は含まない。）。

2017年12月31日まで行われていた特別歳入分配取決めには、連邦租税配分制度に加えて以下が含まれていた。

VAT： VAT歳入の11%は以下の通り配分された。州およびブエノスアイレス市に6.27%ならびにANSESに残りの93.73%を配分

所得税： ANSES、国庫による拠出基金（「ATN」）および州に分配される5億8,000万ペソの歳入を控除後、特別歳入分配取決めにより残りの所得税歳入の36.0%が以下のとおり分配される。

ANSESに20%を配分

ブエノスアイレス州に10%または6億5,000万ペソのいずれか少ない方を配分（6億5,000万ペソを超過する税収となったときは10%を上限としてその他の州の間で配分される。）

4%を（ブエノスアイレス州を除く）全ての州の間で配分

州の財政不均衡を是正するため、または影響を受けた州に対して政府から移転を行うことで州に対して緊急援助を与えるため1998年に創設された「ATN基金（Aportes del Tesoro Nacional）」に2%を配分

個人資産税： INCUCAIに対する25万ペソを控除後、州およびブエノスアイレス市に6.27%を配分

燃料税： 燃料に対する大部分の租税収入はANSESに配分されていた。ただし、ナフサおよび天然ガスに対する租税収入はこの限りでなく、これは国家社会保障制度、政府、州および国家住宅基金（Fondo Nacional de la Vivienda）間で配分される。2018年より、軽油からの税収はPPP制度に配分されている。

個人事業主税（Monotributo）： 個人事業主税収入は、税部分および社会保障部分に分けられる。税部分は、ANSESに70%、30%は租税配分法の規定に従い配分される。社会保障部分は全て、ANSESに配分される。

新連邦主義のための合意

財政協定の実施前は、政府、州およびブエノスアイレス市の間1992年の合意により、ANSESに資金拠出するため、租税配分制度に従い政府は租税歳入合計の15%を控除することが認められていた。この15%の控除は1年毎に延長されていたが、最終的に2006年に法律第26,078号「2006年国家予算法（Presupuesto de Gastos y Recursos de la Administración Nacional para el Ejercicio 2006）」第76条の下に制定された。2015年11月、アルゼンチン最高裁

判所は、かかる控除のコルドバ州、サンルイス州およびサンタフェ州への適用は違憲とし、2006年以降これらの州から徴収した資金をそれまでの利息とともに返還するよう政府に命じた。

2016年、マクリ政権は、(最高裁判所の判決による利益を受けた)コルドバ州、サンルイス州およびサンタフェ州を除く州との間で2006年国家予算法第76条に基づき徴収された資金の段階的な返還について合意(「新連邦主義のための合意(Programa Acuerdo para el Nuevo Federalismo)」)した。新連邦主義のための合意により、各州は一定の条件に従い、政府により従前に徴収されていた15%分につき段階的に回収していくことが認められた。ANSESを通じた特別金融措置により、これらの州およびブエノスアイレス市に返還すべき上記の15%のうち、6%に相当する額が2016年中に、および3%に相当する額がその後の5年をかけて供給された。政府は、コルドバ州、サンルイス州およびサンタフェ州とも、最高裁が命じたこれらの州への返還の条件に関して別途の合意に至った。

その他の州との取決め

1990年代後半以降、政府は州の財政状態を正常化するため、州との間で様々な合意を結んできた。これらの取決めに従い、政府は州に対して様々な形で種々の条件に基づき財政支援を提供している。以下にこれらのプログラムのいくつかを挙げる。

Bogars債：2002年から2004年の間に、政府は多くの州の債務をBogarsと称される新債券により再編した。これはこの再編に参加する州の残存する債務に代わるものである。これらの債券(CERによるインデクセーション補正の対象となる。)は州開発基金により額面総額217億ペソ発行され、その支払は政府保証により担保されている。政府保証は、一方、金融取引税および租税配分の対象となる税の収入における州の持分の質入により担保されている。実際には、政府は州に対する租税配分の対象となる税の移転分からBogars債に基づく州による支払分を差し引いていた。2012年12月31日現在、州が政府に対して負う債務の借換えのために2010年に設定されたプログラムに基づき、Bogars債の94.6%に相当する356億ペソが借換えられていた。2012年12月の最初の借換え以降、残高が増加しているのはCERによるインデクセーション調整のためである。

財政責任法：財政責任法は、2004年に制定され、これを承認した州およびブエノスアイレス市でのみ、拘束力がある。現在までに23の州のうち21州が財政責任法を承認している。同法はアルゼンチンの国家、州および地方自治体の公共部門の財政枠組みに対して重要な改革を実施することを目的としている。その主な内容の一部は以下のとおりである。

政府および州は一定の財政方針、目標および予測を記載した将来の各年度の年次財政計画を作成し、その財務実績をそれぞれウェブサイトで定期的に公表しなければならない。

国家および州の政府の基礎的歳出の増加率は予想名目GDP成長率を上回ることができない。

政府および州は均衡予算を堅持しなければならない。

政府および州は財政周期の変動を抑えるため、特別の周期調整基金を創設しなければならない。

州は地方自治体への租税配分移転額控除後の州の当期の収入の15%を超える元利払債務を負うことができない(経済活動、雇用および社会的支援の促進に向けた支出に関するものを除く。)。この制限に反する州は一定の例外を除き、追加的債務を負うことができなくなる。

政府はその債務再編後、名目GDPの一定割合に残存債務を削減する責任を負わなければならない。

州は債務を負担し、または保証を行うためには、政府の財務省の承認を求めなければならない。

財務省はその州債券の発行もしくは保証に関する承認を当該法律案に定める要素を基準に行う。

しかしながら、財政責任法は連邦租税配分制度に対する変更を行うものではない。

2009年以降、国会は、財政規制に対して大幅な柔軟性を与えるための財政責任法の改正案を可決した。より大幅な柔軟性とは、公共部門歳出の増加と財政実績の水準の両方を指す。また、州は適切な年度に、地方政府への租税配分移転額控除後の州の当期収入の15%を超える元利払債務を負うことができない。かかる改正は、州政府による財政赤字への対処に資することを目的としている。

2016年10月25日、その当時の財務・財政省は、各州の財務大臣と共に、財政責任法の一定の改正を政府の2017年予算に適用すると発表した。この改正により、2017年の公共部門の総合収支赤字を削減し、州の公共会計の透明性を高め、および2017年の公共支出の伸びの上限を名目GDPの成長率とすることで公共支出を抑制することを目指している。

2017年8月17日、ブエノスアイレス市および全ての州（不参加を選択したサンルイス州は除く。）の経済大臣および/または金融大臣で構成される財政責任連邦協議会（Consejo Federal de Responsabilidad Fiscal）は、国家および州レベルでの健全な公共財政慣行を推進し、一定の期間における公共支出の増加率を当該期間のインフレ率までとした上限の設定ならびに全体的な公的雇用の増加を人口増加率までとした上限の設定などの各法域がその支出の管理の維持を確保するためのルールを定めた財政協定を承認した。また、財政協定は、国家および州レベルでの経済成長を育むため、特に労働および生産ならびにそれらに対する資金提供に対する税などの増税を制限している。2017年12月22日、国会は財政責任法の改正としての財政協定を承認し、公共部門の総合収支赤字の削減を目的として国家および州の公共部門会計の支払能力向上のためのガイドラインを定めた。本報告書日現在、全ての州議会（ラバンパ州およびサンルイス州の議会を除く。）およびブエノスアイレス市議会が財政協定を承認している。

特 別 会 計

アルゼンチンは特別会計を設けていない。

減 債 基 金

アルゼンチンは国家減債基金を設けていない。

最近の動向

財政政策

2018年5月、財務省は2018年の財政赤字目標を予算上のGDPの3.2%から2.7%に削減する旨発表した。「(2) - IMFおよびその他の多国籍組織との合意」を参照のこと。

2018年12月18日、最高裁判所は、ANSESが年金支払の算出に際してSalarios Básicos de la Industria y la Construcción (ISBIC) 指標を使用すべきだったところ、誤ってRemuneración Imponible Promedio de los Trabajadores Estables (RIPE) 指標を使用したとの判決を下した。過少支払いの結果、1万2,000の年金受給者が指標の誤適用の補償を受けることとなった。政府は、2020年に補償を開始する予定である。

国家公共会計

2018年の政府の基礎的財政収支において3,390億ペソの基礎的財政赤字（GDPの2.4%に相当）が計上された。

同期間中の歳入が前期比で30.2%増加した一方、基礎的歳出は前期比で22.4%増加し、そのうち資本支出は前期比で1.1%増および社会保障支出は前期比で27.6%増、ならびにその他の基礎的歳出は全体で前期比19.6%減となった。

租税制度

2017年12月29日、アルゼンチンの居住者および非居住者である個人が保有する一定の金融資産に対する特定の所得税免除について規定した法律第27,430号が官報において公表された。法律第27,430号に従い、「協力的な管轄地」の居住者であり、かつその資金が「協力的な管轄地」において発生したアルゼンチンの非居住者は、(イ) ()証券取引委員会(CNV)により承認された公募を通じて募集される、()時間と価格の優先性の障害となるものから募集が守られているセグメントの下でCNVにより承認された証券取引所において取引される、または()CNVにより承認された株式公開買付けまたは交換制度を通じて売却される限りにおいて、株式または現物株を表象する証券の売却または交換により発生したキャピタルゲイン、ならびに(ロ) ()連邦政府、州政府もしくは地方自治体またはブエノスアイレス市により発行されたソブリン証券(LEBACs債を除く。)、()法律第23,576号の第36条に基づき定められた要件を満たす譲渡可能債務、()アルゼンチンの金融信託により発行された公募債券、()法律第24,083号第1条に含まれるアルゼンチンのミューチュアル・ファンドの公募割当、および()アルゼンチン企業により海外で発行され、CNVの承認により公募される現物株を表象する発行証券により生じる利息またはキャピタルゲインに対して、所得税の支払いが免除される。

一般的には、アルゼンチンの非居住者である受益者が「協力的な管轄地」に居住しており、その資金が「協力的な管轄地」において生じる場合、免除の要件を満たさない通貨調整条項が付されていないペソ建証券からの利子所得は5%の税率で課税され、一方、通貨調整条項が付されたペソ建証券または外貨建証券から生じる利子所得は15%の税率で課税される。アルゼンチンの非居住者である受益者が「協力的な管轄地」に居住しており、その資金が「協力的な管轄地」において生じる場合、免除の要件を満たさない金融資産の売却または交換により発生したキャピタルゲインは、関連する資産に応じて5%または15%の税率で課税される。

アルゼンチンの非居住者である受益者が「非協力的な管轄地」に居住している、またはかかるアルゼンチンの金融資産を購入するために使用された資金が「非協力的な管轄地」において生じた場合、利息および/またはキャピタルゲインについて法定の課税ベースに対して35%の税率が適用される。「 - (b) 租税制度」を参照のこと。

さらに、財政歳入を強化するため、政府は2019年の税収の増加を目的とした一連の政策を発表した。その中には、とりわけ、()財およびサービスの全ての輸出に対する課税、()富裕税の引き上げ、()公務員賃金の所得税の課税、()課税控除または課税所得の減少の効果を有するその他類似の規則の廃止、ならびに()金融取引税の計画的な引き下げの1年間の延長、が含まれる。

2019年予算

2018年9月17日、マクリ政権は2019年度の予算案(「2019年予算」)を国会に提出し、2018年11月15日に承認を受けた。2019年予算は、2009年以来となる公共会計の均衡を図った予算であり、公的部門の基礎的財政収支の赤字を2018年のGDPの推定2.6%から2019年にはGDPの0%に削減することを企図している。赤字の削減は、連邦および州レベルにおける歳出の抑制と歳入の増加の双方により達成されると見込まれている。とりわけ、2019年予算は、2016年以来採用されている公的歳入の配分を強化し、中央政府が従前決定したコミットメントを州が直接引き受けることを

認めている。2019年予算は、州が連邦税の徴税額の50%を受領することを企図しており、これに対して、2018年の受領額は47%と見積もられており、2015年には40%が受領された。

以下の表は、2018年予算と2019年予算の比較を示している。

予算の比較

	2018年予算	2019年予算	(単位：百万ペソ)	
			差	額
			(百万ペソ)	(%)
経常歳入	2,321,563.4	3,622,139.6	1,300,576.2	56.0
租税収入	1,258,433.4	2,134,302.3	875,868.9	69.6
社会保障拠出金	890,638.9	1,208,553.1	317,914.2	35.7
租税外収入	65,904.3	88,681.2	22,776.9	34.6
行政の物品およびサー				
ビスの販売	7,625.6	7,062.2	(563.4)	(7.4)
資産税	95,955.1	179,862.1	83,907.0	87.4
経常移転	1,265.2	2,672.6	1,407.4	111.2
その他の収入	1,740.9	1,006.1	(734.8)	(42.2)
公共事業体の営業黒字	-	-	-	-
経常歳出	2,772,489.2	4,102,292.8	1,329,803.6	48.0
消費支出	498,431.9	677,615.8	179,183.9	35.9
人件費	386,004.5	530,927.7	144,923.2	37.5
物品およびサービス	112,427.4	146,688.1	34,260.7	30.5
資産税	286,334.2	596,273.3	309,939.1	108.2
社会保障支出	1,210,786.0	1,792,971.9	582,185.9	48.1
直接税	6,774.6	6,659.0	(115.6)	(1.7)
その他の損失	2,036.5	1,067.4	(969.1)	(47.6)
経常移転	726,976.3	951,383.5	224,407.2	30.9
公共事業体の営業赤字	41,149.7	76,321.9	35,172.2	85.5
基礎的収支	(450,925.8)	(480,153.2)	(29,227.4)	6.5
資本収入	4,275.1	99,121.5	94,846.4	2,218.6
資本支出	235,152.2	215,033.1	(20,119.1)	(8.6)
実質直接投資	111,760.7	121,494.1	9,733.4	8.7
資本移転	114,842.5	80,895.6	(33,946.9)	(29.6)
財政投資	8,549.0	12,643.4	4,094.4	47.9
歳入合計	2,325,838.5	3,721,261.1	1,395,422.6	60.0
歳出合計	3,007,641.4	4,317,325.9	1,309,684.5	43.5
基礎的歳出	2,721,450.4	3,721,261.1	999,810.7	36.7
基礎的収支	(395,611.9)	-	395,611.9	(100.0)
財政収支	(681,802.9)	(596,064.8)	85,738.1	12.6

州との財政関係

歳入移転

2018年8月、マクリ政権は大統領令第756/18号を制定し、合同連邦基金（Fondo Federal Solidario）を廃止した。合同連邦基金は州および地方自治体のインフラ支出のために2009年3月に創設された。同基金は大豆輸出からの税収の30%により賄われ、租税配分法に従い各州の間で分配されていた。歳入が失われる分を州に補填するため、2018年9月にマクリ政権は、州・地方自治体向け連邦財政支援プログラム（Programa de Asistencia Financiera a Provincias y Municipios）を創設し、これを通じて同政権は財政協定を締結した全ての法域に対して総額41億ペソを移転することになる。「 - （f） - その他の州との取決め」を参照のこと。

(6)【公債】

概 要

(a) 概 観

別段の定めがない限り、本章「(6) 公債」に記載のアルゼンチンの未償還債券に関するすべての金額の算出は2017年12月31日現在のものである。

アルゼンチンの総公的債務合計は、政府により直接に借入れられた外貨建およびペソ建債務、ならびに他の国家公共機関、州（ブエノスアイレス市を含む。）および民間部門の団体の債務に対し政府が付与した保証より成る間接債務により構成される。これには州または他の機関の直接債務で政府による保証が付与されていないものは含まれない。示された場合を除き、外貨建債務およびペソ建債務は、支払継続債務および支払非継続債務（未交換債務を含む。）で構成される。未交換債務は、未払元本および2017年12月31日までの約定利率により算出された未払利息に、補償利息または不履行利息を加えたものと定義されている。本和解案に基づく和解拒絶（ホールドアウト）債権者との間の係争事案の和解手続きの中で、アルゼンチンは不履行となった各債券シリーズの当初予定された償還期限後に発生した利息（時効完成済みの利息は除く。）も不履行利息と同様に考慮した。アルゼンチンは、時効完成済みの元本または利息に関する請求に対して支払いを行っておらず、本和解案は時効完成済みの元本または利息に関する請求は対象としていない。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

2017年12月31日現在、財務省の公的勘定に登録されている未交換債務勘定に係る額面請求額（この目的のみにおいてアルゼンチンが時効完成済みとみなす請求を含む。）は総額約29億米ドルであった。

2013年から2017年までの未交換債務を含むアルゼンチンの総公的債務合計は以下の通りであった。

2013年12月31日現在、2,234億米ドル

2014年12月31日現在、2,393億米ドル

2015年12月31日現在、2,407億米ドル

2016年12月31日現在、2,754億米ドル

2017年12月31日現在、3,209億米ドル

2015年12月31日現在において残存している未交換債務の大部分は、様々な海外の管轄地域の法廷において法的手続きに服しており、アルゼンチンに対する貨幣性判決は多くの訴訟で出されている。貨幣性の判決には、一般的に罰則的および各管轄地域の適用ある法令による利息に対する利息を含む。2015年12月31日現在、財務省の公的勘定に登録されている未交換債務の支払期日到来済元本金額および期日未到来元本金額（支払期日到来済利息金額、罰則的利息および利息に対する利息は含まない。）は合計61億米ドルであった。2015年12月31日現在残存していた未交換債務の大部分は、アルゼンチンの本和解案に基づき和解に至っている。

2017年12月31日現在、アルゼンチンの総公的債務合計は、3,209億米ドルであった。ペソ建債務は、総額1兆8,843億ペソ（1,004億米ドル）であり、アルゼンチンの総公的債務合計の31.3%を占めており、そのうち8.0%はCER指数連動債券であった。外貨建債務は総額2,206億米ドルであり、アルゼンチンの総公的債務合計の68.7%を占めていた。

2017年12月31日現在、債権者の種類別に分類した総公的債務合計（支払非継続債務および未交換債務を含む。）は、以下のとおりである。

総公的債務合計の48.6%（1,558億米ドル）が主に公共部門国家機関が保有する公債によるものであった。

総公的債務合計の42.2%（1,355億米ドル）が民間部門債権者が保有する公債によるものであった。

総公的債務合計の9.2%（296億米ドル）が主にその他債権者が保有する公債によるものであった。

2017年12月31日現在、金融商品の種類別に分類した（支払非継続債務および未交換債務を除く。）総公的債務合計は、債券が69.8%で2,219億米ドル、中央銀行からの一時前払金およびトレジャリー・ノートが18.8%で597億米ドル、多国間および二国間の貸し手からの借入れが9.3%で296億米ドル、商業銀行および納入業者からの借入れが1.7%で55億米ドル、および国家保証ローンが0.4%で11億米ドルであった。

2017年12月31日現在、支払非継続債務（未交換債務を除く。）は合計で1億740万米ドル、総公的債務合計の0.1%未満であり、そのうち6,050万米ドルは期日未到来の支払非継続債務が占め、4,700万米ドルは債務再編対象または支払遅延の支払非継続債務に相当する。

2011年から2015年の間に、政府は、公債返済資金を得るために中央銀行から自由に使用できる外貨準備高を担保にして借入れを行った。2010年の緊急政令を通じて、民間の債権者が保有する債務の返済資金を調達するためにアルゼンチンの債務返済基金が設立された。さらに、中央銀行は国際金融機関および二国間公式部門債権者に対する債務を履行するための資金を前払いした。各借入金額ごとに、中央銀行は10年物譲渡不能トレジャリー・ノートを受け取った。

以下の表は、とりわけ表示の期間において公債の返済に充てるために中央銀行から借入れた金額を表す。

政府の中央銀行からの借入金(1)

(単位：十億米ドル)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
公式部門返済	2.3	3.0	-	-	-
債務返済基金	7.1	7.9	10.6	-	-
合計	9.4	10.9	10.6	-	-

(1) 中央銀行から政府への自国通貨での一時前払金は含まない。

出所：財務省

(b) 債務記録

序論

アルゼンチンは、法第24,156号第65項およびその他適用ある法律に従い、随時債務再編取引を行っている。過去26年の間にアルゼンチンは3度にわたり対外および国内不履行債務の再編を行ってきた。ブレイディ・プラン、2005年債務交換および2010年債務交換である。2001年に、債務不履行を回避する試みとしてアルゼンチンは、既存の政府債券からより長期の満期期間をもつ新規債券への「メガ交換」といわれる大規模な自主的交換を実施した。しかしながら、債務交換はほんの一時的な救済となったに過ぎず、政府の借入コストを急上昇させ、失敗に終わった。2014年に、アルゼンチンは、公式部門債権者のグループであるパリクラブのメンバーに負っていた債務で2001年から2002年にかけての経済危機の最中にアルゼンチンが債務不履行に陥っていた残高に関し、パリクラブのメンバーとの決済契約にこぎつけた。

パリクラブ

アルゼンチンは、1985年、1987年、1989年、1991年、1992年の5回にわたる個々の契約を通じて、債権国のグループであるパリクラブのメンバーに対する債務を再編した。2001年に始まった債務危機の間、アルゼンチンはパリクラ

ブのメンバー国に対する残存債務について債務を履行しなかった。2014年4月30日現在、パリクラブのメンバー国に対する残存債務は総額96億9,000万米ドルであり、この内訳は、元本49億5,500万米ドル、利息11億200万米ドルおよび36億3,300万米ドルの遅延利息であった。2014年5月29日に、アルゼンチンは今後5年間で債務残高すべてを償却するとの決済契約締結に至った。決済契約の条項に基づきアルゼンチンは、2014年7月に6億5,000万米ドルの初回元本支払いを、また2015年5月に5億米ドルの追加元本支払いを、いずれも未払経過利息と共に行った。残存額には年率3.00%の利率により利息が発生する。パリクラブの債権国に対し負っている債務の詳細は、「 - (c) - 二国間債務および民間債権者の債務」を参照のこと。

商業銀行

1985年および1987年にアルゼンチンは国際商業銀行債権者に対し負っていた347億米ドルの債務につき再編交渉を行った。これら銀行による総額約30億米ドルの新規貸付提供に加え、「ニュー・マネー・ボンド」および「代替参加証書」（「API」）という2つの債券発行がこの再編の一部をなしている。銀行債権者への利息支払は1988年4月に停止され、ブレイディ・プラン（以下に記載される。）に基づく中期および長期の商業銀行債務の借換えまで、部分的に再開されただけであった。

ブレイディ・プラン

1992年4月、アルゼンチンは、商業銀行から借入れた中期および長期債務に関しブレイディ・プランに基づく借換契約を発表した。ブレイディ・プランは、当時未払いであった商業銀行の債務の96.0%超に相当する、推定93億米ドルの遅延利息を含む推定285億米ドルの債務に適用された。ブレイディ・プランはアルゼンチンの対外債務の額面金額の約30億米ドル削減を達成した。

商業銀行への債務の96.0%超はブレイディ・プランに従い借換えられた。ブレイディ・プランは、遅延利息93億米ドルを含めずに残存していた285億米ドルの対商業銀行債務と交換に、元本維持債、元本削減債および変動利付債券（「FRB」）の発行ならびに7億米ドルの現金支払いを規定していた。

アルゼンチンは、2001年の債務不履行まではブレイディ債の支払いを行っていた。その時点で残存していた米ドル建ブレイディ債の約95.7%およびその時点で残存していたユーロ建ブレイディ債の81.3%が2005年債務交換で交換された。

2017年12月31日現在、

2005年および2010年債務交換で申し込みがなされなかったまたは2016年以降の和解契約に基づく元本維持ブレイディ債（約定利率で発生した金利は含むが罰則的利息を含まない。）は3,050万米ドル残存しており、その内訳は、(i) 支払期日到来済元本金額および期日未到来の元本による1,260万米ドル、ならびに (ii) 支払期日到来済利息金額1,790万米ドルである。

2005年および2010年債務交換で申し込みがなされなかったまたは2016年以降の和解契約に基づく元本削減ブレイディ債は（約定利率で発生した金利は含むが罰則的利息を含まない。）1,450万米ドル残存しており、その内訳は、(i) 支払期日到来済元本金額および期日未到来の元本が710万米ドル、ならびに (ii) 支払期日到来済利息金額740万米ドルである。

2005年および2010年債務交換で申し込みがなされなかったまたは2016年以降の和解契約に基づく変動利付債（約定利率で発生した金利は含むが罰則的利息を含まない。）は3,620万米ドル残存しており、その内訳

は、(i) 支払期日到来済元本金額および期日未到来の元本による2,660万米ドル、ならびに (ii) 支払期日到来済利息金額958万米ドルである。

元本維持ブレイディ債および元本削減ブレイディ債に関する元本支払および一部の利息支払は担保物件により担保されている。これら担保の取決めについては「 - (e) 担保付または保証付債務」を参照のこと。

2001年の債務危機

2001年12月24日に、(ロドリゲス・サア大統領の暫定統治下にあった)政府は、アルゼンチン公債の大半につき支払停止を宣言した。後継者であるデュアルデ大統領は、数日後に就任した時に債務支払の停止を承認した。2002年1月6日に制定された国家緊急事態法(2019年12月31日まで延長された。)は、経済回復の条件を創出し、アルゼンチン公債を再編するために必要な措置を講ずる権限を政府に与えた。

2002年2月6日、政府は、アルゼンチンの公債に関する支払を公式に停止し、財務省にこれら債務の再編を行う権限を付与した。続いて政府は、債務支払停止の範囲をより明確化した様々な政策を発した。これらの措置により、政府は次の債権者に対する債務の履行を継続している。

多国間公式貸付機関

国家保証ローンのペソ化に同意した債権者

政府の債務支払停止宣言以降に発行された新債券(Boden債など)の保有者

他の一定範囲の公債

2005年債務交換

2005年1月14日、アルゼンチンは2001年に債務不履行に陥った152種の異なる種類の証券所有者に対し、その不履行債務を2038年元本維持債、2045年準元本維持債、2033年元本削減債および2035年GDP連動証券(2005)と交換するよう勧誘した。債務交換の参加適格を有する債券の総額(対象となる債券の元本、および2001年12月までに累積した未払いの経過利息を含む。)はおおよそ818億米ドルであった。2005年債務交換で申込まれた証券の交換対象総額は(いずれの場合も期日到来済利息を併せて)約623億米ドルであり、対象証券の交換対象総額の76.2%に相当する。

交換に提出された証券と提出時期により、2005年債務交換に参加した対象証券の所有者はその保持していた証券と引き換えに以下の異なった組み合わせの債券を受取る権利があった。:

2038年12月31日満期の2038年元本維持債

2033年12月31日満期の2033年元本削減債

2045年12月31日満期の2045年準元本維持債

2035年12月15日までに期日が到来するGDP連動証券の想定元本金額を伴う2035年GDP連動証券(2005)

2014年12月31日まで、2005年債務交換への参加者はアルゼンチンによる未交換債券の買戻し、交換または変更など将来のどんなオファリングにも参加できる権利を持っていた。

強制買戻し条項によりアルゼンチンは明確な金額を、2005年債務交換において発行された債券や他の債務の買戻しに計上しなければならない。加えて、もしアルゼンチンのGDPが事前に決められた閾値を越えた場合、アルゼンチンは2005年債務交換で発行された債券の買戻しを求められる。

2005年債務交換で発行された証券の要項は次の通りであった。

2038年元本維持債については以下の通り。

元本総額150億米ドルで発行された。

満期は2038年である。

1.33%から5.25%（米ドル建2038年元本維持債）に、1.20%から4.74%（ユーロ建2038年元本維持債）に、0.24%から0.94%（日本円建2038年元本維持債）に、および0.63%から2.48%（ペソ建2038年元本維持債）に上昇する固定利付である。

2033年元本削減債については以下の通り。

元本総額119億米ドルで発行された。

満期は2033年である。

8.28%（米ドル建2033年元本削減債）、7.82%（ユーロ建2033年元本削減債）、4.33%（日本円建2033年元本削減債）および5.83%（ペソ建2033年元本削減債）の固定利付である。

2045年準元本維持債については以下の通り。

元本総額243億ペソ（約83億米ドル）で発行された。

満期は2045年である。

3.31%の固定利付である。

2035年GDP連動証券（2005）については以下の通り。

約623億米ドルの想定元本金額で発行された。

当初、基礎となる2038年元本維持債、2033年元本削減債および2045年準元本維持債とともに単一のユニットとして発行された。

2035年12月15日までに期日が到来する。

いかなる特定の基準年についても当該年のアルゼンチンのGDP実績に関連する多数の条件が満たされる場合にのみ、当該年についての支払いを行う。2035年GDP連動証券（2005）の存続期間中に支払われる総額は、2035年GDP連動証券1ユニット当たり、各通貨ユニットで測定して、0.48から2005年から2010年の債務交換において発行された2035年GDP連動証券（2005）に基づく支払額を控除したものを超えることはできない。

ペソ建2038年元本維持債、2033年元本削減債および2045年準元本維持債すべての未払い元本金額は、CERに基づきインフレーションについて調整される。CERは、CPIの変化で測定される通り、アルゼンチンの消費者物価インフレに対してそのペソ建価格を連動させる計算単位である。詳細は表紙中の「本報告書の注記 - 注(2) - 一定の手法」を参照のこと。

ブレイディ債の保有者は元本総額約28億米ドルおよび2億3,500万ユーロのブレイディ債を交換に付し、その現在価値をブレイディ債の元本担保の償還から現金で受取った。

2010年債務交換

2010年4月30日、アルゼンチンは、2005年債務交換において発行された証券および2001年に債務不履行に陥った149種の異なる種類の証券の所有者に対し、当該証券を下記の新規証券、および場合により、現金支払いと交換するよう勧誘（「4月の勧誘」）を開始した。

4月の勧誘、またはアルゼンチンが4月の勧誘と並行して日本において実施する募集のいずれかに参加した適格証券の所有者は、その証券と引き換えに以下の異なった組み合わせの債券を受取る権利があった。

2033年12月満期で米ドル、ユーロ、日本円およびペソ建の2033年元本削減債（2010）

2038年12月満期で米ドル、ユーロ、日本円およびペソ建の2038年元本維持債（2010）

2017年満期で米ドル建の2017年グローバル債、および

2035年12月までに期日が到来し米ドル、ユーロ、日本円およびペソ建の2035年GDP連動証券（2010）

2010年12月に、アルゼンチンは、国内市場において4月の勧誘を再開した（「12月の勧誘」）。12月の勧誘は2010年12月31日に締め切られた。

12月の勧誘に参加した適格証券の所有者は、その証券と引き換えに以下の異なった組み合わせの債券を受取る権利があった。

米ドルおよびペソ建の2033年元本削減債（2010）

2017年グローバル債、および

米ドルおよびペソ建の2035年GDP連動証券（2010）

2010年債務交換で発行された証券の要項は次の通りであった。

2038年元本維持債（2010）：

元本総額約20億米ドルで発行された。

満期は2038年である。

2.50%から5.25%（米ドル建2038年元本維持債（2010））に、2.26%から4.74%（ユーロ建2038年元本維持債（2010））に、0.45%から0.94%（日本円建2038年元本維持債（2010））に、および1.18%から2.48%（ペソ建2038年元本維持債（2010））に上昇する固定利付である。

2033年元本削減債（2010）：

元本総額約34億米ドルで発行された。

満期は2033年である。

8.28%（米ドル建2033年元本削減債（2010））、7.82%（ユーロ建2033年元本削減債（2010））、4.33%（日本円建2033年元本削減債（2010））および5.83%（ペソ建2033年元本削減債（2010））の固定利付である。

2017年グローバル債券：

元本総額約9億5,000万米ドルで発行された。

満期は2017年である。

8.75%の固定利付である。

2035年GDP連動証券（2010）：

約122億米ドルの想定元本金額で発行された。

2035年12月15日までに期日が到来する。

いかなる特定の基準年についても当該年のアルゼンチンのGDP実績に関連する多数の条件が満たされる場合にのみ、当該年についての支払いを行う。2035年GDP連動証券（2010）の存続期間中に支払われる総額は、2035年GDP連動証券（2010）1ユニット当たり、各通貨ユニットで測定して、0.48から2005年から2010年の債務交換において発行された2035年GDP連動証券（2005）に基づく支払額を控除したものを超えることはできない。

2010年債務交換に申し込まれた不履行証券の交換対象金額は総額約124億米ドルで、対象証券の交換対象総額の約66.2%に相当した。

ブレイディ債の勧誘

2010年12月中、アルゼンチンは、ブレイディ債の所有者に対し、その所有するブレイディ債の、2033年元本削減債（2010）、2017年グローバル債券、2035年GDP連動証券（2010）および現金支払いとの組合せによる交換を勧誘する「ブレイディ勧誘」を公表した。ブレイディ勧誘は、しかしながら、下級審が申し込みのあったブレイディ債を担保する担保物件の手取り金を解放、清算および申し込み所有者に対して移転を認める決定を控訴審が支持することという要件が付されていた。2011年7月20日に控訴審は下級審の決定を破棄した。その結果、2011年8月にアルゼンチンは何ら申し込みを受諾することなくブレイディ勧誘を中止した。ブレイディ勧誘に基づく申し込みはすべて、自動的に拒絶されたものとみなされた。

(c) 債権同順位に基づく訴訟（パリパス訴訟）および和解案

2001年末のアルゼンチンの債務に関する不履行の後、特定の債権者はアルゼンチンに対し、米国を含むいくつかの法域において膨大な数の訴訟を提起した。債権同順位に基づく訴訟および未交換債務に係る請求を和解で処理するためのアルゼンチンの提案を含む米国の訴訟に関する詳細は、「(7) - 訴訟手続 - パリパス訴訟」および「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

(d) 間接債務

政府は、州およびその他の国営および民間団体の特定の債務に関する元利金支払 - 一部または全部 - につき保証を付している。これら政府保証の一部は政府の資産または受取ることのできる租税により担保されている。

2017年12月31日現在、政府は、2016年12月31日現在の29億米ドルに対し総額71億米ドル（支払期日到来済元利金を含む。）の第三者の債務を保証しており、これらは以下の債務により構成されている。

州による負債の14億米ドル（ブエノスアイレス市を含む。）で、その全額が発行者の資産により担保されていた；

政府以外の公共部門事業者（バンコ・デ・ラ・ナシオン・アルヘンティーナ（アルゼンチン国立銀行）など）が負っていた負債57億米ドル；および

民間部門事業者の負債、1,100万米ドル。この負債は全くアルゼンチンの資産により担保されていなかった。

(e) 担保付または保証付債務

特定の政府債務は、受取租税および他の形式の担保を含む特定の資産に係る質権により担保されている。以下にこれら担保約定を記載する。

国家保証ローン： このペソ建て借入は金融取引税および配分租税（すなわち、租税配分法に基づき政府が州と分配しなければならない租税）より生ずる歳入のうち、政府の帰属分に対する質権により担保される。2017年12月31日現在、国家保証ローンの元本残高は約11億米ドルであった。

ブレイディ債： 元本維持および元本削減ブレイディ債の総元本金額は、米ドル建債券の場合はゼロ・クーポン米国債により、またユーロ建（当初はドイツ・マルク建債券であった。）の場合はドイツ復興金融公庫が発行したゼロ・クーポン債券により担保される。これら債券を担保する担保物件は2023年のこれら債券の満期日までは引出すことはできない。2017年12月31日現在、担保物件の価値は2億1,700万米ドルであった。ブレイディ債に対し支払われる利息の一部についても担保された。

スペイン債： 1993年にブレイディ債の債務再編の一環として政府はスペインの銀行に対し（30年物のブレイディ債の代わりに）2008年に満期を迎える無担保債券を発行した。この債券はスペイン政府により保証され、スペイン政府は2001年におけるアルゼンチン政府による債務支払停止の後、その保証を履行した。2014年に、政府は、スペイン政府に対する債務である支払総額9,370万米ドルの全額につき和解し、返済スケジュールについて合意した。2017年12月31日現在、スペイン政府に対する債務の残高は総額5,640万米ドルであった。

(f) 公債の変遷

2013年から2017年にかけて、アルゼンチンの総公的債務合計（未交換債務を含む。）は2013年12月31日現在の2,234億米ドルから43.6%増加して2017年12月31日には3,209億米ドルとなった。これは主に、発行高が償却支払額を上回ったこと、一定の未償還債券のインフレ調整および複利計算による利息によるものであった。こうした要因は、ペソの名目価額が下落し、米ドル換算した場合のペソ建債務が減少したことにより、一部が相殺された。

外貨建債務は、2016年12月31日現在において1,883億米ドルで総公的債務合計の68.4%であったのに対し、2017年12月31日現在は2,206億米ドルで総公的債務合計の68.7%であった。2016年12月31日に比べて2017年12月31日現在の外貨建債務が金額ベースで増加したのは、主として、171億米ドルのトレジャリー・ビル、98億米ドルのBirads債、43億米ドルのBonares債、33億米ドルのBiraes債および4億1,060万米ドルのBirafs債の発行によるものであった。

2013年から2015年まで、アルゼンチンでは国際資本市場へのアクセスが制限されており、かかる期間に発生した新たな債務の大半はペソ建および米ドル建で発行した国内債務であった。さらに、この期間に政府が発行した国内債券の大部分を他の公共部門事業体が保有した。2017年12月31日現在、アルゼンチンの公債全体の48.6%は公共部門事業体が保有しており、同日現在、アルゼンチンの外貨建債務全体の24.9%を公共部門事業体が保有していた。

次の表は、記載の期間におけるアルゼンチンの総公的債務合計に関する情報を示している。

総公的債務合計(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
ペソ建債務(2)					
支払継続	77,152	77,876	73,819	87,068	100,274
支払非継続延滞元本	5	4	3	3	3
未交換債務(5)	112	107	81	90	92
ペソ建債務合計	77,269	77,987	73,903	87,161	100,368
総公的債務合計に占める比率	34.6%	32.6%	30.7%	31.6%	31.3%
外貨建債務(4)					
支払継続	119,330	143,763	148,780	179,806	217,677
支払非継続(期日未到来)(3)	213	60	60	60	60
支払非継続延滞元本	4,901	36	33	32	35
支払非継続延滞利息	1,030	9	8	8	9
支払非継続債務の補償利息	3,504	-	-	-	-
未交換債務(5)	17,193	17,472	17,881	8,378	2,785
外貨建債務合計	146,170	161,339	166,762	188,285	220,566
総公的債務合計に占める比率	65.4%	67.4%	69.3%	68.4%	68.7%
総公的債務合計(延滞分を含む。)(6)	223,439	239,326	240,665	275,446	320,935
担保および他の債権	(7,136)	(1,734)	(1,891)	(1,818)	(1,853)
担保および他の債権控除後の公債合計(延滞分を含む。)	216,303	237,592	238,774	273,628	319,082
備忘項目：					
総公的債務合計(延滞分を含む。)の対GDP比(7)	43.5%	44.7%	52.6%	53.3%	57.1%
総公的債務合計(延滞分を含む。)の対年間政府歳入比	205.8%	205.2%	241.0%	249.6%	287.7%
為替レート(8)	6.52	8.55	13.01	15.85	18.77
CER(参照安定化)指数(8)	3.52	4.38	5.04	6.84	8.38

(1) 債務の合計は各期間末現在の為替相場を使用して算出されている。

(2) 自国通貨建公債(公債、国家保証ローン、Bogars債(2014年、2015年、2016年および2017年を除く。)、中央銀行からの一時前払金、トレジャリー・ノート、トレジャリー・ビル、商業銀行債務、約束手形およびその他)を含む。当初は米ドルで発行されたがペソに転換された債務証書を含む。この証書の一覧については、「(b)債務記録」を参照のこと。2014年以降、Bogars債は総公的債務合計に含まれない。

(3) 支払非継続債務の定義については、表紙中の「本報告書の注記-注(1)-定義」を参照のこと。

(4) 外貨建公債(多国間および二国間債務、公的債券、トレジャリー・ノート、トレジャリー・ビル、商業銀行債務その他)を含む。

(5) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

(6) 未交換債務、主要債務者からアルゼンチンに対して支払額を弁償する債務を示す担保およびその他の債権を含む。

(7) GDPの数値は名目値で表示されている。

(8) 各期間末に公債合計を算出するために使用された為替相場およびCER。

出所：INDECおよび財務省

2013年、アルゼンチンの総公的債務合計は3.0%増加して2,234億米ドル（名目GDPの43.5%）となった。総公的債務合計の増加は主として以下の要因から生じた。

- 416億米ドル相当のペソ建債券の発行
- 154億米ドル相当の外貨建債券の発行
- 11億米ドル相当の複利計算による利息

こうした要素は、総額338億米ドルの元本支払い、債務を133億米ドル削減させた為替相場の変動および57億米ドルのCERに連動した債務の調整により一部相殺された。

2014年に、アルゼンチンの総公的債務合計は7.1%増加して2,393億米ドル（名目GDPの44.7%）となった。総公的債務合計の増加は主に以下による。

- 570億米ドル相当のペソ建債券の発行
- 369億米ドル相当の外貨建債券の発行
- 3,000億米ドル相当の複利計算による利息

こうした要素は、総額528億米ドルの元本支払い、債務を153億米ドル削減させた為替相場の変動、インフレ調整による12億米ドルおよびBogar債に基づき2018年から2020年の間に期日が到来した債務を除く方法論上の調整の総額56億米ドルにより部分的に相殺された。

2015年に、アルゼンチンの総公的債務合計は0.6%増加して2,407億米ドル（名目GDPの53.5%）となった。総公的債務合計の増加は主に以下による。

- 618億米ドル相当のペソ建債券の発行
- 338億米ドル相当の外貨建債券の発行

こうした要素は、総額626億米ドルの元本支払い、債務を269億米ドル削減させた為替相場の変動および51億米ドルのCERに連動した債務の調整により部分的に相殺された。

2016年に、アルゼンチンの総公的債務合計は14.5%増加して2,754億米ドル（名目GDPの54.2%）となった。総公的債務合計の増加は主に以下による。

- 525億米ドル相当のペソ建債券の発行
- 448億米ドル相当の外貨建債券の発行
- 19億米ドル相当のCERに連動した債務の調整

こうした要素は、総額445億米ドルの元本支払いおよび債務を104億米ドル削減させた為替相場の変動により一部相殺された。

2017年に、アルゼンチンの総公的債務合計は16.5%増加して3,209億米ドル（名目GDPの57.1%）となった。総公的債務合計の増加は主に以下による。

- 694億米ドル相当のペソ建債券の発行
- 751億米ドル相当の外貨建債券の発行

こうした要素は、総額839億米ドルの元本支払いおよび債務を101億米ドル削減させた為替相場の変動により一部相殺された。

次の表は、国庫に新しい資金を供給した2013年1月1日から2017年12月31日までのアルゼンチン公共機関と契約をしたアルゼンチン公債の発行に関する情報を示す。

公共部門内公債(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日に終了した年度				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
一時前払金(2)	24,567	28,068	32,181	21,233	25,153
ペソ建債券	24,567	28,068	32,181	21,233	25,153
外貨建債券	-	-	-	-	-
トレジャリー・ノート	1,143	5,293	6,437	11,598	8,964
ペソ建債券(3)	548	4,672	5,796	10,879	8,964
外貨建債券(4)	595	621	641	718	-
Bontes債	-	-	-	-	5,648
ペソ建債券(5)	-	-	-	-	5,648
外貨建債券	-	-	-	-	-
Boncercs債	-	-	-	643	4,038
ペソ建債券(6)	-	-	-	643	4,038
外貨建債券	-	-	-	-	-
Bonares債	7,411	3,437	2,527	945	1,615
ペソ建債券(7)	7,411	2,537	1,070	945	1,585
外貨建債券(8)	-	900	1,456	-	29
約束手形	-	-	1,140	1,028	1,125
ペソ建債券(9)	-	-	1,140	1,028	1,125
外貨建債券	-	-	-	-	-
Botapos債	-	-	-	-	1,096
ペソ建債券(10)	-	-	-	-	1,096
外貨建債券	-	-	-	-	-
トレジャリー・ビル	-	-	-	12,054	655
ペソ建債券(11)	-	-	-	-	115
外貨建債券(12)	-	-	-	12,054	540
中央銀行 譲渡不能債券	9,425	10,940	10,640	376	-
ペソ建債券	-	-	-	-	-
外貨建債券(13)	9,425	10,940	10,640	376	-
BNAからの借入	3,668	2,307	3,506	-	-
ペソ建債券(14)	3,668	2,307	3,506	-	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
Bonads債	-	347	2,157	-	-
ペソ建債券(15)	-	347	2,157	-	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
Bonacs債	-	-	457	-	-
ペソ建債券(16)	-	-	457	-	-
外貨建債券	-	-	-	-	-
発行済アルゼンチン公債合計	<u>46,213</u>	<u>50,391</u>	<u>59,045</u>	<u>47,877</u>	<u>48,295</u>

(1) 表中の数字は、表が示す各期間に国庫に新しい資金を供給したアルゼンチンの公共機関と契約をした資金の米ドルの額である。表中で表示される各期間の合計額は、特定日現在のかかる資金について残高を示しているものではなく、2013年から2017年の各年の1月1日から12月31日までのそれぞれのかかる資金の米ドルでの合計額を示すものである。使用された為替レートは発行日現在のものである。

(2) 中央銀行からの調達資金

(3) 利率が0%から18.5%までの間で、2013年2月13日から2018年12月26日の間に満期が到来するトレジャリー・ノート

(4) 利率が0%から5%までの間で、2013年2月4日から2018年3月26日の間に満期が到来するトレジャリー・ノート

(5) 利率がBADLARプラス100ベース・ポイントで、満期が2019年8月8日に到来するBontes債

- (6) 利率が2.25%から4.25%までの間で、2020年4月28日から2021年7月22日の間に満期が到来するBoncers債
 - (7) 利率がBADLARプラス200ベース・ポイントからBADLARプラス325ベース・ポイントの間で、満期が2016年3月18日から2022年4月3日の間に到来するBonares債
 - (8) 7%から9%の間の固定利付で、満期が2017年4月17日から2037年4月18日までの間に到来するBonares債
 - (9) 2016年3月3日、2016年3月20日および2018年3月20日に満期が到来する約束手形
 - (10) 利率が金融政策金利と等しい2020年6月21日に満期が到来するBotapos債
 - (11) 利率が0%で、2018年3月16日に満期が到来するトレジャリー・ビル
 - (12) 利率が0%で、満期が2018年2月23日から2018年12月14日までの間に到来するトレジャリー・ビル
 - (13) 中央銀行に対し発行された譲渡不能債券を含む。これらの債券への適用利率は、LIBORマイナス1%と国際準備利回りのいずれか低い方により、満期日は2016年1月3日から2026年4月29日の間である。
 - (14) これらの借入れの金利は、BADLAR金利に100ベース・ポイントを加えた金利と同等の変動年率である。元金は、2013年、2014年、2015年および2016年の1月の第5営業日、または履行される貸付枠実行の6か月後の月の第5営業日に始まり、その後は各月の第5営業日に24ヵ月間連続の分割で償却された。
 - (15) 0.75%から2.50%の固定利付で、満期が2017年2月22日から2018年6月4までの間に到来するBonads債
 - (16) 変動利付（Lebacs債およびその他）で2016年3月31日および2016年9月30日に満期が到来するBonacs債
- 出所：INDECおよび財務省

金利の種類別公債

次の表は金利の種類別のアルゼンチンの総公的債務合計に関する情報を示す。

金利の種類別総公的債務合計(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
固定金利(2)	117,307	116,627	127,611	154,438	172,553
変動金利	76,032	89,627	85,427	85,659	94,644
BADLAR	18,478	21,378	18,574	15,078	16,175
LIBOR	9,226	9,668	9,910	11,641	14,443
LIBORマイナス1%(3)	42,907	53,847	48,388	48,687	48,687
IADBの変動利率	398	556	299	387	549
その他(4)	5,023	4,178	8,256	9,866	14,790
ゼロ金利(5)	30,100	33,072	27,626	35,349	53,738
総公的債務合計	223,439	239,326	240,665	275,446	320,935

- (1) 支払期日到来済元利金(未交換債務を含む。)を含む。未交換債務に係る債権の和解除のためのアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。
- (2) 元金がCERにより測定されるアルゼンチンでのインフレに対して調整される債券が含まれる。かかるCER連動型債券額(支払期日到来済元利金を含む。)は、2017年12月31日現在241億米ドルであった。
- (3) IMF、民間の債券保有者、多国間機関および二国間の債権者への債務解約の補償として発行され、中央銀行に対し発行された譲渡不能債券(中央銀行向けの2016、2020、2021、2022、2023、2024、2025および2026年債)。かかる債券の適用金利は、LIBORマイナス1%および国際準備利回りのうちの低い方である。
- (4) 貯蓄預金口座金利その他を含む。
- (5) 中央銀行からの一時前払金および約束手形を含む。2017年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は252億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は8,440万米ドルであった。2016年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は241億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は1億2,300万米ドルであった。2015年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は255億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は2億4,900万米ドルであった。2014年12月31日現在の中央銀行からの一時前払金の金額は294億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は3億8,500万米ドルであった。2013年12月31日現在の中央銀行からの一時前払金の金額は280億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は1億3,000万米ドルであった。

出所：財務省

金利の種類別総公的債務合計(1)

(対総公的債務合計比(%))

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
固定利率(2)	52.5	48.7	53.0	56.1	53.8
変動利率	34.0	37.4	35.5	31.1	29.5
BADLAR	8.3	8.9	7.7	5.5	5.0
LIBOR	4.1	4.0	4.1	4.2	4.5
LIBORマイナス1%(3)	19.2	22.5	20.1	17.7	15.2
IADBの変動利率	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2
その他(4)	2.2	1.7	3.4	3.6	4.6
ゼロ金利(5)	13.5	13.8	11.5	12.8	16.7
総公的債務合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (1) 支払期日到来済元利金(未交換債務を含む。)を含む。未交換債務に係る債権の和解のためのアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。
- (2) 元金がCERにより測定されるアルゼンチンでのインフレに対して調整される債券が含まれる。かかるCER連動型債券額(支払期日到来済元利金を含む。)は、2017年12月31日現在241億米ドルであった。
- (3) IMF、民間の債券保有者、多国間機関および二国間の債権者への債務解約の補償として発行され、中央銀行に対し発行された譲渡不能債券(中央銀行向けの2016、2020、2021、2022、2023、2024、2025および2026年債)。かかる債券の適用金利は、LIBORマイナス1%および国際準備利回りのうちの低い方である。
- (4) 貯蓄預金口座金利その他を含む。
- (5) 中央銀行からの一時前払金および約束手形を含む。2017年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は252億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は8,440万米ドルであった。2016年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は241億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は1億2,300万米ドルであった。2015年12月31日現在、中央銀行からの一時前払金に基づく残存総額は255億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は2億4,900万米ドルであった。2014年12月31日現在の中央銀行からの一時前払金の金額は294億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は3億8,500万米ドルであった。2013年12月31日現在の中央銀行からの一時前払金の金額は280億米ドルであり、外貨建約束手形の残額は1億3,000万米ドルであった。

出所: INDECおよび財務省

2017年12月31日現在、金利の種類別の公債構成(未交換債務を除く。)には以下を含む。

2045年準元本維持債、2033年元本削減債、Boncers 2020年債、Bontes 2021年債、Bontes 2026年債、Boncers 2021年債、Boncers 2019年債、Bontes 2023年債、Bontes 2018年債、Bonads 2018年債、国家保証ローン、2038年元本維持債、トレジャリー・ノートおよびBocones債などのペソ建固定金利債券 Bonares 債、2033年元本削減債、2038年元本維持債、Birads 2026年債、Bonares 債、Bonars 債、Birads 2021年債、Bonares 債、Birads 2027年債、Bonares 債、Birads 2022年債その他、二国間債務、多国間債務およびトレジャリー・ノートのような固定金利外貨建債券 中央銀行からの一時前払金、トレジャリー・ノートおよび約束手形のようなゼロ金利ペソ建債券 約束手形、トレジャリー・ノート、多国間債務および中央銀行による保証が付されたトレジャリー・ビルのようなゼロ金利外貨建債券

トレジャリー・ノート、Botapos 2020年債、Bontes Pesos 2019年債、Bonares Pesos 2022年債、Bonares Pesos 2019年債、Bonares Pesos 2020年債、Bonares Pesos 2018年債その他、Pesos 2019年約束手形、

Bocones債、アルゼンチン国立銀行からの借入、およびBADLAR、普通預金、Lebacs債または定期預金の金利で発行された全ての債券のような変動金利ペソ建債券

多国間組織からの借入および二国間債務、中央銀行に発行された譲渡不能債券(民間債権者、多国間組織および二国間債権者に対する債務解約のために使用された前払金の補償として発行された中央銀行向けの2021、2022、2023、2024および2025年債)、IMFにおけるアルゼンチンの出資割当額引上げのために中央銀行に対して発行された譲渡不能債券、二国間債務の一部およびIADB金利借入を含むLIBOR金利商品のような変動金利外貨建債券

満期プロフィール

債務満期プロフィール上、アルゼンチンはその債務を3つに分類した:短期債務、中長期債務および延滞債務・未交換債務である。延滞元利金ですでに満期となったものは、短期あるいは中長期債務額には含まれていないが、債務残高合計には含まれている。また、補償利息および不履行利息ならびに未交換債務も債務残高合計に含まれている。

次の表は、表示日現在のアルゼンチンの期間別公債合計を示す。

期間別総公的債務合計

(単位:百万米ドル)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
短期(1)	19,517	22,160	18,808	37,049	39,537
中期および長期(2)	177,177	199,539	203,852	229,887	278,474
延滞債務:					
元本	4,906	40	36	35	38
利息	1,030	9	8	8	9
補償利息(3)	3,504	-	-	-	-
延滞債務合計	9,440	49	44	43	47
未交換債務(4)	17,305	17,578	17,962	8,468	2,877
総公的債務合計(5)	223,439	239,326	240,665	275,446	320,935

(1) 当初の満期が1年以下の債務

(2) 当初の満期が1年超の債務

(3) 補償利息は約定利率に基づき評価されている。

(4) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。

(5) かかる合計には未交換債務を含む。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

出所:財務省

期間別総公的債務合計

(対総公的債務合計比(%))

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
短期(1)	8.7	9.3	7.8	13.5	12.3
中期および長期(2)	79.3	83.4	84.7	83.5	86.8
延滞債務：	-	-	-	-	-
元本	2.2	-	-	-	-
利息	0.5	-	-	-	-
補償利息(3)	1.6	-	-	-	-
延滞債務合計	4.2	-	-	-	-
未交換債務(4)	7.7	7.3	7.5	3.1	0.9
総公的債務合計(5)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 当初の満期が1年以下の債務

(2) 当初の満期が1年超の債務

(3) 補償利息は約定利率に基づき評価されている。

(4) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。

(5) かかる合計には未交換債務を含む。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

出所：財務省

アルゼンチンの短期債務が総公的債務合計に占める割合は、2013年12月31日現在の8.7%から2017年12月31日現在には12.3%にまで増加した。この増加は主に、2017年における総額140億米ドルのトレジャリー・ビルの発行および総額73億米ドルのトレジャリー・ノートの発行によるものであった。

2017年中、アルゼンチンの短期債務は、2016年の370億米ドルから395億米ドルへと6.7%増加した。この増加は主に、トレジャリー・ビルが2016年の81億米ドルから2017年には140億米ドルに増加したことによる。

アルゼンチンの中期および長期債務は、相対的には2013年12月31日現在の総公的債務合計の79.3%から2017年12月31日現在の86.8%に増加し、金額ベースでは、2013年12月31日現在の1,772億米ドルから2017年12月31日現在では1,013億米ドル増加し2,785億米ドルとなった。この増加は主に、償却支払分を上回る発行高、一定の未償還債券のインフレ調整および複利計算による利息によるものであった。これらの影響は、米ドル表示するとペソ建債務を削減させるペソの名目上の下落により一部相殺された。

債権者および期間別総公的債務合計分布

以下の表は債権者別のアルゼンチンの支払継続債務および支払非継続債務（未交換債務を含む。）に関する情報を示す。

債権者別支払継続・支払非継続総公的債務合計

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
支払継続債務：					
中期および長期債務：					
公式債務：					
多国間債務：					
米州開発銀行	10,994	1,341	11,207	11,422	11,778
世界銀行	6,122	6,007	5,852	6,048	6,328
アンデス山脈開発会社	2,191	2,419	2,590	2,641	3,039
ラプラタ河流域開発基金	53	53	82	81	115
欧州投資銀行	9	5	-	-	-
国際農業開発基金	25	32	38	39	45
中米経済統合銀行	-	-	-	-	3
OPEC国際開発基金	-	-	-	-	20
多国間債務総額	19,394	19,857	19,768	20,230	21,327
パリクラブ	-	8,124	7,272	5,859	5,296
二国間債務	383	901	1,911	1,986	2,984
二国間債務合計	383	9,026	9,183	7,845	8,280
公式債務総額	19,777	28,883	28,952	28,075	29,607
債券：					
ペソ建債券	32,618	34,332	34,512	43,798	56,592
外貨建債券	95,942	111,711	117,952	140,902	165,334
債券総額	128,559	146,043	152,463	184,700	221,926
トレジャリー・ビル：					
ペソ建債券	-	-	-	-	-
外貨建債券	-	-	-	-	6,068
トレジャリー・ビル総額	-	-	-	-	6,068
中央銀行からの一時前払金	10,750	11,547	9,746	9,347	10,182
トレジャリー・ノート	1,471	4,427	5,504	2,455	522
商業銀行	4,580	3,123	3,126	1,069	2,434
国家保証ローン	3,035	2,877	2,076	1,845	1,139
Bogars債	5,571	-	-	-	-
保証債務：					
約束手形	1,971	1,483	998	898	797
保証 (Avales)	1,252	1,095	927	1,438	1,239
保証付トレジャリー・ノート	-	-	-	-	4,499
保証債務総額	3,223	2,578	1,925	2,336	6,535
中期および長期債務総額	176,965	199,478	203,791	229,826	278,414
短期債務：					
トレジャリー・ビル：					
ペソ建債券	-	-	-	-	2,906
外貨建債券	-	-	-	8,145	11,080
トレジャリー・ビル総額	-	-	-	8,145	13,986
トレジャリー・ノート	2,208	4,305	2,183	13,101	9,515
中央銀行からの一時前払金	17,252	17,855	15,771	14,768	14,972
約束手形	56	-	854	1,305	1,065
短期債務総額	19,517	22,160	18,808	37,049	39,537
支払継続債務合計	196,481	221,639	222,599	266,875	317,951
支払非継続債務(1)：					
支払非継続債務 (期日未到来)：					
中期および長期債務：					
二国間債務(2)	152	-	-	-	-
納入業者	-	-	-	-	-
商業銀行	60	60	60	60	60
支払非継続債務 (期日未到来)					
合計	213	60	60	60	60
支払非継続延滞元利金：					
パリクラブ	3,074	-	-	-	-
その他二国間債務	2,182	-	-	-	-

商業銀行	667	38	34	32	36
納入業者	13	11	10	11	11
補償利息	3,504	-	-	-	-
支払非継続延滞元利金合計	9,440	49	44	43	47
支払非継続債務合計	9,653	109	104	103	107
未交換債務(3)	17,305	17,578	17,962	8,468	2,877
総公的債務合計(延滞金を含む。)(4)	223,439	239,326	240,665	275,446	320,935

- (1) 支払非継続債務については、表紙中の「本報告書の注記 - 注(1) - 定義」を参照のこと。
(2) 二国間債務とは、主権国家政府との間の債務である。
(3) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。
(4) かかる合計には未交換債務を含む。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

出所：財務省

債権者別支払継続・支払非継続総公的債務合計

(対総公的債務合計比(%))

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
支払継続債務：					
中期および長期債務：					
公式債務：					
多国間債務：					
米州開発銀行	4.9	4.7	4.7	4.1	3.7
世界銀行	2.7	2.5	2.4	2.2	2.0
アンデス山脈開発会社	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9
ラプラタ河流域開発基金	-	-	-	-	-
欧州投資銀行	-	-	-	-	-
国際農業開発基金	-	-	-	-	-
中米経済統合銀行	-	-	-	-	-
OPEC国際開発基金	-	-	-	-	-
多国間債務総額	8.7	8.3	8.2	7.3	6.6
パリクラブ	-	3.4	3.0	2.1	1.7
二国間債務	0.2	0.4	0.8	0.7	0.9
二国間債務合計	0.2	3.8	3.8	2.8	2.6
公式債務総額	8.9	12.1	12.0	10.2	9.2
債券：					
ペソ建債券	14.6	14.3	14.3	15.9	17.6
外貨建債券	42.9	46.7	49.0	51.2	51.5
債券総額	57.5	61.0	63.4	67.1	69.1
トレジャリー・ビル：					
ペソ建債券	-	-	-	-	-
外貨建債券	-	-	-	-	1.9
トレジャリー・ビル総額	-	-	-	-	1.9
中央銀行からの一時前払金	4.8	4.8	4.0	3.4	3.2
トレジャリー・ノート	0.7	1.8	2.3	0.9	0.2
商業銀行	2.0	1.3	1.3	0.4	0.8
国家保証ローン	1.4	1.2	0.9	0.7	0.4
Bogars債	2.5	-	-	-	-
保証債務：					
約束手形	0.9	0.6	0.4	0.3	0.2
保証(Avales)	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4
保証付トレジャリー・ノート	-	-	-	-	1.4
保証債務総額	1.4	1.1	0.8	0.8	2.0
中期および長期債務総額	79.2	83.4	84.7	83.4	86.8
短期債務：					
トレジャリー・ビル：					
ペソ建債券	-	-	-	-	0.9
外貨建債券	-	-	-	3.0	3.5
トレジャリー・ビル総額	-	-	-	3.0	4.4
トレジャリー・ノート	1.0	1.8	0.9	4.8	3.0

中央銀行からの一時前払金	7.7	7.5	6.6	5.4	4.7
約束手形	-	-	0.4	0.4	0.3
短期債務総額	8.7	9.3	7.8	13.5	12.3
支払継続債務合計	87.9	92.6	92.5	96.9	99.1
支払非継続債務(1) :					
支払非継続債務(期日未到来) :					
中期および長期債務:					
二国間債務(2)	0.1	-	-	-	-
納入業者	-	-	-	-	-
商業銀行	-	-	-	-	-
支払非継続債務(期日未到来)					
合計	0.1	-	-	-	-
支払非継続延滞元利金:					
パリクラブ	1.4	-	-	-	-
その他二国間債務	1.0	-	-	-	-
商業銀行	0.3	-	-	-	-
納入業者	-	-	-	-	-
補償利息	1.6	-	-	-	-
支払非継続延滞元利金合計	4.2	-	-	-	-
支払非継続債務合計	4.3	0.1	-	-	-
未交換債務(3)	7.7	7.3	7.5	3.1	0.9
総公的債務合計(延滞金を含む。)(4)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(1) 支払非継続債務については、表紙中の「本報告書の注記 - 注(1) - 定義」を参照のこと。

(2) 二国間債務とは、主権国家政府との間の債務である。

(3) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。

(4) かかる合計には未交換債務を含む。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

出所：財務省

支払継続債務

中期・長期債務

支払継続債務の合計に対する中期および長期債務の割合は、相対的には、2013年12月31日現在の90.1%から2017年12月31日には87.6%に減少したが、金額では、2013年12月31日現在の1,770億米ドルから2017年12月31日現在では2,784億米ドルと1,014億米ドル増加した。これは新債券の発行、パリクラブとの決済契約および一定の未償還債券のインフレ調整によるものである。この増加は、為替相場の変動（ユーロの名目値の下落による米ドル表示の際のユーロ建債券金額の減少およびペソの名目値の下落による米ドル表示の際のペソ建債券金額の減少）により一部相殺された。

短期債務

支払継続債務の合計に対する短期債務の割合は、相対的には、2013年12月31日現在の9.9%から2017年12月31日現在では12.4%に増加し、金額では、2013年12月31日現在の195億米ドルから2017年12月31日現在では395億米ドルと200億米ドル増加した。これは主として、トレジャリー・ビル、トレジャリー・ノートおよび発行済約束手形の金額が増加したことによる。この増加は中央銀行からの一時前払金の減少により一部相殺された。

支払非継続債務（未交換債務を除く。）

総公的債務合計に対する支払非継続債務（未交換債務を除く。）の割合は、相対的にみて、2013年12月31日現在の4.3%から2017年12月31日現在では0.1%未満へと低下し、金額では、2013年12月31日現在の97億米ドルから2017年12月31日現在では1億700万米ドルと95億米ドル減少した。

2017年における債権者別の総支払継続公的債務合計における変動

アルゼンチンの総公的債務合計に対する多国間債務の割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の7.3%から2017年12月31日現在には6.6%に低下したが、金額では、2016年12月31日現在の202億米ドルから2017年12月31日現在には213億米ドルへと11億米ドル増加した。この増加は主として、実行額が償却支払額を上回ったためであった。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する二国間債務の割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の2.8%から2017年12月31日現在には2.6%に低下したが、金額では、2016年12月31日現在の78億米ドルから2017年12月31日現在には83億米ドルへと4億3,570万米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する債券による債務の割合は、相対的にみて2016年12月31日現在の67.1%から2017年12月31日現在には69.1%に増加し、金額では、2016年12月31日現在の1,847億米ドルから2017年12月31日現在には2,219億米ドルへと372億米ドル増加した。この増加は主に、Birads債、Biraes債、Birafs債、Bonares債、Boncers債、Bontes債およびBotapos債の発行、CER調整による債務金額の増加、複利計算による利息によるものであったが、償却支払および為替相場の変動（米ドル表示の際のペソ建債務を減少させたペソの下落）により一部相殺された。

2017年において、政府は中期および長期のトレジャリー・ビルの発行を開始した。2017年12月31日現在、中期および長期のトレジャリー・ビルの合計は、支払継続債務合計の1.9%に相当し、金額ベースでは、61億米ドルであった。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する中央銀行からの一時前払金の割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の8.8%から2017年12月31日現在には7.8%に低下したが、金額では、2016年12月31日現在の241億米ドルから2017年12月31日現在には252億米ドルへと10億米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する中期および長期のトレジャリー・ノートの割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の0.9%から2017年12月31日現在には0.2%に低下し、金額では、2016年12月31日現在の25億米ドルから2017年12月31日現在には5億米ドルへと19億米ドル減少した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する商業銀行への債務の割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の0.4%から2017年12月31日現在には0.8%に増加し、金額では、2016年12月31日現在の11億米ドルから2017年12月31日現在には24億米ドルへと14億米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する国家保証ローンの割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の0.7%から2017年12月31日現在には0.4%に低下し、金額では、2016年12月31日現在の18億米ドルから2017年12月31日現在には11億米ドルへと7億540万米ドル減少した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する保証債務の割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の0.8%から2017年12月31日現在には2.0%に増加し、金額では、2016年12月31日現在の23億米ドルから2017年12月31日現在には65億米ドルへと42億米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する短期トレジャリー・ビルの割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の3.0%から2017年12月31日現在には4.4%に増加し、金額では、2016年12月31日現在の81億米ドルから2017年12月31日現在には140億米ドルへと59億米ドル増加した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する短期トレジャリー・ノートの割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の4.8%から2017年12月31日現在には3.0%に低下し、金額では、2016年12月31日現在の131億米ドルから2017年12月31日現在には95億米ドルへと36億米ドル減少した。

アルゼンチンの総公的債務合計に対する短期債務の割合は、相対的にみて、2016年12月31日現在の13.5%から2017年12月31日現在には12.3%に低下したが、金額では、2016年12月31日現在の370億米ドルから2017年12月31日現在には395億米ドルへと25億米ドル増加した。

債務内容および債務再編

(a) 外貨建債務

次の表は、表示日現在の、支払期日到来済元利金ならびに補償利息および不履行利息を含む、アルゼンチンの外貨建債務総額に関する情報を示す。

債券別外貨建公債(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
支払継続債務	119,330	143,763	148,780	179,806	217,677
中央銀行向け2016、2020、2021、 2022、2023、2024、2025、2026年 債への譲渡不能債券	42,907	53,847	48,388	48,687	48,687
Bonar債	11,176	16,526	35,418	36,890	46,589
Birad債	-	-	-	19,250	29,000
多国間債務	19,394	19,857	19,768	20,230	21,327
トレジャリー・ビル	-	-	-	-	17,148
2033年元本削減債	13,739	14,970	14,585	14,483	15,008
2038年元本維持債	13,645	12,790	12,167	11,975	12,719
二国間債務	383	9,026	9,183	7,845	8,284
Birae債	-	-	-	2,632	6,298
2033年元本削減債(2010)	5,175	4,733	4,404	4,316	4,708
2038年元本維持債(2010)	2,154	1,915	1,737	1,690	1,901
Biraf債	-	-	-	-	411
約束手形	663	385	249	123	84
商業銀行	2	1	1	1	25
Bontes債	-	-	-	-	4
Bocones債	3	3	3	3	3
トレジャリー・ノート	1,695	1,687	699	9,545	-
2017年グローバル債券	966	966	966	966	-
Baade債	220	249	272	-	-
Boden債	5,945	5,700	-	-	-
その他	1,264	1,107	939	1,172	5,481
支払非継続債務	9,648	105	101	100	105
支払非継続債務(期日未到来)	213	60	60	60	60
支払非継続延滞債務	5,931	44	41	40	44
補償利息	3,504	-	-	-	-
未交換債務(2)	17,193	17,472	17,881	8,378	2,785
外貨建債務合計	146,170	161,339	166,762	188,285	220,566

(1) 支払継続および支払非継続債務(未交換債務を含む。)を含む。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

(2) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。

出所：財務省

総外貨建公債(1)

(単位：百万米ドル、%は除く)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
外貨建債務（百万米ドル）	146,170	161,339	166,762	188,285	220,566
対GDP比（%）	23.9	28.6	26.0	34.0	34.6
対政府歳入比（%）	113.1	131.4	119.0	159.1	174.5
対輸出比（%）	163.1	197.1	238.2	266.2	303.7
対外貨準備比（%）	477.7	513.1	652.4	479.0	400.6
対総公的債務合計比（%）	65.4	67.4	69.3	68.4	68.7%

(1) 支払継続および支払非継続債務（未交換債務を含む。）を含む。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

出所：INDECおよび財務省

2017年の外貨建債務

2017年に、アルゼンチンの外貨建債務は、2016年12月31日と比べて17.1%増加し、2,206億米ドルとなった。これらは、満期が2022年から2117年までの元本総額97億5,000万の米ドル建債券、満期が2020年から2037年までの元本総額166億米ドルの数個のシリーズから成るBONARs債、4億スイス・フランの2020年満期債券および満期が2023年から2047年までの元本総額27億5,000万ユーロのユーロ建債券で構成されていた。166億米ドルの発行済BONARs債のうち、120億米ドル分の2024年満期BONARs債は、アルゼンチンが締結した総額70億米ドルについての一定の取引の一環として発行され、アルゼンチンがかかる取引により、同取引に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBONARs債を消却できる権利を与えられている。新たな債券発行は、償却支払（Bonares 2017年グローバル債、トレジャリー・ノート、トレジャリー・ビル、多国間債務およびパリクラブ）により一部相殺された。さらに、ユーロの対米ドル名目値の下落により米ドル表示によるユーロ建債務が減少した。

次の表は、表示日現在のアルゼンチンの通貨別総外貨建債務に関する情報を示す。

通貨別総外貨建公債(1)

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
米ドル	115,842	134,782	142,841	163,422	193,600
ユーロ	27,181	23,909	21,422	22,752	24,702
日本円	2,443	2,043	1,937	1,651	1,465
その他(2)	704	606	561	459	799
外貨建債務合計	146,170	161,339	166,762	188,285	220,566

(1) 未交換債務を含む。未交換債務に係る請求の和解に向けたアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

(2) 数値は、デンマーク・クローネ、スウェーデン・クローナ、スイス・フランカナダ・ドル、豪ドルおよびクウェート・ディナールを含む。

出所：財務省

2017年12月31日現在、アルゼンチンの総外貨建公的債務合計は以下の通貨建てであった。

米ドル建87.8%

ユーロ建11.2%

日本円建0.7%

その他の通貨建0.4%

支払継続外貨建債務支払

2013年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は33億米ドル（2013年の対名目GDP比0.5%）であった。2014年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は35億米ドル(2014年の対名目GDP比0.6%)であった。2015年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は58億米ドル(2015年の対名目GDP比0.9%)であった。2016年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は65億米ドル(2016年の対名目GDP比1.2%)であった。2017年、アルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払利息は84億米ドル(2017年の対名目GDP比1.3%)であった。2017年のアルゼンチンの支払継続外貨建債務に対する支払い利息の増加は主に、2017年中の新規発行（Birads債、Biraes債、Birafs債、トレジャリー・ビル、Bonares24債、Bonares25債、Bonares37債およびBonares18債）を含む未償還債務の増加に係る支払いの増加によるものであった。

以下の表は、2017年12月31日現在の下記の期間中の支払継続外貨建債務に対するアルゼンチンの予定債務支払義務に関する情報を示す。

債権者別支払継続外貨建公債支払予定(1)(2)

(単位：百万米ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
多国間債務：								
米州開発銀行	866	376	866	347	843	316	818	285
世界銀行	693	156	502	145	436	135	375	125
アンデス山脈開発会社	331	101	357	94	376	81	366	70
国際農業開発基金	6	1	6	1	6	-	6	-
ラプラタ河流域開発基金	13	5	14	4	8	4	9	3
中米経済統合銀行	-	-	-	-	-	-	-	-
OPEC国際開発基金	-	1	1	1	1	1	1	1
欧州投資銀行	-	-	-	-	-	-	-	-
多国間債務合計	1,909	639	1,746	592	1,671	538	1,575	485
二国間債務（パリクラブを除く）	82	142	190	144	250	136	294	121
パリクラブ	2,040	277	3,256	216	-	-	-	-
二国間債務合計	2,123	419	3,446	360	250	136	294	121
公的債務合計	4,032	1,059	5,192	953	1,921	673	1,869	606
債券：	10,641	8,138	10,679	6,728	4,644	6,530	15,412	5,998
うち、合意に基づくBonar24債(3)	7,253	1,048	4,721	-	-	-	-	-
トレジャリー・ビル	17,148	-	-	-	-	-	-	-
商業銀行	12	-	12	-	-	-	-	-
納入業者								
約束手形	36	-	30	-	17	-	1	-
Avaes	177	63	179	51	197	38	217	24
保証付トレジャリー・ノート	-	-	47	-	208	-	219	-
納入業者合計	213	63	255	51	422	38	438	24
支払継続外貨建債務支払合計	32,046	9,260	16,139	7,732	6,987	7,241	17,719	6,628

	2022年		2023年		2024年		2025年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
多国間債務：								
米州開発銀行	746	258	741	233	720	210	678	187
世界銀行	265	117	228	110	236	104	236	98
アンデス山脈開発会社	346	59	273	48	263	38	215	27
国際農業開発基金	6	-	5	-	5	-	3	-
ラプラタ河流域開発基金	9	3	9	3	9	2	9	2
中米経済統合銀行	-	-	-	-	-	-	-	-
OPEC国際開発基金	1	1	1	1	1	1	1	1
欧州投資銀行	-	-	-	-	-	-	-	-
多国間債務合計	1,373	438	1,257	395	1,235	355	1,144	314
二国間債務（パリクラブを除く）	271	106	261	93	261	79	259	65
パリクラブ	-	-	-	-	-	-	-	-
二国間債務合計	271	106	261	93	261	79	259	65
公的債務合計	1,644	544	1,518	488	1,495	434	1,403	380
債券：	18,291	5,609	13,112	4,959	14,707	4,697	17,567	4,412
トレジャリー・ビル	-	-	-	-	-	-	-	-
商業銀行	-	-	-	-	-	-	-	-
納入業者	-	-	-	-	-	-	-	-
約束手形	-	-	-	-	-	-	-	-
Avaes	175	9	32	2	1	-	1	-
保証付トレジャリー・ノート	219	-	225	-	225	-	225	-
納入業者合計	394	9	257	2	226	-	226	-
支払継続外貨建債務支払合計	20,330	6,162	14,887	5,448	16,429	5,131	19,196	4,792

-
- (1) 2017年12月31日現在の債務合計、為替レートおよび金利に基づき算出されている。
- (2) 保護訴訟 (acciones de amparo) を通じて民間団体が得た判決に従うために政府によってなされた支払を含む。「(7) - アルゼンチンにおける訴訟」を参照のこと。
- (3) アルゼンチンが締結した一定の合意の裏付けとして発行されたBonares24債に相当し、アルゼンチンがかかる合意により、同合意に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与られている。総額70億米ドルのこれらの合意は米ドル建て、利率は6か月物LIBORプラス295ベース・ポイントのスプレッドで、Bonares24債に基づく利息および元本の支払いに対応する分割償却が行われる。表中の2018年および2019年に行われる元本の支払額としての金額は、それぞれ32億4,900万米ドルおよび21億8,100万米ドルをアルゼンチンが支払うことを条件に、これらの合意の予定された満期において消却されるBonares24債の額面金額に相当する。

出所：INDECおよび財務省

(b) ペソ建債務

以下の表は、表示日現在のアルゼンチンのペソ建債務総額を示す。

	債券別ペソ建債務(1)				
	(単位：百万米ドル)				
	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
支払継続債務	77,152	77,876	73,819	87,068	100,274
中央銀行からの一時前払金	28,002	29,402	25,517	24,115	25,153
Bontes債	-	-	-	10,511	14,807
Bonares債	12,447	13,512	10,178	9,510	10,198
トレジャリー・ノート	1,984	7,045	6,988	14,156	10,037
2045年準元本維持債	12,058	11,432	8,649	3,938	9,975
Boncercs債	-	-	-	2,271	8,715
Botapos債	-	-	-	-	5,561
約束手形	1,364	1,098	1,603	1,809	4,175
2033年元本削減債	4,928	4,672	3,535	9,636	4,065
トレジャリー・ビル	-	-	-	-	2,906
Bonads債	-	2,000	6,526	5,526	1,526
国家保証ローン	3,035	2,877	2,076	1,845	1,139
2038年元本維持債	1,059	1,004	760	846	867
Bocones債	1,671	1,461	880	789	782
2033年元本削減債(2010)	59	56	42	47	49
商業銀行	4,579	3,121	3,124	1,068	36
2038年元本維持債(2010)	4	4	3	3	3
Bonacs債	-	-	3,845	668	-
Bogars債	5,571	-	-	-	-
Bodens債	81	-	-	-	-
その他	309	191	94	330	280
支払非継続債務	5	4	3	3	3
支払非継続債務(期日未到来)	-	-	-	-	-
支払非継続期日到来済債務	5	4	3	3	3
未交換債務(2)	112	107	81	90	92
ペソ建債務総額	77,269	77,987	73,903	87,161	100,368

(1) 支払継続および支払非継続債務(未交換債務を含む。)を含む。未交換債務に係る請求の和解に向けてのアルゼンチンの本和解案については、「(7) 訴訟手続」を参照のこと。

(2) アルゼンチンが時効完成済みとみなした元本および/または利息に係る請求を含む。

出所：INDECおよび財務省

2017年12月31日現在のペソ建債務総額は、2013年12月31日現在の5,039億ペソ(773億米ドル、総公的債務合計の34.6%)に対し、1兆8,843億ペソ(1,004億米ドル、総公的債務合計の31.3%)となった。この債務合計に対する割合の低下は主として、以下を反映したものであった。

国内市場におけるペソ建債務の発行

2017年におけるBontes債、Bonares債およびトレジャリー・ノートを含む外貨建債券の発行の増加

複利計算による利息

ペソの下落の影響が、ペソ建債務の一部がCERに基づくインフレ調整の対象であったことによるインフレ調整を要因とするペソ建債務の増加を上回ったこと

支払継続ペソ建債務支払

2013年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2012年の212億ペソから11.6%増加し、237億ペソ（43億米ドル、または利息合計の56.5%）となった。この増加は主として、Bonares債（2013年は35億ペソ）、アルゼンチン国立銀行からの借入（2013年は11億ペソ）、トレジャリー・ノート（2013年は10億万ペソ）、Bocones債（2013年は7,900万ペソ）および国家保証ローン（2013年は6,500万ペソ）に対する利息支払が増加したためである。この増加は主として、2005年および2010年債務交換による債券（2013年は38億ペソ）、Bodenes債（2013年は2,300万ペソ）、Bogars債（2013年は1,600万ペソ）およびその他ペソ建債務（2013年は18億ペソ）に対する利息支払の減少により一部相殺された。

2014年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2013年の237億ペソから78.8%増加し、424億ペソ（52億米ドル、または利息合計の59.6%）となった。この増加は主として、Bonares債（2014年は120億ペソ）、2005年および2010年債務交換による債券（2014年は25億ペソ）、アルゼンチン国立銀行からの借入（2014年は23億ペソ）、Bocones債（2014年は6億1,800万ペソ）、トレジャリー・ノート（2014年は5億1,900万ペソ）および国家保証ローン（2014年は1億5,500万ペソ）に対する利息支払が増加したためである。この増加は主として、Bogars債（2014年は7億5,000万ペソ）およびBodenes債（2014年は900万ペソ）に対する利息支払の減少により一部相殺された。

2015年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2014年の424億ペソから57.6%増加し、668億ペソ（72億米ドル、または利息合計の55.3%）となった。この増加は主として、トレジャリー・ノート（2015年は77億ペソ）、Bonacs債（2015年は74億ペソ）、2005年および2010年債務交換による債券（2015年は59億ペソ）、Bonares債（2015年は33億ペソ）、Bonads債（2015年は3億3,700万ペソ）、Bocones債（2015年は3億2,200万ペソ）および国家保証ローン借入（2015年は2億7,000万ペソ）に対する利息支払が増加したためである。この増加は主として、その他ペソ建債務（2015年は4億4,500万ペソ）、アルゼンチン国立銀行からの借入（2015年は3億7,600万ペソ）およびBodenes債（2015年は900万ペソ）に対する利息支払の減少により一部相殺された。

2016年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2015年の668億ペソから32.4%増加し、885億ペソ（60億米ドル、または利息合計の47.8%）となった。この増加は主として、Bonares債およびBonacs債にかかる支払いが増加したためである。この増加は、CERに連動した債務再編債券に係る支払いが減少したことおよびペソの下落により公債支払にかかる全体的なコストが減少したことにより一部相殺された。

2017年、アルゼンチンのペソ建債務に対する利息は、2016年の885億ペソから90.4%増加し、1,685億ペソ（102億米ドル、または利息合計の54.7%）となった。この増加は主として、Bonares債、2017年グローバル債券およびBonads債にかかる元利金支払が増加したことによる。

以下の表は、表示期間中の支払継続ペソ建公債に対するアルゼンチンの債務支払予定に関する情報を示す。

債権者別支払継続ペソ建公債支払予定(1)(2)

(単位：百万米ドル)

2018年		2019年		2020年		2021年		2022年	
元本	利息								

債券	7,343	7,461	8,717	5,721	12,397	4,098	5,400	2,715	2,983	1,686
国家保証ローン	204	52	20	46	24	45	-	45	-	45
商業銀行	30	3	3	1	3	-	-	-	-	-
納入業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央銀行からの一時前 払金	22,623	-	2,530	-	-	-	-	-	-	-
トレジャリー・ノート	12,943	1,778	-	-	-	-	-	-	-	-
約束手形	3,462	73	263	23	-	8	-	8	-	8
支払継続ペソ建債 務										
支払合計	46,606	9,366	11,533	5,791	12,424	4,152	5,400	2,768	2,983	1,739

	2023年		2024年		2025年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息
債券	1,525	1,316	433	1,076	412	1,052
国家保証ローン	-	45	-	45	-	45
商業銀行	-	-	-	-	-	-
納入業者	235	-	-	-	-	-
中央銀行からの一時前 払金	-	-	-	-	-	-
トレジャリー・ノート	-	-	-	-	-	-
約束手形	-	8	-	8	-	8
支払継続ペソ建債 務						
支払合計	1,760	1,369	433	1,130	412	1,105

(1) 2017年12月31日現在の債務の残存、為替レートおよび金利に基づき算出されている。

(2) 保護訴訟 (acciones de amparo) を通じて民間団体が得た判決に従うために政府によってなされた支払を含む。「(7) - アルゼンチンにおける訴訟」を参照のこと。

出所：INDECおよび財務省

(c) 金融機関に対する債務

長年にわたり、IMF、米州開発銀行および世界銀行は、政府が安定化および改革の方針に従うことを条件として、アルゼンチンに対し財政支援を提供している。世界銀行および米州開発銀行の財政支援には、国家および州レベルの社会プログラム、公共事業および構造プロジェクトに対する資金調達を目的とし、分野を特定した構造融資を含む。2013年から2017年にかけて、政府の多国間債権者に対する債務残高は19億米ドル（10.0%）増加し、213億米ドルとなった。これは主として、実行額が償却支払額を上回ったことによる。

2013年に、政府は、多国間債権者に対し17億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は28億米ドルであった。

2014年に、政府は、多国間債権者に対し18億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は23億米ドルであった。

2015年に、政府は、多国間債権者に対し20億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は19億米ドルであった。

2016年に、政府は、多国間債権者に対し19億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は24億米ドルであった。

2017年に、政府は、多国間債権者に対し18億米ドルの元本支払を行い、これに対し政府に対する多国間債権者による実行額は29億米ドルであった。

2013年から2017年まで、多国間債権者（米州開発銀行、世界銀行およびその他の機関を含む。）に対する利息支払の総額は30億米ドルであった。政府はまた、諸州が多国間債権者に対し負っている債務の保証を行っている。当該債務の総額は、2017年12月31日現在 8 億9,450万米ドルであった。「(2) - IMFおよびその他の多国籍組織との合意」を参照のこと。

表示された各年の多国間債権者からの実行額および多国間債権者への支払額を以下の表に示す。

実行額 / 支払額 - 多国間債権者

(単位：百万米ドル)

	12月31日現在				
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
世界銀行：					
実行額	1,155	571	642	936	903
元本支払	(665)	(670)	(790)	(740)	(632)
実行額（元本支払控除後）	490	(99)	(148)	197	271
利息支払	(139)	(129)	(138)	(119)	(141)
手数料支払	-	-	(1)	(3)	(4)
純（流出）流入	350	(227)	(287)	75	126
米州開発銀行：					
実行額	1,121	1,277	770	1,210	1,244
元本支払	(901)	(936)	(990)	(869)	(888)
実行額（元本支払控除後）	220	340	(220)	341	356
利息支払	(366)	(366)	(420)	(429)	(388)
手数料支払	(9)	(10)	(9)	(18)	(15)
純（流出）流入	(155)	(35)	(649)	(106)	(46)
IFAD：(1)					
実行額	18	14	14	8	8
元本支払	(5)	(4)	(4)	(5)	(5)
実行額（元本支払控除後）	12	9	10	3	3
利息支払	-	-	-	-	(2)
手数料支払	-	-	-	-	-
純（流出）流入	12	9	10	2	1
FONPLATA：(2)					
実行額	-	11	41	11	44
元本支払	(11)	(11)	(16)	(11)	(10)
実行額（元本支払控除後）	(11)	-	24	-	34
利息支払	(2)	(2)	(2)	(2)	(6)
手数料支払	-	-	(1)	(3)	-
純（流出）流入	(13)	(2)	21	(5)	27
アンデス山脈開発会社：					
実行額	477	408	420	283	703
元本支払	(136)	(180)	(217)	(232)	(305)
実行額（元本支払控除後）	340	228	202	51	398
利息支払	(47)	(50)	(61)	(68)	(83)
手数料支払	(3)	(4)	(5)	(4)	(5)
純（流出）流入	290	173	136	(22)	310
OPEC国際開発基金：					
実行額	-	-	-	-	21
元本支払	-	-	-	-	-
実行額（元本支払控除後）	-	-	-	-	21
利息支払	-	-	-	-	-
手数料支払	-	-	-	-	-

純（流出）流入	-	-	-	-	21
中米経済統合銀行：					
実行額	-	-	-	-	3
元本支払	-	-	-	-	-
実行額（元本支払控除後）	-	-	-	-	3
利息支払	-	-	-	-	-
手数料支払	-	-	-	-	-
純（流出）流入	-	-	-	-	3
欧州投資銀行：					
実行額	-	-	-	-	-
元本支払	(4)	(5)	(5)	-	-
実行額（元本支払控除後）	(4)	(5)	(5)	-	-
利息支払	(1)	(1)	(1)	-	-
手数料支払	-	-	-	-	-
純（流出）流入	(5)	(5)	(5)	-	-
実行額合計	2,770	2,280	1,886	2,448	2,926
元本支払合計	(1,723)	(1,805)	(2,022)	(1,857)	(1,840)
実行額（元本支払控除後）	1,048	475	(136)	591	1,086
利息支払合計	(555)	(548)	(622)	(619)	(620)
手数料合計	(13)	(15)	(15)	(28)	(24)
純（流出）流入合計	479	(88)	(774)	(56)	442

- (1) 国際農業開発基金
(2) ラブラタ河流域開発基金
出所：財務省

国際通貨基金

IMFは、兌換制度の崩壊に至る数年間に、アルゼンチンに対し1件は2000年12月に、もう1件は2001年8月にと2件の別個の財政支援パッケージを組成した。当該支援の一環として、IMFは、アルゼンチンの信用供与枠に基づきアルゼンチンが利用し得る金額を増額し、また、アルゼンチンのためにその他資金源を確保した（世界銀行、米州開発銀行およびスペイン政府からの融資確定契約（コミットメント）を含む。）。

2001年から2005年の間、アルゼンチンは残存する対IMF債務を2001年12月31日現在の140億米ドルから2005年12月31日現在で95億米ドルまで削減した。2004年8月、IMFはアルゼンチン政府が2003年のスタンバイ協定に基づき自己の実績を計画通りに再検討することを無期限延長した後、当該協定に基づく実行を停止した。

2006年1月3日、政府はIMFに対する全債務残高、95億米ドルを一括返済した。IMFへの返済はアルゼンチンの公債総額の7.4%を占め、5億6,800万米ドルの利息節約となった。政府は支払のため中央銀行から資金を借入れ、結果として中央銀行の準備金は33.3%減少し、281億米ドルから186億米ドルとなった。中央銀行に対してこの融資を返済するため、政府は米ドル建10年物譲渡不能トレジャリー・ノートを発行した。IMFへの債務は同額の中央銀行への債務へと交換されたことを考慮すると、IMFへの返済は政府の債務総額に影響を与えなかった。

IMF協定の第4条に基づき、IMFは加盟国との二者間協議を通常毎年行う。IMFのスタッフは加盟国を訪問して経済および金融に関する情報を収集し、その国の経済発展および政策について当局職員と議論を交わす。その後IMFのスタッフは、理事会による審議の土台となる報告書を作成する。直近のアルゼンチンとの第4条協議は2017年12月18日に完

了した。IMFのウェブサイト (<https://www.imf.org/~media/Files/Publications/CR/2017/cr17409.ashx>) に報告書が公開されている。同ウェブサイトの内容は、それを参照することにより本報告書の一部を構成することが意図されたものではない。

2018年6月、マクリ政権は、IMFと期間36か月のスタンバイ取決めを締結した。「(2) - IMFおよびその他の多国籍組織との合意」を参照のこと。

世界銀行

2013年から2017年まで、世界銀行は、国家および州の両レベルで、インフラおよび教育プロジェクトを含む、経済復興を促進する活動、ならびに健康および環境など社会発展の各種プログラムのために、政府に対し約42億米ドルの融資を実行した。2017年12月31日現在、世界銀行による貸付の残存元本総額は、2016年12月31日現在の60億米ドルに対して、63億米ドルであった。2017年12月31日現在、世界銀行からの約27億ドルの融資確定契約が未実行であった。

2013年から2017年の間に、アルゼンチンは、世界銀行の融資に基づく総額35億米ドルの元本支払および利息として総額6億6,430万米ドルの支払いを行った。

米州開発銀行

2013年から2017年まで、米州開発銀行はアルゼンチンに対し、経済成長を支援する活動のためならびに健康、インフラおよび教育など多様な社会開発プログラムのため、約56億米ドルの融資を実行した。2017年12月31日現在、米州開発銀行による貸付の残存元本総額は、2016年12月31日現在の114億米ドルに対して、118億米ドルであった。2017年12月31日現在、米州開発銀行からの約42億ドルの融資確定契約が未実行である。

2013年から2017年の間に、アルゼンチンは、米州開発銀行の融資に基づく約46億米ドルの元本支払および利息として20億米ドルの支払いを行った。

FONPLATA

2013年から2017年の間、FONPLATAは、アルゼンチンに対し、経済開発および社会プログラムのために総額1億760万米ドルの融資を実行した。2017年12月31日現在、FONPLATAにより行われた融資の残存元本総額は、2016年12月31日現在の8,100万米ドルに対し、1億1,500万米ドルであった。2017年12月31日現在、FONPLATAからの承認済融資額約3億1,250万米ドルが未実行であった。

CAF

2013年から2017年の間、CAFはアルゼンチンに対する約23億米ドルの融資を、主にインフラ整備プログラム向けに実行した。2017年12月31日現在、CAFにより行われた融資の残存元本総額は、2016年12月31日現在の26億米ドルに対し、30億米ドルであった。2017年12月31日現在、CAFから承認された融資のうち約10億米ドルが未実行であった。

IFAD

2013年から2017年の間、国際農業開発基金（「IFAD」）は、アルゼンチンに対し、経済開発および社会プログラムのために総額6,140万米ドルの融資を実行した。2017年12月31日現在、IFADにより行われた融資の残存元本総額は、2016年12月31日現在の3,900万米ドルに対し、4,500万米ドルであった。2017年12月31日現在、IFADからの承認済融資額約6,020万米ドルが未実行であった。

EIB

2013年から2017年の間、アルゼンチンは、欧州投資銀行（「EIB」）に対し、総額1,370万米ドルの元本を返済した。2017年12月31日現在において、EIBにより行われた融資の残存元本総額は存在しなかったが、一方、EIBからの承認済融資額7,060万米ドルが未実行であった。

OFID

2013年から2017年の間、OPEC国際開発基金（「OFID」）は、アルゼンチンに対し、経済開発プログラムのために総額2,080万米ドルの融資を実行した。2017年12月31日現在、OFIDにより行われた融資の残存元本総額は、2016年12月31日現在の0米ドルに対し、2,000万米ドルであった。2017年12月31日現在、OFIDからの承認済融資額約2,990万米ドルが未実行であった。

BCIE

2013年から2017年の間、中米経済統合銀行（「BCIE」）は、アルゼンチンに対し、主にインフラ・プログラム向けに約260万米ドルの融資を実行した。2017年12月31日現在、BCIEからの承認済融資額4,740万米ドルが未実行であった。

二国間債務および民間債権者の債務

二国間債務は、パリクラブ債務およびその他二国間債務と呼ばれる債務を含む。パリクラブ債務には、パリクラブのメンバー国との交渉ラウンドにおいて再編されてきたパリクラブのメンバー国に対するすべての債務を含む。「(b) - パリクラブ」を参照のこと。その他二国間債務には、主権国家政府との間の他の債務すべてが含まれる。アルゼンチンの実質的にすべての二国間債務は、パリクラブのメンバー国に対する債務に関するものであり、パリクラブの枠組みの下で扱われる。

民間債権者の債務は、納入業者への債務および商業銀行への債務から成る。民間債権者の債務の一部は、外国政府により付与される輸出信用保険により保証されており、パリクラブの枠組みの下で通常扱われる。2014年5月28日に、アルゼンチンはパリクラブのメンバー国と、アルゼンチンが負っていた96億9,000万米ドル（元本が49億5,500万米ドル、利息は11億200万米ドルおよび罰則的利息として36億3,300万米ドル）の債務を帳消しにするとの合意に達した。

外貨建債務
直接債務

融資機関	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2017年 12月31日 現在残高
(単位：百万米ドル)						
世界銀行	3.82%/ (a)	05/23/2003	02/15/2018	米ドル	500	31
世界銀行	4.11%/ (a)	10/31/2003	10/15/2018	米ドル	750	91
世界銀行	固定金利 (1.22% ~ 3.86%)/ (a)	09/07/2004	02/15/2019	米ドル	136	20
世界銀行	固定金利 (1.40% ~ 4.16%)/ (a)	04/18/2006	04/15/2018	米ドル	150	17
世界銀行	固定金利 (1.38% ~ 4.25%)/ (a)	07/14/2006	03/15/2020	米ドル	18	5
世界銀行	固定金利 (1.62% ~ 4.17%)/ (a)	10/23/2006	03/15/2020	米ドル	150	43
世界銀行	固定金利 (1.26% ~ 4.13%)/ (a)	05/11/2006	03/15/2019	米ドル	350	72
世界銀行	1.39%/ (a)	12/20/2006	09/15/2020	米ドル	37	13
世界銀行	固定金利 (1.65% ~ 4.25%)	05/08/2007	10/15/2020	米ドル	103	39
世界銀行	固定金利 (1.80% ~ 4.05%)/ (a)	05/09/2007	07/01/2021	米ドル	300	123
世界銀行	固定金利 (1.29% ~ 3.90%)/ (a)	07/12/2007	09/15/2021	米ドル	221	88
世界銀行	固定金利 (1.37% ~ 3.91%)	08/16/2007	01/01/2022	米ドル	37	17
世界銀行	固定金利 (1.82% ~ 4.11%)/ (a)	11/26/2007	07/01/2022	米ドル	200	92
世界銀行	固定金利 (1.82% ~ 4.11%)/ (a)	12/28/2007	01/01/2022	米ドル	19	9
世界銀行	1.50%/ (a)	05/08/2007	05/15/2021	米ドル	69	29
世界銀行	固定金利 (1.54% ~ 4.41%)	11/26/2007	03/15/2022	米ドル	100	42
世界銀行	1.64%/ (a)	11/06/2008	07/01/2022	米ドル	45	22
世界銀行	2.89%/ (a)	02/27/2009	03/15/2038	米ドル	60	42
世界銀行	2.89%/ (a)	01/13/2009	03/15/2038	米ドル	20	16
世界銀行	2.90%/ (a)	03/27/2009	09/15/2038	米ドル	300	265
世界銀行	3.32%/ (a)	08/06/2009	04/01/2038	米ドル	153	127
世界銀行	3.37%/ (a)	08/25/2009	03/15/2039	米ドル	840	408
世界銀行	3.00%/ (a)	01/18/2010	09/15/2038	米ドル	50	42
世界銀行	3.67%/ (a)	06/10/2009	12/15/2038	米ドル	450	378
世界銀行	2.99%/ (a)	02/01/2010	03/15/2038	米ドル	30	26
世界銀行	3.23%/ (a)	03/30/2010	09/15/2039	米ドル	141	124
世界銀行	3.24%/ (a)	06/11/2010	02/15/2040	米ドル	30	28
世界銀行	3.23%/ (a)	08/11/2010	09/15/2039	米ドル	150	139
世界銀行	(a)	05/04/2011	03/15/2037	米ドル	200	169
世界銀行	(a)	05/04/2011	03/15/2037	米ドル	400	320
世界銀行	(a)	04/11/2011	05/15/2038	米ドル	461	447
世界銀行	(a)	04/11/2011	03/15/2037	米ドル	175	131
世界銀行	(a)	08/04/2011	10/15/2037	米ドル	480	468
世界銀行	(a)	11/23/2011	12/15/2036	米ドル	200	145
世界銀行	(a)	08/06/2012	11/15/2037	米ドル	400	390
世界銀行	(a)	04/16/2015	12/15/2046	米ドル	251	74
世界銀行	(a)	04/16/2015	06/15/2047	米ドル	200	266
世界銀行	(a)	09/21/2015	08/15/2047	米ドル	59	7
世界銀行	(a)	10/09/2015	10/15/2047	米ドル	350	108
世界銀行	(a)	10/09/2015	10/15/2049	米ドル	200	21
世界銀行	(a)	12/09/2015	06/15/2046	米ドル	53	4

世界銀行	(a)	03/31/2016	10/15/2047	米ドル	74	144
世界銀行	(a)	09/30/2016	11/15/2048	米ドル	600	418
世界銀行	(a)	12/28/2016	11/15/2048	米ドル	45	23
世界銀行	(a)	04/25/2017	03/15/2049	米ドル	45	26
世界銀行	(a)	08/17/2017	05/15/2049	米ドル	200	1
世界銀行	(a)	08/17/2017	03/15/2049	米ドル	80	12
世界銀行	(a)	08/17/2017	07/15/2049	米ドル	200	0
世界銀行	(a)	12/21/2017	03/15/2050	米ドル	300	0
世界銀行	(a)	12/21/2017	01/12/2045	米ドル	170	0
世界銀行	(a)	12/21/2017	07/15/2049	米ドル	30	0
合計					10,582	5,522
米州開発銀行	4%	09/22/1993	03/21/2019	米ドル	25	2
米州開発銀行	3%	12/06/1994	12/06/2019	米ドル	50	2
米州開発銀行	4%	06/05/1995	06/05/2020	米ドル	30	5
米州開発銀行	5.18%	06/05/1995	06/05/2020	米ドル	332	35
米州開発銀行	固定金利 (2.53% ~ 5.74%)	03/26/1996	03/16/2018	米ドル	776	19
米州開発銀行	5.44%	02/20/1997	02/20/2022	米ドル	96	29
米州開発銀行	固定金利 (2.51% ~ 5.74%)	02/05/1998	02/05/2018	米ドル	246	12
米州開発銀行	5.44%	02/11/1998	02/11/2018	米ドル	2	0
米州開発銀行	0.03%	03/16/1998	03/16/2023	米ドル	33	5
米州開発銀行	5.74%	03/16/1998	03/16/2023	米ドル	17	5
米州開発銀行	5.44%	03/16/1998	03/16/2018	米ドル	147	6
米州開発銀行	5.44%	07/22/1998	07/22/2018	米ドル	66	5
米州開発銀行	5.44%	08/08/1998	08/08/2023	米ドル	300	113
米州開発銀行	4%	12/09/1998	12/09/2023	米ドル	16	3
米州開発銀行	3%	12/09/1998	12/09/2023	米ドル	15	3
米州開発銀行	5.44%	12/16/1998	12/15/2018	米ドル	59	4
米州開発銀行	5.44%	11/01/1999	11/01/2019	米ドル	140	18
米州開発銀行	5.44%	01/13/1999	01/13/2024	米ドル	3	1
米州開発銀行	4%	09/15/1999	09/15/2019	米ドル	248	0
米州開発銀行	固定金利 (1.81% ~ 5.74%)	09/15/1999	09/15/2019	米ドル	248	21
米州開発銀行	5.44%	10/18/1999	10/18/2024	米ドル	138	53
米州開発銀行	5.44%	03/02/2000	03/02/2020	米ドル	83	16
米州開発銀行	5.44%	03/26/2000	03/26/2020	米ドル	4	1
米州開発銀行	5.44%	02/27/2001	02/27/2021	米ドル	400	93
米州開発銀行	5.44%	09/05/2001	09/05/2021	米ドル	500	133
米州開発銀行	5.44%	06/13/2001	06/15/2021	米ドル	500	117
米州開発銀行	5.44%	06/25/2001	06/15/2021	米ドル	1	0
米州開発銀行	5.44%	10/25/2001	10/25/2021	米ドル	4	1
米州開発銀行	固定金利 (3.44% ~ 5.74%)	10/25/2001	10/25/2026	米ドル	43	21
米州開発銀行	固定金利 (3.53% ~ 5.74%)	11/20/2003	11/20/2028	米ドル	597	324
米州開発銀行	2.22%	12/28/2004	12/15/2024	米ドル	500	233
米州開発銀行	2.144%	05/04/2005	05/04/2025	米ドル	4	2
米州開発銀行	固定金利 (2.53% ~ 2.88%)	05/04/2005	05/04/2025	米ドル	5	3
米州開発銀行	固定金利 (2.60% ~ 3.21%)	08/24/2005	08/24/2025	米ドル	30	17
米州開発銀行	固定金利 (2.57% ~ 3.21%)	08/24/2005	08/24/2025	米ドル	19	10
米州開発銀行	2.775%	03/01/2006	03/01/2031	米ドル	700	430
米州開発銀行	2.34%	05/18/2006	05/18/2026	米ドル	500	283
米州開発銀行	固定金利 (2.73% ~ 3.31%) / (a)	11/07/2006	11/07/2026	米ドル	50	35
米州開発銀行	2.362%	08/09/2006	08/09/2026	米ドル	280	163
米州開発銀行	固定金利 (4.05% ~ 5.74%) / (b)	11/06/2006	11/06/2031	米ドル	880	631
米州開発銀行	固定金利 (4.05% ~ 5.74%)	03/29/2007	03/29/2032	米ドル	350	254
米州開発銀行	固定金利 (3.16% ~ 3.63%) / (b)	03/29/2007	03/29/2032	米ドル	242	183

米州開発銀行	固定金利 (3.74%~ 4.06%)/(b)	03/29/2007	03/29/2032	米ドル	1,200	926
米州開発銀行	固定金利 (3.25%~ 3.66%)/(b)	11/06/2007	11/06/2032	米ドル	49	38
米州開発銀行	固定金利 (3.25%~ 3.66%)/(b)	11/06/2007	06/15/2032	米ドル	60	45
米州開発銀行	固定金利 (3.60%~ 3.86%)/(b)	11/06/2007	11/06/2032	米ドル	39	33
米州開発銀行	固定金利 (3.16%~ 3.65%)/(b)	11/06/2007	11/06/2032	米ドル	23	15
米州開発銀行	3.66%/(b)	11/06/2007	11/06/2032	米ドル	72	61
米州開発銀行	固定金利 (3.28%~ 3.67%)/(b)	04/17/2008	04/17/2033	米ドル	212	149
米州開発銀行	固定金利 (3.28%~ 3.67%)/(b)	04/17/2008	04/17/2033	米ドル	658	445
米州開発銀行	固定金利 (3.31%~ 3.87%)/(b)	11/04/2008	11/04/2033	米ドル	241	189
米州開発銀行	3.33%/(b)	02/27/2009	02/27/2034	米ドル	14	11
米州開発銀行	3.31%~3.88%/ (b)	07/31/2009	07/31/2034	米ドル	850	616
米州開発銀行	固定金利 (3.39%~3.71%)	03/31/2009	03/31/2034	米ドル	50	41
米州開発銀行	3.39%~3.72%/ (b)	07/31/2009	07/31/2034	米ドル	200	163
米州開発銀行	固定金利 (3.43%~3.74%)	03/08/2010	03/08/2035	米ドル	100	88
米州開発銀行	3.41%~3.74%/ (b)	03/29/2010	03/29/2035	米ドル	120	102
米州開発銀行	(b)	04/12/2010	04/12/2035	米ドル	6	2
米州開発銀行	3.81%/(b)	03/26/2011	03/26/2036	米ドル	170	121
米州開発銀行	固定金利 (3.49%~3.79%)	03/26/2011	03/26/2036	米ドル	493	416
米州開発銀行	3.23%~3.81%/ (b)	03/26/2011	03/26/2036	米ドル	200	185
米州開発銀行	3.79%/(b)	03/26/2011	03/26/2036	米ドル	120	88
米州開発銀行	(b)	12/29/2011	12/15/2036	米ドル	40	32
米州開発銀行	3.84%/(b)	12/29/2011	12/15/2036	米ドル	230	209
米州開発銀行	3.57%	01/13/2012	01/13/2037	米ドル	14	13
米州開発銀行	3.92%/(b)	07/31/2012	07/31/2037	米ドル	343	400
米州開発銀行	3.92%/(b)	07/31/2012	07/31/2037	米ドル	300	257
米州開発銀行	3.89%/(b)	07/31/2012	07/31/2037	米ドル	200	159
米州開発銀行	3.86%/(b)	07/31/2012	07/31/2037	米ドル	14	9
米州開発銀行	3.89%/(b)	08/21/2012	08/21/2037	米ドル	200	199
米州開発銀行	3.92%/(b)	09/28/2012	09/15/2037	米ドル	36	34
米州開発銀行	(b)	10/30/2012	10/30/2037	米ドル	80	41
米州開発銀行	(b)	11/29/2012	11/15/2037	米ドル	3	3
米州開発銀行	3.95%/(b)	01/30/2013	01/15/2038	米ドル	30	21
米州開発銀行	3.92%/(b)	03/19/2013	03/15/2037	米ドル	500	222
米州開発銀行	3.96%/(b)	03/19/2013	03/15/2038	米ドル	200	200
米州開発銀行	3.92%/(b)	05/06/2013	04/15/2038	米ドル	150	146
米州開発銀行	(b)	05/16/2013	05/15/2038	米ドル	60	34
米州開発銀行	4.00%/(b)	10/28/2013	10/15/2038	米ドル	280	280
米州開発銀行	4.02%/(b)	12/13/2013	11/15/2038	米ドル	300	207
米州開発銀行	4.03%/(b)	03/10/2014	02/15/2039	米ドル	20	12
米州開発銀行	(b)	03/26/2014	03/15/2039	米ドル	50	27
米州開発銀行	(b)	03/26/2014	03/15/2039	米ドル	300	137
米州開発銀行	4.04%/(b)	03/29/2014	03/15/2039	米ドル	250	125
米州開発銀行	4.04%/(b)	03/29/2014	03/15/2039	米ドル	24	13
米州開発銀行	(b)	12/09/2014	11/15/2039	米ドル	30	25
米州開発銀行	(b)	12/09/2014	11/15/2038	米ドル	150	55
米州開発銀行	4.07%/(b)	09/30/2014	09/15/2039	米ドル	250	70
米州開発銀行	(b)	10/30/2015	10/15/2040	米ドル	150	105

米州開発銀行	(b)	09/16/2015	09/15/2040	米ドル	200	77
米州開発銀行	(b)	05/19/2016	05/15/2041	米ドル	200	90
米州開発銀行	(b)	10/25/2016	10/15/2041	米ドル	20	20
米州開発銀行	(b)	05/11/2017	04/15/2042	米ドル	320	60
米州開発銀行	(b)	02/22/2017	02/15/2042	米ドル	120	16
米州開発銀行	(b)	05/11/2017	04/15/2042	米ドル	100	15
米州開発銀行	(b)	05/31/2017	05/15/2042	米ドル	240	1
米州開発銀行	(b)	05/31/2017	05/15/2042	米ドル	100	15
米州開発銀行	(b)	07/26/2017	07/15/2042	米ドル	13	2
米州開発銀行	(b)	07/26/2017	07/15/2042	米ドル	77	0
米州開発銀行	(b)	09/13/2017	08/15/2042	米ドル	300	50
米州開発銀行	(b)	09/29/2017	09/15/2042	米ドル	100	20
米州開発銀行	(b)	11/30/2017	11/15/2037	米ドル	200	200
合計					19,750	10,626
パリクラブ・ラウンド6	3%	04/30/2014	05/30/2019	多種	9,690	5,296
合計					9,690	5,296
ラプラタ河流域開発基金	(c)	08/12/2004	09/01/2019	米ドル	51	9
ラプラタ河流域開発基金	(c)	12/06/2004	12/06/2019	米ドル	22	5
ラプラタ河流域開発基金	(c)	08/28/2007	08/28/2019	米ドル	5	1
ラプラタ河流域開発基金	(c)	05/07/2014	05/07/2029	米ドル	25	24
ラプラタ河流域開発基金	(c)	02/20/2015	02/20/2030	米ドル	10	2
ラプラタ河流域開発基金	(c)	06/25/2015	06/24/2030	米ドル	35	4
ラプラタ河流域開発基金	(c)	06/16/2015	06/16/2030	米ドル	28	13
ラプラタ河流域開発基金	(c)	03/20/2015	09/20/2030	米ドル	18	12
ラプラタ河流域開発基金	(c)	03/16/2017	09/16/2025	米ドル	12	1
ラプラタ河流域開発基金	(c)	03/10/2017	09/10/2025	米ドル	8	1
ラプラタ河流域開発基金	(c)	04/01/2017	10/01/2025	米ドル	20	4
ラプラタ河流域開発基金	(c)	05/11/2017	05/11/2032	米ドル	40	2
ラプラタ河流域開発基金	(c)	07/03/2017	01/03/2033	米ドル	40	12
ラプラタ河流域開発基金	(c)	09/29/2017	03/29/2022	米ドル	5	1
合計					319	91
国際農業開発基金	(d)	11/27/2006	12/15/2022	SDR	18	6
国際農業開発基金	(d)	10/17/2008	10/01/2024	SDR	18	9
国際農業開発基金	(d)	11/25/2011	11/01/2025	SDR/EUR	77	30
合計					113	45
アンデス山脈開発会社	(c)	08/29/2007	08/29/2022	米ドル	300	115
アンデス山脈開発会社	(c)	12/11/2007	12/11/2022	米ドル	200	80
アンデス山脈開発会社	(c)	12/02/2008	12/02/2020	米ドル	275	92
アンデス山脈開発会社	(c)	12/11/2007	12/11/2022	米ドル	80	42
アンデス山脈開発会社	(c)	05/21/2008	05/21/2023	米ドル	110	54
アンデス山脈開発会社	(c)	11/03/2009	11/03/2021	米ドル	275	109
アンデス山脈開発会社	(c)	07/29/2010	07/29/2022	米ドル	100	63
アンデス山脈開発会社	(c)	07/29/2010	07/29/2022	米ドル	36	18
アンデス山脈開発会社	(c)	12/10/2010	12/10/2025	米ドル	500	333
アンデス山脈開発会社	(c)	07/29/2010	07/29/2025	米ドル	84	51
アンデス山脈開発会社	(c)	07/29/2010	07/29/2025	米ドル	38	11
アンデス山脈開発会社	(c)	07/29/2010	07/29/2022	米ドル	35	20
アンデス山脈開発会社	(c)	03/18/2011	03/18/2026	米ドル	326	121
アンデス山脈開発会社	(c)	03/18/2011	03/18/2023	米ドル	8	6
アンデス山脈開発会社	(c)	03/18/2011	03/18/2026	米ドル	140	108
アンデス山脈開発会社	(c)	07/20/2012	07/21/2024	米ドル	50	43
アンデス山脈開発会社	(c)	03/30/2012	04/23/2024	米ドル	14	7
アンデス山脈開発会社	(c)	08/30/2012	08/30/2024	米ドル	65	48
アンデス山脈開発会社	(c)	11/15/2012	11/15/2027	米ドル	168	112
アンデス山脈開発会社	(c)	04/23/2012	04/23/2024	米ドル	100	49
アンデス山脈開発会社	(c)	08/09/2012	08/09/2024	米ドル	30	21
アンデス山脈開発会社	(c)	12/18/2012	12/18/2024	米ドル	75	50
アンデス山脈開発会社	(c)	12/18/2012	12/18/2027	米ドル	250	196
アンデス山脈開発会社	(c)	12/18/2012	12/18/2024	米ドル	150	118
アンデス山脈開発会社	(c)	12/18/2012	12/18/2027	米ドル	70	64
アンデス山脈開発会社	(c)	02/06/2013	02/06/2031	米ドル	240	232
アンデス山脈開発会社	(c)	02/06/2013	02/06/2025	米ドル	50	31
アンデス山脈開発会社	(c)	02/06/2013	02/06/2025	米ドル	42	23
アンデス山脈開発会社	(c)	04/15/2014	04/15/2029	米ドル	150	92
アンデス山脈開発会社	(c)	06/18/2014	06/18/2029	米ドル	121	19
アンデス山脈開発会社	(c)	06/18/2014	06/18/2029	米ドル	60	45

アンデス山脈開発会社	(c)	06/18/2014	06/18/2026	米ドル	75	17
アンデス山脈開発会社	(c)	08/19/2014	08/19/2026	米ドル	90	41
アンデス山脈開発会社	(c)	09/04/2014	09/04/2029	米ドル	90	66
アンデス山脈開発会社	(c)	09/30/2014	09/30/2026	米ドル	50	29
アンデス山脈開発会社	(c)	10/21/2014	10/21/2029	米ドル	70	29
アンデス山脈開発会社	(c)	05/19/2015	11/19/2027	米ドル	70	22
アンデス山脈開発会社	(c)	06/15/2015	06/15/2027	米ドル	100	20
アンデス山脈開発会社	(c)	07/21/2015	07/21/2027	米ドル	9	2
アンデス山脈開発会社	(c)	03/09/2016	03/09/2031	米ドル	120	12
アンデス山脈開発会社	(c)	01/30/2017	01/30/2031	米ドル	400	131
アンデス山脈開発会社	(c)	08/12/2016	02/12/2029	米ドル	70	4
アンデス山脈開発会社	(c)	07/04/2017	07/04/2032	米ドル	150	150
アンデス山脈開発会社	(c)	08/12/2016	02/12/2029	米ドル	40	1
アンデス山脈開発会社	(c)	11/15/2017	11/15/2029	米ドル	100	100
合計					5,576	2,997

- (a) 世界銀行の変動利率 + スプレッド
- (b) 米州開発銀行の変動利率
- (c) 6ヶ月物 LIBOR + スプレッド
- (d) 国際農業開発基金の変動利率

外貨建債務
間接債務

融資機関	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2017年 12月31日 現在残高
(単位：百万ドル)						
世界銀行	固定金利 (1.47%～4.08%)	12/06/2004	12/01/2018	米ドル	198	22
世界銀行	(a)	03/08/2005	04/15/2021	米ドル	200	71
世界銀行	(a)	05/18/2006	03/15/2020	ユーロ	103	68
世界銀行	(a)	11/16/2006	11/15/2019	米ドル	75	20
世界銀行	(a)	06/12/2007	10/15/2021	米ドル	127	51
世界銀行	(a)	05/30/2008	04/15/2023	米ドル	264	164
世界銀行	固定金利 (1.63%～4.49%)/ (a)	06/27/2008	06/15/2022	米ドル	400	184
世界銀行	(a)	08/31/2011	02/15/2040	米ドル	49	44
世界銀行	(a)	05/30/2011	11/15/2039	米ドル	30	27
世界銀行	(a)	02/06/2012	08/15/2037	米ドル	50	50
世界銀行	(a)	11/10/2016	04/15/2038	米ドル	200	105
合計					1,696	806
米州開発銀行	(b)	12/04/2003	12/04/2028	米ドル	34	19
米州開発銀行	(b)	11/01/1999	11/01/2019	米ドル	186	28
米州開発銀行	(b)	07/31/2001	07/31/2021	米ドル	214	54
米州開発銀行	固定金利 (3.08%～5.73%)	11/05/2002	11/05/2022	米ドル	200	78
米州開発銀行	(b)	03/09/2004	03/09/2024	米ドル	11	5
米州開発銀行	(b)	08/24/2005	08/24/2025	米ドル	70	39
米州開発銀行	5.73%/(b)	11/07/2006	11/07/2031	米ドル	180	120
米州開発銀行	(b)	02/05/2007	02/05/2032	米ドル	33	24
米州開発銀行	(b)	11/07/2006	11/07/2031	米ドル	230	173
米州開発銀行	固定金利 (3.03%～3.67%)/ (b)	04/06/2008	04/06/2033	米ドル	120	87
米州開発銀行	固定金利 (2.76%～ 3.29%)/(b)	04/17/2008	04/17/2033	米ドル	100	80
米州開発銀行	(b)	04/17/2008	04/17/2033	米ドル	100	77
米州開発銀行	(b)	01/15/2009	01/15/2034	米ドル	59	48
米州開発銀行	(b)	06/30/2010	06/15/2035	米ドル	25	23
米州開発銀行	固定金利 (3.51%～ 3.81%)/(b)	03/26/2011	09/26/2036	米ドル	200	147
米州開発銀行	(b)	01/19/2012	01/19/2037	米ドル	30	21
米州開発銀行	(b)	05/06/2013	04/15/2038	米ドル	34	20
米州開発銀行	(b)	05/17/2013	05/15/2038	米ドル	60	48
米州開発銀行	(b)	12/10/2014	11/15/2038	米ドル	230	5
米州開発銀行	(b)	03/06/2015	02/15/2040	米ドル	50	27
米州開発銀行	(b)	10/30/2015	10/15/2040	米ドル	33	33
合計					2,199	1,156
ラプラタ河流域開発基金	(c)	08/26/2008	07/26/2028	米ドル	43	23
合計					43	23
アンデス山脈開発会社	(c)	07/19/2016	01/19/2029	米ドル	49	38
アンデス山脈開発会社	(c)	10/27/2017	10/27/2032	米ドル	100	6
合計					149	44
OPEC国際開発基金	5%	02/23/2015	09/15/2032	米ドル	50	20
合計					50	20

(a) 世界銀行の変動利率 + スプレッド

(b) 米州開発銀行の変動利率

(c) 6か月物 LIBOR + スプレッド

ペソ建債務
直接債務
ペソ建支払継続債券

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2017年 12月31日 現在残高
					(単位:百万ドル)	
PR 15	(a)	01/04/2010	10/04/2022	ペソ	189	331
Bono del Tesoro Consolidado 2089	ゼロクーポン	01/02/1990	01/02/2089	ペソ	47	43
BONAR/\$/BADLAR+300PB/18-08-18	(a)	02/18/2013	08/18/2018	ペソ	1,009	1,009
BONAR/\$/BADLAR+250PB/11-03-19	(a)	03/11/2013	03/11/2019	ペソ	2,091	2,091
BONAR/\$/BADLAR+300PB/10-06-19	(a)	06/10/2013	06/10/2019	ペソ	799	799
BONAR/\$/BADLAR+300pb/23-12-20	(a)	12/23/2013	12/23/2020	ペソ	1,887	1,887
BONAD 03/DLK/2.40%/18-03-2018	2.4%	11/18/2014	03/18/2018	ペソ	1,172	1,172
BONAR/\$/BADLAR+300/05-02-2018	(a)	11/04/2015	02/05/2018	ペソ	158	158
BONAD 06/DLK/2.50%/04-06-2018	2.5%	11/04/2015	06/04/2018	ペソ	353	353
BONAR/\$/BADLAR+275/01-03-2018	(a)	03/01/2016	03/01/2018	ペソ	565	565
BONAR/\$/BADLAR+325/01-03-2020	(a)	03/01/2016	03/01/2020	ペソ	891	891
BONTE/\$/22.75%/05-03-2018	22.75%	09/05/2016	03/05/2018	ペソ	810	810
BONTE/\$/21.20%/19-09-2018	21.2%	09/19/2016	09/19/2018	ペソ	1,332	1,332
BONTE/\$/18.20%/03-10-2021	18%	10/03/2016	10/03/2021	ペソ	3,329	3,329
BONTE/\$/15.50%/17-10-2026	15.5%	10/17/2016	10/17/2026	ペソ	3,206	3,206
BONTE/\$/16.00%/17-10-2023	16%	10/17/2016	10/17/2023	ペソ	1,453	1,453
BONTE/\$/BADLAR+100/08-08-2019	(a)	02/08/2017	08/08/2019	ペソ	4,677	4,677
BONAR/\$/BADLAR+200/03-04-2022	(a)	04/03/2017	04/03/2022	ペソ	2,799	2,799
BOTAPO/\$/TPE/21-06-2020	経済政策レート	06/21/2017	06/21/2020	ペソ	5,561	5,561
Letra del Tesoro - FFD	17%	12/09/2015	02/09/2018	ペソ	228	228
Letra del Tesoro - CMEA	ゼロクーポン	09/19/2016	09/19/2018	ペソ	294	294
Letra del Tesoro - ANSES	経済政策レート + 0.05%	01/30/2017	01/30/2018	ペソ	905	905
Letra del Tesoro - ANSES	Tasa Pasiva + 0.05%	05/11/2017	05/11/2018	ペソ	896	896
Letra del Tesoro - FFRE	(b)	06/21/2017	06/21/2018	ペソ	227	227
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	07/27/2017	01/24/2018	ペソ	53	53
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	08/18/2017	02/16/2018	ペソ	24	24
Letra del Tesoro - SRT	(b)	08/28/2017	08/27/2018	ペソ	4	4
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	08/30/2017	03/02/2018	ペソ	43	43
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	09/21/2017	03/21/2018	ペソ	37	37
Letra del Tesoro	ゼロクーポン	12/15/2017	04/13/2018	ペソ	667	667
Letra del Tesoro	ゼロクーポン	12/15/2017	09/14/2018	ペソ	517	517
Letra del Tesoro	ゼロクーポン	12/15/2017	06/15/2018	ペソ	328	328
Letra del Tesoro	ゼロクーポン	12/15/2017	03/16/2018	ペソ	1,394	1,394
Letra del Tesoro - ANSES	多種	12/26/2017	12/26/2018	ペソ	4,860	4,860
Letra del Tesoro - CAMMESA	多種	12/28/2017	03/28/2018	ペソ	799	799
Letra del Tesoro - FAH	(b)	12/28/2017	04/24/2018	ペソ	17	17
Letra del Tesoro - FFD	多種	12/28/2017	03/28/2018	ペソ	320	320
Letra del Tesoro - FFRH	(b)	11/07/2017	05/08/2018	ペソ	22	22
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	11/15/2017	02/14/2018	ペソ	43	43
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	12/15/2017	03/15/2018	ペソ	27	27
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	10/17/2017	04/17/2018	ペソ	16	16
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	12/18/2017	06/18/2018	ペソ	117	117
Letra del Tesoro - FFSIT	(b)	12/22/2017	06/19/2018	ペソ	37	37
Letra del Tesoro - FGS	多種	12/22/2017	03/22/2018	ペソ	799	799
Letra del Tesoro - PROV. BS. AS.	多種	12/26/2017	03/26/2018	ペソ	266	266
BONCER/\$/2.50%+CER/22-07-2021	2.5%	07/22/2016	07/22/2021	ペソ + CER	1,424	1,906
BONCER/\$/2.25%+CER/28-04-2020	2.25%	10/28/2016	04/28/2020	ペソ + CER	3,055	3,893
BONCER/\$/4.25%+CER/15-01-2019	4.25%	12/15/2017	01/15/2019	ペソ + CER	1,177	1,186
BONCER/\$/4.25%+CER/15-04-2019	4.25%	12/15/2017	04/15/2019	ペソ + CER	1,717	1,729
PR 13	2%	03/15/2004	03/15/2024	ペソ + CER	103	450
PAR EN PESOS - DTO. 1735/04	1.18%	12/31/2003	12/31/2038	ペソ + CER	151	867

PAR EN PESOS - DTO. 563/10	1.18%	12/31/2003	12/31/2038	ペソ + CER	1	3
DISCOUNT EN PESOS - DTO. 1735/04	5.83%	12/31/2003	12/31/2033	ペソ + CER	556	4,065
DISCOUNT EN PESOS - DTO. 563/10	5.83%	12/31/2003	12/31/2033	ペソ + CER	7	49
CUASIPAR EN PESOS - DTO. 1735/04	3.31%	12/31/2003	12/31/2045	ペソ + CER	1,248	9,975
合計					54,707	69,529

(a) 民間部門BADLAR金利 + スプレッド

(b) 公共部門BADLAR金利+ スプレッド

外貨建債務
直接債務
外貨建支払継続債券

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2017年 12月31日 現在残高
(単位: 百万ドル)						
BONAR/U.S.\$/9%/2018/29-11-2018	9%	11/29/2011	11/29/2018	米ドル	3,374	3,374
BONAR/U.S.\$/9%/2019/15-03-2019	9%	03/15/2012	03/15/2019	米ドル	1,900	1,900
BONAR/U.S.\$/8.75%/2024	8.75%	05/07/2014	05/07/2024	米ドル	19,695	19,695
BONAR/U.S.\$/8%/08-10-2020	8%	10/08/2015	10/08/2020	米ドル	2,948	2,948
BONAR/U.S.\$/7.75%/30-12-2022	7.75%	12/30/2015	12/30/2022	米ドル	4,498	4,498
BONAR/U.S.\$/7.875%/30-12-2025	7.875%	12/30/2015	12/30/2025	米ドル	4,510	4,510
BONAR/U.S.\$/7.875%/30-12-2027	7.875%	12/30/2015	12/30/2027	米ドル	4,690	4,690
BIRAD/U.S.\$/6.25%/22-04-2019	6.25%	04/22/2016	04/22/2019	米ドル	2,750	2,750
BIRAD/U.S.\$/6.875%/22-04-2021	6.875%	04/22/2016	04/22/2021	米ドル	4,500	4,500
BIRAD/U.S.\$/7.5%/22-04-2026	7.5%	04/22/2016	04/22/2026	米ドル	6,500	6,500
BIRAD/U.S.\$/7.625%/22-04-2046	7.625%	04/22/2016	04/22/2046	米ドル	2,750	2,750
BIRAD/U.S.\$/6.625%/06-07-2028	6.625%	07/06/2016	07/06/2028	米ドル	1,000	1,000
BIRAD/U.S.\$/7.125%/06-07-2036	7.125%	07/06/2016	07/06/2036	米ドル	1,750	1,750
BONAR/U.S.\$/0%/05-08-2019	ゼロクーポン	08/05/2016	08/05/2019	米ドル	22	22
BONAR/U.S.\$/1%/05-08-2023	1%	08/05/2016	08/05/2023	米ドル	695	695
BIRAE/EUR/3.875%/15-01-2022	3.875%	10/12/2016	01/15/2022	ユーロ	1,500	1,500
BIRAE/EUR/5.00%/15-01-2027	5%	10/12/2016	01/15/2027	ユーロ	1,500	1,500
BIRAD/U.S.\$/5.625%/26-01-2022	5.625%	01/26/2017	01/26/2022	米ドル	3,250	3,250
BIRAD/U.S.\$/6.875%/26-01-2027	6.875%	01/26/2017	01/26/2027	米ドル	3,750	3,750
BIRAF/CHF/3.375%/12-10-2020	3.375%	04/12/2017	10/12/2020	スイスフラン	411	411
BONAR/U.S.\$/5.75%/18-04-2025	5.75%	04/18/2017	04/18/2025	米ドル	1,536	1,536
BONAR/U.S.\$/7.625%/18-04-2037	7.625%	04/18/2017	04/18/2037	米ドル	2,721	2,721
BIRAD/U.S.\$/7.125%/28-06-2117	7.125%	06/28/2017	06/28/2117	米ドル	2,750	2,750
BIRAE/EUR/3.375%/15-01-2023	3.375%	11/09/2017	01/15/2023	ユーロ	1,200	1,200
BIRAE/EUR/5.250%/15-01-2028	5.25%	11/09/2017	01/15/2028	ユーロ	1,200	1,200
BIRAE/EUR/6.250%/09-11-2047	6.25%	11/09/2017	11/09/2047	ユーロ	900	900
PAR EN U.S.\$ - DTO. 1735/04 - LEY NY	固定金利 (2.5%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	米ドル	5,297	5,297
PAR EN U.S.\$ - DTO. 1735/04 - LEY ARG	固定金利 (2.5%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	米ドル	1,230	1,230
PAR EN U.S.\$ - DTO. 563/10 - LEY NY	固定金利 (2.5%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	米ドル	97	97
PAR EN U.S.\$ - DTO. 563/10 - LEY ARG	固定金利 (2.5%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	米ドル	71	71
PAR EN EUROS - DTO. 1735/04	固定金利 (2.26%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	ユーロ	6,040	6,040
PAR EN EUROS - DTO. 563/10	固定金利 (2.26%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	ユーロ	1,725	1,725
PAR EN YENES - DTO. 1735/04	固定金利 (0.45%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	日本円	153	153
PAR EN YENES - DTO. 563/10	固定金利 (0.45%まで段階的に上昇)	12/31/2003	12/31/2038	日本円	8	8
DISCOUNT EN U.S.\$ - DTO. 1735/04 - LEY NY	8.28%	12/31/2003	12/31/2033	米ドル	3,046	4,271
DISCOUNT EN U.S.\$ - DTO. 1735/04 - LEY ARG	8.28%	12/31/2003	12/31/2033	米ドル	4,950	6,940
DISCOUNT EN U.S.\$ - DTO. 563/10 - LEY NY	8.28%	12/31/2003	12/31/2033	米ドル	930	1,304
DISCOUNT EN U.S.\$ - DTO. 563/10 - LEY ARG	8.28%	12/31/2003	12/31/2033	米ドル	131	184
DISCOUNT EN EUROS - DTO. 1735/04	7.82%	12/31/2003	12/31/2033	ユーロ	2,715	3,737

DISCOUNT EN EUROS - DTO. 563/10	7.82%	12/31/2003	12/31/2033	ユーロ	2,320	3,193
DISCOUNT EN YENES - DTO. 1735/04	4.33%	12/31/2003	12/31/2033	日本円	50	60
DISCOUNT EN YENES - DTO. 563/10	4.33%	12/31/2003	12/31/2033	日本円	23	27
AMPAROS	多種			米ドル	0	14
LETES/U.S.\$/13-04-2018	ゼロクーポン	04/03/2017	04/13/2018	米ドル	500	500
LETES/U.S.\$/12-01-2018	ゼロクーポン	04/17/2017	01/12/2018	米ドル	750	750
LETES/U.S.\$/27-04-2018 I	ゼロクーポン	04/17/2017	04/27/2018	米ドル	500	500
LETES/U.S.\$/27-04-2018	ゼロクーポン	04/28/2017	04/27/2018	米ドル	400	400
LETES/U.S.\$/10-08-2018	ゼロクーポン	05/12/2017	08/10/2018	米ドル	400	400
LETES/U.S.\$/24-05-2018	ゼロクーポン	05/29/2017	05/24/2018	米ドル	900	900
LETES/U.S.\$/24-08-2018	ゼロクーポン	05/29/2017	08/24/2018	米ドル	500	500
LETES/U.S.\$/15-06-2018	ゼロクーポン	06/16/2017	06/15/2018	米ドル	900	900
LETES/U.S.\$/26-01-2018	ゼロクーポン	06/16/2017	01/26/2018	米ドル	500	500
LETES/U.S.\$/30-11-2018	ゼロクーポン	06/16/2017	11/30/2018	米ドル	428	428
LETES/U.S.\$/09-02-2018	ゼロクーポン	06/30/2017	02/09/2018	米ドル	800	800
LETES/U.S.\$/14-12-2018	ゼロクーポン	06/30/2017	12/14/2018	米ドル	1,100	1,100
LETES/U.S.\$/29-06-2018	ゼロクーポン	06/30/2017	06/29/2018	米ドル	1,050	1,050
LETES/U.S.\$/12-10-2018	ゼロクーポン	07/14/2017	10/12/2018	米ドル	740	740
LETES/U.S.\$/13-04-2018	ゼロクーポン	07/14/2017	04/13/2018	米ドル	500	500
LETES/U.S.\$/13-07-2018	ゼロクーポン	07/28/2017	07/13/2018	米ドル	1,200	1,200
LETES/U.S.\$/23-02-2018	ゼロクーポン	08/11/2017	02/23/2018	米ドル	1,420	1,420
LETRA/U.S.\$/FAH/24-04-2018	ゼロクーポン	08/16/2017	04/24/2018	米ドル	82	82
LETES/U.S.\$/14-09-2018	ゼロクーポン	08/25/2017	09/14/2018	米ドル	300	300
LETES/U.S.\$/16-03-2018	ゼロクーポン	08/25/2017	03/16/2018	米ドル	1,050	1,050
LETES/U.S.\$/28-09-2018	ゼロクーポン	09/15/2017	09/28/2018	米ドル	750	750
LETRA/U.S.\$/TFUEG/26-03-2018	ゼロクーポン	09/25/2017	03/26/2018	米ドル	51	51
LETES/U.S.\$/11-05-2018	ゼロクーポン	09/29/2017	05/11/2018	米ドル	750	750
LETES/U.S.\$/07-06-2018	ゼロクーポン	12/07/2017	06/07/2018	米ドル	203	203
LETES/U.S.\$/16-11-2018	ゼロクーポン	11/10/2017	11/16/2018	米ドル	850	850
LETES/U.S.\$/26-10-2018	ゼロクーポン	10/27/2017	10/26/2018	米ドル	400	400
LETRA/U.S.\$/FFRE/15-06-2018	ゼロクーポン	11/10/2017	06/15/2018	米ドル	2	2
LETRA/U.S.\$/FFRE/27-04-2018	ゼロクーポン	10/27/2017	04/27/2018	米ドル	21	21
LETRA/U.S.\$/TFUEG/19-03-2018	ゼロクーポン	12/19/2017	03/19/2018	米ドル	101	101
LETRA/U.S.\$/FDA/TITULOS/2021	Libor - 1.00%	01/07/2011	01/07/2021	米ドル	7,504	7,504
LETRA/U.S.\$/FDA/TITULOS/2022	Libor - 1.00%	04/20/2012	04/20/2022	米ドル	5,674	5,674
LETRA/U.S.\$/FDA/TITULOS/2023	Libor - 1.00%	01/16/2013	01/16/2023	米ドル	7,133	7,133
LETRA/U.S.\$/FDA/TITULOS/2024	Libor - 1.00%	01/30/2014	01/30/2024	米ドル	7,897	7,897
LETRA/U.S.\$/FDA/TITULOS/2025	Libor - 1.00%	06/01/2015	06/01/2025	米ドル	10,563	10,563
LETRA/U.S.\$/FOI/2021	Libor - 1.00%	03/14/2011	03/14/2021	米ドル	2,121	2,121
LETRA/U.S.\$/FOI/2022	Libor - 1.00%	06/28/2012	06/28/2022	米ドル	2,084	2,084
LETRA/U.S.\$/FOI/2023	Libor - 1.00%	08/16/2013	08/16/2023	米ドル	2,292	2,292
LETRA/U.S.\$/FOI/2024	Libor - 1.00%	08/25/2014	08/25/2024	米ドル	3,043	3,043
LETRA/U.S.\$/BCRA/2026	Libor - 1.00%	04/29/2016	04/29/2026	米ドル	376	376
合計					176,921	182,486

ペソ建債務
 直接債務
 ペソ建債務不履行債券

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2017年 12月31日 現在残高
FERROBONOS / PESIFICADO	2%	10/01/1991	10/01/2030	ペソ + CER	(単位：百万ドル) 0	0
合計					0	0

外貨建債務
直接債務
外貨建債務不履行債券

債券	利率	発行日	最終満期	通貨	元本金額	
					額面金額	2017年 12月31日 現在残高
(単位：百万米ドル)						
EUROLETRA/DEM/11.75%/2026	11.75%	11/13/1996	11/13/2026	ユーロ	17	17
EUROLETRA/DEM/12%/2016	12%	09/19/1996	09/19/2016	ユーロ	15	15
PAR BONDS/DEM/5.87%/2023	5.87%	03/31/1993	03/31/2023	ユーロ	4	4
EUROLETRA/EUR/CUP-FIJO/2028	固定金利	05/28/1998	05/28/2028	ユーロ	2	2
DISCOUNT/DEM/L+0.8125%/2023	LIBOR + 0.8125%	03/31/1993	03/31/2023	ユーロ	0	0
GLOBAL BOND/U.S.\$/11.375%/2017	11.375%	01/30/1997	01/30/2017	米ドル	198	198
GLOBAL BOND/U.S.\$/12.25%/2018	12.25%	06/19/2001	06/19/2018	米ドル	78	114
GLOBAL BOND/U.S.\$/12.00%/2031	12.00%	06/19/2001	06/19/2031	米ドル	55	98
GLOBAL BOND/U.S.\$/9.75%/2027	9.75%	09/19/1997	09/19/2027	米ドル	55	55
PAR BONDS/U.S.\$/6%/2023	6%	03/31/1993	03/31/2023	米ドル	8	8
DISCOUNT/U.S.\$/L+0.8125%/2023	LIBOR + 0.8125%	03/31/1993	03/31/2023	米ドル	7	7
GLOBAL BOND/U.S.\$/12.125%/2019	12.125%	02/25/1999	02/25/2019	米ドル	4	3
GLOBAL BOND/U.S.\$/12%/2020	12%	02/03/2000	02/01/2020	米ドル	2	2
GLOBAL BOND/U.S.\$/10.25%/2030	10.25%	07/21/1999	07/21/2030	米ドル	0	0
GLOBAL BOND/U.S.\$/8.875%/2029	8.875%	03/01/1999	03/01/2029	米ドル	0	0
合計					445	523

最近の動向

金融機関に対する債務

2018年6月7日、財務省とIMFのスタッフは、総額約500億米ドルの融資の実行について、期間36か月間のスタンバイ取決めの条件に関する合意に達し、2018年6月20日にIMFの理事会による承認を受けた。さらに、2018年6月7日、マクリ政権は、IADBと25億米ドルについての協定、世界銀行と17億5,000万米ドルの融資協定およびCAFと14億米ドルの融資協定を締結し、いずれの場合も、協定の締結後12か月以内に融資が実行されることになる。2018年10月26日、IFMの理事会は、2021年までのプログラムの期間中に総資産を約571億米ドルまで増加させるスタンバイ取決めの強化について承認した。2018年以降、政府は、スタンバイ取決めに基づき約206億ドルを引き出している。「(2) - IMFおよびその他の多国籍組織との合意」を参照のこと。

2018年の外貨建債務

外貨建債券： 2018年、アルゼンチンは、元本総額193億米ドルの外貨建債務を発行した。これらは、2023年、2028年および2048年に満期が到来する元本総額90億米ドルの米ドル建債券、2019年および2020年に満期が到来する元本総額36億米ドルのBonarデュアル債、元本総額21億米ドルの2020年満期Bonares債ならびに元本総額2億5,060万米ドルのChina Machinery Engineering Argentina Sociedad Anónimaにより引き受けられたトレジャリー・ビルで構成されていた。さらに、2018年にそれぞれ元本総額30億米ドルおよび40億米ドルの2024年満期および2025年満期のBonares債が、総額34億米ドルについて2018年3月28日、4月19日および12月19日にアルゼンチンにより締結された一定の取引の一環として発行され、アルゼンチンはかかる取引により、同取引に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与られている。

外貨建債務支払

以下の表は、2018年に発生した外貨建債務について、表示の通貨および期間におけるアルゼンチンの予定される債務支払義務に関する情報を示す。

2018年1月1日から12月31日までに発行された商品別の支払継続外貨建公債支払予定⁽¹⁾⁽²⁾

(単位：百万米ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
2023年満期4.625%利付米ドル建債券	-	40.5	-	80.9	-	80.9	-	80.9
2028年満期5.875%利付米ドル建債券	-	249.7	-	249.7	-	249.7	-	249.7
2048年満期6.875%利付米ドル建債券	-	103.1	-	206.3	-	206.3	-	206.3
2020年満期8.000%利付米ドル建債券	-	-	-	170	2,120.3	85	-	-
合意に基づくBonar 24債 ⁽²⁾	-	-	497.4	239.4	2,486.8	-	-	-
合意に基づくBonar 25債 ⁽³⁾	-	171.8	1,958.1	174.8	2,060.8	59.2	-	-
トレジャリー・ビル	-	-	-	-	250.6	-	-	-

	2022年		2023年		2024年		2025年	
	元本	利息	元本	利息	元本	利息	元本	利息
2023年満期4.625%利付米ドル建債券	-	80.9	1,750.0	40.5	-	-	-	-
2028年満期5.875%利付米ドル建債券	-	249.7	-	249.7	-	249.7	-	249.7
2048年満期6.875%利付米ドル建債券	-	206.3	-	206.3	-	206.3	-	206.3

(1) 速報値

(2) アルゼンチンが締結した一定の合意の裏付けとして発行されたBonares24債に相当し、アルゼンチンがかかる合意により、同合意に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与えられている。総額14億米ドルのこれらの合意は米ドル建て、利率は6か月物LIBORプラス550ベース・ポイントの спреッドで、Bonares24債に基づく利息および元本の支払いに対応する分割償却が行われる。表中の2020年に行われる元本の支払額としての金額は、6億3,200万米ドルをアルゼンチンが支払うことを条件にこれらの合意の予定された満期において消却されるBonares24債の額面金額に相当する。

(3) アルゼンチンが締結した一定の合意の裏付けとして発行されたBonares25債に相当し、アルゼンチンがかかる合意により、同合意に基づき定められた金額を支払うことを条件に、かかるBonares債を消却できる権利を与えられている。これらの合意により、Bonares25債に基づく元金金の支払いに対応する分割償却が行われる。かかる合意の一部（総額10億米ドル）は、米ドル建て、利率は6か月物LIBORプラス290ベース・ポイントの спреッドで、残りの部分（総額10億米ドル）はスイス・フラン建て、1.7%の利率が発生する。表中の2019年および2020年に行われる元本の支払額としての金額は、それぞれ8億3,100万米ドルおよび7億9,900万米ドルをアルゼンチンが支払うことを条件にこれらの合意の予定された満期において消却されるBonares25債の額面金額に相当する。

出所：INDECおよび財務省

米ドル建トレジャリー・ビル・プログラム

2018年12月31日現在、元本総額128億米ドルのLetes債が未償還であり、そのうち97億米ドルが民間部門により保有されていた。

2018年における国内通貨建債券

2018年1月1日から12月31日までの間に、アルゼンチンは元本総額3,856億ペソの国内通貨建債券を発行した。その内訳は、4億9,030万ペソのBontes 2019年債、705億ペソのBonares 2019年債、914億ペソのBoncers 2022債、2023年債および2025年債、300億ペソのBogatos 2020年債、732億ペソのBonte 2023年債および2026年債、11億ペソのBonar 2022年債および1,189億ペソのBote 2020年債であった。

ペソ建トレジャリー・ビル・プログラム

2018年12月31日現在、元本総額5,058億米ドルのLetes債が未償還であり、そのうち4,834億ペソが民間部門により保有されていた。

(7)【その他】

訴訟手続

2001年末に共和国の債券につき不履行を生じたことを受け、米国を含むいくつかの法域で債権者が共和国に対して多くの訴訟を提起した。これらの訴訟の原告は一般に、共和国が債券の利息および/または元本の適時支払いを怠ったと主張し、これら債券の額面価額および経過利息の支払いの判決を求めている。

以下の「- 和解」の項でより詳細に論じる通り、共和国はこれまでに債権者の大多数と合意に達しており、また多くの訴訟で訴訟上の合意に基づく取下げおよび判決執行済証書の交付命令を申し立て、裁判所により認められている。共和国は係争中の訴訟の解決に向けた取組みを続け、その後も多くの債権者と基本合意に至っている。

債権同順位に基づく訴訟（パリパス訴訟）

2012年2月、1994年財務代理契約に基づいて発行された債券（「1994年FAA債」）の額面価額4億2,800万米ドルおよびその利息の請求に係る13件のニューヨークでの訴訟において、原告は裁判所の命令を取得し、その中で共和国が債権同順位（パリパス）条項に違反していることが認定され、また共和国が当該原告への全額弁済を終えるまでの間、2005年および2010年の債務交換債に係る共和国の定期利息払いを禁じられた。この命令は控訴審でも争われ効力が停止されていたが、連邦控訴裁判所が、債権同順位に基づく差止め（*pari passu injunction*）を認める命令を出したため、共和国はその決定についてさらに裁量上訴の受理申立てをした。米国連邦最高裁判所がこの申立てを退けたことにより、当該命令は2014年6月18日に確定した。

2015年10月30日、連邦地裁は、1994年FAA債に基づく21億米ドル超の額面価額および判決前後の利息の数十億米ドルの請求に係る49件の後続訴訟において、既発の差止めと実質的に同様の債権同順位に基づく新たな差止めを命じた。共和国が未交換債務の保有者に対して係争事案の和解を持ちかけた2016年1月の段階で、債権同順位に基づく差止めの対象拡張を求める数多くの後続的な申立てがあり、およびそれらが係属中であった。

和解の一環として、債権同順位に基づく差止めは解除された。「- 和解」を参照のこと。

2016年8月10日、連邦地裁は別個の2件の訴訟において、マクリ政権の活動に基づく事情変更により債権同順位に基づく差止めがもはや不要となった現況でかかる請求は争訟性を失ったと判示し、債権同順位に基づく救済を求める原告の2015年の申立てを棄却した。

2016年12月22日、2016年2月の和解案に応じずかつパリパス条項への継続的違反があると主張する一部の債権者が関与する事案において、連邦地裁は、アルゼンチンが合意債権者や新規発行債券に対する支払いを行っている一方で、依然として原告の債券に対する支払いがみられないとしつつも、再度、継続的な債権同順位違反は存在しないと判断した。「- - 訴訟手続 - パリパス訴訟」を参照のこと。

米国における集団訴訟

連邦地裁においては2001年の不履行債券の保有者を代表して共和国に対し複数の集団訴訟が提起され、13件がクラス認定を受けた。そのうち9件のクラス・アクションにおいて標準オプションに基づく和解が成立し、これらの訴訟は取り下げられた。「- 和解」を参照のこと。2017年8月23日、共和国は1件のクラス・アクションについて和解するために306万米ドルを支払い、2017年9月27日、これによりかかるクラス・アクションは確定的に取り下げられた。「- - 訴訟手続 - 米国における集団訴訟」を参照のこと。

和解

2016年2月5日、共和国は、アルゼンチン議会の承認を第1条件、および債権同順位に基づく差止め（これにより共和国は、かかる差止めを取得した不履行債務の債権者に按分弁済を行うまでの間、一部の対外債務の支払いを制限されていた。）の解除を第2条件として、米国で裁判対象となっている債券を含む未交換債務に係るすべての（時効完成前の）債権を和解で処理するための提案（「本和解案」）を当時の金融省のウェブページ上に公開した。「-債権者同順位に基づく訴訟（パリパス訴訟）」を参照のこと。本和解案では、和解に向けた2つの枠組みが設けられた。「パリパス・オプション（*pari passu option*）」は、債権同順位に基づく差止命令を取得した原告を対象としたオプションであり、その支払額は判決額または未払債権額の全額に所定の割引を適用した金額とされた。「標準オプション（*standard option*）」は、債権同順位に基づく差止命令の取得の有無を問わず未交換債務を保有するすべての原告を対象とし、その支払額は対象債券の元本の100%に当初元本の最大50%に値する額を加算した額とされた。未交換債務のすべての適格保有者は、共和国が設定および公表した手続に従い標準オプションの条件に同意することができ、共和国がその合意書に副署する時に、上記の条件に従い共和国を相手方とする拘束力ある基本合意の当事者となる。本和解案は、時効完成済みの元本または利息に係る債権は対象としていない。

本和解案に従って和解した債権者は、支払いと引き換えに、すべての強制執行手続を含む共和国に対する一切の訴訟を確定的に取り下げること合意している。「-訴訟手続-和解」を参照のこと。

連邦地裁は2016年3月2日、未交換債務の保有者との和解に関するすべて立法的障害が除去されることを第1条件、および債権同順位に基づく差止命令の取得者のうち2016年2月29日までに共和国と基本合意に至った者に対して共和国が当該合意の所定の条件に従い全額弁済をすることを第2条件として、債権同順位に基づく差止めをすべて取り消していくことを決定した。2016年4月13日、第2巡回区控訴裁判所は連邦地裁の本決定を支持した。「-債権同順位に基づく訴訟（パリパス訴訟）」を参照のこと。

2016年3月31日、アルゼンチン議会は債務承認法を可決し、これにより和解に関する立法上の障害が除去され、本和解案が承認された。2016年4月22日、アルゼンチンは国際資本市場で165億米ドルの新規債券を発行し、元本ベースで約42億米ドル相当の未交換債務の保有者との合意に基づく和解金支払いを履行するために純手取金から93億米ドルを充当した。2016年3月2日の決定に付された条件の成就が確認され、連邦地裁は2016年4月22日、債権同順位に基づくすべての差止めの解除を決定した。

2016年5月5日、受託者に支払われる2005年および2010年の債務交換債に基づく利息が、受託者から当該債券の保有者に支払われた。

2016年7月20日、共和国は、ドイツ法に準拠する適格債券の保有者向けに、当該債券に関する和解案を実施するための和解手続を公表した。「-訴訟手続-和解」を参照のこと。

2017年10月27日、共和国は額面価額にして約9,200万米ドル、判決額では総額約2億1,670万米ドルの債券を所有する共和国の債権者との間で最終的な和解契約を締結した。「-訴訟手続-和解」を参照のこと。

米国における個別訴訟

2016年4月12日、連邦地裁は、ある債権者グループが共和国に送付した和解関連文書（共和国は副署していなかった。）が拘束力のある和解契約である旨の確認を求めて提起した訴訟について、共和国による請求却下の申立てを認めた。連邦地裁は、共和国の副署がなく原告との間に拘束的な契約は成立していないと判断し、原告の訴えを棄却するよう求める共和国の申立てを認めた。原告はこの棄却に対して控訴し、本報告書日付現在、控訴審が係属中である。

2016年6月1日、ニューヨーク州法、ドイツ法、イギリス法およびイタリア法に準拠する価額未確定のアルゼンチン債券を所有すると主張するある債権者が、共和国に対し、その所有権に基づき、連邦地裁に訴訟を提起した。共和国はおよび原告は、原告がハーグ送達条約に従い共和国に送達を実施したことに関する証拠を提出した後60日以内に、共和国が原告の訴えに応答する旨を申し出た。連邦地裁は2016年7月28日にこの申出を認めた。本報告書日付現在、原告はかかる送達の証拠を提出していない。

2016年11月、ある債権者が共和国に対して、ニューヨーク州法、ドイツ法およびスイス法に準拠する額面価額にして約6,210万米ドル、300万ユーロおよび200万スイスフランの債券の所有権に基づき、連邦地裁に訴訟を提起した。原告の主張には、同様の事案において連邦地裁が後の2016年12月22日および2018年10月22日に退けることとなったパリパス条項違反の主張が含まれていた。本報告書日付現在、共和国はこの訴えにまだ応答していない。

2016年12月22日、連邦地裁は、額面価額にして総額2,090万米ドルの債券に係る3件の訴訟について、原告の元本および利息に対する請求権のうち訴え提起の6年以上前に発生していたものについてはすべて時効が成立しているとして、共和国による請求棄却の申立ての一部を認めた。さらに、連邦地裁は、共和国がパリパス条項に違反しているとの主張に基づく特定履行および損害賠償の請求も棄却し、その理由において、共和国が依然として原告の債券に対する支払いを行っていない状況下で他の債権者に対する支払いを行ったとしてもパリパス条項違反を構成しないと認定し、そのため共和国はパリパス条項に違反しておらず、またパリパス条項違反があっても個々に損害賠償請求権が生じるものではないとした。

米国訴訟におけるアルゼンチンの財産に対する差押えまたは執行の試み

米国において、外国を相手方とする債権者の執行による救済は、米国での商業活動に用いられる当該外国の資産をその対象とする場合には、1976年外国主権免除法（「FSIA」）により制限される。FSIAはまた、外国の中央銀行の外貨準備ならびに軍事財産および外交財産を差押えおよび執行から特別に保護している。共和国またはいわゆる共和国の分身の財産に対する執行の試みは裁判所によりほぼ退けられているが、いくつかの事件では、共和国の未交換債務に基づいて支払いを請求した原告が共和国資産の差押えおよび保全に成功している。

米国判決の海外承認手続

一部の原告は、英国、ルクセンブルク、フランス、ベルギー、スイス、ガーナおよびアルゼンチンを含む外国の裁判所において米国判決の承認を求めており、一部の訴訟でかかる承認を取得した。当該原告らは、共和国に対する請求につき和解に応じている。

ドイツにおける訴訟

一部の債券保有者は、ニューヨークの裁判所で認められたものと同様の債権同順位に基づく救済を取得すべく、ドイツで手続を開始した。ドイツの裁判所は事実審および上訴審の両レベルでかかる救済を退けている。

判決を執行しようとする原告は、共和国の大使館および領事館の銀行口座など外交上または領事上の目的で使用される資産を差し押さえることができない。共和国の理解によれば、ドイツの原告は、（別の政府発行債の利息支払いに係る）支払代行機関により保有される共和国資金の差押えに成功している。一部の債権者はまた、ドイツの「敗訴当事者負担」の制度に基づき共和国の費用（法定の弁護士費用および、もしあれば訴訟費用）を負担するその他の原告（たとえば、共和国に対する請求を取り下げ、または訴訟の一部または全部で敗訴した者）に対して共和国が有する債権を、当該原告による相殺が及ばない範囲で差し押さえている。

一部の原告は、米国およびルクセンブルクを含む外国の裁判所においてドイツ判決の承認を求めている。

日本における訴訟

2010年2月10日、共和国は、日本の法律に基づき共和国が発行した不履行債券4シリーズについて、日本の債券の管理会社が提起した額面価額で約110億円およびその利息を請求する訴状の送達を受けた。当該原告は、2010年債務交換に参加した結果、大半の請求を取り下げた。2013年1月、東京地裁は、債券保有者のための債券の管理会社は訴えを提起するための原告適格を欠くとして本件請求を退けた。2014年1月、東京高等裁判所は地裁の判断を支持し、原告は最高裁に上告した。2016年6月2日、最高裁は高裁判断を覆し、追加審理のために事件を東京地裁に差し戻した。2016年6月8日、共和国は、日本の法律に基づき共和国が発行した不履行債券3シリーズに係る額面価額で933,000,000(9億3,300万)円の債権につき、和解金を支払った。本報告書日付現在、訴訟の対象となっている円貨建債券の未返金部分は額面価額で18億7,000万円であった。「 - - 訴訟手続 - 日本における訴訟」を参照のこと。

スペインにおける訴訟

2014年4月10日、ドイツ判決取得済みの原告が、スペインに所在する共和国資産を差し押さえるための手続をマドリードの裁判所で開始した。2015年5月14日、当該裁判所は在スペインの共和国資産に対して原告がドイツ判決を執行することを認容した。2015年12月、裁判所が当該決定に対する共和国の取消しの申立てを退けたため、共和国はその判断について控訴した。2016年9月28日、控訴裁判所は共和国の控訴を認め、下級審の執行命令を取り消した。「 - - 訴訟手続 - スペインにおける訴訟」を参照のこと。

アルゼンチンにおける訴訟

2001年の経済危機以来、共和国は、危機中にとった措置に関連する請求、とりわけ不履行債券の支払いに係る訴えをアルゼンチン国内で提起されている。これらの訴訟は概して奏功していない。アルゼンチン最高裁は一貫して、債券の支払延期を含め、2001年経済危機を受けて採用された緊急措置の合憲性を支持する複数の判断を示している。この種の地方レベルの訴訟は大半が退けられている。

アルゼンチンにおける海外判決の承認および執行： アルゼンチン法は、権限ある外国裁判所により下された終局判決のアルゼンチン国内における執行を認めている。ただし、被告の適切な防御権が保証されること、その判決または判断がアルゼンチンの公序原則に反しないこと、およびその判決または判断が過去または同時期にアルゼンチンの裁判所により下された他の判決と矛盾しないことを条件とする。通常、外国の債権者がアルゼンチン国内において訴訟を提起し、または外国の判決または判断の執行を求めることはない。

アルゼンチン国内で、4件の訴訟の原告が総額約2,400万米ドルに係る米国判決の承認を求めている。このうち3件は最高裁まで手続が進み、外国判決承認請求を退けた前審の控訴裁判判断が支持された。本報告書日付現在、4件目は下級審に係属している。アルゼンチンの裁判所が米国判決の承認および執行の請求を退けたすべての事件において、裁判所は共和国の主張通り、原告に利益が生じる債券をアルゼンチンが発行することが商業活動を構成するとしても、経済的および社会的緊急事態の結果として不履行を宣言した共和国の決定は国家主権の行使を構成するものであり、それは外国裁判所によっても尊重されるべきとの考えを支持した。2016年2月に共和国が本和解案を公表して以降、共和国はアルゼンチン国内での米国判決の承認を求めていた原告全員と和解契約を締結した。

アルゼンチンにおける仲裁判断の強制： 債権者がアルゼンチンを相手方とする仲裁判断に基づいて回収を行うためには、まず権限ある機関に通知し、当該財政年度の予算から拠出される資金による支払いを請求しなければならない。

い。かかる資金が拠出できない場合、債権者は当該判断の支払いが翌財政年度の予算に計上されるべきことを請求することができる。当該判断が翌財政年度の予算に計上されるために、行政府は前年度の9月15日までにその旨を議会に示さなければならず、債権者は前年度の7月31日までに権限ある機関にその旨を通知しなければならない。債権者がかかる要件をみたしたにもかかわらず共和国が当該額を翌財政年度の予算に計上しないか、または翌財政年度中に支払いを行わない場合、債権者は当該判断の履行を得るためアルゼンチンの資産に対して執行を試みることができる。

また、アルゼンチン法が適用される債券に関する事案も存在する。

ICSIDにおける仲裁

アルゼンチンは、2001年および2002年のアルゼンチン経済危機に対処するためにとられた措置の結果に関するものを含め、1965年國家と他の國家の國民との間の投資紛争の解決に関する条約（「ICSID条約」）に基づく仲裁手続の当事者となっている。

2013年から2017年までの間、アルゼンチンは、アルゼンチンに対する総額8億5,530万米ドルの請求を認容した7件のICSID仲裁廷の最終判断を決済した。

上記金額は、すべて、利息および費用を除く元本である。

その他の仲裁

国連国際商取引法委員会（「UNCITRAL」）のルールに基づく仲裁廷、および国際商工会議所（「ICC」）のルールに基づく仲裁廷に請求を申し立てた申立人もいる。

アルゼンチンは2013年10月および2016年5月に、アルゼンチンに対する総額2億3,890万米ドルの請求を認容したUNCITRALの2件の最終判断を決済した。

上記金額はすべて、利息および費用を除く元本である。

米国におけるその他の非債権者による訴訟

2015年4月8日、Petersen Energía Inversora, S.A.U.およびPetersen Energía, S.A.U.（「Petersen事業体」）が、アルゼンチンに対して2012年のYPF国有化に関する訴えを連邦地裁に提起した。

Petersen事業体は、共和国がYPFのクラスD株式の51%を取得した際にYPFの付属定款への違反があったと主張し、これを根拠に填補的損害賠償（訴額未確定）を求めている。2015年9月、共和国は、連邦地裁はFSIAにより管轄権を有しない旨を重点的に主張して訴状の却下を求めた。2016年9月9日、連邦地裁は、原告の主張の退けるよう求めた共和国の申立てを一部認容し、一部棄却した。

2016年11月3日、Eton Park Capital Management, L.P.、Eton Park Master Fund, Ltd.およびEton Park fund, L.P.は、YPFのクラスD株式の51%が共和国に取得されたことを発端にYPFの付属定款への違反があったと主張し、これを根拠に共和国に対して填補的損害賠償請求（訴額未確定）の訴えを提起した。かかる訴訟は、現在第2巡回区控訴裁判所がPetersenの件について判断を下すまでの間中断されている。

最近の動向

訴訟手続

和解

本報告書日付現在、2015年12月31日現在の未交換債務の額面残高の約85%（共和国が時効完成済みと認識している債権、および合意が交わされていない債権を含めて算定している。）を占める未交換債務保有者との間で基本合意が交わされている。

2018年2月2日および2018年2月12日、共和国が2017年10月27日に額面価額にして約9,200万米ドルの債券を所有する共和国の債権者との間で締結した最終的な和解契約に係る請求が取り下げられた。「 - - 和解」を参照のこと。2017年11月8日、共和国はニューヨーク州法に準拠する額面価額にして220万米ドルの債券、ならびにイタリア法、ドイツ法およびイギリス法に準拠する額面価額にして600万ユーロの債券を所有する債権者との間で最終的な和解契約を締結した。これらの請求は2018年2月7日に取り下げられた。

2019年2月19日現在、和解に応じた債権者への支払いにより、額面価額の合計約33億米ドルおよびその利息に対する請求が米国で取り下げられ、また判決の履行額は約53億米ドルとなった。さらに共和国は現在、和解契約と連邦地裁で争われている債権との間で調整がとれるよう、ならびに申立債権に関して和解が成立したすべての訴訟および/または判決が放棄されるよう、締結済みの和解契約を再点検している。

本報告書日付現在、共和国はドイツ法に準拠する額面価額にして2億7,510万ユーロの債券を所有する債権者との間で和解した。共和国は現在、券面が保有されている一定のドイツ法準拠債券の決済および消却を可能とする仕組み作りを検討している。

米国における個別訴訟

2019年2月19日現在、2001年の不履行債券につき58件、額面価額にして約4億5,200万米ドルの訴訟が裁判所に係属している。これらの訴訟の中で、額面価額にして約1億9,800万米ドルの債券について総額約3億3,600万米ドルの判決が言い渡された。

2018年1月2日、命令第1005/2001号により設けられた2001年租税優遇プログラムに基づき共和国が発行した保管証書を所有すると主張する3人の個人が、共和国に対し訴訟を提起した。その主張によれば、保管証書は、ニューヨーク州法に準拠して共和国が発行し、信託によりアルゼンチンで管理されている債券の元本金額（額面価額にして約3,580万米ドル）を表章している。原告らは、損害賠償とパリパス条項に基づく差止めを請求した。2019年1月15日、連邦地裁は、保管証書が連邦地裁に管轄権を設定していないことを理由のひとつとして、共和国による請求却下の申立てを認めた。原告らは2019年2月11日に上訴し、本報告書日付現在、かかる上訴審が係属中である。

2018年4月24日、原告の1人は、元本76万米ドル相当の1994年FAA債を所有するとして、元本および利息の金員支払判決を得るために請求内容を修正して訴訟を提起した。かかる訴訟には、2016年12月22日に類似事案において連邦地裁が棄却したパリパス条項違反に基づく請求と実質的に類似する請求が含まれている。共和国は2018年6月25日、訴えを一部退けるよう申し立て、2018年7月13日にはその主張を説明した。2018年10月22日、連邦地裁は共和国による請求棄却の申立てを認め、訴え提起の6年以上前に発生していたすべての請求権とパリパス条項違反に基づくすべての請求権を退けた。2018年11月26日、原告は上訴し、本報告書日付現在、上訴審が係属中である。

2018年9月10日、連邦地裁は、ニューヨーク州法に準拠する額面価額にして約530万米ドルの債券、およびドイツ法に準拠する額面価額にして100万ユーロの債券を所有すると主張する原告の訴えについて、共和国による請求棄却の申立てを認めた。連邦地裁はすべての原告の請求について時効が成立しているとし、共和国による法制定、財政上

の発表、公職員による発言または2010年の債務交換の申入れが時効を中断したとの原告の主張を退けた。2018年9月21日、原告は上訴し、本報告書日付現在、上訴審が係属中である。

2019年1月14日、ある原告が債権同順位に基づく差止めが効力を生じている間にGDP連動型ワラント債の支払いがなされなかったとして約8,370万米ドルの支払いを求める訴えを提起した。かかる請求に対する共和国の応答期限は2019年3月18日である。

パリパス訴訟

原告らは債権同順位に基づく差止めが2016年4月に解除された後、パリパス条項違反に基づく請求を主張したが、本報告書日付現在、連邦地裁は2016年4月22日以降になされた債権者同順位に基づく差止めまたは損害賠償の請求を一切認めていない。

2018年4月、額面価額で合計544万米ドルの共和国発行債券を所有する複数の原告らが、共和国のパリパス条項違反を主張して差止めの請求を申し立てた。2018年11月6日、連邦地裁は、共和国がすでにパリパス条項違反の状態にはないと判断し申立てを棄却した。原告らは上訴していない。

米国における集団訴訟

2018年5月16日、共和国は8件の集団訴訟を和解で処理するために2,170万米ドルを支払い、その結果、これらの集団訴訟は2018年5月29日、確定的に取り下げられた。クラス認定を受けた他の集団訴訟は和解の前に取り下げられ、本報告書日付現在、3件の集団訴訟の原告らがおお判決を求めている。

2018年1月22日、ある原告が、米国法および英国法に準拠する2005年および2010年の債務交換債の実質的所有者であるとされるクラスを代表して、連邦地裁に訴えを提起した。かかる訴訟は、債権同順位に基づく差止めが効力を生じていた2014年から2016年の間に支払遅滞に陥った利息に対する重利の支払いを求めるものである。2018年11月2日、連邦地裁は共和国による請求却下の申立てを認め、支払遅滞の利息に対する重利は債務交換債の契約上の債務に含まれるものではなく、また、連邦地裁は英国法に準拠する債券について管轄を有しないことから、原告は訴えを提起するための原告適格を欠くとした。原告は上訴していない。

ドイツにおける訴訟

2019年1月19日現在、ドイツでは、共和国に対し、不履行債券に関連して、総額約1億3,250万ユーロの元本ならびにその利息および訴訟費用の支払いを内容とする終局判決が示されたが、不履行債務に関する約250万ユーロの元本ならびにその利息を求める訴訟については未だ一件も終局判決に至っていない。共和国は、引き続きドイツ法に準拠する不履行債券であって時効が成立していない債券の所有者との間で2016年2月の和解案と合致する内容にて和解を進めている。

日本における訴訟

2018年3月26日、東京地方裁判所はアルゼンチンに対して新たな判決を下し、共和国が上訴したことにより現在、上訴審が東京高等裁判所に係属している。共和国は債券保有者の管理会社との間で、日本法に準拠する債券のうち判決が及ぶ債券保有者との間で2016年2月の和解案の実行することについて協議を続けている。これらの目的のため、共和国は2019年2月22日、日本法に基づき残存する4シリーズの各シリーズにつき債券保有者の集会を召集した。これらの集会では、債券保有者は必要過半数の承認により、4シリーズ合計で9億3,300万円に値する当該シリーズ債

券の全保有者が2016年の和解案における標準オプションに拘束されることを可決した。共和国による和解金額の支払いと引き換えに、共和国はこれらの債券に基づくすべての未履行債務から解放されることとなる。

スペインにおける訴訟

2019年1月25日、スペインの最高裁判所は、原告による2016年9月28日の高等裁判所の決定に対する上告を受理した。かかる上告審は係属中である。「 - - スペインにおける訴訟」を参照のこと。

ICSIDにおける仲裁

本報告書日付現在、アルゼンチンに対してICSID仲裁廷が出した総額6億7,060万米ドルの5件の仲裁判断があり、その他アルゼンチンが判断の取消しを求めている総額5億1,700万米ドルの2件のICSID仲裁判断、および申立人が判断の取消しを求めている1,340万米ドルの補充的判断が1件ある。また、アルゼンチンを相手方当事者とする現在進行形のICSID仲裁が4件あり、請求総額は9億2,460万米ドルである。さらに、当事者が和解の協議中であるため中断の合意をしている請求総額2,560万米ドルの1件がある。

上記金額は、すべて、利息および費用を除く元本である。

その他の仲裁

本報告書日付現在、アルゼンチンに対してUNCITRAL仲裁廷が出した総額2,850万米ドルの3件の仲裁判断がある。本報告書日付現在、アルゼンチンを相手方当事者とする現在進行形のUNCITRALおよびICCの仲裁が3件あり、請求総額は6億6,940万米ドルである。さらに、当事者が和解の協議中であるため中断の合意をしている請求総額2,560万米ドルの1件がある。

上記金額は、すべて、利息および費用を除く元本である。

米国におけるその他の非債権者による訴訟

2018年7月10日、第2巡回区控訴裁判所は、共和国によるPetersen事業体による請求棄却の申立てを一部認容し、一部棄却した2016年9月9日の連邦地裁の判断を支持した。「 - - 米国におけるその他の非債権者による訴訟」を参照のこと。2018年10月31日、共和国は上告の申立てを行った。2019年1月7日、最高裁判所は米国の見解を示すために、訟務長官を招いた。

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし